

(参考2)

参考資料

第2章 人づくり革命

7. 財政健全化との関連

消費税率引上げ分の使い道の見直しにより、国・地方のプライマリーバランスの黒字化の達成時期に影響が出ることから、2020年度のプライマリーバランス黒字化目標の達成は困難となる。ただし、財政健全化の旗は決して降ろさず、不断の歳入・歳出改革努力を徹底し、プライマリーバランスの黒字化を目指すという目標自体はしっかり堅持する。この目標の達成に向け、これまでの経済・財政一体改革の取組を精査した上で、来年の「経済財政運営と改革の基本方針」において、プライマリーバランス黒字化の達成時期、その裏付けとなる具体的かつ実効性の高い計画を示すこととする。

「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進し、安倍内閣のこれまでの取組を強化。

財政健全化目標等

- 財政健全化目標を堅持。「国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。」

歳出改革の基本的考え方

- 国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。
- 地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。
- 計画の中間時点(2018年度)において、下記の目安に照らし、歳出改革、歳入改革それぞれの進捗状況、KPIの達成度等を評価し、必要な場合は、デフレ脱却・経済再生を堅持する中で、歳出、歳入の追加措置等を検討。

歳出改革の目安

＜目安1＞PB赤字対GDP比:2018年度▲1%程度

＜目安2＞国の一般歳出の水準:

安倍内閣のこれまでの3年間では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続。

＜目安3＞社会保障関係費の水準:

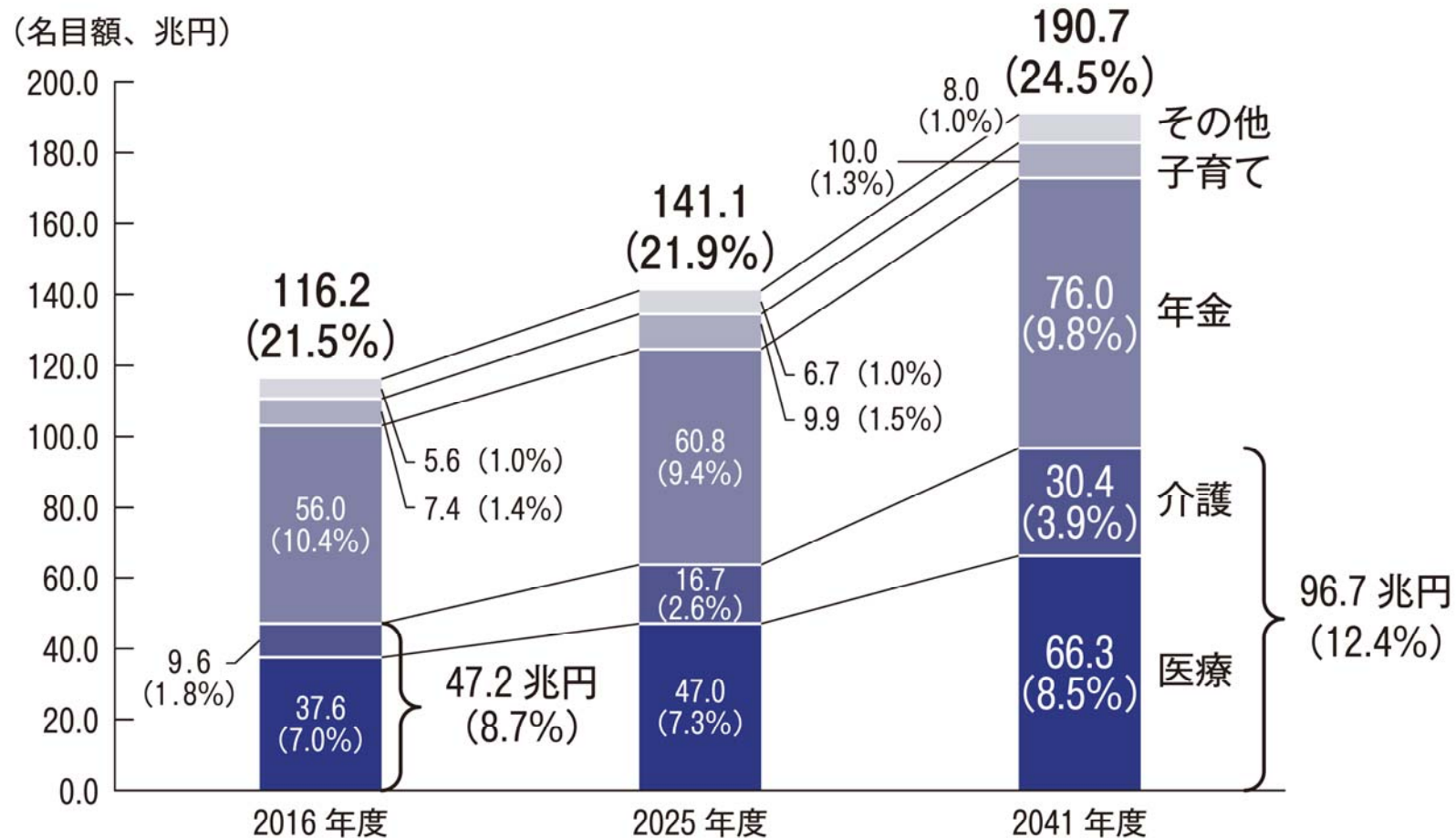
安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の効果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び(1.5兆円程度)となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020年度に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す。

＜目安4＞地方の歳出水準:

国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。

平成30年3月30日 財政制度分科会 NIRA総合研究開発機構説明資料

図1 社会保障給付費の将来見通し

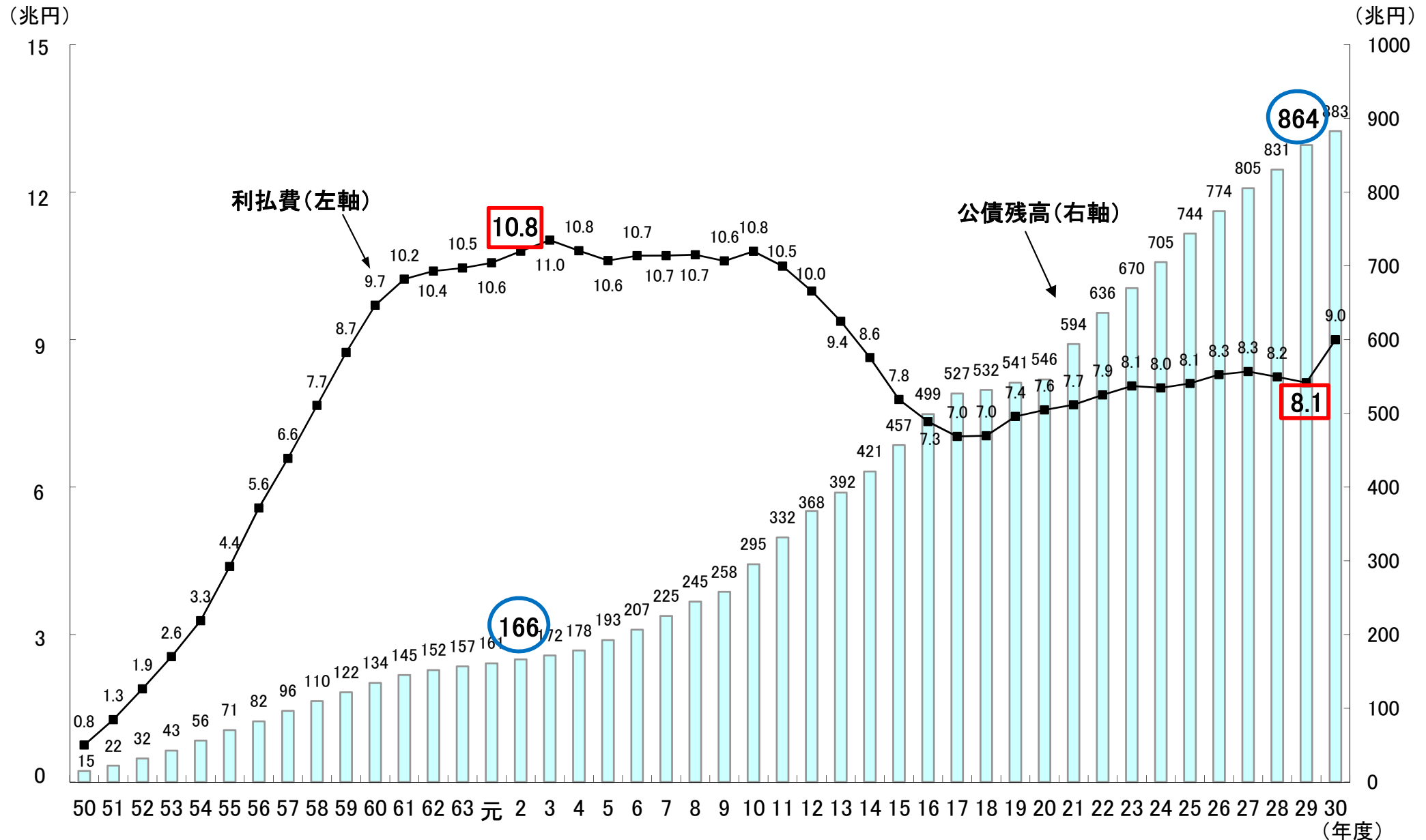


(注) 金額は名目額、カッコ内は対名目 GDP 比を示している。「その他」は、「社会保障費用統計」の給付費から医療・介護・年金・子育てを除いた額を各年の対 GDP 比で一定とおいている。

(出所) 厚生労働省その他公開資料、および内閣府「中長期の経済財政に関する試算 (2018 年 1 月 23 日)」を用いて推計。

公債残高と利払費の推移

資料 I - 1 - 2

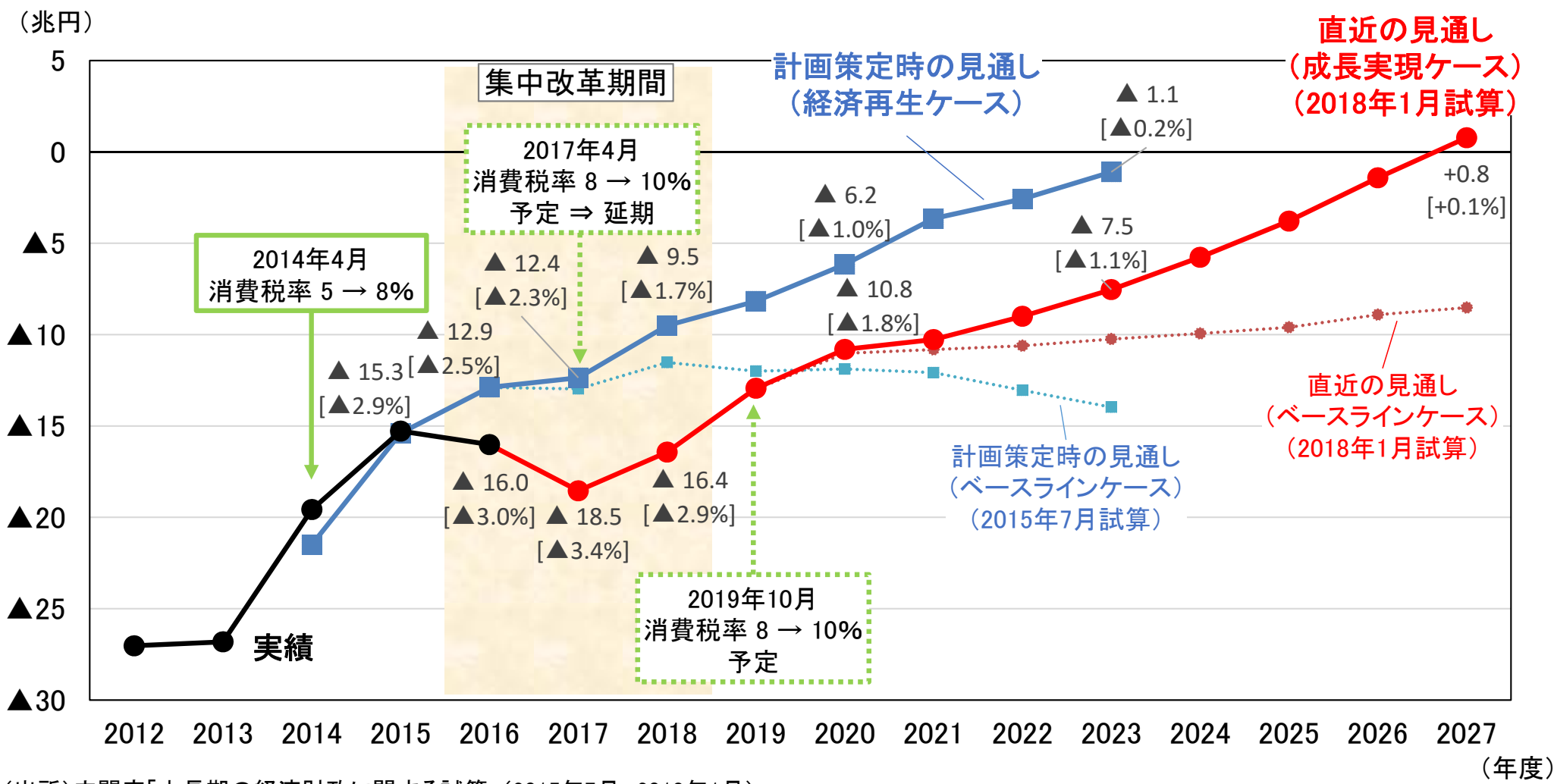


(注1) 利払費は、平成28年度までは決算、平成29年度は補正後予算、平成30年度は予算による。

(注2) 公債残高は各年度3月末現在高。ただし、平成29年度末は補正後予算に基づく見込み、平成30年度末は予算に基づく見込み。また、公債残高は、東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度末:10.7兆円、平成24年度末:10.3兆円、平成25年度末:9.0兆円、平成26年度末:8.3兆円、平成27年度末:5.9兆円、平成28年度末:6.7兆円、平成29年度末:6.4兆円、平成30年度末:5.8兆円)及び、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債(平成24年度末:2.6兆円、平成25年度末:5.2兆円、平成26年度末:4.9兆円、平成27年度末:4.6兆円、平成28年度末:4.4兆円、平成29年度末:4.1兆円、平成30年度末:3.9兆円)を含む。

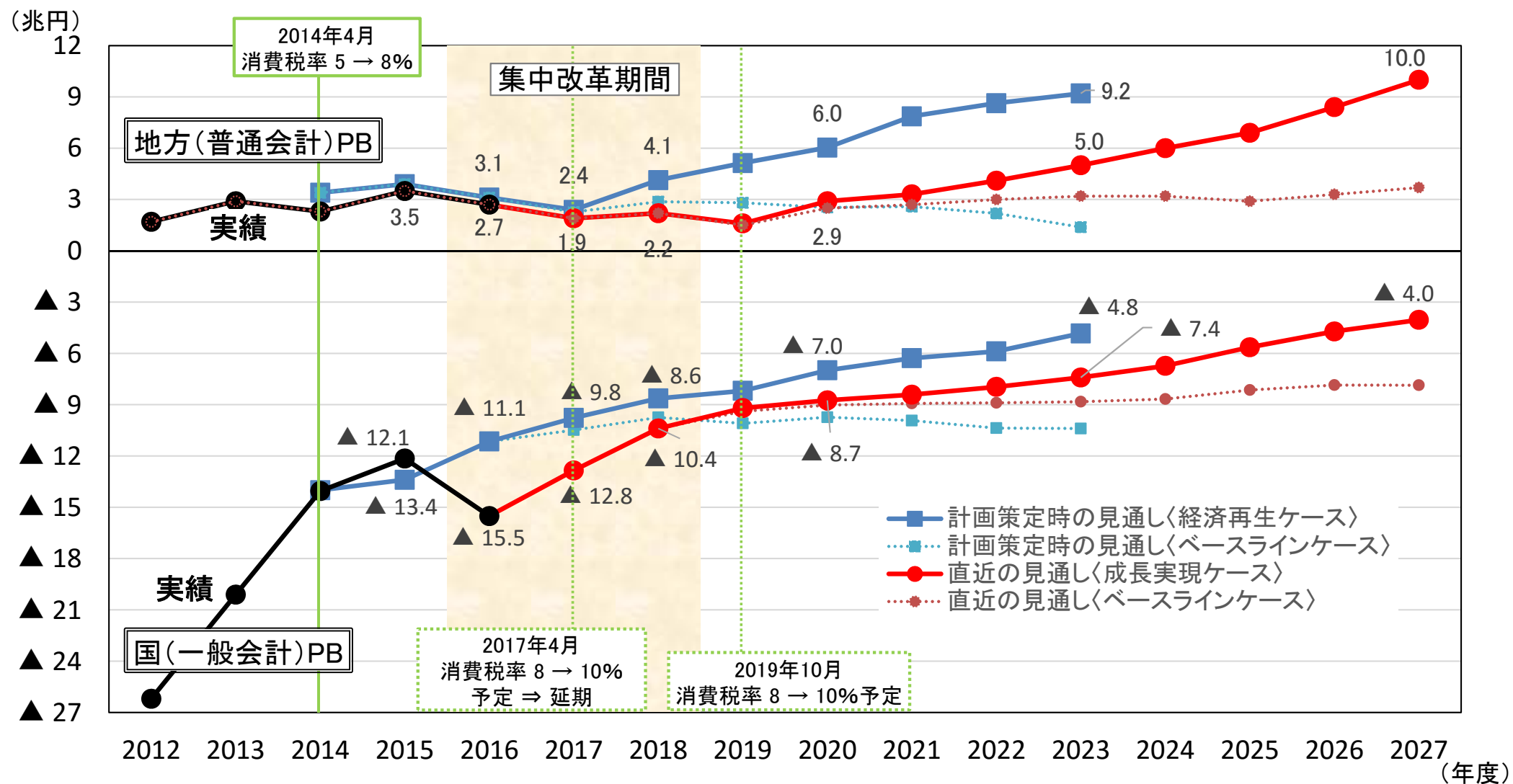
平成30年4月6日 財政制度分科会 富田委員説明資料

- 国・地方のプライマリーバランスは、2016年度（実績）、2017年度（実績見込み）は2015年度に比べ悪化。
- 2018年度以降も、計画策定時の見通しに比べ悪化して推移の見込み（ベースラインケースにおいては、見通しの前提の上方改定に伴って、2020年度以降は、計画策定時の見通しに比べ改善して推移する想定）。



(出所)内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2015年7月、2018年1月)
(注1)2015年7月試算は平成17年(2005年)基準SNAベース。実績及び2018年1月試算は平成23年(2011年)基準SNAベース。
(注2)[]内は対GDP比(%)。

○ 国（一般会計）、地方（普通会計）、それぞれについてプライマリーバランスを見ると、いずれも計画策定時の見通しに比べ悪化。地方はプライマリーバランス黒字が継続。

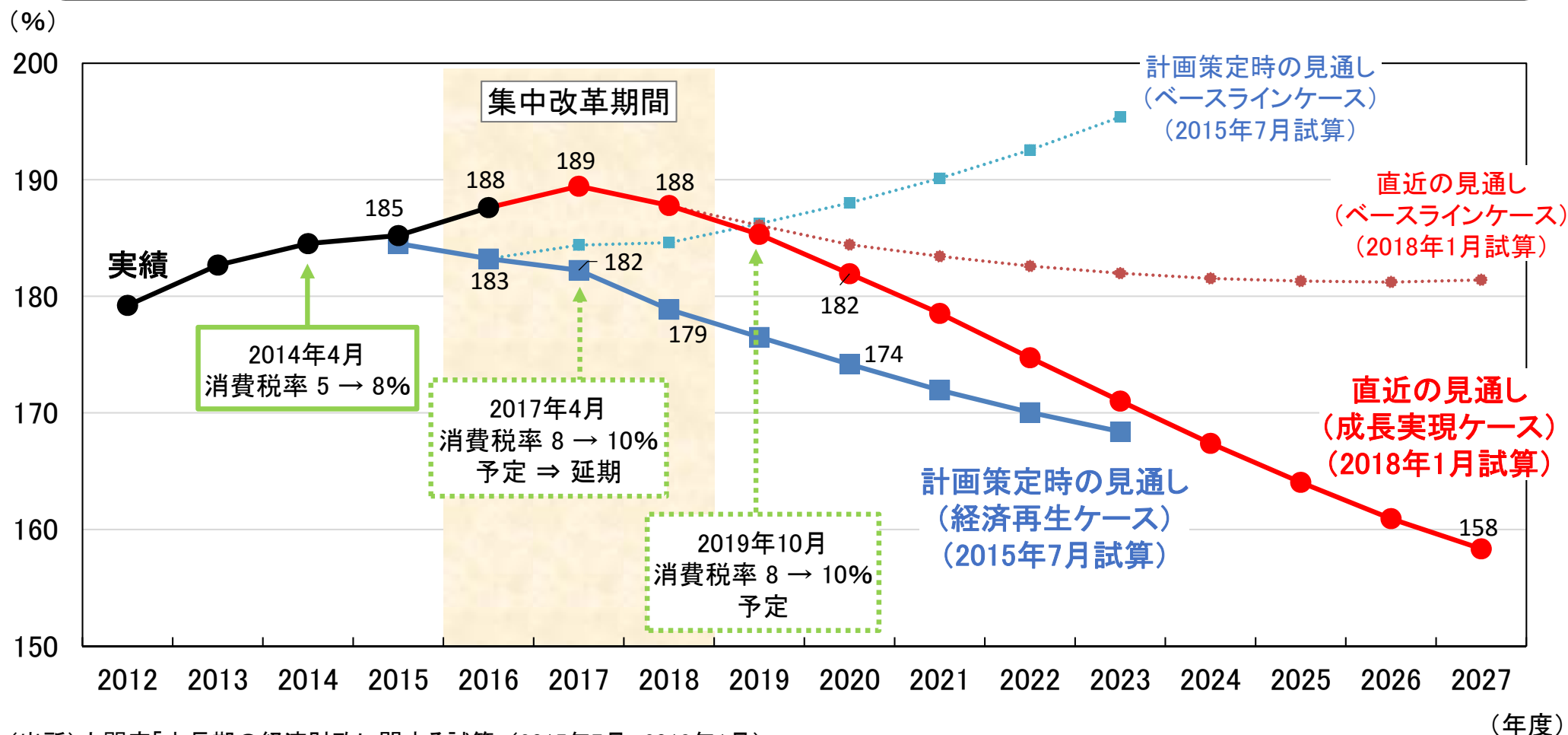


(出所)内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2015年7月、2018年1月)

(注)「計画策定時の見通し」は2015年7月の「中長期の経済財政に関する試算」、「直近の見通し」は2018年1月の同試算に基づく。

平成30年4月6日 財政制度分科会 富田委員説明資料

- 国・地方の債務残高対GDP比は、名目経済成長率が名目金利を上回る状況が続いているにも関わらず、2017年度まで一貫して上昇の見込み。
- 2018年度以降は、見通しの前提の変更もあって、計画策定時の見通しに比べ、成長実現ケースは悪化、ベースラインケースは(2019年度以降)改善して推移する想定。

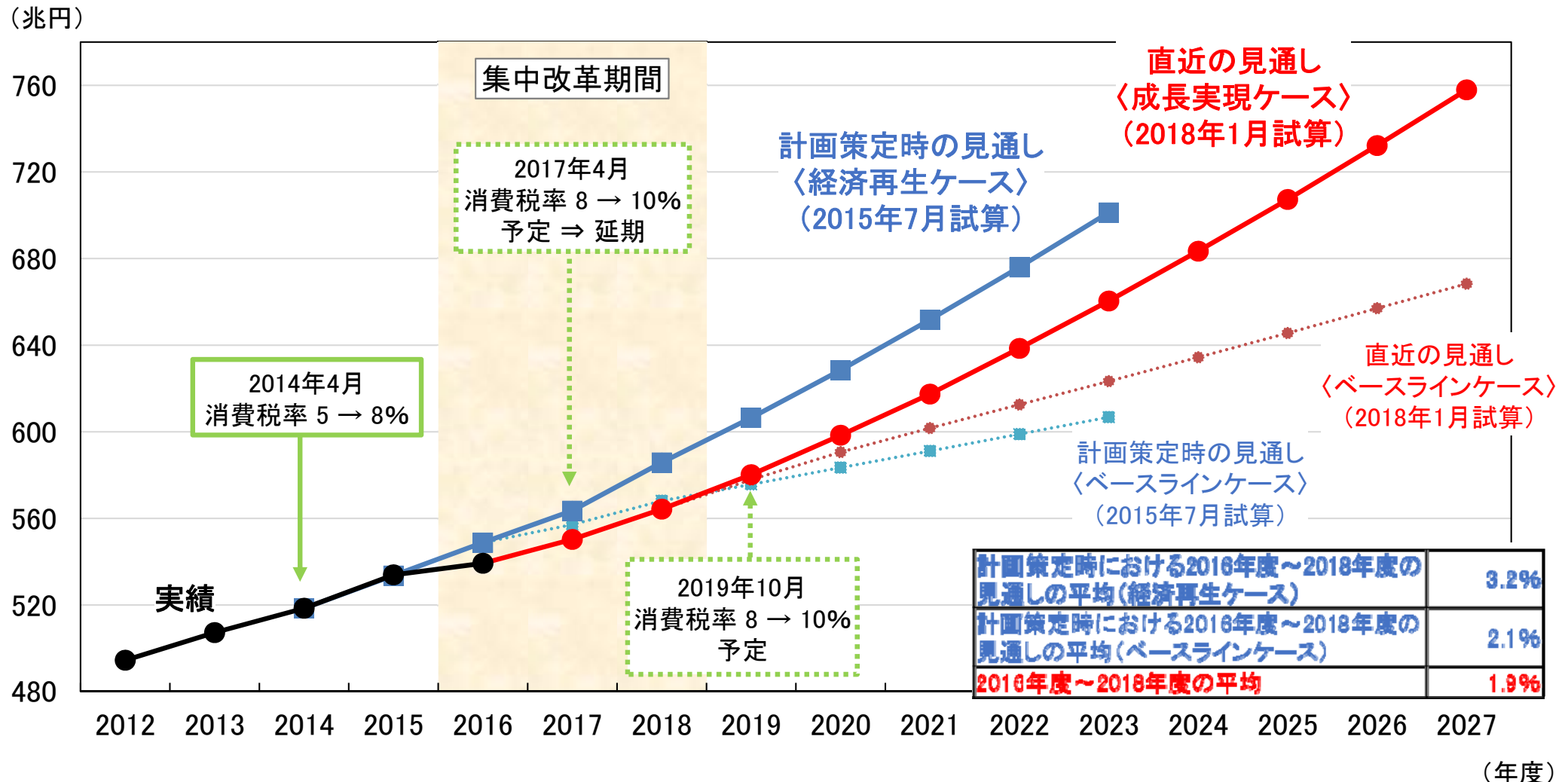


(出所)内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2015年7月、2018年1月)

(注)2016年12月に国民経済計算の基準改定が行われ、計数の遡及改定が行われたことから、分母である名目GDPの「計画策定時の見通し」については、2014年度の名目GDP(基準改定後)に対して、2015年7月の試算における2015年度以降の名目GDP成長率の見通しを掛け合わせて機械的に算出。

平成30年4月6日 財政制度分科会 富田委員説明資料

- 名目GDP成長率は、2018年度まで計画策定時の見通し(2015年7月、以下同じ)を下回って推移の見込み。
- 2019年度以降の名目GDP成長率は、見通しの前提の変更もあって、計画策定時の見通しに比べ、成長実現ケースは低下、ベースラインケースは改善して推移する想定。



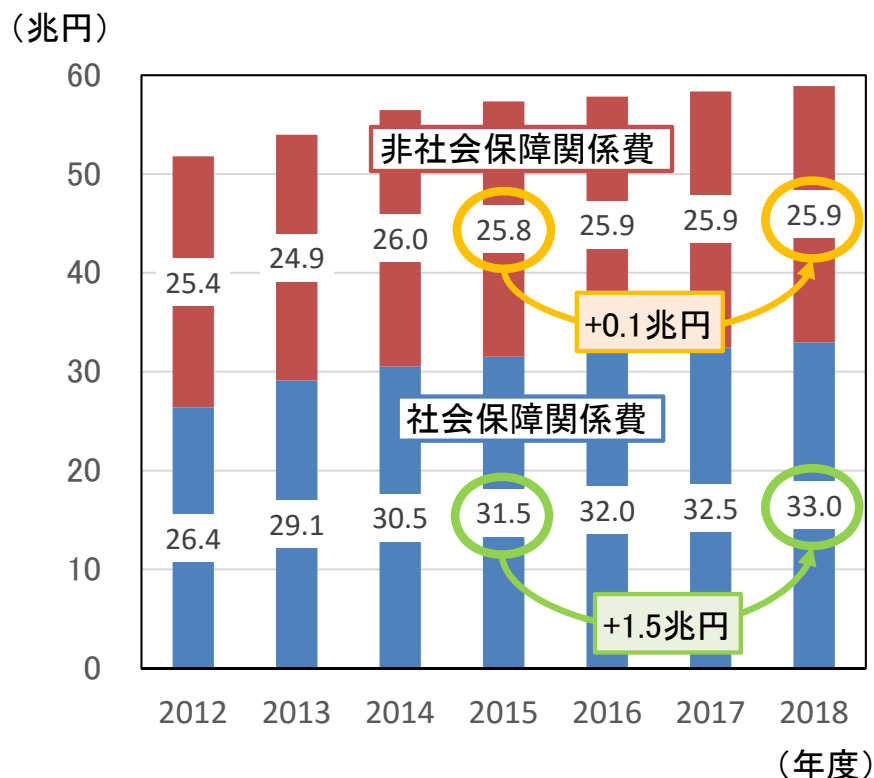
(出所)内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2015年7月、2018年1月)

(注)2016年12月に国民経済計算の基準改定が行われ、計数の遡及改定が行われたことから、「計画策定時の見通し」については、2014年度の名目GDP(基準改定後)に対して、2015年7月の試算における2015年度以降の名目GDP成長率の見通しを掛け合わせて機械的に算出。

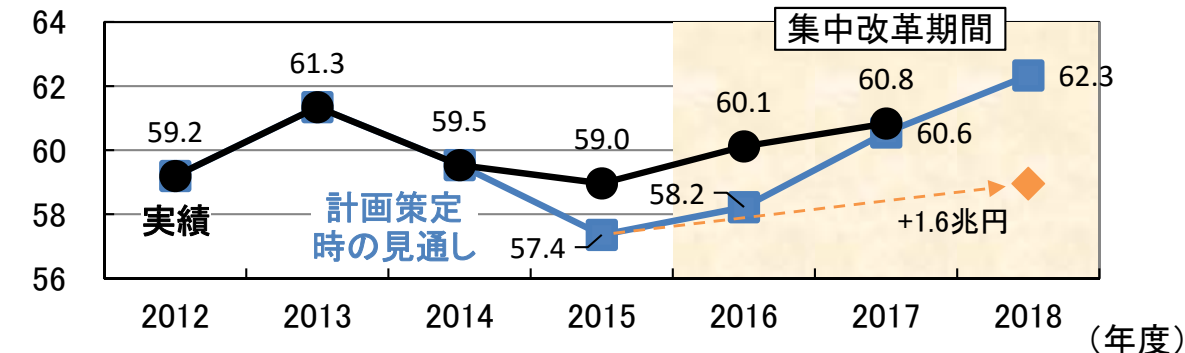
平成30年4月6日 財政制度分科会 富田委員説明資料

- 国の歳出は、当初予算ベースでは3年間の歳出改革の目安（一般歳出の伸び：1.6兆円程度、社会保障関係費の伸び：1.5兆円程度）を達成。しかし、補正予算の編成に伴い、2016年度（実績）、2017年度（実績見込み）の歳出は上振れ。（計画に沿った財政健全化を実現するためには、歳出を計画策定時の見通しよりも抑制する必要（右側上のグラフの◆参照）。）
- 国の税収を見ると、消費税率の10%への引上げの延期、名目GDP成長率の下振れに伴って、2016年度（実績）、2017年度（実績見込み）は、計画策定時の見通しより下振れ。

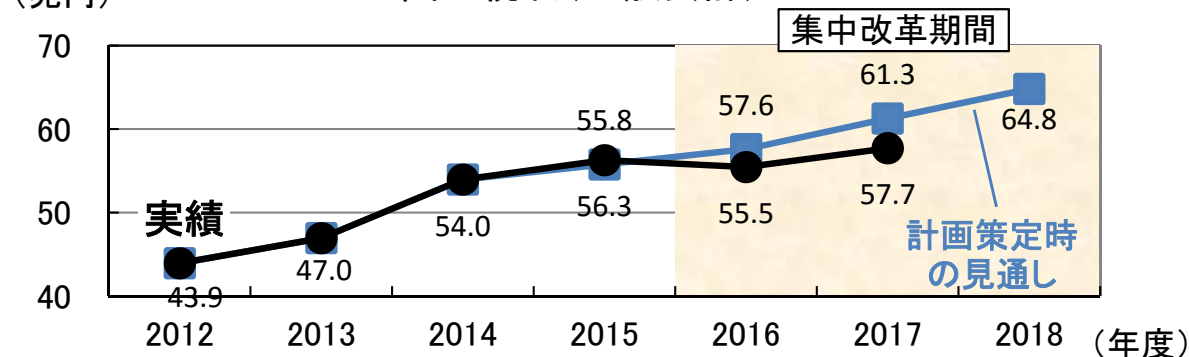
＜国の一般歳出の推移（当初予算ベース）＞



＜国の一般歳出（一般会計）＞



＜国の税収（一般会計）＞

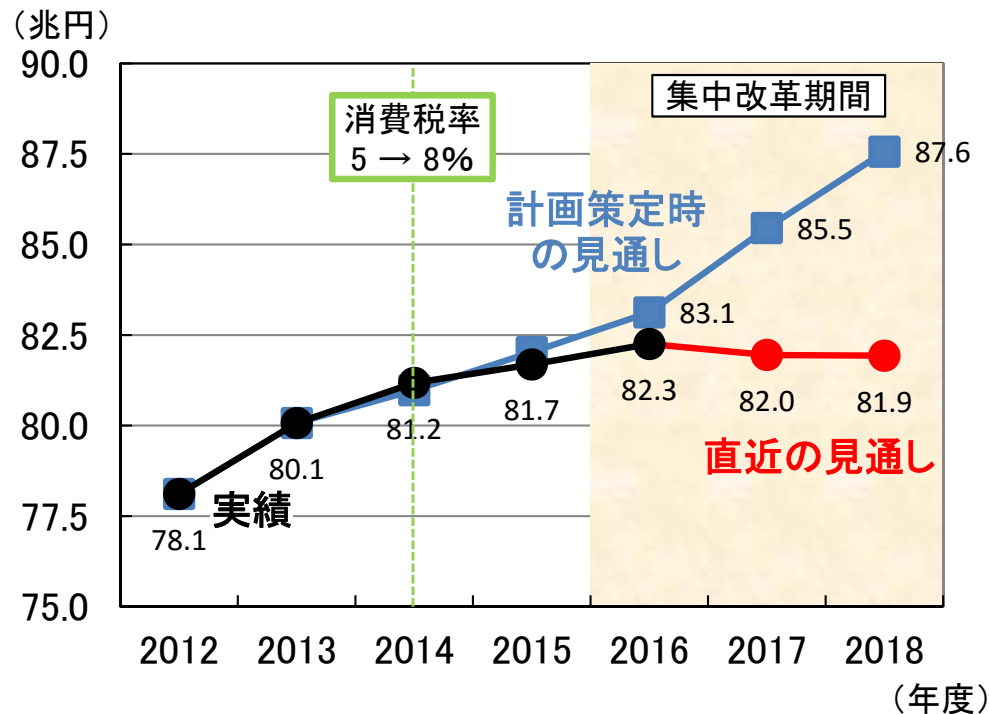


（出所）財務省資料、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」、「国民経済計算」。

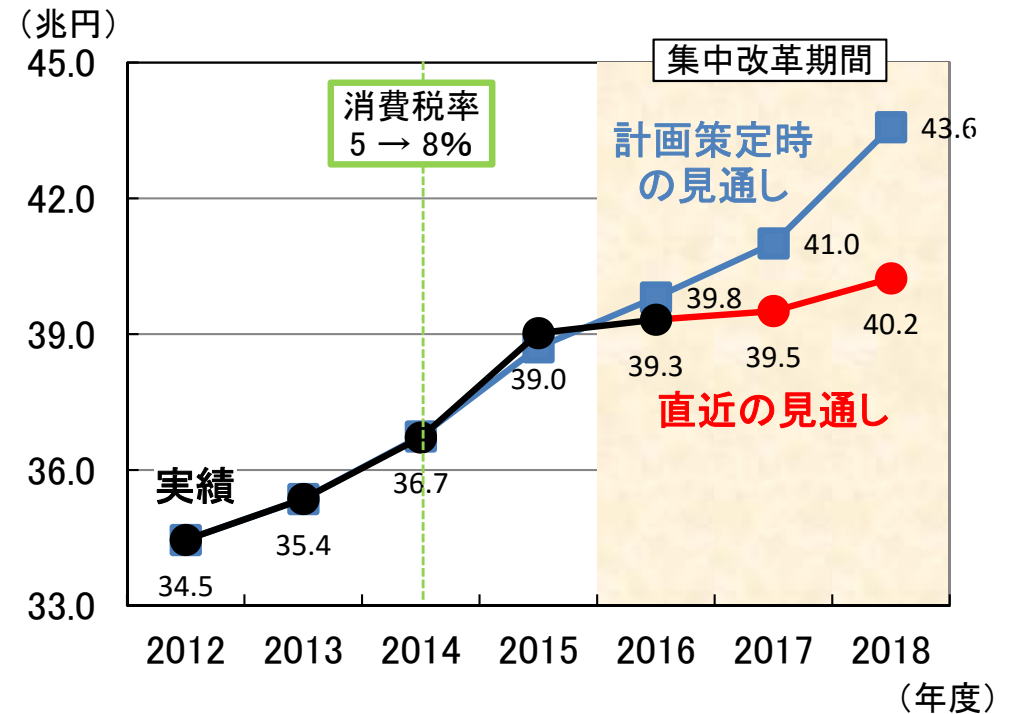
（注）「計画策定時の見通し」は2015年1月の「中長期の経済財政に関する試算」（経済再生ケース）、「実績」は2018年1月の同試算（成長実現ケース）に基づく。「実績」について、2016年度までは決算、2017年度は2017年度補正予算に基づく。「計画策定時の見通し」の2017年度以降の数字には、計画策定時に2017年4月に予定されていた消費税率10%への引上げの影響が織り込まれていることに留意。

- 地方の歳出(公債費を除く)を見ると、2016～18年度は、それ以前よりも増加しているが、計画策定時の見通しを下回る水準で横ばいとなる見込み。
- 同期間の地方の税収についても、それ以前よりも増加してはいるが、計画策定時の見通しを下回る水準で横ばいとなる見込み。

＜地方の歳出(公債費を除く、普通会計)＞



＜地方の税収(普通会計)＞



(出所)内閣府「中長期の経済財政に関する試算」、「国民経済計算」。

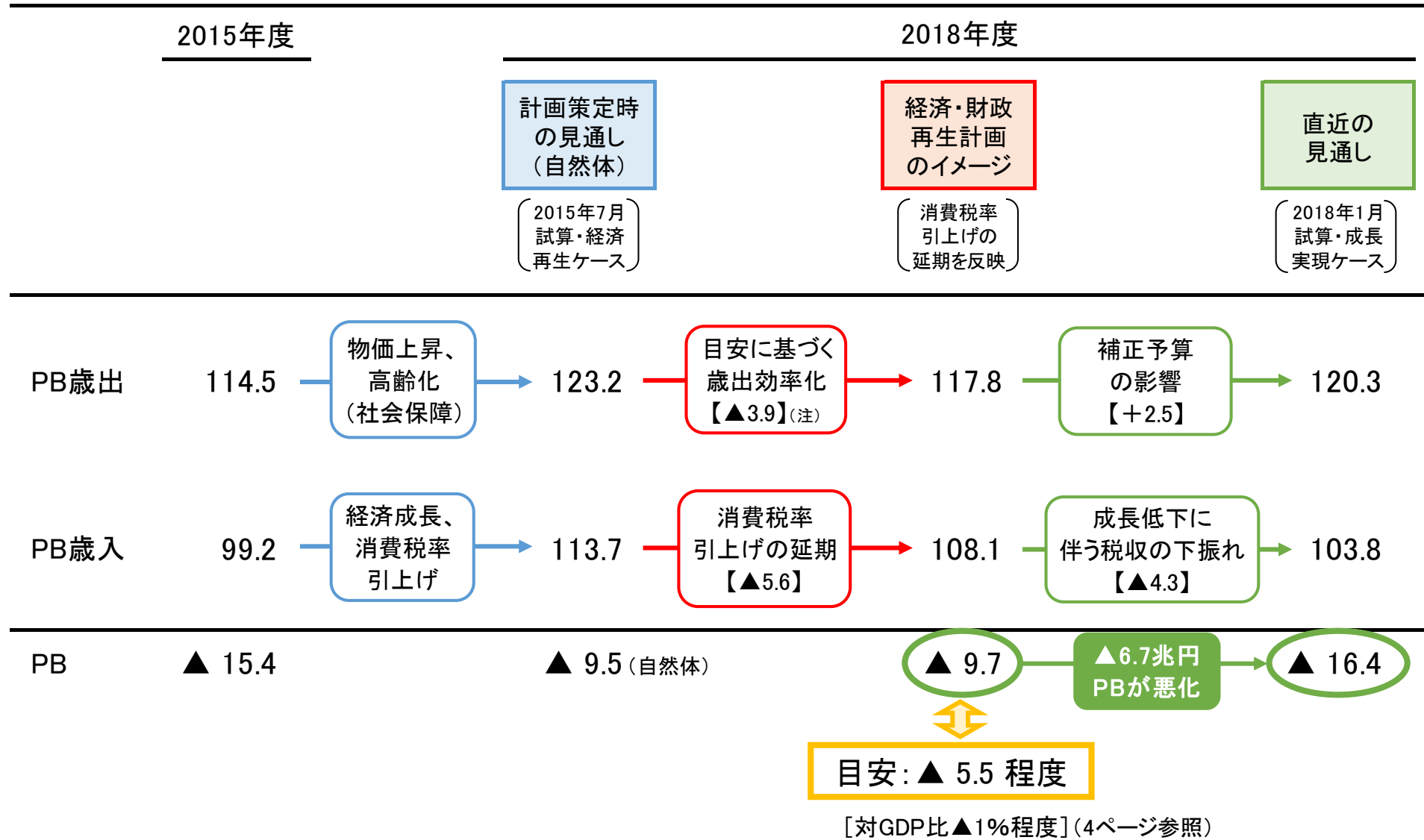
(注)「計画策定時の見通し」は2015年1月の「中長期の経済財政に関する試算」(経済再生ケース)、「実績」及び「直近の見通し」は2018年1月の同試算(成長実現ケース)に基づく。「計画策定時の見通し」の2017年度以降の数字には、計画策定時に2017年4月に予定されていた消費税率10%への引上げの影響が織り込まれていることに留意。

国・地方のプライマリーバランス： 「経済・財政再生計画」策定時の見通しと直近の見通し

資料 I - 2 - 7

平成30年4月6日 財政制度分科会 富田委員説明資料

(兆円)



(出所) 経済・財政一体改革推進委員会「経済・財政一体改革の中間評価」(3月29日経済財政諮問会議提出資料)より作成。

(注) 目安に基づく歳出効率化の影響(▲3.9兆円)のほか、消費税率引き上げの延期に伴って予定されていた、社会保障の充実、公経済負担による歳出増が実施されなくなったことの影響(前者は▲1.1兆円、後者は▲0.4兆円)を反映。

<財政収支>

<基礎的財政収支(PB)>

〔「財政収支」から利払費分だけ緩めたもの〕

厳しい

財政健全化目標(フロー)の水準

緩やか

均衡

米国(2039年度までに)



〔 2016年度の財政収支: ▲3.2%
PB収支: ▲1.9% 〕

ドイツ(2018年度から2021年度まで)



〔 2016年度の財政収支: +0.2%
構造的財政収支: +0.8%
PB収支: +2.1% 〕

カナダ



〔 2016年度の財政収支: ▲0.9%
PB収支: +0.3% 〕

イタリア(2020年度までに)



〔 2016年度の財政収支: ▲2.5%
構造的財政収支: ▲0.9%
PB収支: +1.5% 〕

EU



ユーロ圏の目標

▲0.4%

フランス



〔 2016年度の財政収支: ▲3.4%
構造的財政収支: ▲2.5%
PB収支: ▲1.5% 〕

英国(2020年度までに)



〔 2016年度の財政収支: ▲2.3%
構造的財政収支: ▲2.2%
PB収支: ▲0.6% 〕

▲2.0%

▲3.0%

EU



ユーロ圏への参加要件

PB
均衡

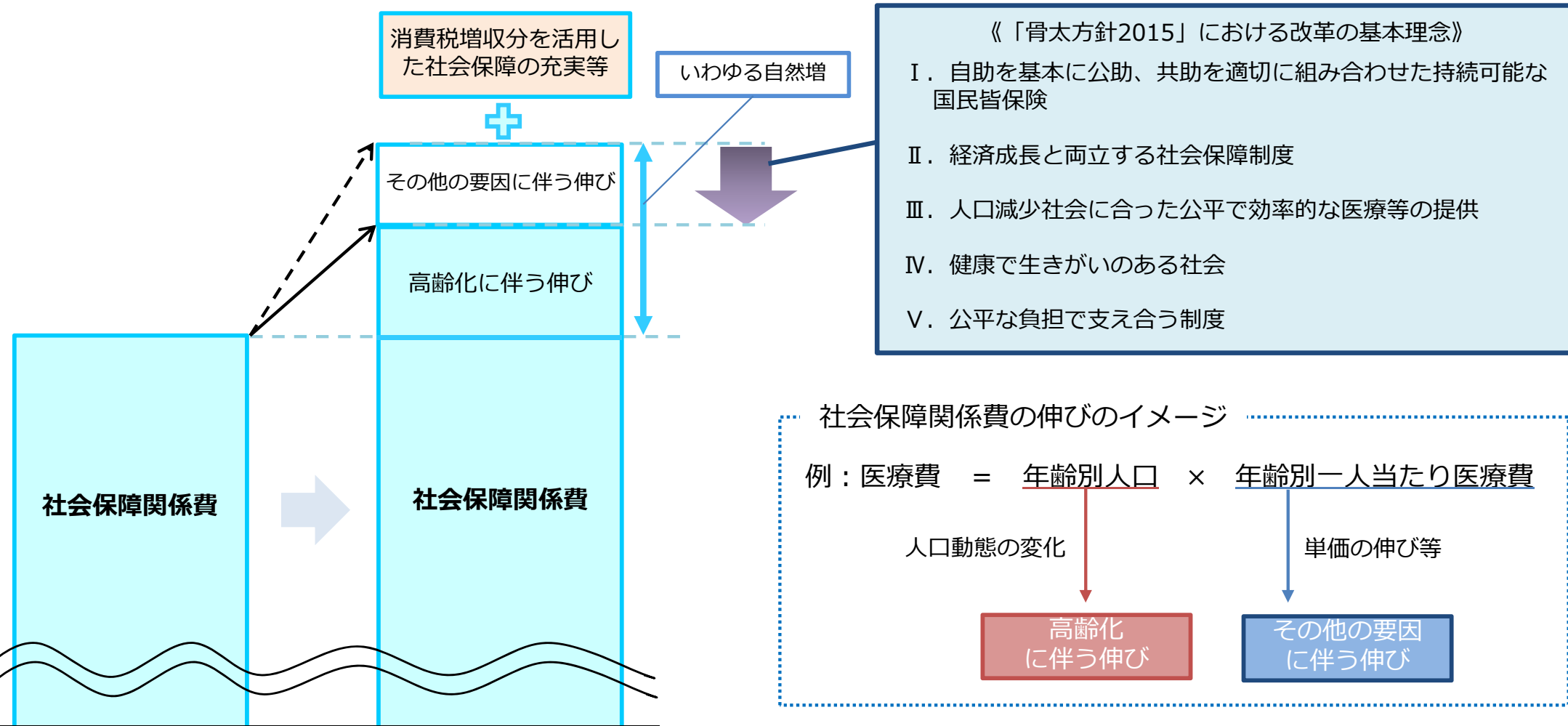


日本

〔 2016年度の財政収支: ▲4.5%
PB収支: ▲3.0% 〕

(出典) 日本: 内閣府(中長期試算)、米国: 行政管理予算局、英国: 財務省、ドイツ: 連邦財務省、フランス: 経済財務省、カナダ: 財務省、イタリア: 経済財務省
(注1) 日本は国・地方の計数、米国及びカナダは連邦政府の計数、英国は公的部門の計数、フランス及びイタリアは一般政府の計数。ドイツの財政収支は、連邦政府の計数、その他は一般政府の計数。
(注2) ユーロ圏の目標は、原則、財政収支均衡だが、構造的財政赤字対GDP比0.5%以内でも可。
(注3) 英国、フランス及びイタリアの財政収支の目標は、構造的財政収支に関する目標。

- 社会保障関係費の伸びは、「高齢化に伴う伸び」と「其他要因に伴う伸び（医療の高度化による伸び等）」の２つに分かれる。
- 「高齢化に伴う伸び」は、社会保障関係費に特有のものであり、一定程度やむを得ない増だが、「其他要因に伴う伸び」は、他分野と同様、制度改革や効率化等に取り組むことで抑制していかなければならない。
- こうした考え方にに基づき、「骨太方針2015」において「目安」が設定され、2016～2018年度は「目安」に沿った予算編成を行ってきたところ。なお、同方針においては、「2020年度（平成32年度）に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す」とされている。



第3章 「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

〔1〕社会保障

(基本的な考え方)

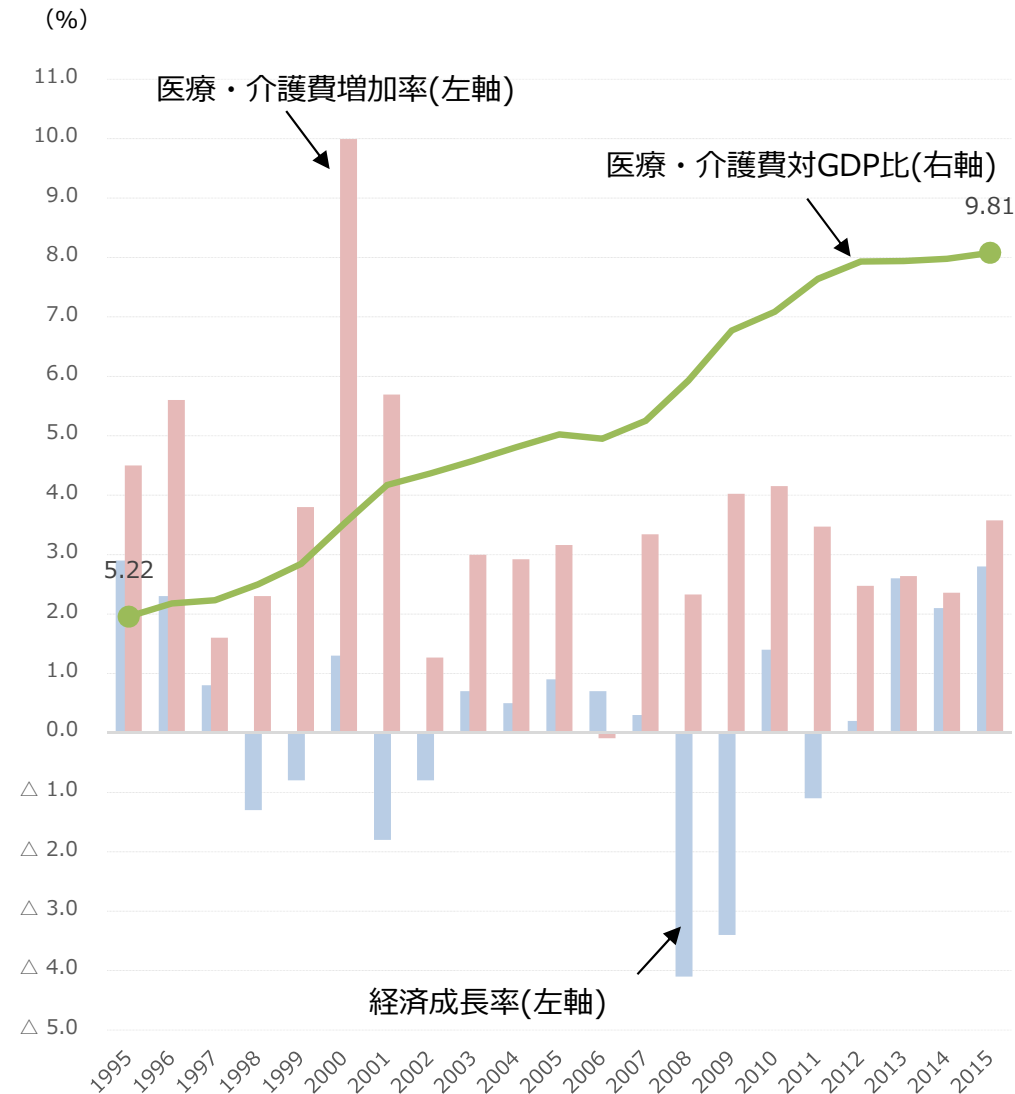
- 社会保障分野については、社会保障・税一体改革を確実に進めつつ、経済再生と財政健全化及び制度の持続可能性の確保の実現に取り組み、世界に冠たる国民皆保険・皆年金の維持そして次世代へ引き渡すことを目指した改革を行う。(中略)
- また、①自助を基本に公助・共助を適切に組み合わせた持続可能な国民皆保険、②経済成長と両立する社会保障制度、③人口減少社会に合った公平で効率的な医療等の提供、④健康で生きがいのある社会、⑤公平な負担で支え合う制度という基本理念に基づいて取り組む。(中略)
- 安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の成果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び(1.5兆円程度)となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。
- この点も含め、2020年度(平成32年度)に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す。

我が国における医療費・介護費の状況

資料Ⅱ－１－３

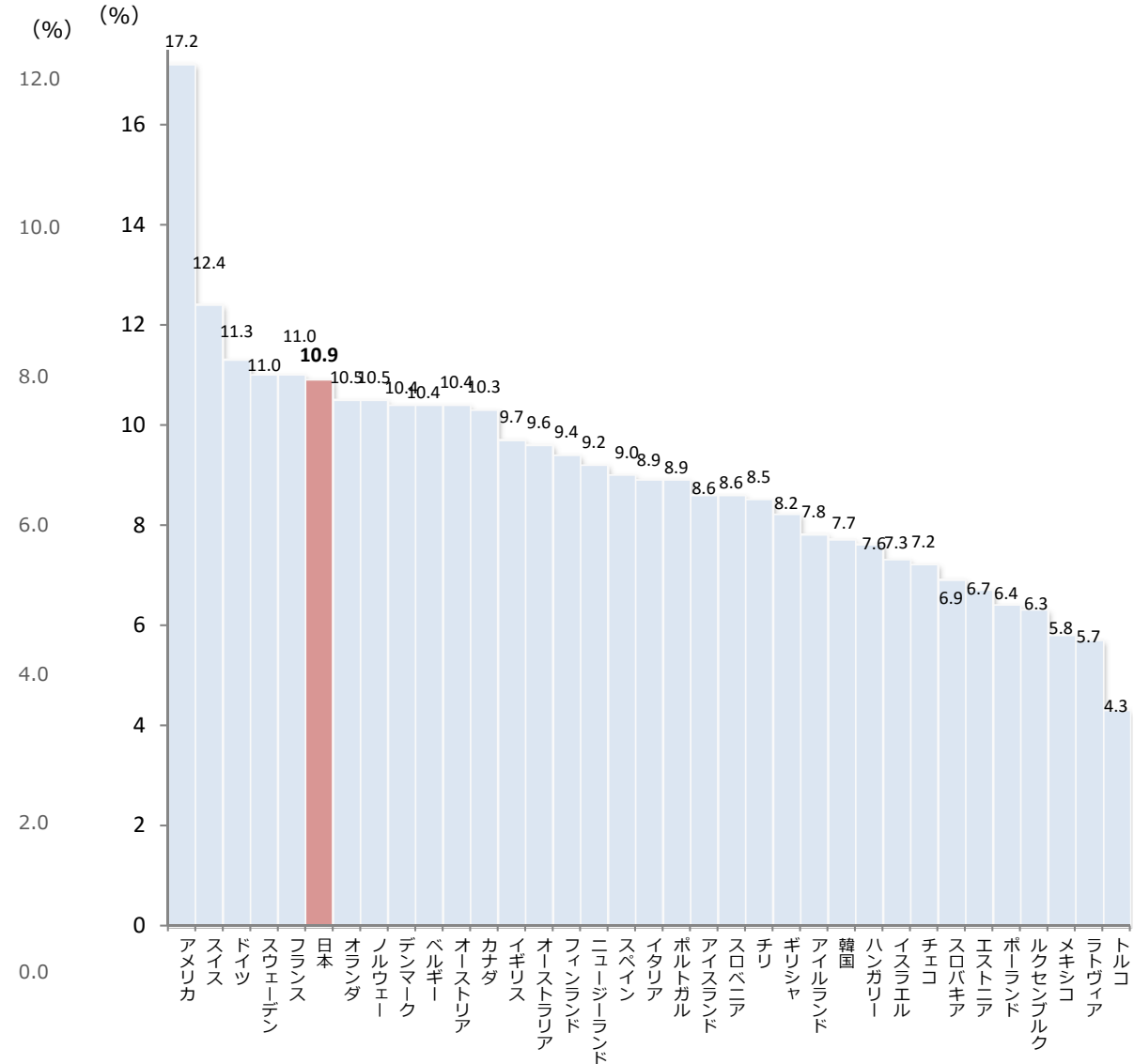
- 医療費（＋介護費）は、これまで、国全体としての負担能力（経済成長）を上回るペースで増加してきた。
- 国際的に見ても、我が国の総医療費の規模は諸外国の中でも大きい。

◆医療費（＋介護費）対GDP比の推移



(出所) 内閣府「国民経済計算」、国民医療費の概況、介護保険事業状況報告（厚生労働省）

◆OECD加盟国の総医療費対GDP比（2016年）



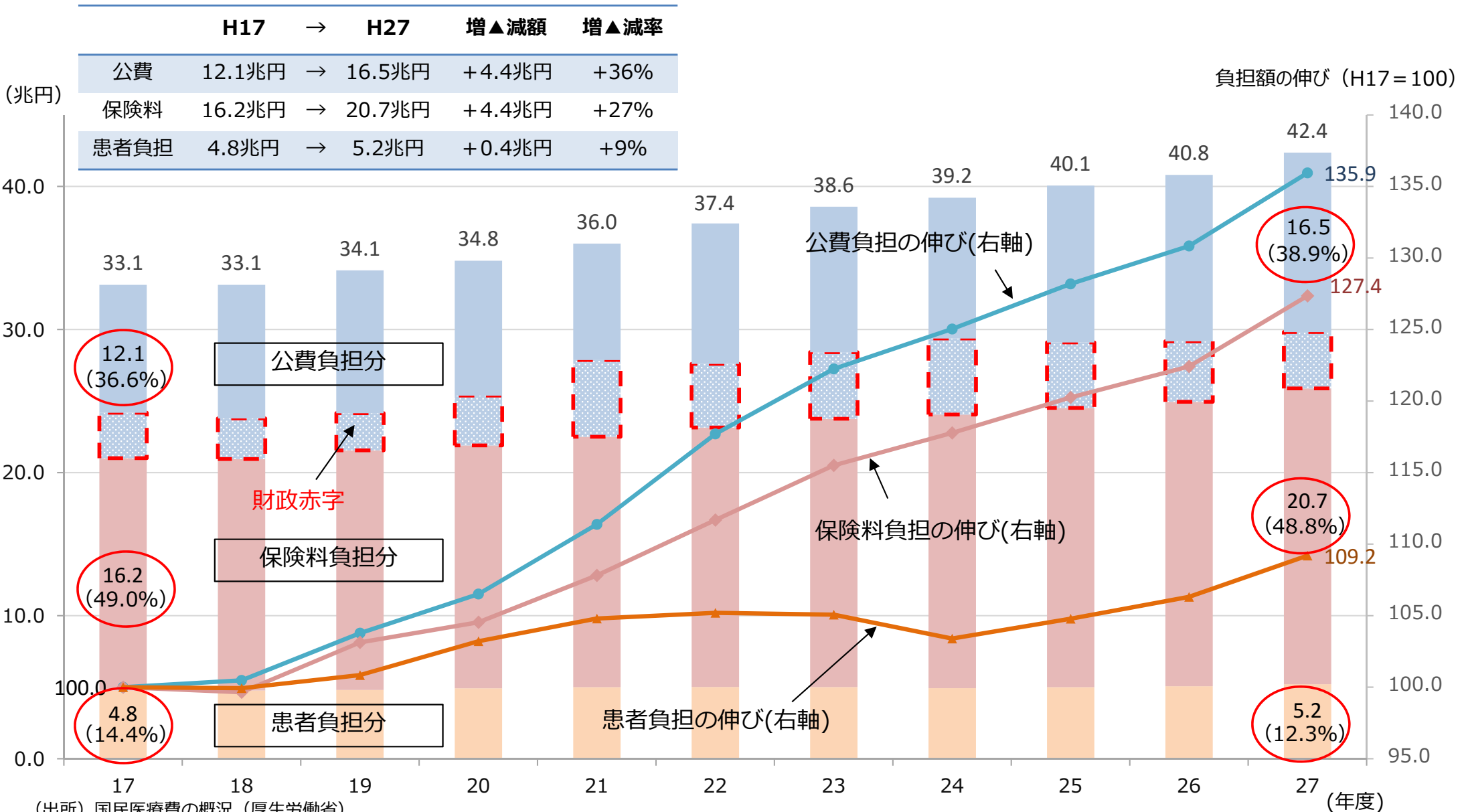
(出典) OECD Health Statistics 2017

(注) OECDの「総医療費」には、国民医療費に加え、介護費用の一部（介護保険適用分）、民間の医療保険からの給付、妊娠分娩費用、予防に係る費用等が含まれている。

財源別国民医療費の推移

資料Ⅱ－１－４

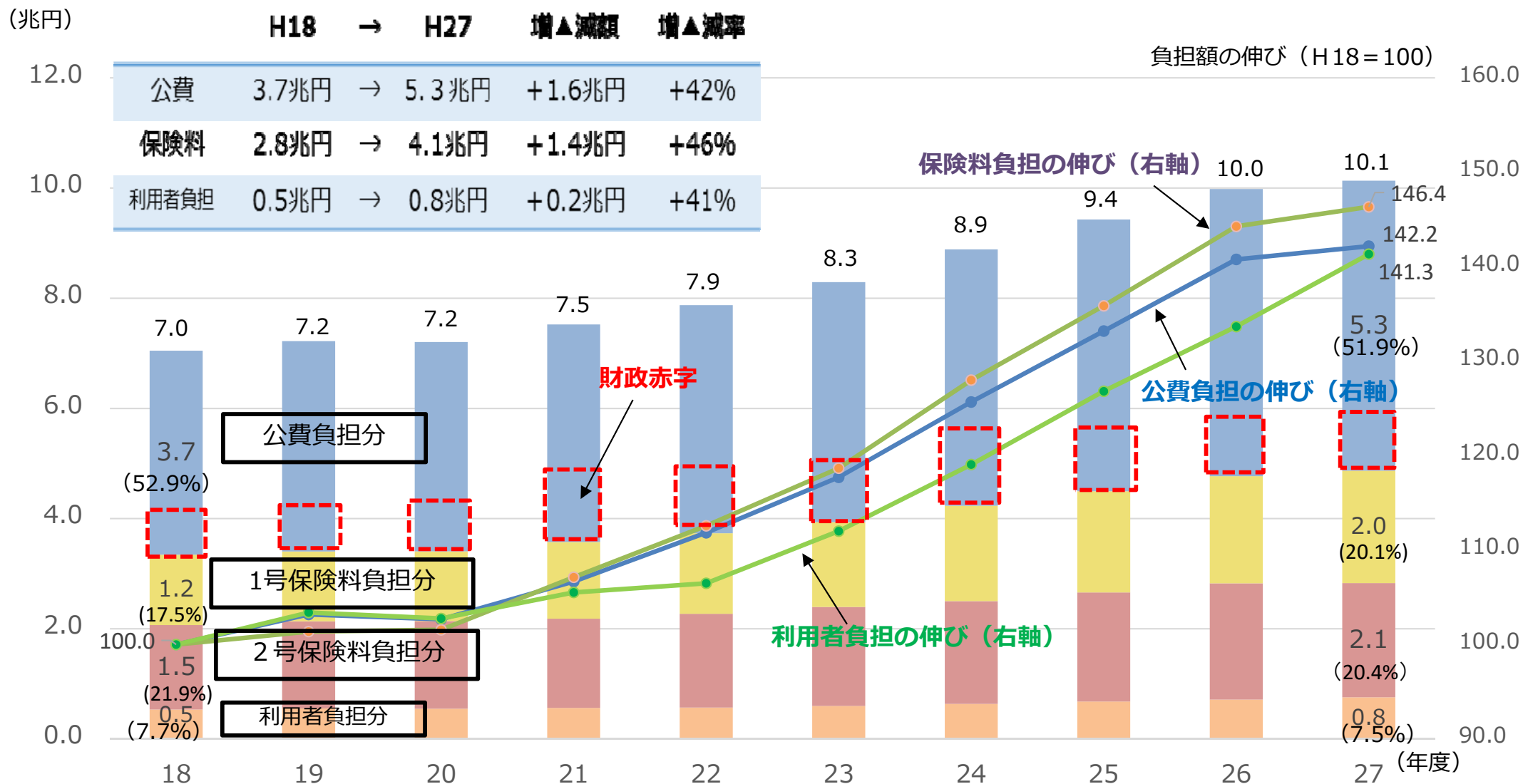
- 経済の伸びを超えた医療費の増加の大宗は、公費負担及び保険料負担の増加によって賄ってきた。医療費における公費への依存は今後さらに高まっていくものと見込まれる。
- 一方、公費については、財政赤字により次世代に負担を付け回しながら確保している状況



財源別介護費の推移

資料Ⅱ－１－５

○ 介護費についても経済の伸びを超えて、公費・保険料・利用者負担が伸びている状況であり、公費については、財政赤字により次世代に負担を付け回しながら確保している状況。

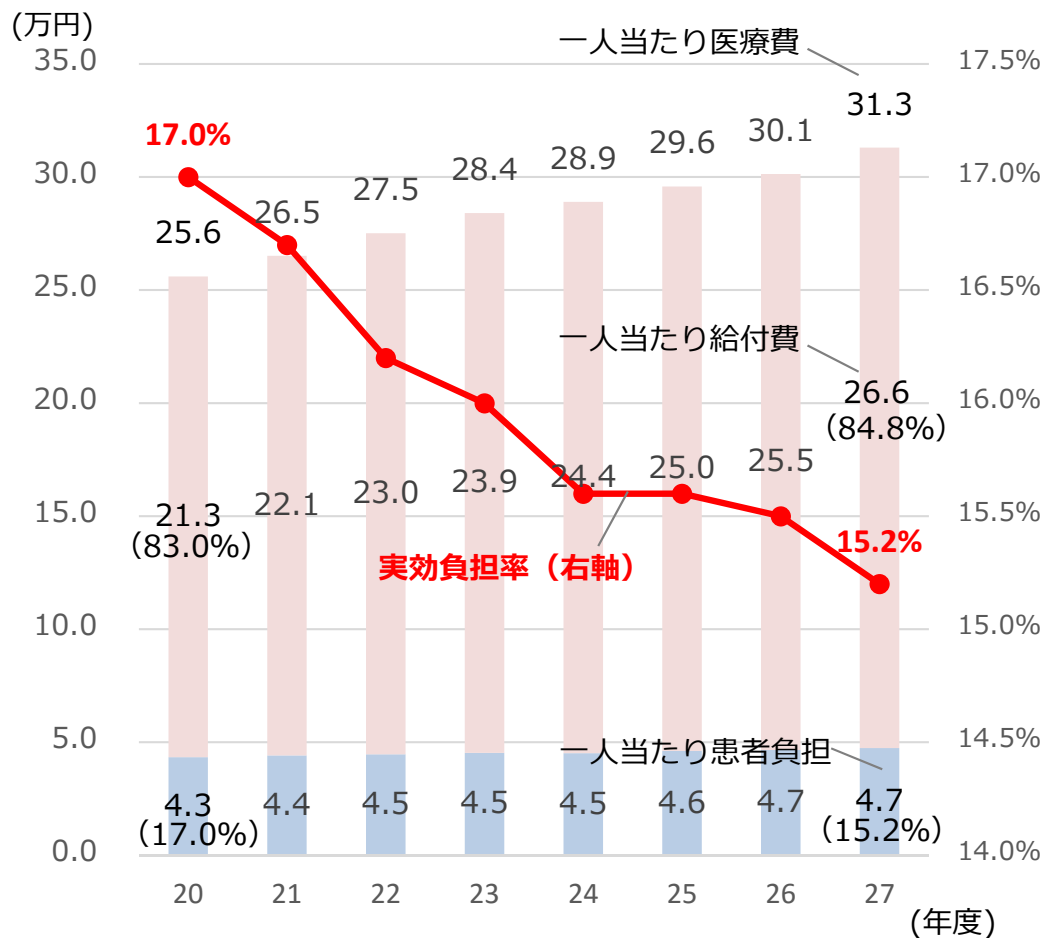


※利用者負担は介護保険事業状況報告（厚生労働省）をもとに推計値を算出
 ※給付費については予算ベースで算出

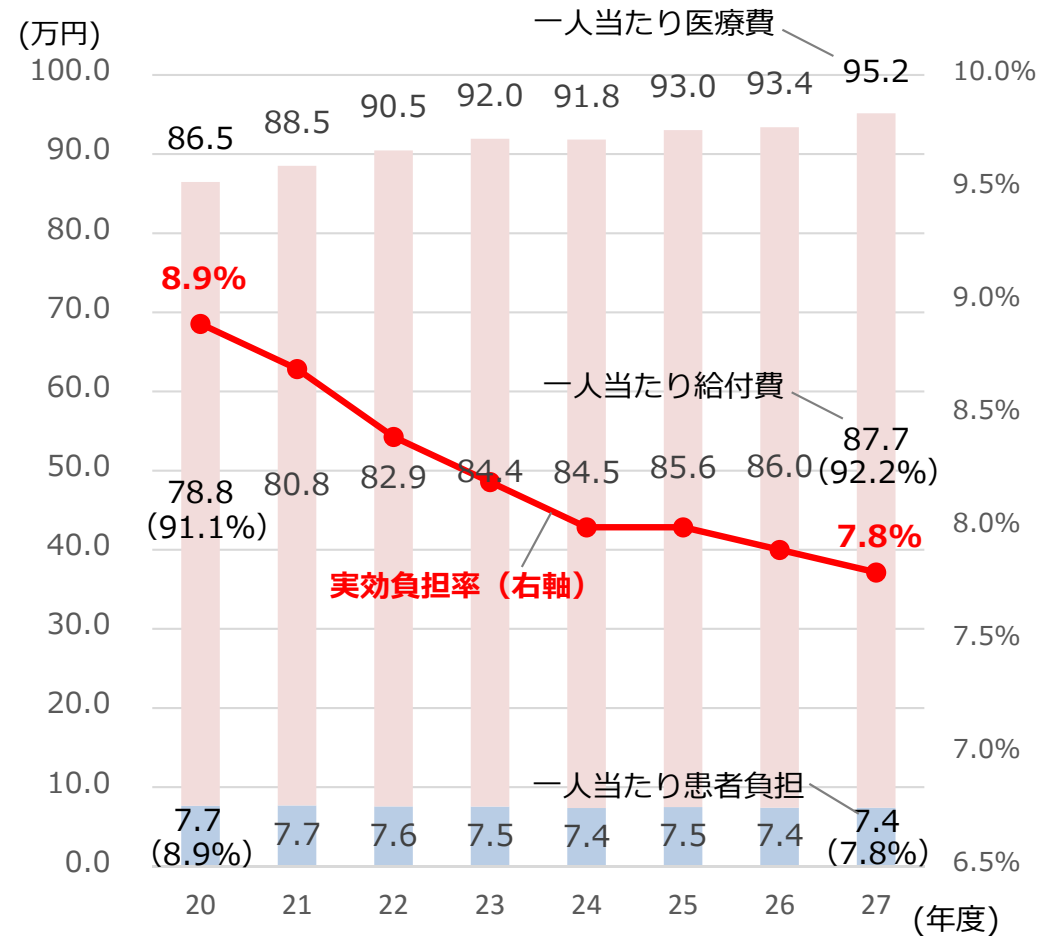
- 医療費に占める患者負担の割合（実効負担率）は、自己負担割合が低い高齢者数の増加や、高額療養費（負担上限）が変わらない中での医療の高額化の影響により、毎年低下（現在は全体で１５％程度）
- 近年の一人当たり医療費の増加は大宗が給付費（保険料・公費負担）の増加で賄われており、患者負担はほとんど変わっていない。特に、後期高齢者医療制度においては、一人当たり医療費が増加している中で、患者負担は逆に減少。

◆ 実効負担率と一人当たり医療費、患者負担の推移

全体



後期高齢者

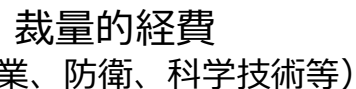


(出所) 医療保険に関する基礎資料（厚生労働省）

(注) グラフ内の () 書きは一人当たり医療費に占める割合。

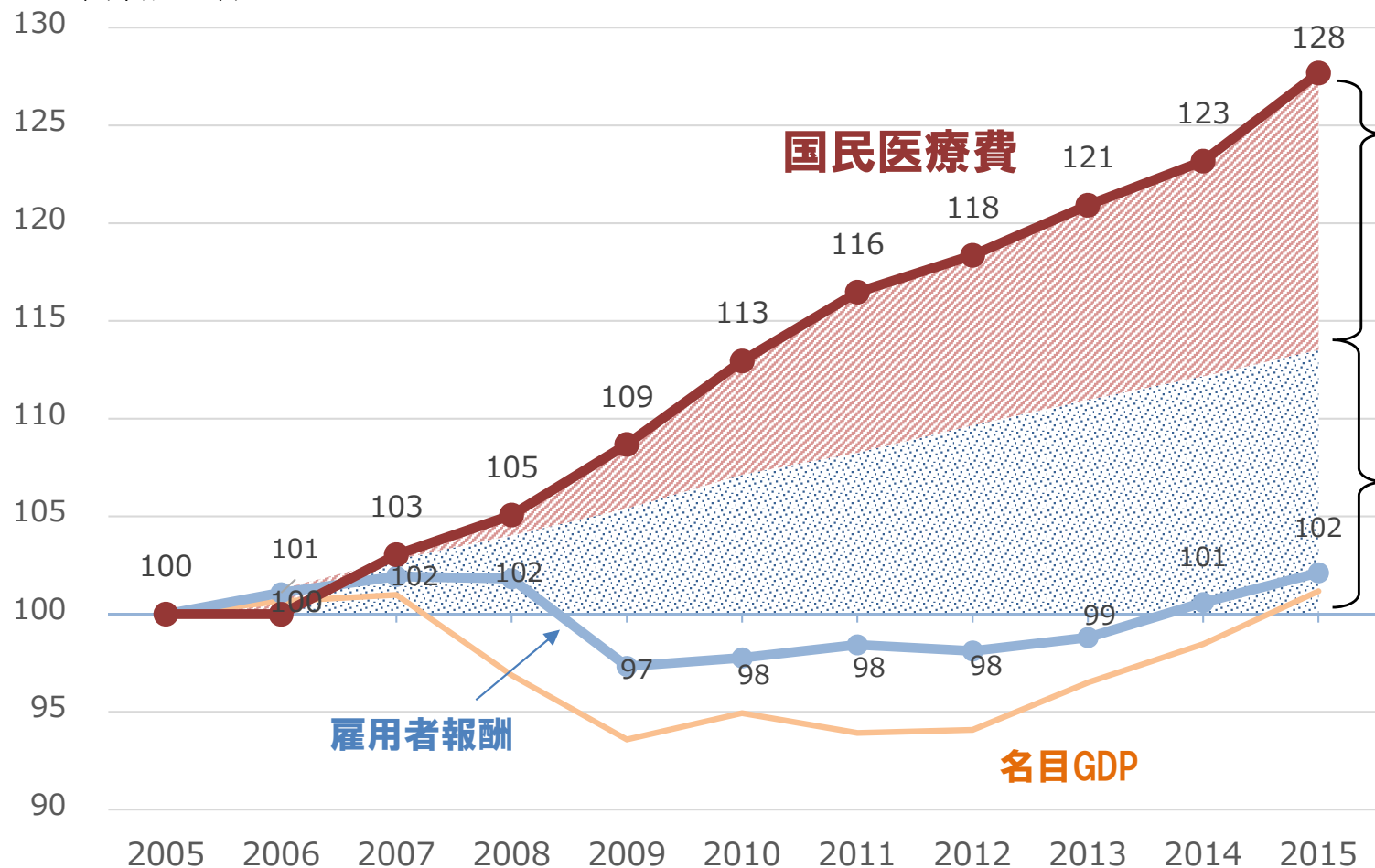
資料Ⅱ-1-7

- 義務的経費
(医療・介護等)



- これまで公費負担の増加をもたらしてきた医療費の増加のうち、高齢化など人口動態の変化によると説明されるものは半分程度であり、残り半分は、「その他の伸び」とされる。
- 「その他の伸び」の内訳は必ずしも明らかでないが、受診・診療行動の変化に加えて、
 - ① 診療報酬改定のほか、新規の医薬品や医療技術の保険収載といった施策・行為に起因するものや、
 - ② 医師や医療機関の増加（提供体制へのコントロールの不存在）
 などによる影響も含まれると考えられ、これらについて政策的にどのように対応していくか検討が必要。

2005年(平成17年)=100



「その他」の影響

- ・ 新規医薬品等の保険収載
 - ・ 医師数、医療機関数の増加
 - ・ 診療報酬改定
 - ・ 過去の改定で収載された高額な医療へのシフト
- ※ 政策的に対応できる余地があると考えられる部分が多い。

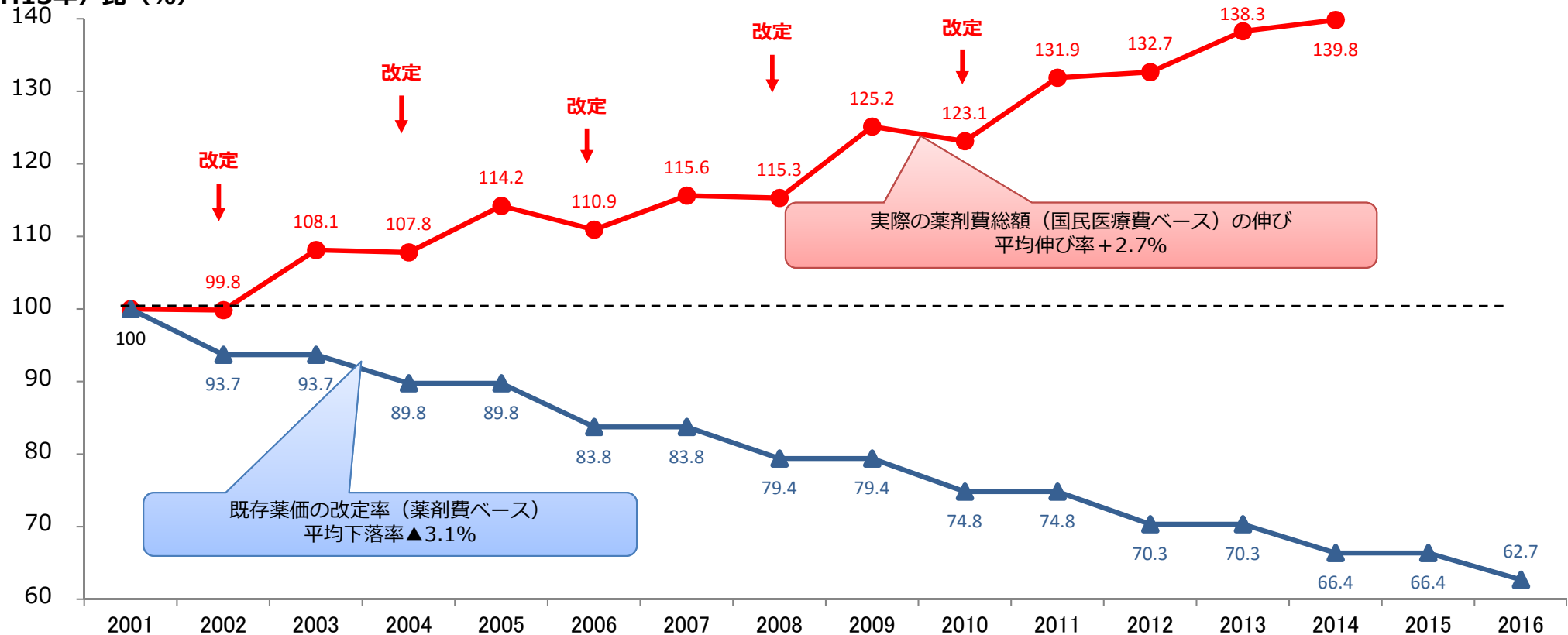
人口増減／高齢化の影響とされる部分。

「その他の増」の要因①－医薬品・特定保険医療材料の保険収載

資料Ⅱ－1－9

- 新規に開発されて薬事承認を得た医薬品は、基本的にすべて3か月以内に中医協において薬価が算定されて保険収載がなされる（年4回）（近年の平均は約90品目／年度のペース）
- 薬価については、これまでは2年に1回、すでに収載されている医薬品等について、実勢価格を反映した価格の引き下げを行い、その影響については予算に反映させている。一方で高齢化による使用量の増に加えて、こうした年度中の新規保険収載等が生じるため、薬剤費自体は増加を続けている。
- これにより、国庫負担も増加しているが、現行制度では、年度中の保険収載に対して財政上の観点から検証がなされることにはなっていない。

2001年（H13年）比（%）



新規収載（品目）	68	45	39	38	24	78	60	90	55	112	61	88	69	124	70	83
改定率（%）		▲6.3		▲4.2		▲6.7		▲5.2		▲5.75		▲6.00		▲5.64		▲5.57

※1 平成29年8月9日 中央社会保険医療協議会薬価専門部会参考資料を基に作成。

※2 2001年を100とした指数で、当該年度の変動率及び改定率を前年度の指数に乗じたもの。

- 「患者と医療提供者との情報の非対称性」という医療サービスの性格に加えて、「国民皆保険」「フリーアクセス」「出来高払い」といった我が国の公的医療保険制度の特性もあり、医療費は医師数や医療機関数といった提供体制に強い影響を受ける。
- しかしながら、我が国では必要な需要に応じて提供体制を適切にコントロールする仕組みが不十分。
- 提供体制の影響を受け医療費が増加すれば、国民負担も増加。

医療機関側

自由開業・自由標榜
どこでどの診療科で開業するのかは自由

出来高払い
患者数や診療行為数が増加するほど収入増

情報の非対称性
どんな医療が必要か供給者の判断が大きい

+

患者側

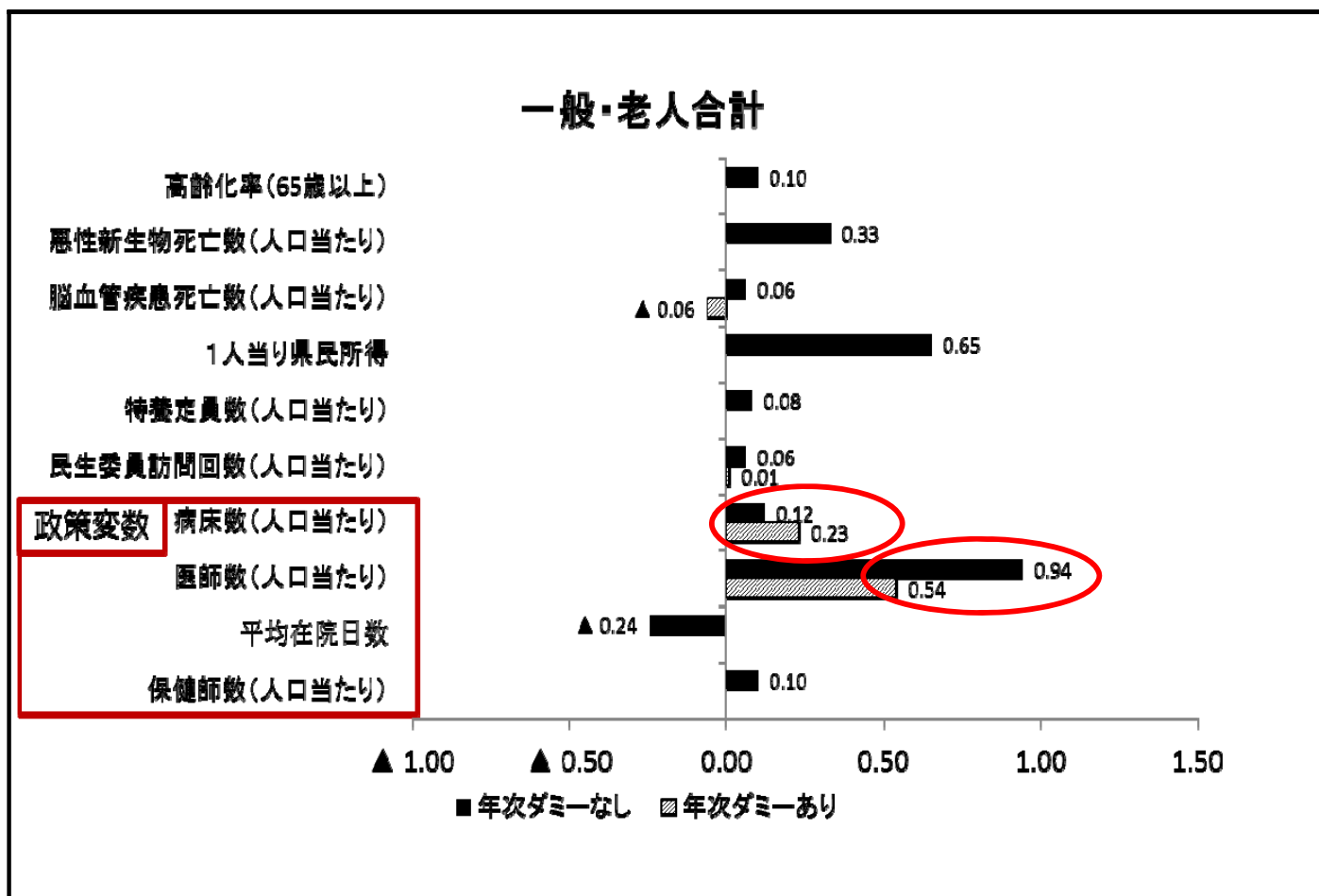
国民皆保険
誰もが低い負担でサービスを受けられる

フリーアクセス
いつでもどの医療機関でも受診可能

供給サイドの増加に応じて
医療費が増加しやすい構造

国民負担

◆一人当たり医療費増加要因の分析結果（30年間の都道府県別医療費の増減の要因）



- (注) 1. 線形パネルデータモデル(水準対数モデル)で固定効果モデルが選択された。
 2. 数字は1人当たり国保医療費総額(1983～2012年)に対する各要因の水準弾力性(1%増減した場合に何%増減するか)を示す。各要因はいずれも5%水準で有意。
 3. 調整済み決定係数(overall)は、年次ダミーなし0.87、年次ダミーあり0.95。
 (出典) 印南一路著「再考・医療費適正化」(2016年8月)

今後の人口動態の変化(高齢化と支え手の減少)

資料Ⅱ－１－１１

- 医療費・介護費に大きな影響を与える後期高齢者数は2030年まで大幅増加、その後ほぼ横ばいが続き、2040年ごろから再び増加。
- 一方で保険制度の主たる「支え手」となる20～74歳の人口は、今後中長期的に大幅な減少が続く。
- 「支え手」に関しては、高齢者や女性の労働参加を促していくことが重要。しかし、仮に労働参加率の上昇を想定したとしても、2030年以降、労働力人口は大幅に減少。

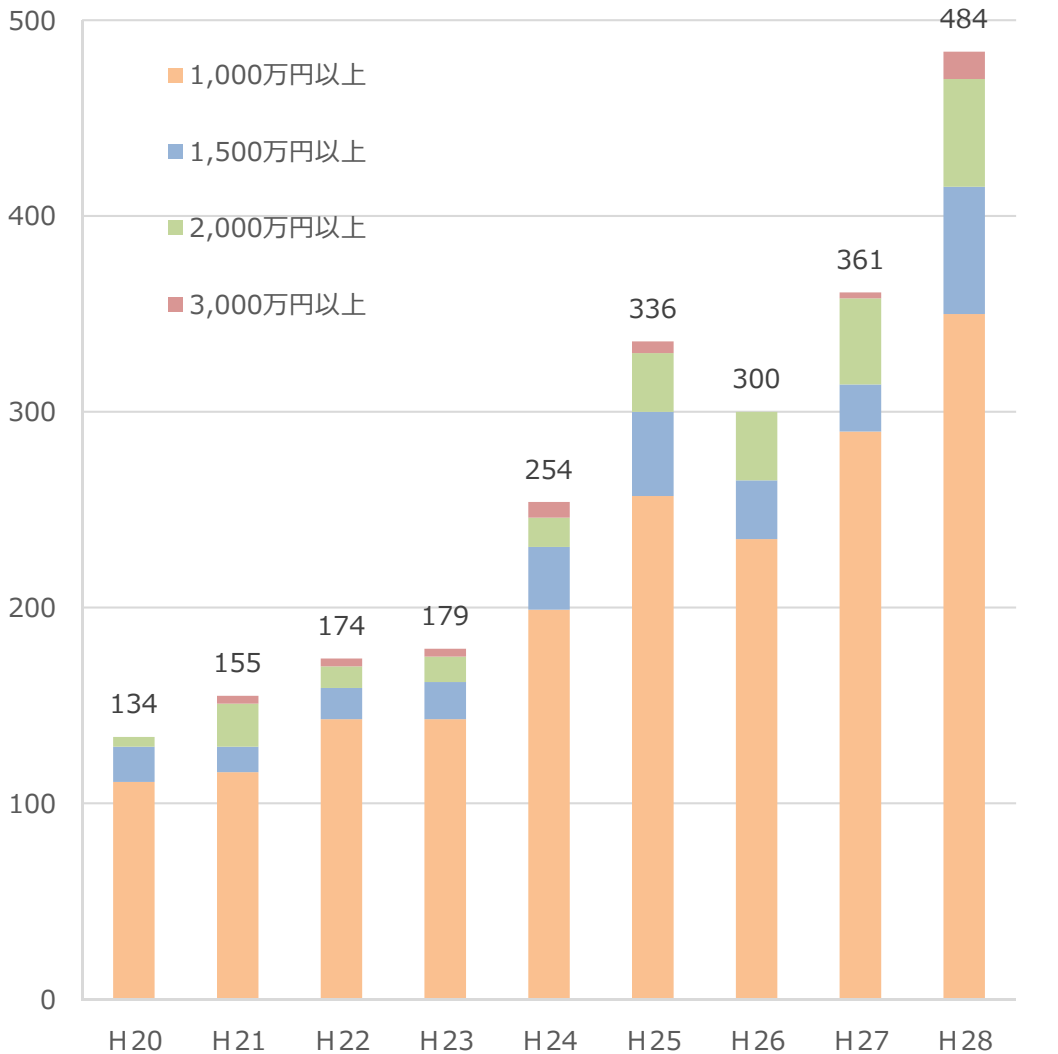
◆ 中長期的な人口の変化（１年間あたり）

	2022-2025	2026-2030	2031-2040	2041-2050	2051-2060
全人口	▲57万人	▲68万人	▲82万人	▲90万人	▲91万人
75歳以上 (後期高齢者)	+75万人	+22万人	▲5万人	+18万人	▲30万人
20-74歳	▲107万人	▲67万人	▲58万人	▲93万人	▲71万人

○ 近年の高額な医療技術・医薬品の登場などを背景に、１件（１か月・医療機関）あたりの医療費が高額なレセプトが大幅に増加してきている。

◆ 健保組合における1,000万円以上高額レセプトの件数の推移

(件数)



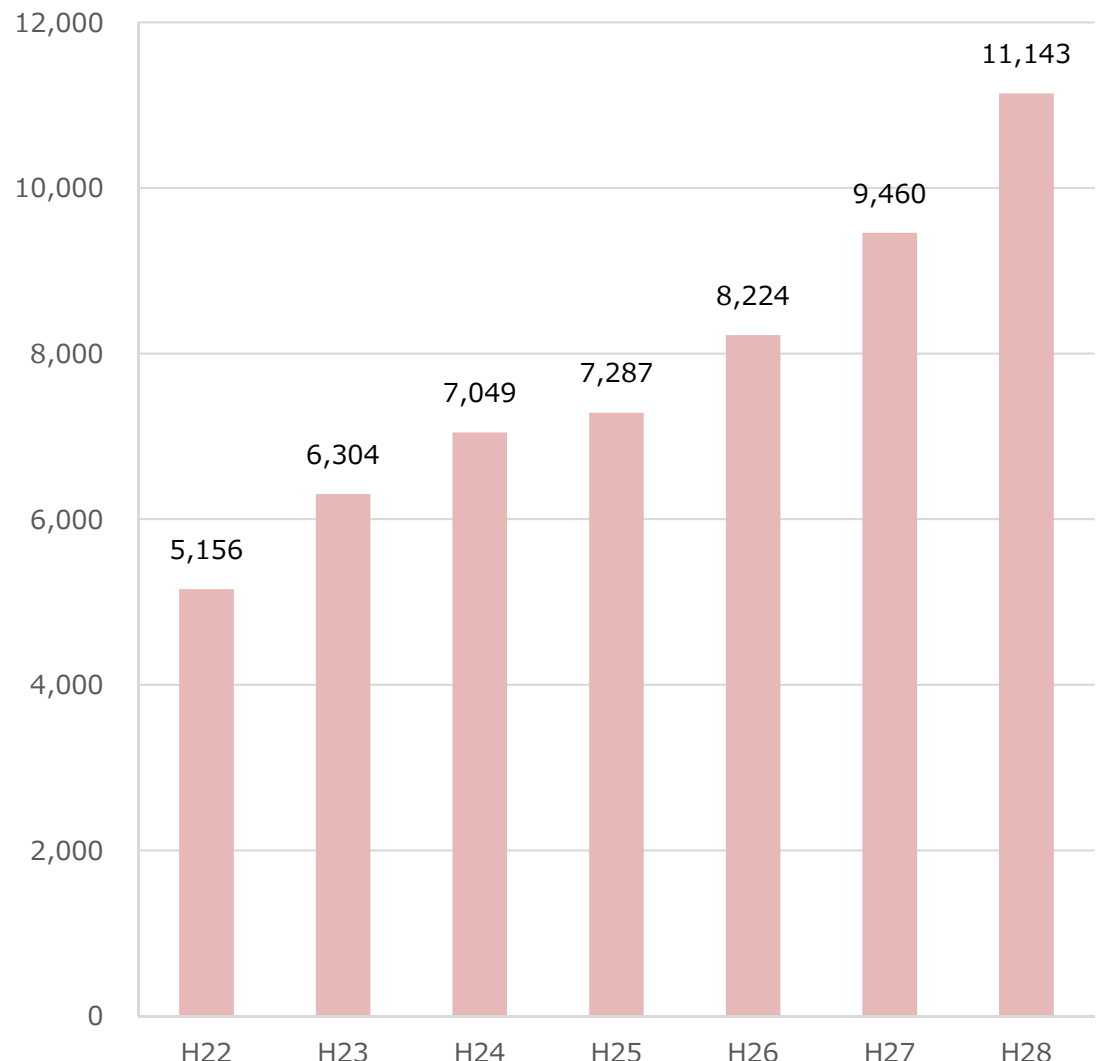
(出典) 健康保険組合連合会「高額レセプト上位の概要」

(年度)

◆ 後期高齢者医療制度における特別高額医療費共同事業の対象レセプト件数の推移

(件数)

※ 1件400万円超のレセプト



(出典) 国保中央会「特別高額医療費共同事業実績の報告について」

(年度)

わが国の医療・介護制度の特徴

国民皆保険

フリーアクセス

自由開業制

出来高払い

患者側

- 患者負担が低く、患者側にコストを抑制するインセンティブが生じにくい構造
- 誰もがどんな医療機関・医療技術にもアクセス可能

医療機関側

- 患者数や診療行為数が増加するほど収入が増加
- 患者と医療機関側との情報の非対称性が存在

供給サイドの増加に応じて
医療・介護費の増大を招きやすい構造

社会構造の変化

- **高齢化**の進展による受給者の増加や疾病構造の変化
- 少子化の進展による「**支え手（現役世代）**」の減少
- イノベーション等による**医療の高度化・高額化**の進展

国民皆保険を維持しつつ、制度の持続可能性を確保していくための医療・介護制度改革の視点

保険給付範囲の在り方の見直し （「共助」の対象は何か）

- 高度・高額な医療技術や医薬品への対応
- 大きなリスクは共助、小さなリスクは自助で対応

必要となる保険給付の 効率的な提供

- 公定価格の適正化・包括化
- 医療提供体制の改革

高齢化や人口減少下での 給付と負担の適切なバランス

- 年齢ではなく能力に応じた負担
- 支え手の負担能力に応じた医療費の増加に伴う負担の在り方の見直し

医療・介護制度改革の視点

「高齢化」「支え手の減少」「高度化」の中で、財政と医療・介護保険制度の持続可能性を確保していくため、下記の視点で、制度の改革に取り組んでいく必要があり、早急に議論を前に進めるべき。

視点１ 制度の持続可能性を踏まえた保険給付範囲としていく（共助の対象は何か）

① 「高度・高額な医療技術や医薬品への対応」

新たな医薬品・医療技術について、安全性・有効性に加えて経済性・費用対効果を踏まえて公的保険で対応する仕組みとしていくべき。

② 「大きなリスクは共助、小さなリスクは自助」

少額の外来医療、ＯＴＣ類似薬の処方など、「小さなリスク」については、従前のように手厚い保険給付の対象とするのではなく、より自助で対応することとすべき。

視点２ 必要な保険給付をできるだけ効率的に提供する（公定価格と提供体制）

① 「公定価格の適正化・包括化」

診療報酬本体、薬価など、保険償還の対象となるサービスの価格については、国民負担を考慮して、できる限り効率的に提供するように、診療報酬・薬価の適正化等を進めるべき。

② 「医療提供体制の改革」

これまで以上に限られた財源とマンパワーの中で、必要なサービスを過不足なく効率的に提供していくため、医療提供体制についての都道府県を中心とするコントロールの仕組みを整備・充実していくべき。

視点３ 高齢化や人口減少の中でも持続可能な制度としていく（給付と負担のバランス）

① 「年齢ではなく能力に応じた負担」

団塊の世代が後期高齢者となり始める2022年度までに、世代間の公平の観点も踏まえ、「後期高齢者の窓口負担の引上げ」などの改革を実施すべき。

② 「支え手減少下での医療費増加に対しても制度の持続可能性を担保」

負担の先送りを解消していくとともに、支え手の負担能力を踏まえつつ、給付を見直していくことで、医療保険制度を持続可能なものとする道筋をつけるべき。

改革の視点に沿って、現在の改革工程表においてすでに掲げられている改革項目を確実に実施していくとともに、さらなる改革項目を追加し、検討を進めていくべき。

視点１ 制度の持続可能性を踏まえた保険給付範囲としていく（共助の対象は何か）

高度・高額な医療技術や医薬品への対応			大きなリスクは共助、小さなリスクは自助		
◆	保険収載の在り方	①		薬剤自己負担の引き上げ	③
	費用対効果評価の活用	②		受診時定額負担の導入	④
			◆	ケアマネジメントの質の向上と利用者負担	⑤
				要支援者へのサービスの介護予防等事業への移行	⑥

視点２ 必要な保険給付をできるだけ効率的に提供する（公定価格と提供体制）

公定価格の適正化・包括化			医療提供体制の改革		
◇	急性期病床の適正化（診療報酬改定）	⑦		地域医療構想の推進	⑫
	薬価制度の抜本改革	⑧	◆	外来医療・高額医療機器の配置等へのコントロール	⑬
	調剤報酬の改革	⑨	◇	地域別診療報酬の活用	⑭
◇	慢性期病床等の転換	⑩		保険者機能強化のためのインセンティブの活用	⑮
	在宅と施設の公平性の確保	⑪		頻回のサービス利用へのチェックとサービスの標準化	⑯
				在宅サービスについての保険者等の関与の在り方	⑰
			◆	介護事業所・施設の経営の効率化	⑱

視点３ 高齢化や人口減少の中でも持続可能な制度としていく（給付と負担のバランス）

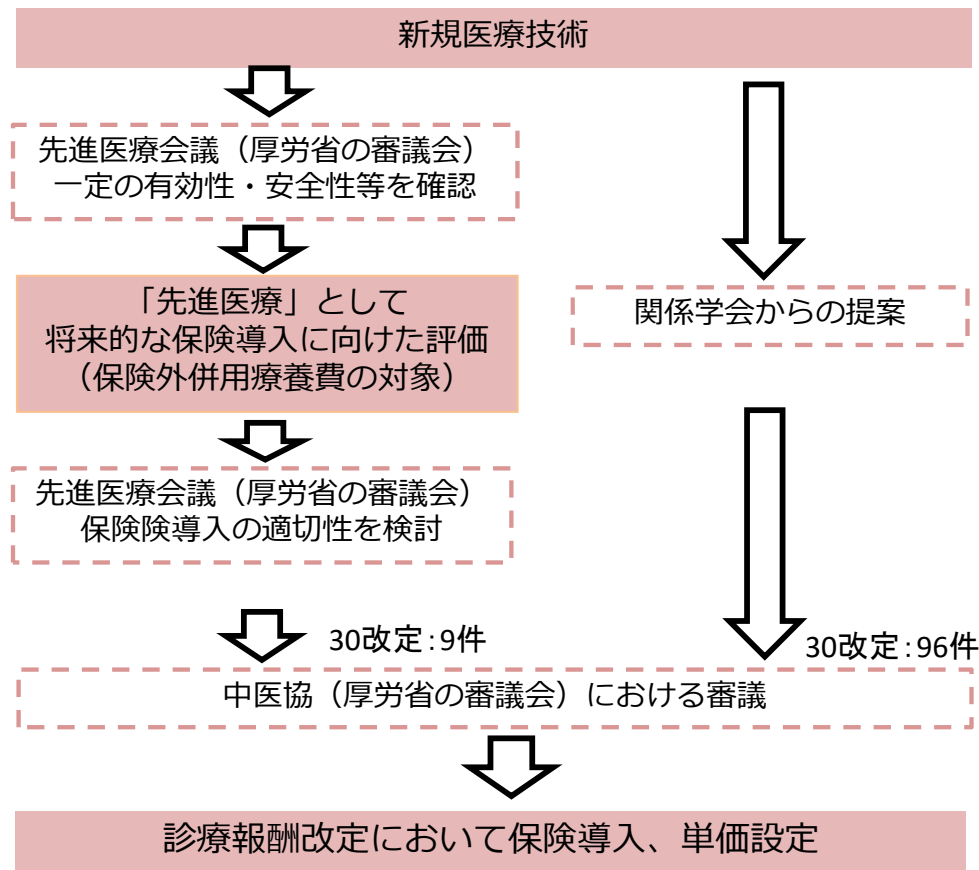
年齢ではなく能力に応じた負担			支え手減少下での医療費増加に対しても制度の持続可能性を担保		
	後期高齢者の窓口負担	⑲	◆	医療保険の給付率を自動的に調整する仕組みの導入	⑳
◆	介護保険の利用者負担について	㉑			
	金融資産等を考慮に入れた負担	㉒			
◆	現役並み所得の判定方法	㉓			

◇は「経済・財政再生計画 改革工程表2017改定版」に掲げられた改革項目についてさらに検討を前に進めるもの、◆は新たな検討項目。
それ以外は「改革工程表」にすでに記載されているもの。

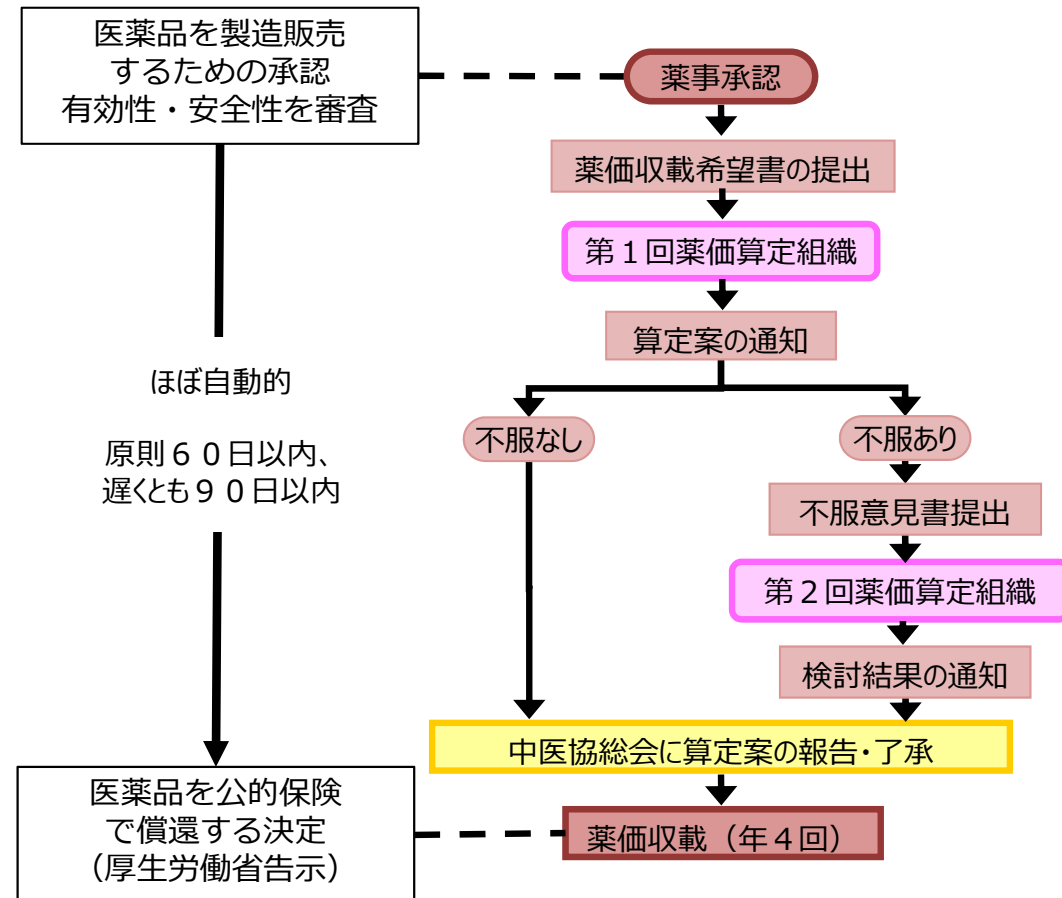
【論点】

- 現在、新たな医療技術は、診療報酬改定の際に収載されているが、収載にあたって経済性は考慮されていない。
- 医薬品については、そもそも年４回、薬事承認が行われたものは事実上すべて収載される仕組みとなっており、これによりどの程度財政影響が生じるかも十分検証されていない。
- これら保険収載の影響は、医療費の「高度化による増加」の要因になっていると考えられる。

◆医療技術の保険収載プロセス



◆医薬品の保険収載プロセス



【改革の方向性】（案）

- 新たな医薬品・医療技術について、安全性・有効性に加えて経済性・費用対効果を踏まえて公的保険での対応の在り方を決める仕組みとしていくべき。

【論点】

- 新規の医薬品等について、既存の医薬品等との関係で、「効果に比べてどの程度費用が高くなるか」「公的保険として受け入れ可能な水準か」等を評価する「費用対効果評価」の本格導入について平成30年度中に結論を得ることとされている。
- 新たな医薬品の保険償還価格は、市場価格がないため、一定の算定式に基づいて計算されるが、例えば、「原価計算方式」について、企業の提出した「原価」に営業利益分などを積み上げて価格設定されるものであり、輸入医薬品の場合には企業間の輸出入価格がそのまま「原価」とされるなど、価格水準の妥当性は明らかではない。

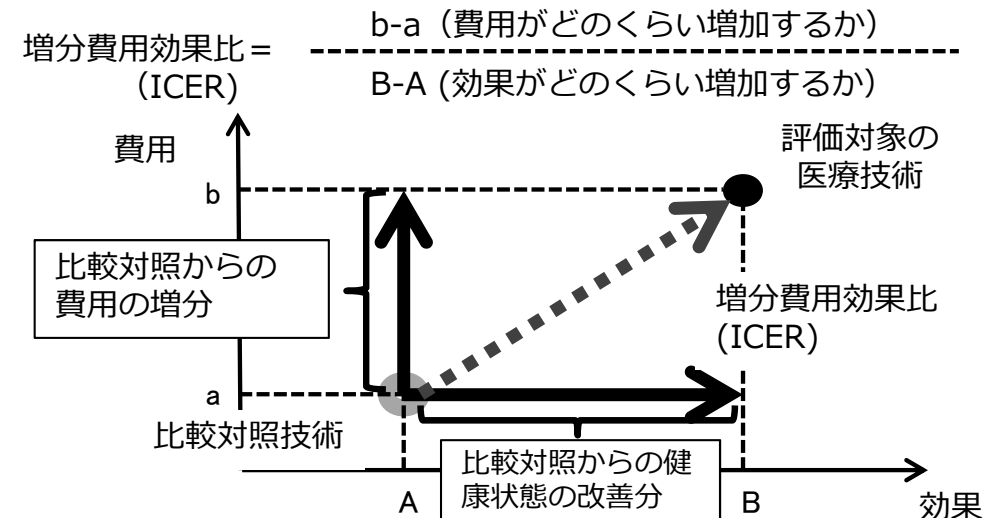
◆ 新薬の価格算定方法(原価計算方式の場合)

製品製造（輸入）原価		(論点)
【国内製造の場合】	【輸入品の場合】	
原材料費	輸入価格	・ 原価の算定根拠・内訳は非開示 ・ 輸入価格は企業間取引価格を使用
労務費		
製造経費		
+		
販売費・研究費等 一般管理販売比率（※）45.2%が上限		・ 算定根拠・内訳は非開示
+		
営業利益 営業利益率（※）14.7%に、革新性等に応じて -50%～0%の補正 (加算の場合は薬価全体に加算)		・ 高い営業利益率（製造業平均6.6%）
+		
流通経費・消費税		費用対効果が「悪い」場合、引き下げ
薬価（※※）		

※ 製造業者出荷価格（原価+販売費・研究費+営業利益）に占める割合。製薬企業の平均値。
 ※※ 要件を満たす場合に外国平均価格調整がなされる。

費用対効果評価

- ① 比較対照からの「効果の増分」と「費用の増分」から、これまでの治療と比べた効果を1単位上げるのにかかる費用（ICER）を計算



（出典）平成25年2月27日中央社会保険医療協議会費用対効果評価専門部会 福田参考人提出資料

- ② ICERが公的保険として受入れ可能な水準か、社会的・倫理的側面等も踏まえて総合評価（「アプレイザル」）

評価結果（費用対効果が「良い」か「悪い」か）

【改革の方向性】（案）

- 原価計算方式で算定された医薬品は費用対効果評価を義務付け、費用対効果が「悪い」ものについては、保険収載を見送るか、公的保険として対応するのであれば、薬価全体について償還可能な価格まで引き下げる仕組みとすべき。
- 類似薬効比較方式で算定された医薬品についても、補正加算が付される場合には費用対効果評価を義務付け、その結果に応じて薬価を引き下げるべき。
- 保険収載が見送られた医薬品等について、安全性・有効性があれば、保険外併用療養により柔軟に対応するか否かの検討も行うべき。

【論点】

- 高額・有効な医薬品を一定程度公的保険に取り込みつつ、持続可能性を確保していくうえでは、「小さなリスク」への保険給付の在り方を考えていく必要。
- また、市販品と同一の有効成分の医薬品でも、医療機関で処方されれば、自ら市販品を求めるよりも大幅に低い負担で入手が可能。セルフメディケーションの推進に逆行し、公平性も損ねている。
- なお、諸外国では、薬剤の種類に応じた保険償還率の設定や、一定額までの全額自己負担など、薬剤の負担については技術料とは異なる仕組みが設けられている。

◆ 薬剤自己負担の国際比較

日本	原則 3 割 + 高額療養費制度（技術料も含む実効負担率：15%）（義務教育就学前：2 割、70～74歳：2 割、75歳以上：1 割）
ドイツ	10%定率負担（各薬剤につき上限10ユーロ、下限5ユーロ） （注）参照価格（償還限度額）が設定された医薬品の場合は、限度額を超えた額は自己負担
フランス	薬剤の種類時応じて自己負担割合を設定（加重平均した自己負担率34%） 抗がん剤等の代替薬のない高額な医薬品：0% 一般薬剤：35% 胃薬等：70% 有用度の低いと判断された薬剤：85% ビタミン剤や強壮剤：100% （注）参照価格（償還限度額）が設定された医薬品の場合は、限度額を超えた額は自己負担
スウェーデン	900クローナまでは全額自己負担、より高額の薬剤についても一定の自己負担割合を設定 （注）上限は年間2,200クローナ

◆ 市販品（OTC医薬品）と医療用医薬品の比較

種類	医療用医薬品				OTC医薬品	
	銘柄	薬価	3 割負担 (現役)	1 割負担 (高齢者)	銘柄	価格
湿布	AA	120円	36円	12円	A	1,008円
ビタミン剤	BB	300円	90円	30円	B	1,620円
漢方薬	CC	170円	51円	17円	C	1,296円
皮ふ保湿剤	DD	1,180円	354円	118円	D	2,634円

- ※1 各区分における市販品と医療用医薬品は、いずれも同一の有効成分を含んでいる。ただし、同一の有効成分を含んでいる市販薬であっても、医療用医薬品の効能・効果や用法・用量が異なる場合があることに留意が必要。
- ※2 市販品の価格は、メーカー希望小売価格。
- ※3 医療用医薬品の価格については市販品と同じ数量について、病院・診療所で処方箋を発行してもらい、薬局で購入した場合の価格であり、別途再診料、処方料、調剤料等がかかる。

【改革の方向性】（案）

- 薬剤自己負担の引上げについて、薬剤の種類に応じた保険償還率の設定や一定額までの全額自己負担といった諸外国の例も参考としつつ、市販品と医療用医薬品とのバランス、リスクに応じた自己負担の観点等を踏まえ、速やかに具体的内容を検討し、実施すべき。

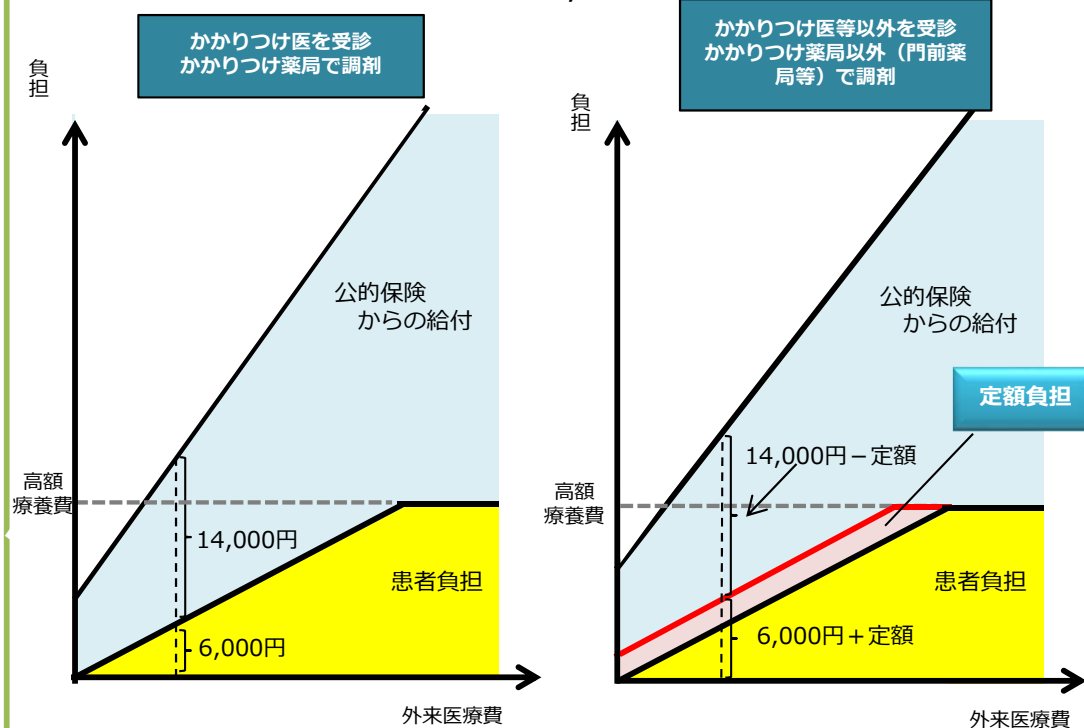
【論点】

- 諸外国と比較して、我が国の外来受診頻度は高く、多くは少額受診。限られた医療資源の中で医療保険制度を維持していく観点からも、比較的軽微な受診について、一定の追加負担は必要なのではないか。
- また、効率的で質の高い医療を提供する上で、かかりつけ医やかかりつけ薬局へ患者の受診行動を一定程度誘導する必要があるが、患者と医療機関等とで逆方向のインセンティブとなる「診療報酬での評価」などと比べて、定額負担は有効な手段。

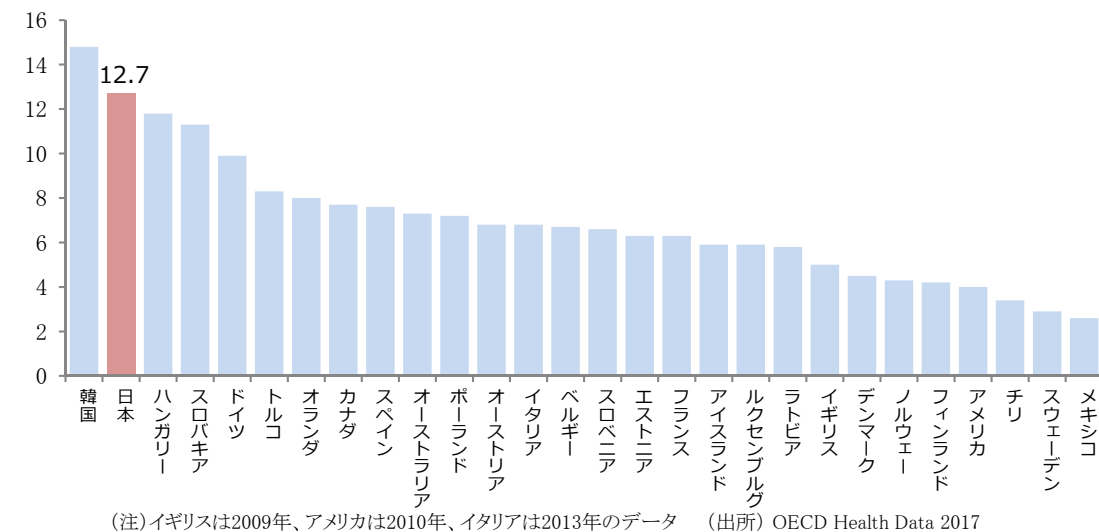
◆ 受診時定額負担のイメージ

外来医療費 = 初診料 (2,820円) + 検査 + 画像診断 + 処置 + 薬剤 (処方費、医薬品費)

外来医療費20,000円の場合



◆ 一人あたり年間外来受診回数(医科)の国際比較(2014年)



◆ かかりつけ薬局に患者を誘導する政策

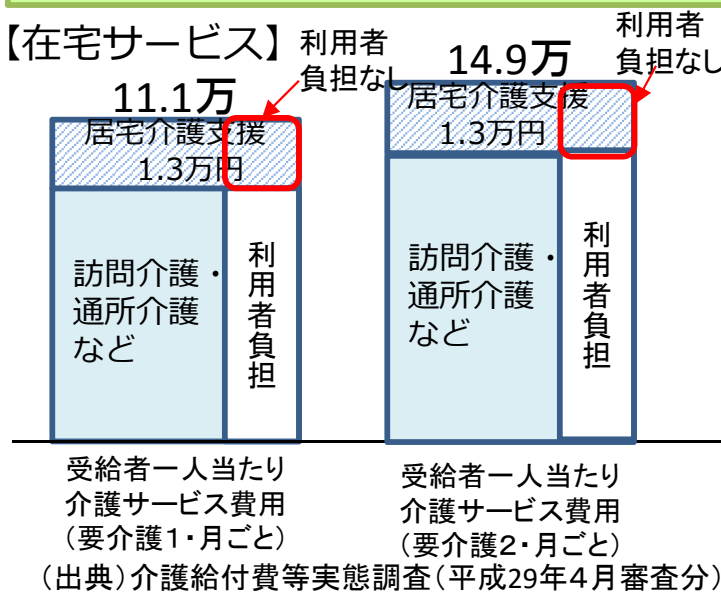
	薬局の収入	患者負担		保険財政
		かかりつけ薬局	かかりつけ薬局以外	
かかりつけ薬局の報酬引上げ	かかりつけ薬局の収入増加	高	低	給付増 負担増
かかりつけ薬局以外を受診した場合に定額負担	不変	低	高	給付減 負担減

【改革の方向性】 (案)

- 制度の持続可能性の観点から、少額の受診に一定程度の追加負担を求めていくべき。
- その際、かかりつけ医やかかりつけ薬局への患者の誘導策として定額負担に差を設定することについても、検討を進めるべき。

【論点】

- 介護保険サービスの利用にあたっては一定の利用者負担を求めているが、居宅介護支援については、ケアマネジメントの利用機会を確保する観点などから利用者負担が設定されていない。
- ケアマネジメントの主な業務は、初回のケアプラン作成の後、毎月のモニタリング（要支援は3か月ごと）と数か月ごとの評価やケアプランの変更等となる。こうした業務については利用者負担がないことで利用者側からケアマネジャーの業務の質についてのチェックが働きにくい構造になっていると考えられる。
- また特養などの施設サービス計画の策定等に係る費用は基本サービス費の一部として利用者負担が存在。既に一定の利用者負担の下に介護サービスが利用されていることを踏まえれば、居宅介護支援への利用者負担は、サービスの利用の大きな障害にはならないと考えられる一方、利用者が、より一層ケアマネジャーの質のチェックを行っていくことに資すると考えられる。

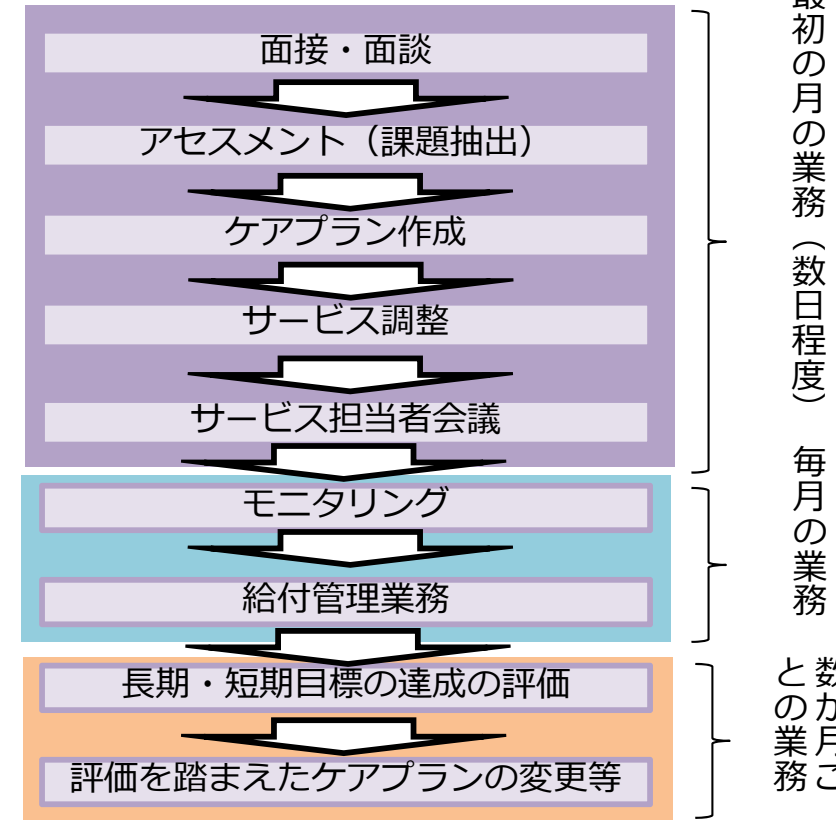


【ケアプランを変更した割合】 （平成28年9月中）

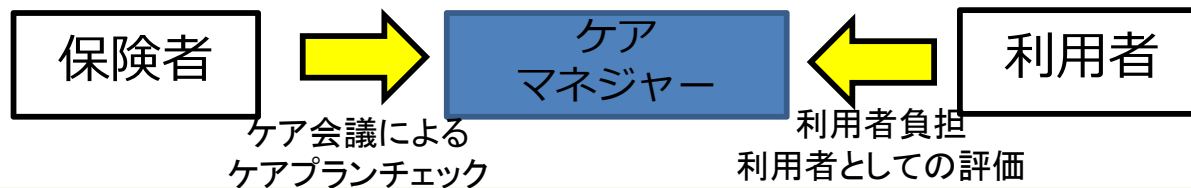
全体	新規作成	変更	新規作成・変更なし	無回答
3,473	191 5.5%	600 17.3%	2,605 75.0%	106 3.1%

（出典）平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成28年度調査）

【ケアマネジャーの主な業務の流れ】



【イメージ】



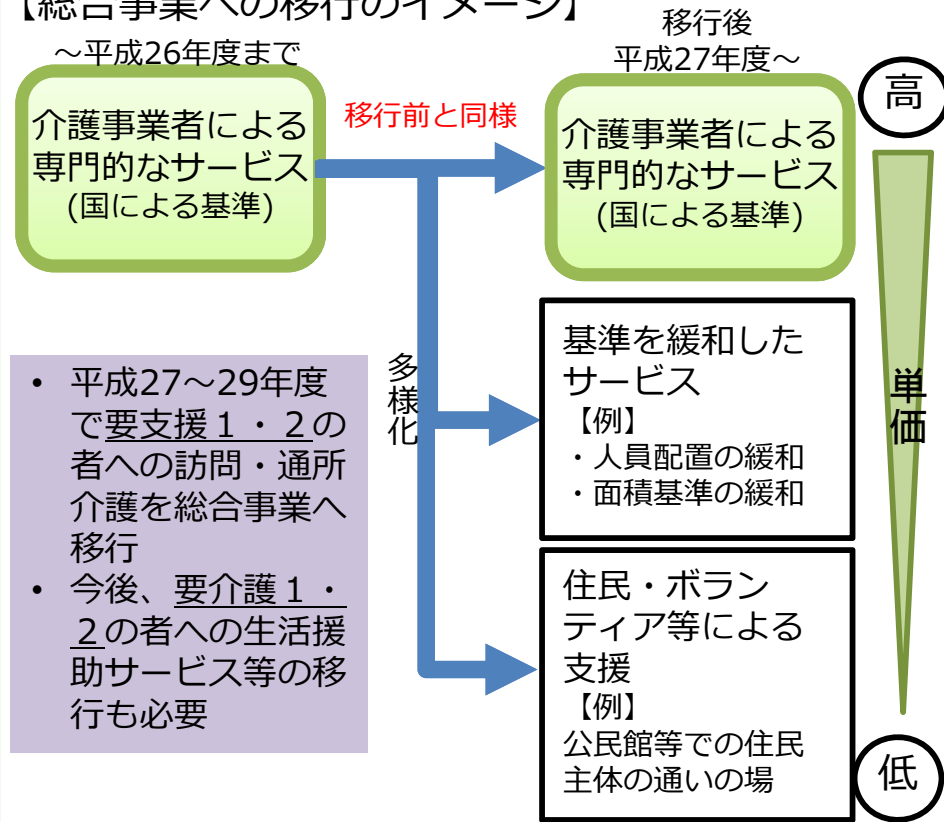
【改革の方向性】（案）

- 保険者におけるケアプランチェックと相まってケアマネジメントの質の向上を図る観点から、居宅介護支援に利用者負担を設ける必要。

【論点】

- 軽度者（要支援、要介護１・２）は生活援助サービスの利用割合が大きいですが、こうした生活支援に関わるサービス等は、国による一律の基準によるサービス提供よりも、地域の実情に応じた多様な主体によるサービス提供が望ましい。
- 平成27年度から要支援者に対する訪問・通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、利用者の状態像や地域の実情に応じて、国による基準に基づく専門的なサービスだけでなく、基準を緩和したサービスや住民主体のサービスを実施する方向。
- 平成29年度に全市町村が総合事業へ移行しているが、総合事業を実施している事業所で見ると、まだ多くが移行前と同様の国による基準に基づくサービスの実施にとどまっている。

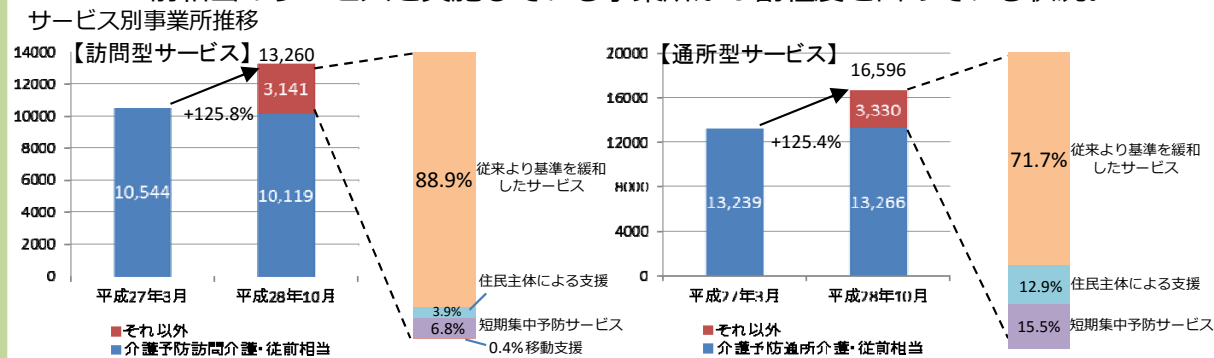
【総合事業への移行のイメージ】



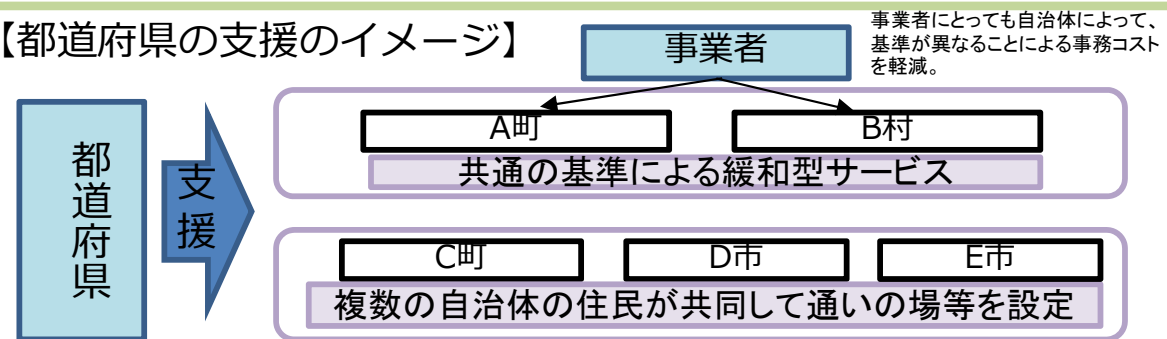
- ・ 平成27～29年度で要支援１・２の者への訪問・通所介護を総合事業へ移行
- ・ 今後、要介護１・２の者への生活援助サービス等の移行も必要

【総合事業への移行状況】

- ・ 平成28年10月時点で総合事業を実施するサービス事業所は増加したが、従前相当のサービスを実施している事業所が８割程度を占めている状況。



【都道府県の支援のイメージ】



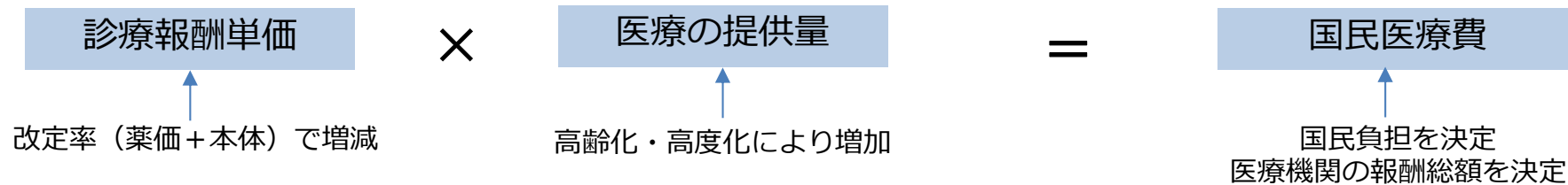
【改革の方向性】（案）

- 今後、先行した自治体の例も踏まえ、一定の時期までに利用者の実情によって専門的なサービスが必要な特段の場合を除き、基本的に緩和型や住民主体のサービスに移行するなどの方針を国において定めることで、一層の総合事業の推進を図るべき。
- その際、単独では緩和型サービスの基準や住民主体の取組の企画・策定が難しい自治体にあっては、都道府県が積極的に支援することにより、複数自治体にまたがる事業の実施も検討する必要がある。
- また、残された要介護１・２の者の生活援助サービス等の更なる地域支援事業への移行も進めていく必要。

医療費の伸びと要因(診療報酬改定)

資料Ⅱ－１－２２

- 診療報酬改定においては、「改定率」という形で、単価の変動による財政影響の総額を予算編成過程で決定しているが、実際の国民負担（診療報酬総額）は、高齢化や高度化による提供量の増加の影響も受ける。
- したがって、「改定率」のみに着目して「プラス改定／マイナス改定」というのは一面的であり、国民負担となる医療費自体の増加率は、診療報酬全体がマイナス改定となった年においても、一貫して、「プラス」の伸び。
- 国民負担や医療機関等の経営を考えるうえで、改定率のみならず、国民医療費の増減に着目していくことが重要。国民医療費の増加率を抑制していくため、本体も含め改定率は厳しく抑制していくべき。
- 併せて、改定の際には、地域医療構想なども踏まえて、政策的配慮から単価設定が行われており、想定された政策目的が達成されているかについて、その後の検証を行っていくことが重要。



◆ 診療報酬改定率と国民医療費増減率の推移 (%)

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
診療報酬改定率	本体	▲1.36		+0.38		+1.55		+1.379		+0.73		+0.49		+0.55
	薬価	▲1.80		▲1.20		▲1.36		▲1.375		▲0.63		▲1.33		▲1.45
	本体＋薬価	▲3.16		▲0.82		+0.19		+0.004		+0.10		▲0.84		▲0.90
国民医療費増減率		+1.5		+2.7		+3.6		+1.9		+2.9				
		(▲0.004)	(+3.0)	(+2.0)	(+3.4)	(+3.9)	(+3.1)	(+1.6)	(+2.2)	(+1.9)	(+3.8)	(▲0.4)	(+2.8)	(+0.9)

(出所)厚生労働省「国民医療費の概況」（27年度までの国民医療費増減率）、「医療費の動向」（28年度国民医療費増減率）等
 (注)28年度の国民医療費増減率は概算医療費ベース。29年度、30年度の国民医療費増減率は予算ベース。
 ※ 27年度から28年度の医療費の伸び率について、27年度はC型肝炎治療薬等の抗ウイルス剤の薬剤料の大幅な増加等により高い伸びになったのに対し、28年度は抗ウイルス剤の薬剤料の大幅な減少等により一時的にマイナスとなったと考えられる。

- 平成30年度薬価制度改革において、「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づき、薬価制度について一定の改革を実施したが、「毎年調査・毎年改定」など、具体的な内容について今後検討することとされたものもある。
- イノベーションを適切に評価していくためには、新薬であれば何でも評価するのではなく、患者にとっての個々の医薬品の画期性や有用性を見極めて評価をしていくことが重要。また、財政措置のみに頼るのではなく、研究開発環境の改善、創薬コスト低減や産業構造転換といった対応が重要。

主な改革事項

新薬創出等加算の抜本の見直し

- ・ 対象品目：**革新性・有用性**に着目して絞り込み
(約920品目*→約540品目)* 現行制度が継続した場合
- ・ 企業指標：**企業指標**(革新的新薬の開発等)の**達成度に応じた加算**

効能追加等による市場拡大への速やかな対応

- ・ 対象：**350億円以上*** ・ 頻度：**年4回**(新薬収載の機会)
* 市場拡大再算定ルールに従い薬価引下げ

新薬のイノベーション評価の見直し

- ・ 加算対象範囲(類似薬のない新薬)
：営業利益への加算 → **薬価全体への加算**
(製造原価の内訳の開示度に応じた加算率の設定)

外国平均価格調整の見直し

- ・ 米国参照価格リスト：メーカー希望小売価格
→ **公的制度の価格リスト**

日本創薬力強化プラン(緊急対応パッケージ)

厚労省計上分529.4億円(30当初・29補正)

- **がんゲノム医療の実現など日本初のシーズが生まれる研究開発環境の改善**
- **薬事規制改革等を通じたコスト削減と効率性向上**
- **日本初医薬品の国際展開の推進**
- **医療分野の研究開発** **等**

今後の検討事項

費用対効果評価の導入：技術的課題を整理し**平成30年度中に結論**

毎年薬価調査・薬価改定

- ・ 対象範囲：全品目改定の状況も踏まえ、国主導で流通改善に取り組み、**H32年中に設定**

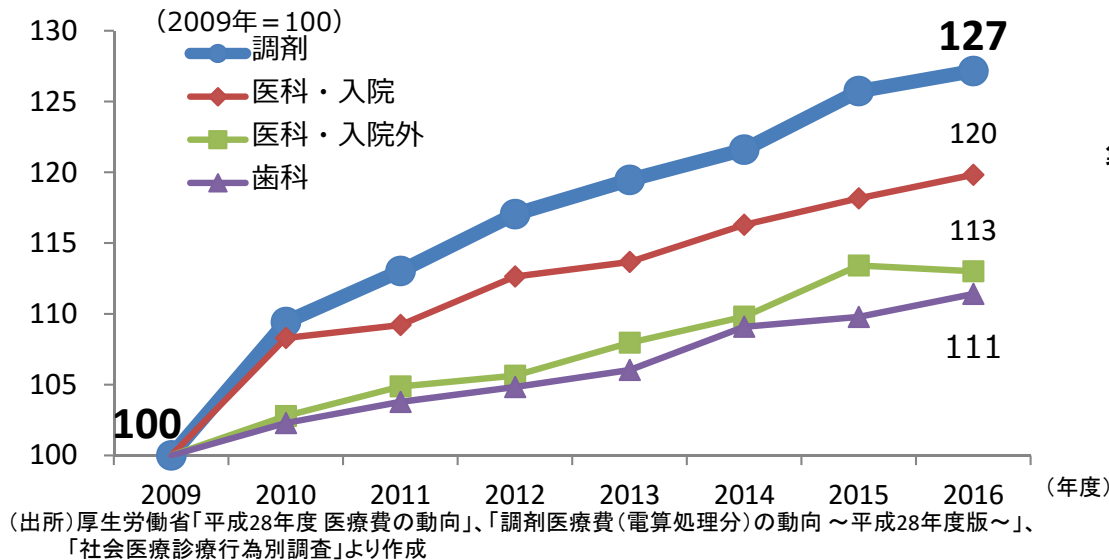
新薬創出等加算対象品目を比較薬とする場合の取扱いの見直し
長期収載品の段階的な価格引き下げまでの期間の在り方等
⇒ **次期薬価改定**に向けて検討

【改革の方向性】(案)

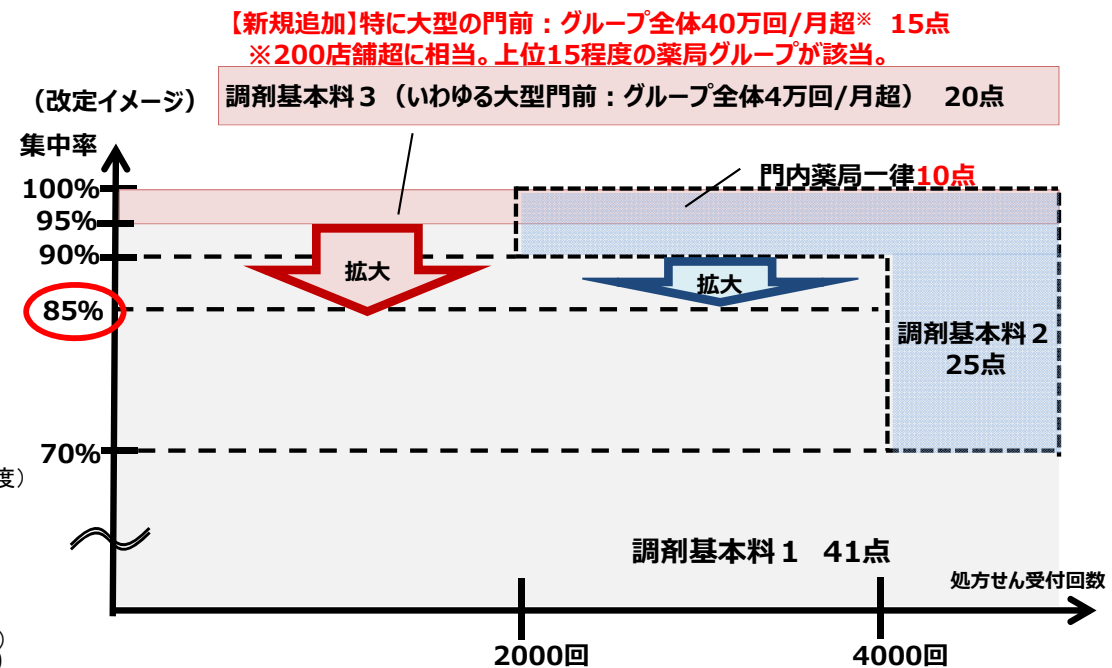
- 薬価制度の抜本改革のうち、残された検討課題については、スケジュールに沿って着実に検討を進めていくべき。
- あわせて、イノベーションの推進に向けて、創薬コストの低減、製薬企業の費用構造の見直しや業界再編に取り組むべき。

- 医薬分業の進展による処方せん枚数の増加のみならず、処方せん1枚当たりの単価の増加により、調剤医療費のうち、薬剤料等を除いた技術料部分の伸びは、入院医療費や外来医療費と比較して大きいものとなっている。
- 平成30年度診療報酬改定において、大型門前薬局に係る調剤報酬の引き下げを実施。

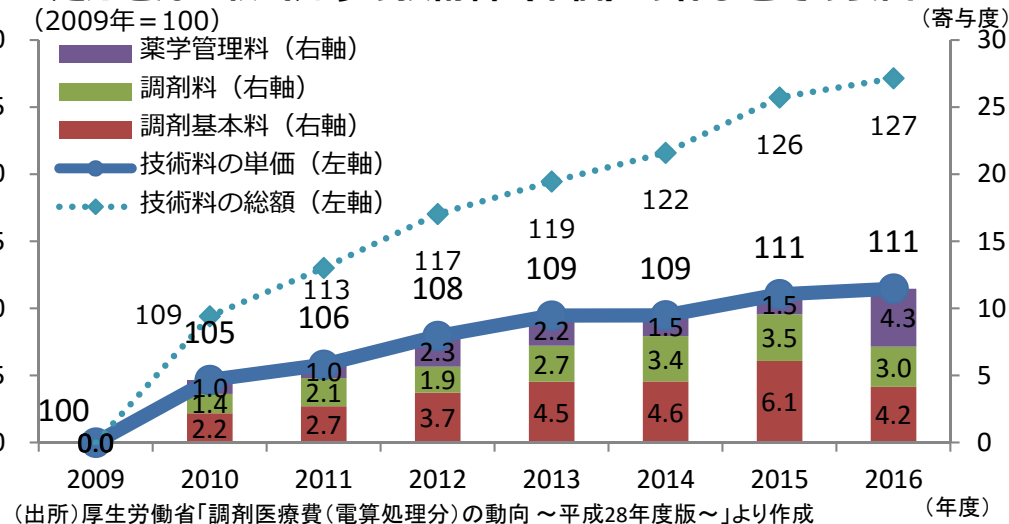
診療種類別の技術料の伸び（医科・歯科は推計値）



平成30年度改定における調剤基本料の見直し



処方せん1枚当たりの技術料（単価）の伸びとその要因



【改革の方向性】（案）

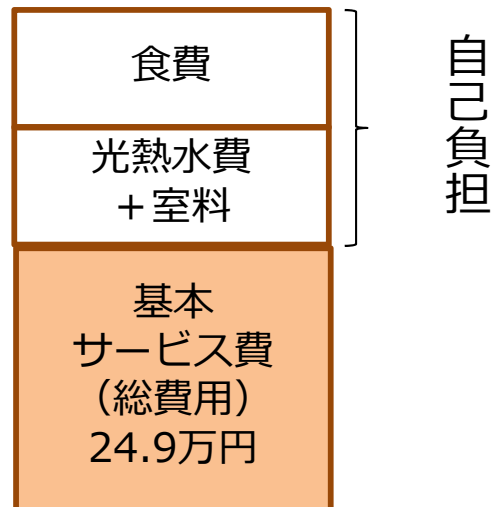
- 今後とも、薬局の多様なあり方や経営環境を踏まえつつ、それに即した調剤報酬の評価を行っていく観点から、地域においてかかりつけ機能を担っている薬局は適切に評価しつつ、こうした機能を果たしていない薬局の報酬水準は、適正化していくことが必要。
- 今般の報酬改定の効果を検証しつつ、かかりつけ薬局を評価すると患者負担も増加する点への対応も含め、調剤報酬の在り方については、引き続き検討を行っていくべき。

【論点】

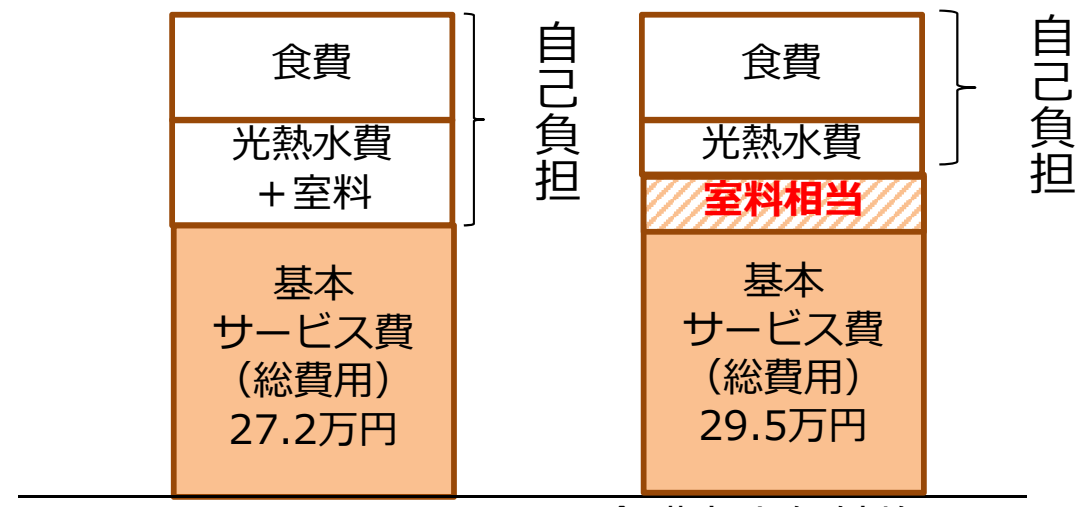
- 平成17年制度改正において、施設サービスにおける食費や個室の居住費（室料＋光熱水費）を介護保険給付の対象外とする制度見直しを実施（多床室については光熱水費のみ給付対象外とし、また低所得者には補足給付を創設）。
- 平成27年度介護報酬改定において、特養老人ホームの多床室の室料負担を基本サービス費から除く見直しを行ったが、介護老人保健施設、介護療養病床、新設される介護医療院については、室料相当分が介護保険給付の基本サービス費に含まれたままとなっている。

特養は27改定で多床室の室料をサービス費から除外し、従来型個室と多床室の報酬水準は同額となっている。

老健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の多床室については、室料相当額は基本サービス費に包含されたままであり、多床室の方が従来型個室よりも基本サービス費が高くなっている。



特養老人ホーム
（個室・多床室）



介護老人保健施設
（従来型個室）

介護老人保健施設
（多床室）

※ 上記のサービス費はいずれも要介護5の者が30日入所した場合の費用（利用者負担含む）。

（参考）「経済再生計画 改革工程表（2017改定版）」（抜粋）

在宅と施設の公平性の確保や医療・介護を通じた効率的な提供体制の構築の観点等から、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院等の**多床室の室料負担**等、施設サービスの報酬等の在り方について、**第8期計画期間に向けて検討し、結論**

【改革の方向性】（案）

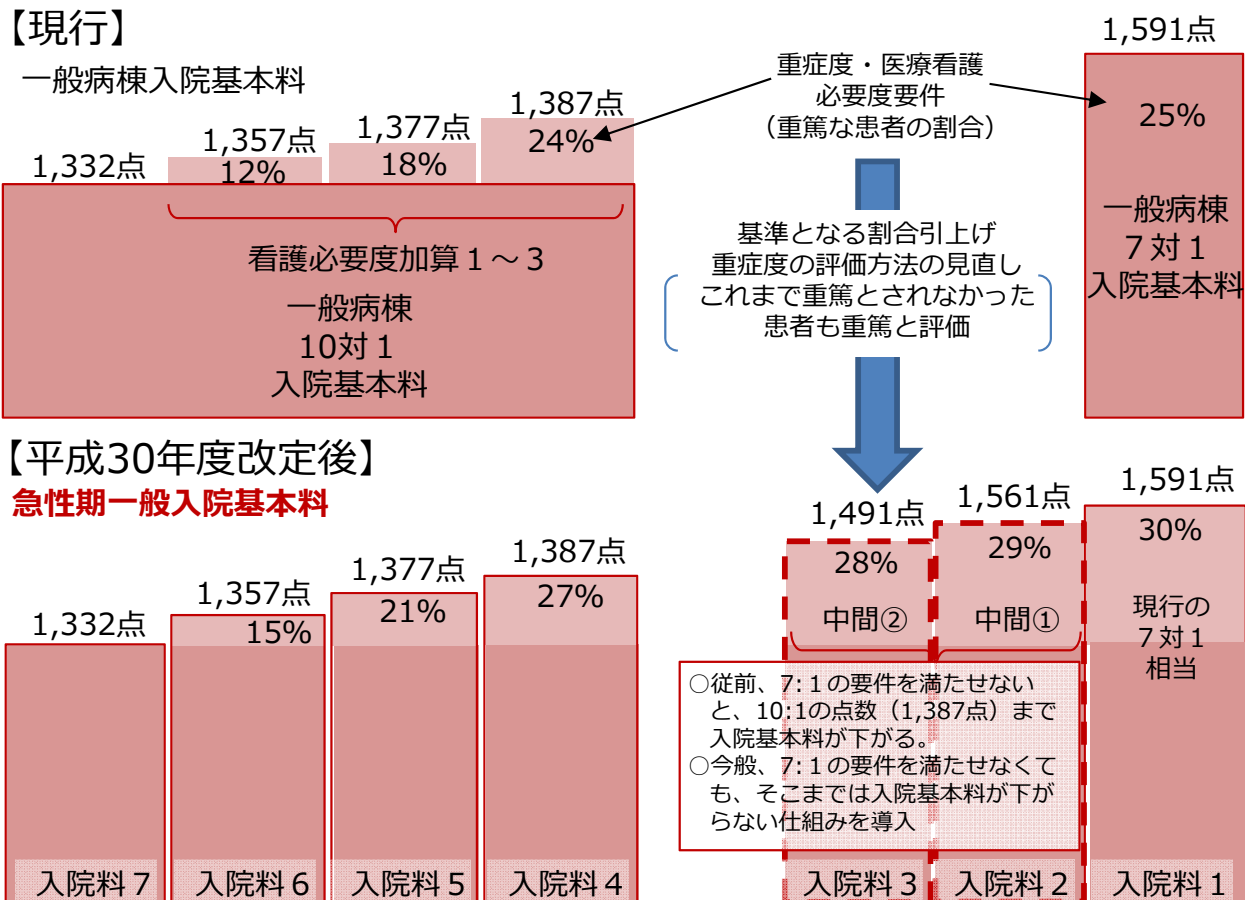
- 在宅と施設の公平性を確保する等の観点から、これらの施設の多床室の室料相当額についても基本サービス費から除外する見直しを行う必要。

診療報酬・介護報酬	平成30年度診療報酬・介護報酬改定の効果検証・フォローアップと必要に応じた更なる対応。
都道府県への 手段の付与	- 慢性期病床の適正化に向けた構想会議における議論の進め方、データ提供の在り方 - 慢性期病床を地域において重点化し、介護施設等へ転換していく上での判断材料となるデータの提供を行ったうえで、具体的な議論を進めていく枠組みを示す必要。 - 病床再編に向けた都道府県の権限の整備
都道府県への インセンティブ	- 進捗に応じた財政支援（保険者努力支援制度、地域医療介護総合確保基金） - 保険者努力支援制度（平成30年度～）及び地域医療介護総合確保基金の配分において、地域医療構想の進捗に応じた配分を行う仕組みを導入すべき
適切な進捗管理	- 病床機能報告における定量的基準の策定 - 地域医療構想の進捗を毎年評価する「病床機能報告制度」は、医療機関による医療機能の判断基準が定性的で、客観性に乏しい。看護人員配置等ではなく、地域医療構想と同様に実際に提供された医療の中身に応じて医療機能を判断し、病床機能を報告できる定量的な基準を来年の調査までに設定すべき。 - 地域医療構想が医療費適正化につながっているかどうかの検証 - 地域医療構想の進捗評価に際して、病床の転換等によって実際に医療適正化につながったかどうかを検証し、これにより評価することとすべき（K P Iの設定等）
医療・介護を通じた 在宅医療・介護施設 等への転換	- 慢性期病床の地域差縮減等と受け皿整備の整合性確保 - 慢性期病床を受け皿（在宅医療や介護施設等）に転換していくにあたり、都道府県や市町村が連携し、医療・介護を通じて慢性期病床の地域差縮減と受け皿の整備が整合的に進む枠組みとしていくべき。

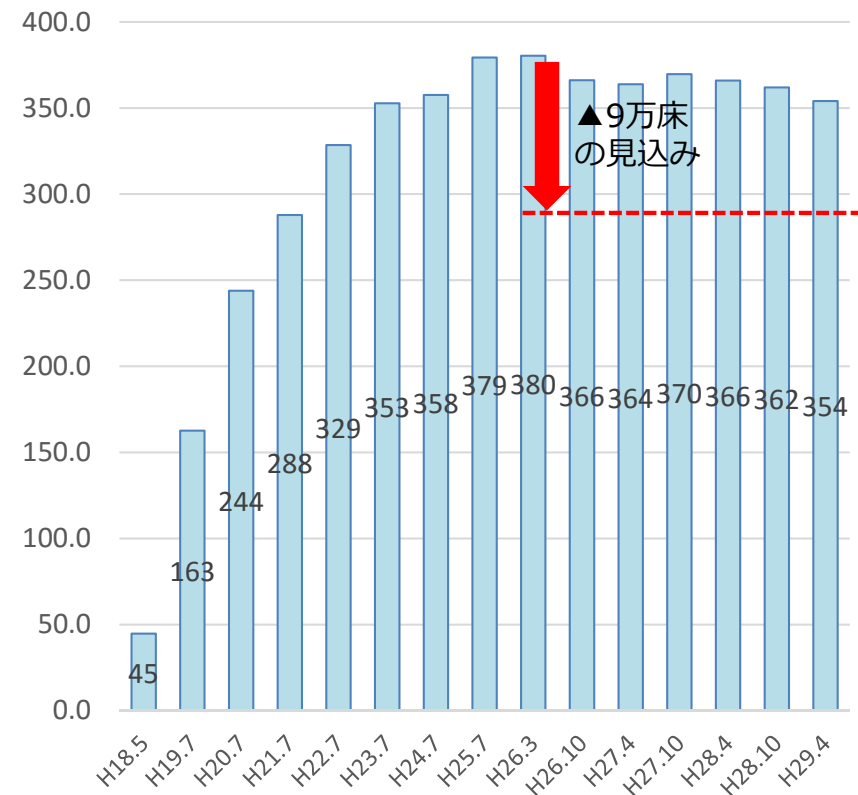
急性期病床の適正化

資料Ⅱ－１－２７

- 診療報酬上、急性期を念頭に高い報酬設定がなされている「7:1入院基本料」を算定する病床が、導入（平成18年度）以降、急増し、最多となっており、これまでの累次の見直しでも、十分に減少してこなかった。
（注）26改定においては、要件見直しにより「9万床」の7:1病床を転換するものとされていた。
- 今回の診療報酬改定により、入院基本料の名称を変更し、（旧）7:1入院基本料を算定する際の基準の変更などが実施されたが、急性期に係る入院医療費がどの程度効率化されるのかは明らかではない。



◆一般病棟入院基本料7対1の届出病床数の推移



【改革の方向性】（案）

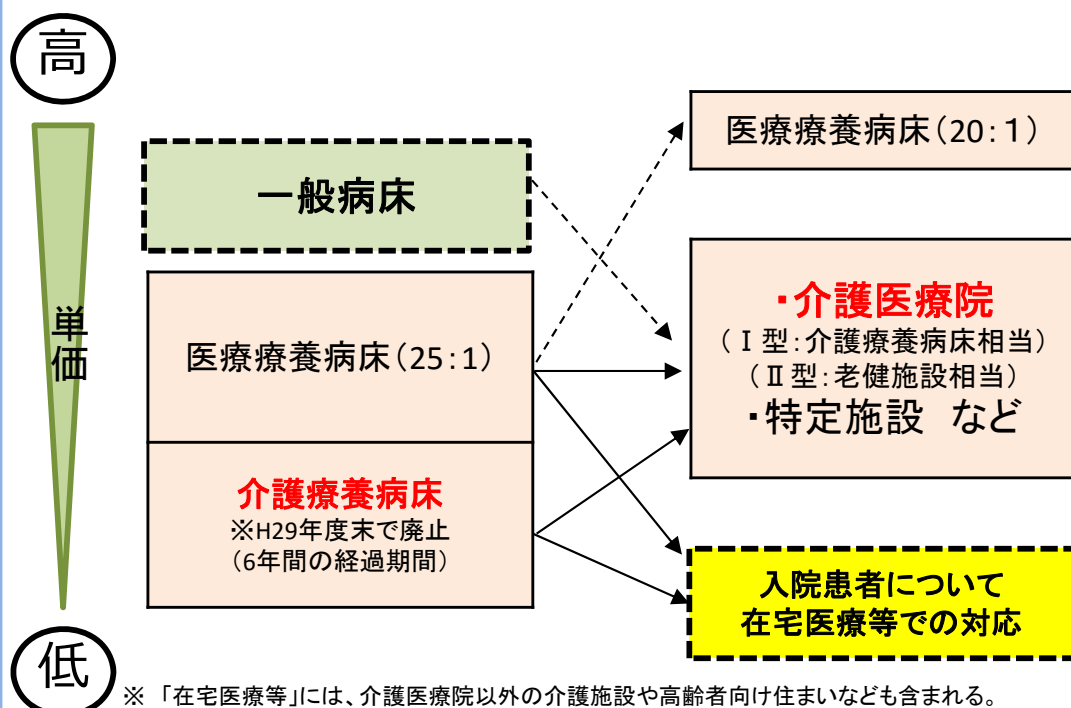
- 今回の診療報酬改定が、全体としてどの程度地域医療構想に沿った病床の再編・急性期入院医療費の削減につながっていくかについて、適切なK P Iを設定したうえで、進捗を評価し、必要に応じて更なる要件厳格化等を次期改定において実施すべき。

地域医療構想を踏まえた介護療養病床等の転換

【論点】

- 平成30年度から新設されることとなった介護医療院への25対1 医療療養病床や介護療養病床からの転換に際しては、地域医療構想の趣旨を踏まえ、提供体制全体として医療費・介護費が効率化されることが重要。

【介護療養病床の転換等のイメージ】



【介護療養病床の転換に必要な視点】

- 医療の病床への転換
 - ・ 患者の状態像によらない病床転換の防止
- 介護医療院等の報酬水準の適正化
 - ・ 多床室の室料負担や転換が進まない場合の介護療養病床等の報酬上の対応などを検討
- 療養病床自体の削減など
 - ・ サービス付き高齢者住宅などへの転換を含めた介護療養病床のダウンサイジングに向けた取組方針を作成

【改革の方向性】（案）

- 転換状況を逐次把握し分析するとともに、今後の転換促進にあたっては、①患者の状態像にそぐわずに単価の高い医療療養病床へ転換することの防止、②工程表に基づき、多床室の室料負担の見直しを確実に実施するとともに、転換が進まない場合の介護療養病床等の報酬水準を検討すること、③サービス付き高齢者住宅など、高齢者住まいへの転換も含めた幅広いダウンサイジングの方針を策定すること、などの政策を着実に進めていく必要。

【論点】

- 地域医療構想や基準病床制度により、病床については一定の規制を行う仕組みが整備されつつある。一方、診療所や医師の配置、高額医療機器への設備投資、介護の在宅サービスについては、提供体制をコントロールする仕組みがない。
- このうち外来医療に関しては、高齢化に伴い複数疾患をもつ患者等を総合的・継続的に診療する専門的知見・能力が重要となるが、こうした観点からの医師養成は進んでいない。

	病床		外来医療 ・診療所 ・医師配置	高額 医療機器	介護サービス 事業者 介護施設
	基準病床制度 年齢階級別人口等を基に 算定した基準病床を 地域の病床の上限とする	地域医療構想 高度急性期～慢性期までの 医療機能ごとに需要を推 計、これに沿って 病床の機能分化・連携			
医療法 医療機関の 開設・管理 (都道府県知事)	(公的医療機関等) 病床過剰地域での 病院開設・増床の不許可	(公的医療機関等) 過剰な病床機能への 転換等に関して、命令 など	なし 自由開業 自由標榜	なし	(介護施設) 総量規制 ※ 計画に定める定員数 を超える場合、指定 等をしないことができ る。
	(民間医療機関) 病床過剰地域での 病院開設・増床に関して 要請／勧告	(民間医療機関) 過剰な病床機能への転換等 に関して、要請／勧告 など			(地域密着型 サービス) 公募制
健康保険法等 医療保険の 給付対象範囲 (厚生労働大臣)	(民間医療機関) 上記勧告を受けた場合、 厚生労働大臣は 保険医療機関の指定を しないことができる	なし			(在宅サービス) なし ※平成30年4月から 条件付与の仕組み

【改革の方向性】（案）

- 診療所や医師数、高額医療機器など病床以外の医療資源に関しても、医療費の増加を抑制しつつ、診療科や地域ごとの偏在を是正し、限られた医療資源の中で適切かつ効率的な医療提供体制を構築していく観点から、その配置に係る実効的なコントロールが必要であり、その在り方について早期に議論を進めるべき。
- 来年度以降養成が開始される「総合診療専門医」について、必要な養成数を確保し、速やかな養成を進めるべき。

【論点】

- 高齢者医療確保法第14条においては、医療費適正化の観点から地域ごとの診療報酬の定めを行いうることが規定されているが、平成18年の法律改正で規定されて以来、これまで実施例はない。どのような内容の診療報酬の定めが可能かについて都道府県に具体的に示されてもいない。
- 平成30年度からの国保改革により、都道府県が、県内の医療費の水準や見通しを踏まえた保険料設定と住民への説明責任を負うこととなり、県内の医療提供体制の在り方と一体的な検討を行うこととなる。
- 国保の都道府県単位化を機に、地域別診療報酬の活用を検討するなど医療費適正化に向けて積極的に取り組もうという都道府県も現れている。

全国一律（注）			全国一律	
診療報酬点数（厚生労働大臣告示）			1点あたり 単価 10円	
（例）	初診料	282点	×	（参考） ①介護報酬では地域によって1点単価で最大14%の差異が設けられている。 ②かつて診療報酬も地域別に単価が設定されていた。
	入院基本料（7：1）	1,591点		
	調剤基本料 1	41点		
			=	医療費

（注）入院基本料への地域加算（都市部に加算）など、例外的に地域ごとに異なる取扱いもある。

◆ 医療費適正化に向けた地域別の診療報酬の活用（考えられる例）

- 医療費の伸びが高く住民の保険料負担が過重となる場合における診療報酬 1 点単価の調整
- 入院医療費の地域差是正等の観点からの、特定の病床が過剰な地域における当該入院基本料単価の引下げ
- 調剤業務の需要に見合わない供給増（薬剤師や薬局数の増加）が生じた場合の調剤技術料の引下げ

【改革の方向性】（案）

- 都道府県における医療費適正化の取組みに資する実効的な手段を付与し、都道府県のガバナンスを強化する観点も踏まえ、医療費適正化に向けた地域別の診療報酬の具体的に活用可能なメニューを国として示すとともに、今年度から開始する第三期医療費適正化計画の達成に向けても柔軟に活用していくための枠組みを整備すべき

【論点】

- 昨年成立した改正介護保険法に基づき、平成30年度予算においては、都道府県・市町村の保険者機能強化のための新たな交付金を創設している（保険者機能強化推進交付金 30年度予算額：200億円）。
- 今後、こうしたインセンティブを活用することで、各市町村が保険者機能を発揮し、介護費の地域差縮減に努めていくことが求められる。

【保険者機能強化推進交付金の仕組み】

【市町村向けの評価指標：合計61指標】

- (1) PDCAサイクルの活用：8指標
地域の特徴・課題の把握など
- (2) 自立・支援、重度化防止等に資する施策：46指標
要介護認定・認定等基準時間の変化など
- (3) 介護保険運営の安定化に資する施策の推進：7指標
ケアプラン点検の実施割合など

【都道府県向けの評価指標：合計20指標】

- (1) 管内の市町村の状況把握など：6指標
- (2) 自立・支援、重度化防止等の保険者支援：11指標
- (3) 管内市町村の評価指標の達成状況：3指標

評価指標の達成状況の「見える化」

総合順位		指標1	指標2	指標3
1位	A市	10	10	10
2位	B町	10	5	10
3位	C市	10	5	10
4位	D町	10	10	0

⋮

	Z市	10	0	0
1300位	W町	5	5	0
1400位	K町	0	5	0
1500位	I市	0	0	0

多

交付額

少

【改革の方向性】（案）

- この交付金については、市町村・都道府県の保険者機能強化に向けた体制整備や自立支援・重度化防止の取組などの複数の指標の成績に応じて交付することとなっていることから、この指標の達成状況について「見える化」を実施するとともに、達成状況がよい自治体の取組を分析し、全国展開するとともに、達成状況がよい自治体については、その原因を分析し、都道府県・市町村の取組を支援すべき。
- 合わせて、こうした取組をさらに進めるため、第8期介護保険事業計画期間の始期である平成33年度から調整交付金のインセンティブとしての活用を進めるべき。

【論点】

- 訪問介護の生活援助サービスについては、月100回以上の利用など平均を大きく上回る利用が存在。
- こうしたことを踏まえ、平成30年度から、「全国平均利用回数＋2標準偏差」の生活援助サービスについては、ケアプランの保険者への届け出を義務づけ、保険者によるケアプランの点検や地域ケア会議における検証を行うこととし、不適切な事例については是正を促すこととしたところ（施行は平成30年10月から）。

【頻回の生活援助サービスについての点検の仕組み】

生活援助サービスの訪問回数の回数が
「全国平均利用回数＋2標準偏差（2SD）（月30～40回程度）」
のケアプランの保険者への届け出

保険者によるケアプラン点検

地域ケア会議によるケアプランの検証

不適切な場合にはケアプランの是正を促す

＜標準的な介護サービスの方法（イメージ）＞

利用者の状態像：要介護度、認知症の状況
独居か否か など

標準的なサービス例：

週○回 訪問介護
（身体介護＋生活援助）
週○回 通所リハ
月○回 訪問看護

標準的な内容と異なる部分についてはケアマネージャー
が保険者に対し説明責任を持つ。

【頻回の生活援助サービスの利用状況】

	全体	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者数	485,174	204,392	162,482	68,313	34,591	15,396
平均回数	10.6	9.2	11.1	13.2	11.3	9.3
＋2SDライン	32	26	33	42	37	31
＋2SD利用者数	23,502	11,165	8,406	4,169	1,995	664
割合	4.8%	5.5%	5.2%	6.1%	5.8%	4.3%

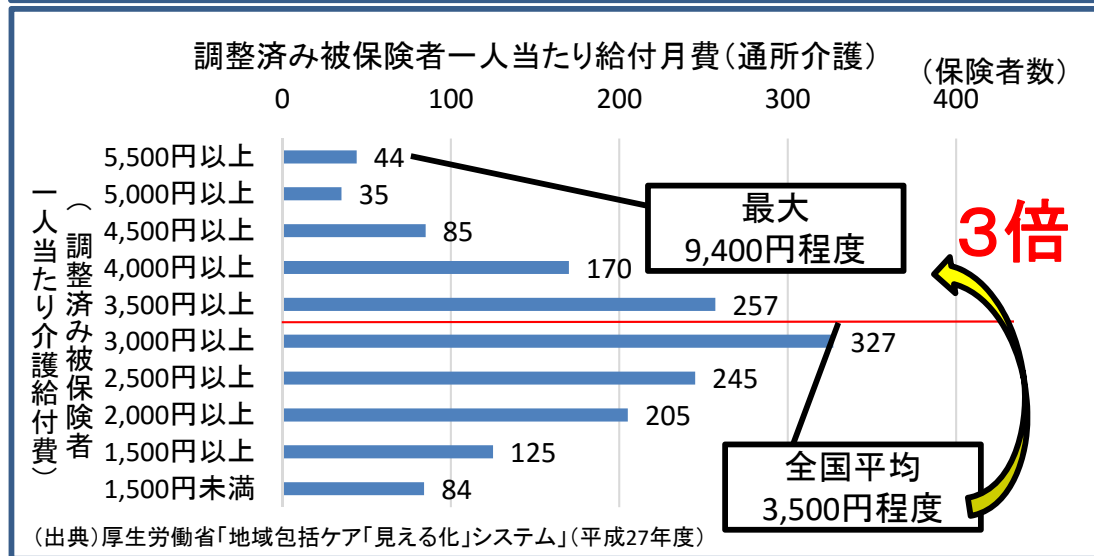
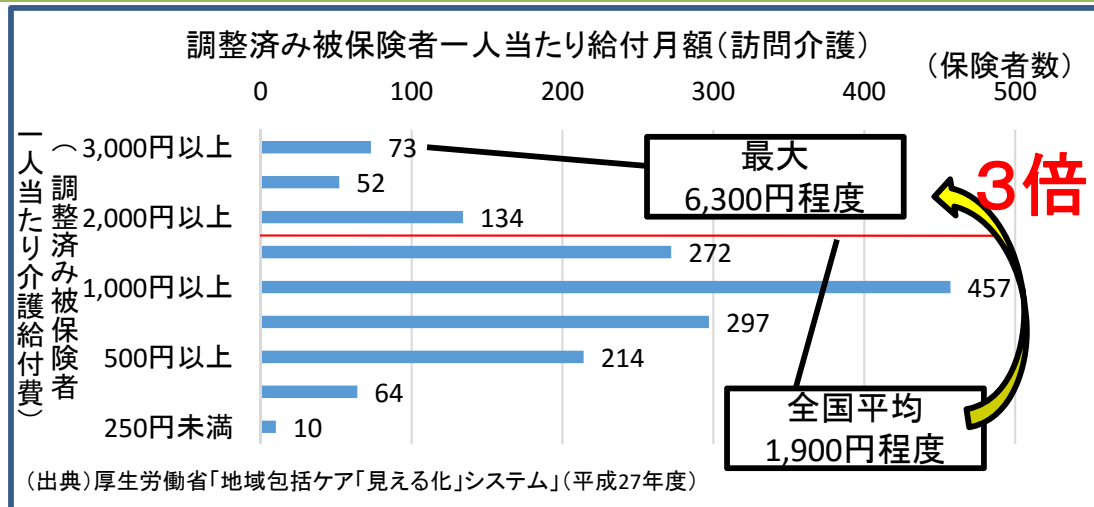
（出典）厚生労働省「介護保険総合データベース」（H28.9月サービス実施、10月審査分）

【改革の方向性】（案）

- 国において制度施行までに、保険者によるケアプランチェックのための指針等を早急に策定・周知するとともに、今後、ケアプラン点検の実績も踏まえ、利用者の状態像に応じたサービスの利用回数や内容等についての標準化を進める必要。

【論点】

- 訪問介護・通所介護の被保険者一人当たり給付費については、性・年齢階級（５歳刻み）・地域区分を調整してもなお、全国平均と最大値との間で３倍程度の差が存在。
- 一方で、訪問介護・通所介護をはじめとした居宅サービスについては、総量規制や公募制などの自治体がサービス供給量をコントロールする仕組みが十分でない（平成30年度から条件付与の仕組みを創設）。



	居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス
指定等	都道府県 （指定都市・中核都市）	市町村	都道府県 （指定都市・中核都市）
総量規制	・特定施設入居者生活介護	・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型老人福祉施設入所者生活介護	・介護老人福祉施設（特養） ・介護老人保健施設 ・介護医療院（※） ※H29年介護保険法等改正法の改正後（新設の場合のみ）
公募制		・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス	
・公募制なし	・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問リハ ・通所介護 ・通所リハ ・短期入所生活介護 など		

- （注1）総量規制：都道府県知事又は市町村長は介護保険事業計画等の達成に支障が生じる場合などにおいては、事業者の指定等をしないことができる。
- （注2）公募制：市町村長は公募により、特定の地域での開設を特定の事業者のみに認めることができる。
- （注3）介護療養型医療施設については、介護保険法の改正により平成24年以降、新設は認められていない。
- （注4）定期巡回などの地域密着型サービスの普及のために必要があるときは、市町村長は訪問介護・通所介護の都道府県知事による指定について協議を求めることができる。
- （注5）居宅サービスについては、平成29年法改正により条件付加の仕組みが設けられた。

【改革の方向性】（案）

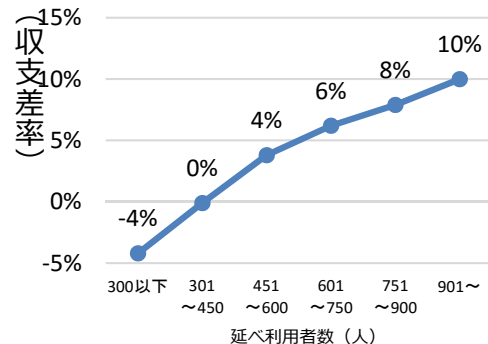
- 今後、介護費の地域差を縮減に向けて保険者機能を強化していくことが必要であり、在宅サービスについても総量規制や公募制などのサービスの供給量を自治体がコントロールできる仕組みを導入すべき。

【論点】

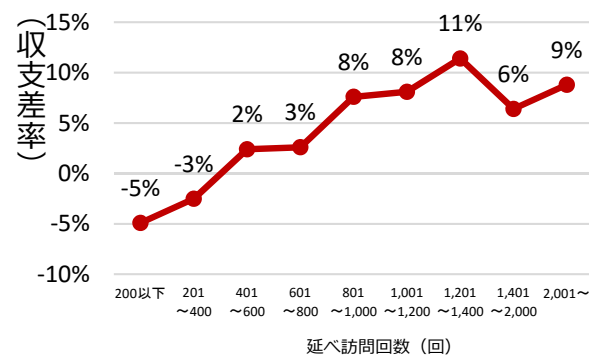
- 介護サービス事業者の事業所別の規模と経営状況との関係を見ると、規模が大きいほど経費の効率化余地などが高いことから経営状況も良好なことが伺える。一部の営利企業においては経営主体の合併等により規模拡大は図られている。営利企業とその他の経営主体では同列ではない部分もあるが、介護サービス事業全体で見た場合、介護サービスの経営主体は小規模な法人が多いことが伺える。

【介護サービス事業者の利用状況別の収支差率（事業所別）】

＜通所介護＞



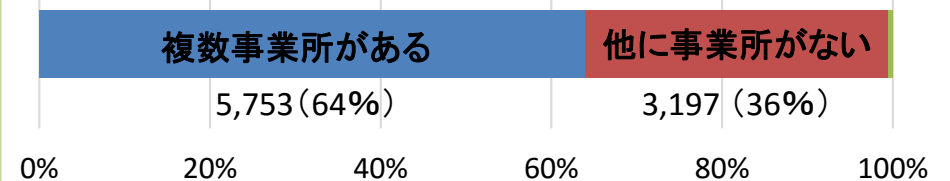
＜訪問介護＞



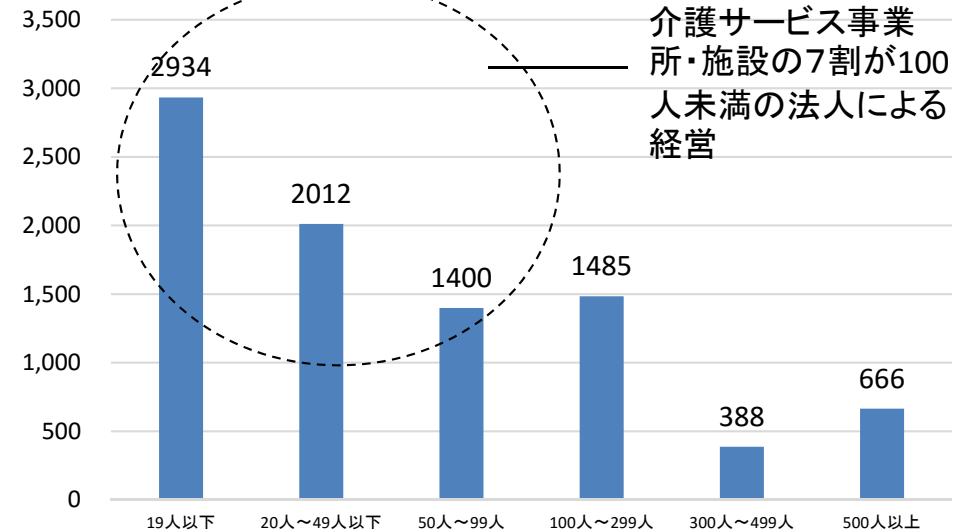
（出典）平成29年度介護事業経営実態調査

【介護事業者の経営主体の規模】

介護サービス事業所・施設の4割弱が1法人1施設・事業所



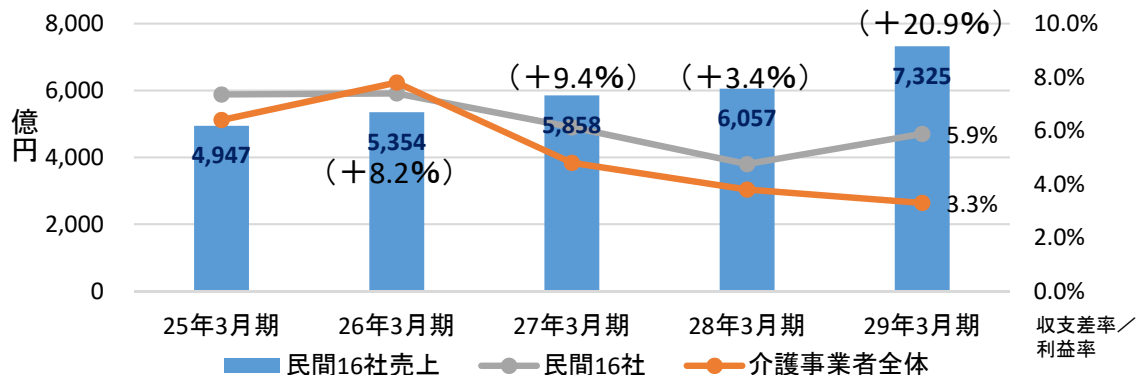
法人数



介護サービス事業所・施設の7割が100人未満の法人による経営

（出典）「平成28年度介護労働実態調査」介護労働安定センター

【介護関係の民間16社の経営規模・状況】



（注）平成29年3月期の民間16社の利益率には、合併に伴う損失等を計上したSOMPOを除く。

【改革の方向性】（案）

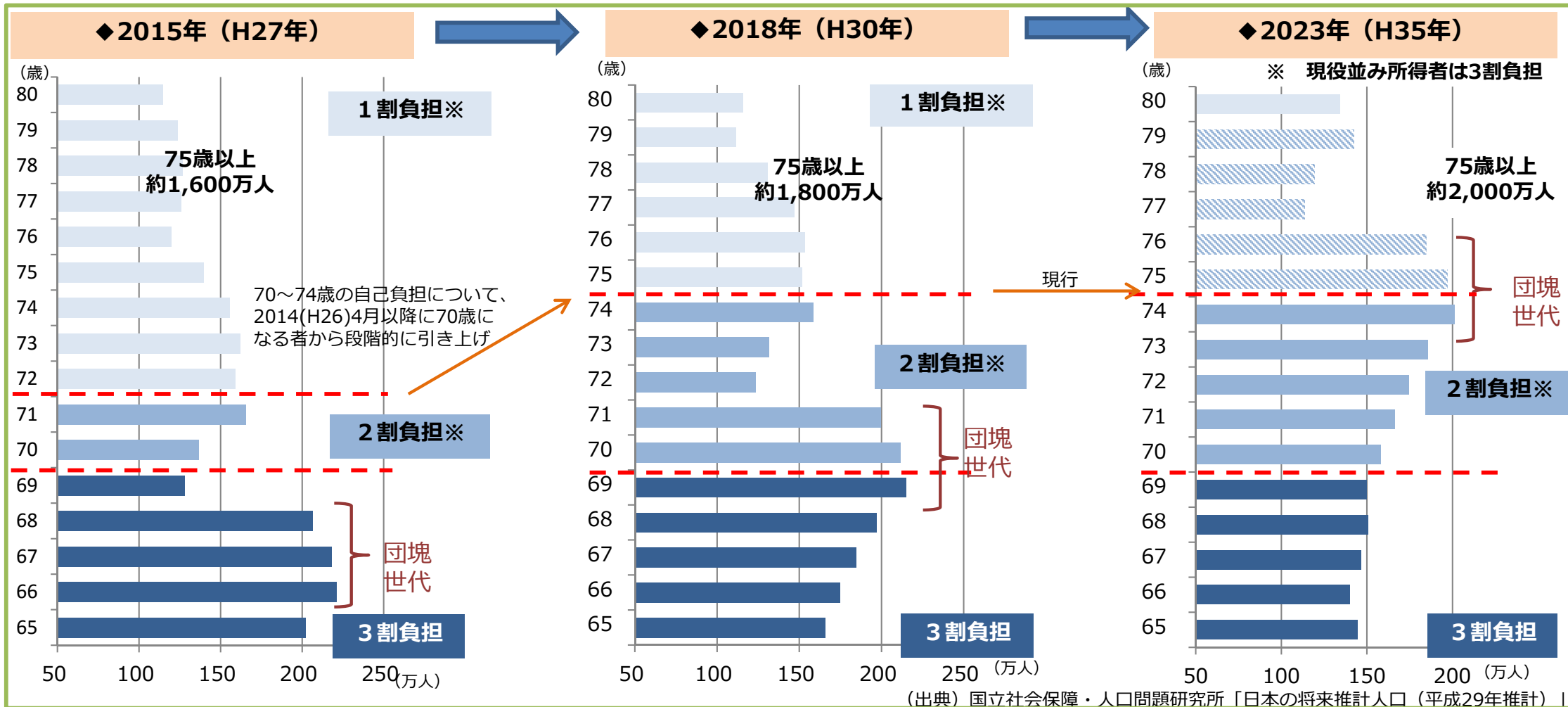
- 介護サービス事業者の経営の効率化・安定化と、今後も担い手が減少していく中、人材の確保・有効活用やキャリアパスの形成によるサービスの質の向上などの観点から、介護サービスの経営主体の統合・再編等を促すための施策を講じていくべき。

医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方

資料Ⅱ－１－３５

【論点】

- 後期高齢者の定率の窓口負担は、現役世代よりも低い1割に軽減されている。他方、後期高齢者の人口は毎年増加。
- 2022年から団塊の世代が後期高齢者になり始めるが、現行制度の下では2割負担から1割負担に引き下がることになる。



【改革の方向性】（案）

- 後期高齢者数や医療費が毎年増加し、これを支える現役世代の保険料や税の負担が重くなっていく中、世代間の公平性や制度の持続可能性を確保していく観点から、まずは75歳以上の後期高齢者の自己負担について2割負担とすべき。
- その際、現在70歳～74歳について段階的に実施している自己負担割合の2割への引き上げと同様に、75歳到達後も自己負担割合を2割のままとすることに加えて、すでに後期高齢者となっている者についても、数年かけて段階的に2割負担に引き上げるべき。

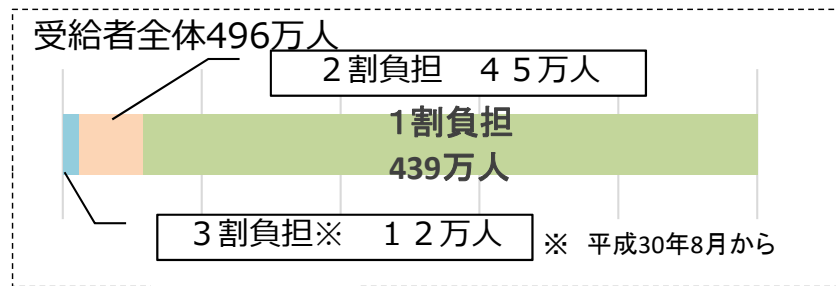
介護保険の利用者負担について

資料Ⅱ－１－３６

【論点】

- 介護保険の財源構造は、所得の高い者を除き基本的に１割の利用者負担を求めた上で、残りの給付費を公費と保険料で半分ずつ負担する構造であり、保険料は65歳以上の者（１号被保険者）と40～64歳の者（２号被保険者）により負担されている。
- また、65歳以上の者の要介護認定率は２割弱であり、介護サービスを実際に利用している者と保険料のみを負担している者が存在。
- 今後、介護費用は経済の伸びを超えて大幅に増加することが見込まれる中で、若年者の保険料負担の伸びの抑制や、高齢者間でのサービス利用者と保険料負担との均衡を図ることが必要。

【介護保険の費用の内訳】



利用者負担 0.8兆円 (7.5%)

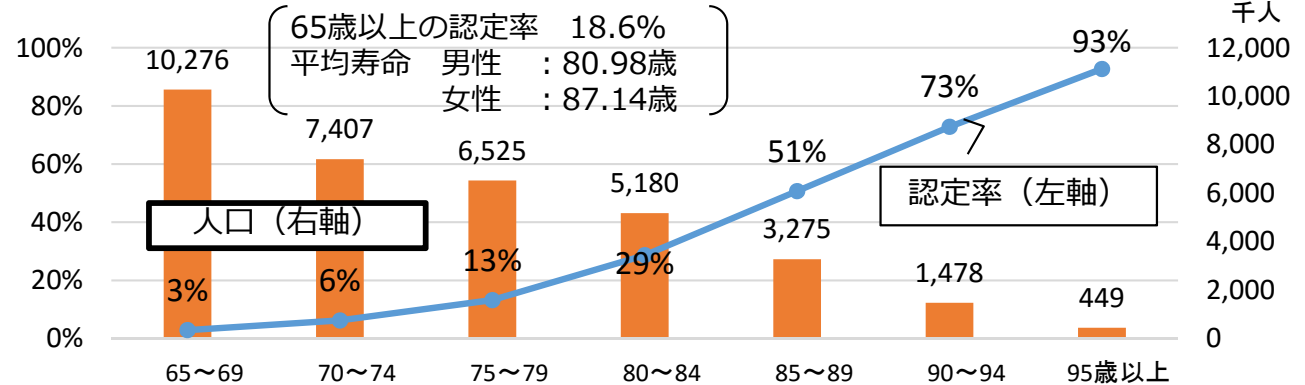
1号保険料
2.3兆円
(21.1%)

2号保険料
2.3兆円
(20.9%)

公費
5.6兆円
(50.5%)

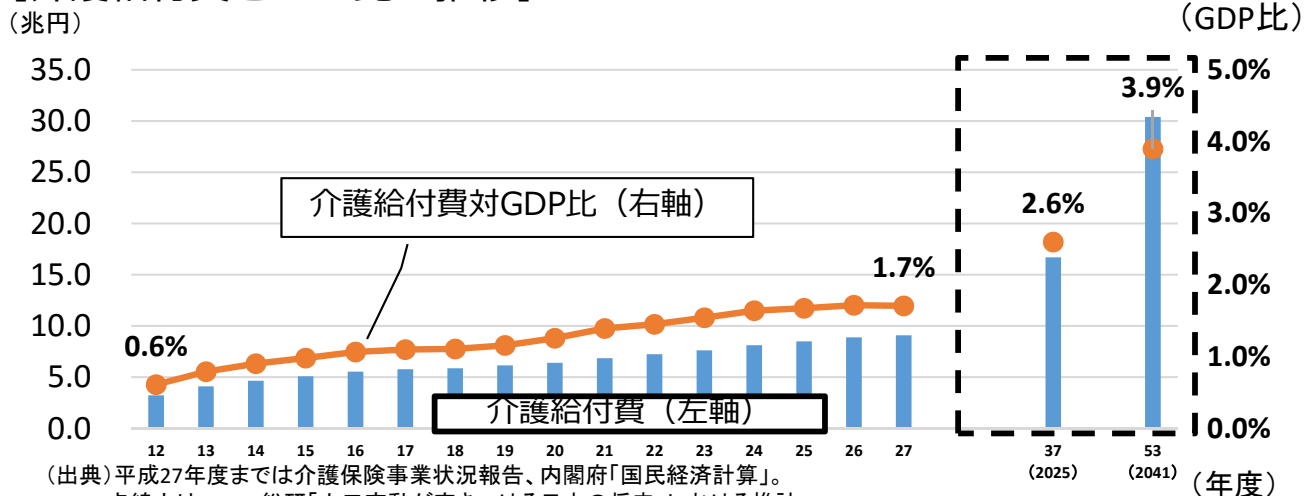
介護費用 (11.1兆円)

【年齢階級別人口と要介護認定率】



(出典) 厚生労働省「介護給付費等実態調査(平成28年11月審査分)」、総務省「人口推計」(平成28年10月)

【介護給付費とGDP比の推移】



(出典) 平成27年度までは介護保険事業状況報告、内閣府「国民経済計算」。
点線内は、NIRA総研「人口変動が突きつける日本の将来」における推計

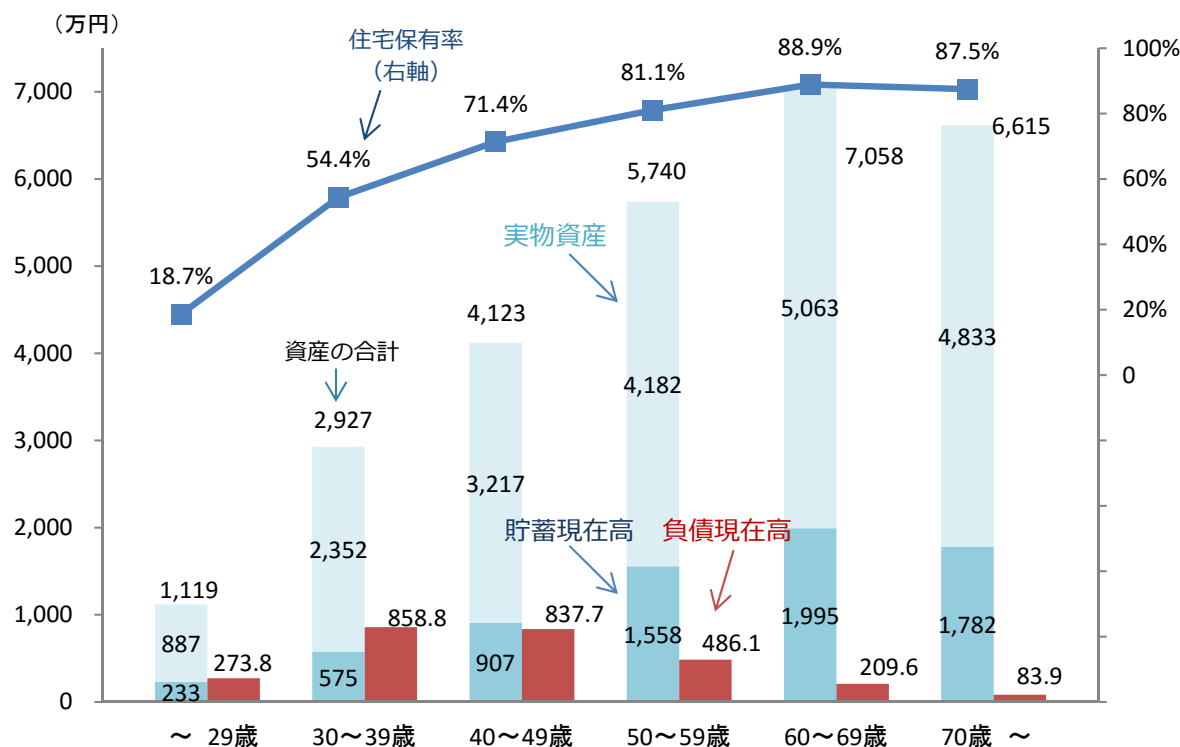
【改革の方向性】 (案)

- 制度の持続可能性や給付と負担のバランスを確保する観点から、介護保険サービスの利用者負担を原則２割とするなど、段階的に引き上げていく必要。

【論点】

- 高齢者は、現役と比べて、平均的に所得水準は低い一方で、貯蓄現在高は高い。また、所得が低い高齢者の中にも相当の金融資産を保有するケースもある。しかし、（介護保険における補足給付を除き）高齢者の負担能力の判断に際し、預貯金等の金融資産は勘案されていない。
- 預金口座への任意付番・預金情報の照会を可能とする改正マイナンバー法が施行。

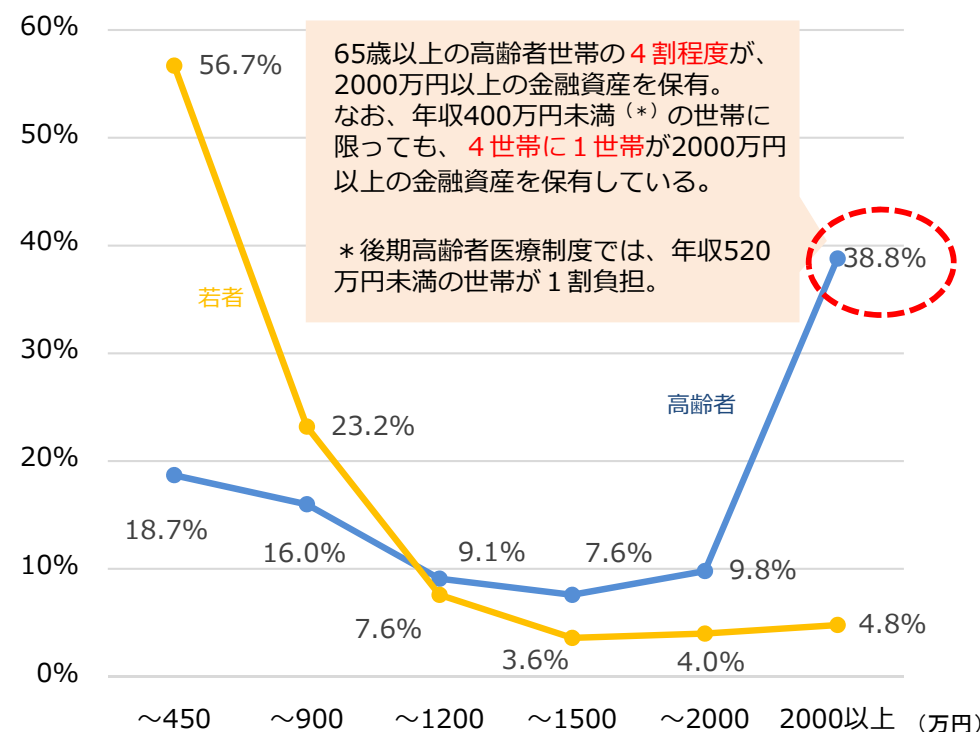
＜世帯主の年齢階級別資産残高＞



(出所) 総務省 平成26年全国消費実態調査。

(注) 総世帯。資産の合計は、実物資産と貯蓄現在高の合計。

＜高齢者世帯・若者世帯の貯蓄現在高＞



65歳以上の高齢者世帯の4割程度が、2000万円以上の金融資産を保有。なお、年収400万円未満(*)の世帯に限っても、4世帯に1世帯が2000万円以上の金融資産を保有している。

* 後期高齢者医療制度では、年収520万円未満の世帯が1割負担。

(出所) 総務省 平成26年全国消費実態調査。

(注) 高齢者は65歳以上の夫婦のみの世帯、若年は世帯主40歳未満の世帯。

【改革の方向性】（案）

- まずは、現行制度の下での取組として、入院時生活療養費等の負担能力の判定に際しても、補足給付と同様の仕組みを適用すべき。
- さらに、医療保険・介護保険における負担の在り方全般について、マイナンバーを活用して、所得のみならず、金融資産の保有状況も勘案して負担能力を判定するための具体的な制度設計について検討を進めていくべき。

【論点】

- 後期高齢者の自己負担は、「現役並み」（現役の平均）の所得水準を基準に、それ以上の所得があれば現役と同様 3 割負担、それ以下であれば 1 割負担とされ、高額療養費の負担限度額にも差が設けられている。
- しかしながら、実際の判定基準は、「現役並み」以上の所得があっても「現役並み」とは評価されない仕組みとなっており、相当の収入があっても後期高齢者であれば 1 割負担となる。
- 後期高齢者に占める「現役並み所得者」の割合は減少傾向であり、実効給付率の上昇の一因となっている。

◆ 3 割負担等の対象（現役並み所得以上）の判定方法

- 要件① 世帯内に課税所得の額が145万円以上の被保険者がいる
かつ
要件② 世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円以上である。
(世帯の被保険者が一人の場合は、383万円以上である。)

現役夫婦 2 人世帯

収入 386 万円以上
(平均的収入以上)

夫の給与収入 386 万円

基礎控除 33 万円
給与所得控除 131 万円
配偶者控除 33 万円
社会保険料控除 44 万円
(控除額計 241 万円)

課税所得 145 万円以上

同水準

高齢夫婦 2 人世帯

収入 520 万円以上
【要件②】

夫の給与収入 240 万円
年金収入 201 万円
妻の年金収入 79 万円

基礎控除 33 万円
給与所得控除 90 万円
配偶者控除 38 万円
社会保険料控除 14 万円
公的年金等控除 199 万円
(控除額計 374 万円)
※控除額が多額となるケース

課税所得 145 万円以上
【要件①】

(具体例)

収入
500 万円

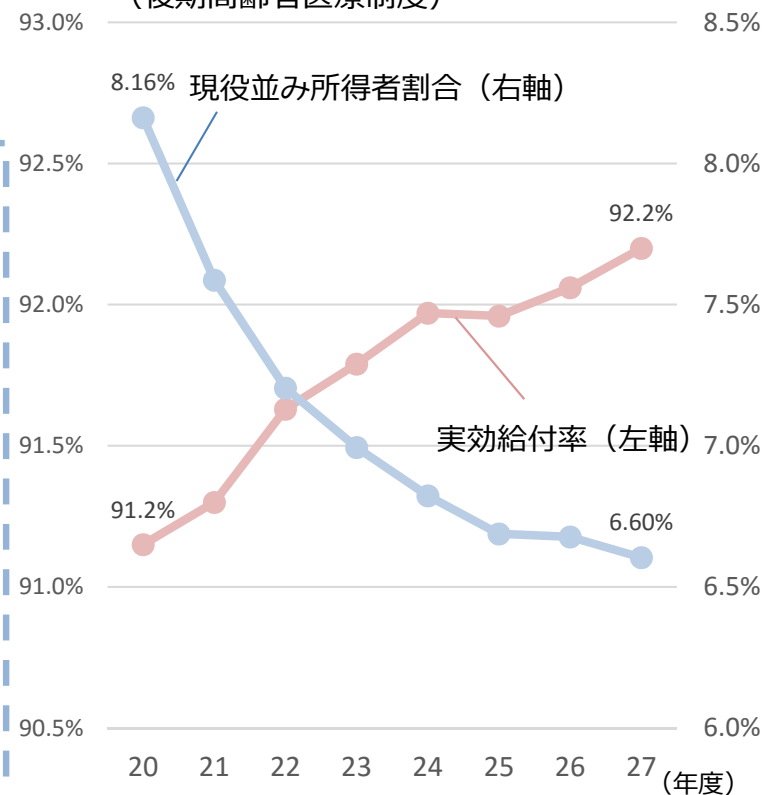
所得
300 万円

所得
200 万円

所得
145 万円

すべて「現役並み以下」= 1 割負担

◆ 「現役並み所得者」割合と実効給付(後期高齢者医療制度)



(出典) 後期高齢者医療制度事業年報

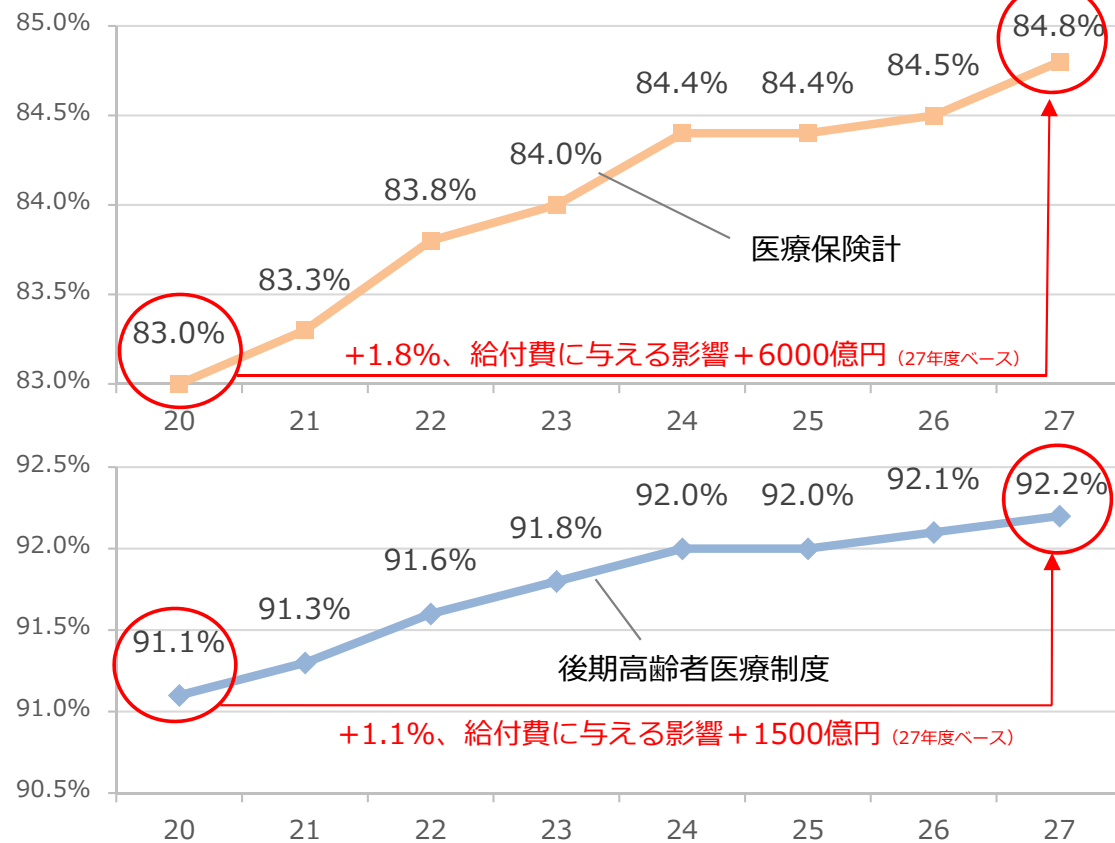
【改革の方向性】(案)

- 「現役並み所得者」の判定基準について、現役世代との公平性の観点から、見直しを行うべき。

【論点】

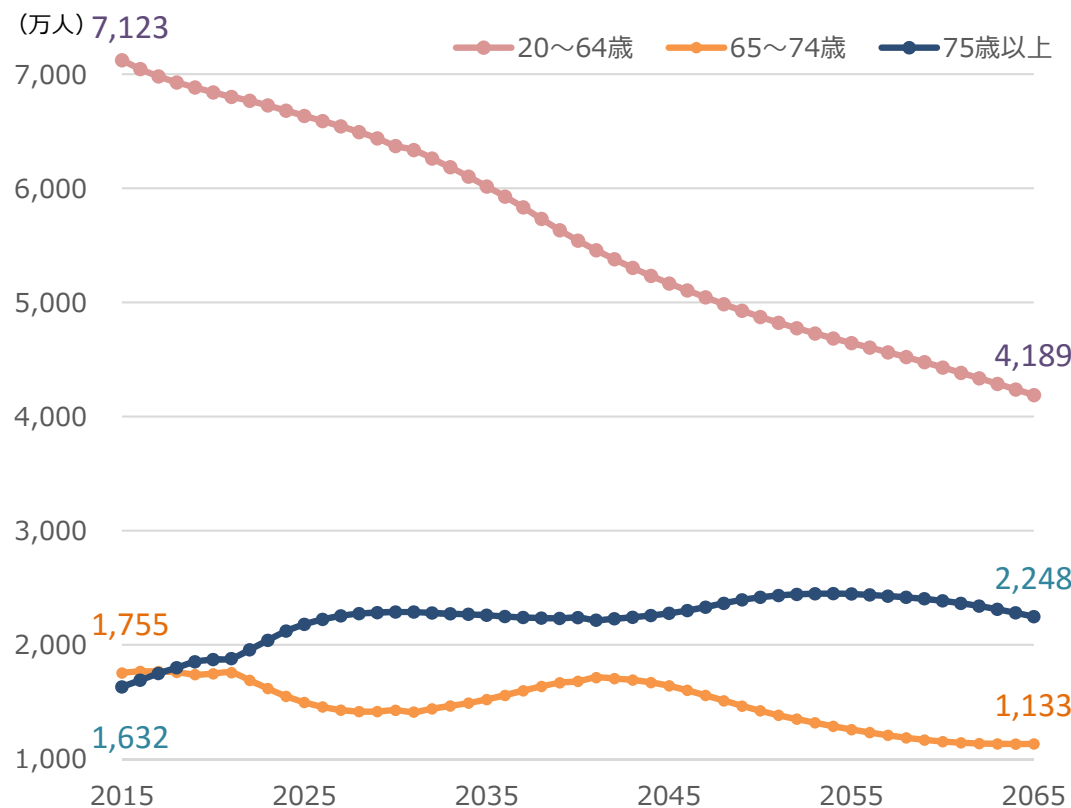
- 今後、現役世代の人口が急速に減少する一方で、医療費は増加し、実効給付率も上昇。医療費が支えての負担能力を超えて増加した場合に給付率を見直すことで、制度の持続可能性を担保していく必要。
※ 後期高齢者医療制度において、人口減少による現役世代の負担増の一部を後期高齢者の保険料引上げで自動的に調整する仕組みがあるが、後期高齢者の保険料負担も近年増加してきており、若年・後期高齢者を含めた負担全体の水準についても自動的に調整する視点が不可欠。
- 年金制度においては、平成16年に、給付率を自動的に調整するマクロ経済スライドを導入済み。

◆ 実効給付率の推移



(出所) 国民医療費の概況 (厚生労働省)

◆ 2065年までの人口の推移



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成29年推計)」

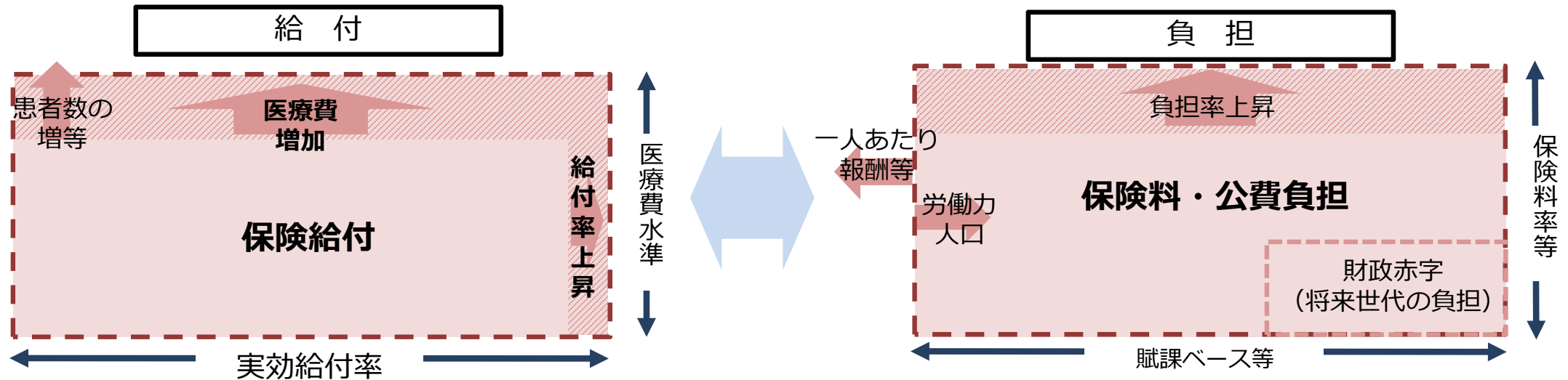
【改革の方向性】 (案)

- 経済成長や人口動態を踏まえ、支え手の負担能力を超えるような医療費の増加があった場合に、ルールに基づき給付率を自動的に調整する仕組みの導入に向け、具体的方策について検討を開始すべき。

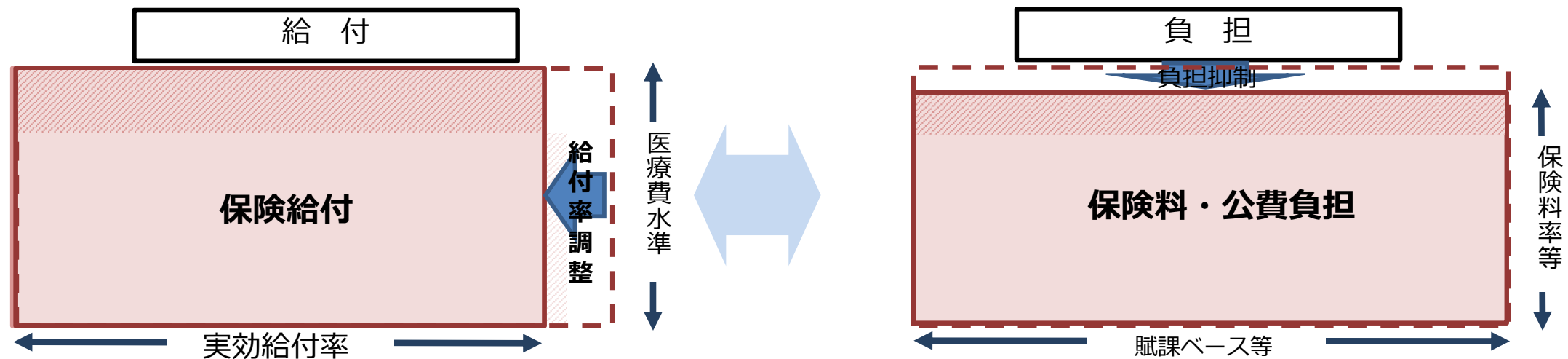
「給付率自動調整」のイメージ

資料Ⅱ－１－４０

- ①高齢化・高度化による医療費増、②後期高齢者の増などによる実効給付率上昇により、医療給付費は増加。
- この負担を、今後大幅な減少が見込まれる支え手の負担率上昇で賄う必要。経済成長が進まない場合や、医療費が高騰する場合のリスクをすべて負担者が負う仕組みとなっている。
- さらに、現時点の給付費の一定割合は財政赤字で賄われており、その縮減も求められる。



- 「給付率自動調整」は、医療給付費や経済・人口の動向に応じて、支え手の負担が過重とならないよう、一定のルールに基づき給付率を調整（自己負担を調整）することで、医療費や支える側の負担能力の変化の中で、将来にわたり公的保険制度の持続可能性を確保するもの。



16年改正後の年金制度の仕組み

- 平成16年改正においては、将来の現役世代の過重な負担を回避するとともに、公的年金としてふさわしい給付水準を確保するとの考え方の下、持続可能な年金制度の構築と信頼の確保に向けた改革を実施。
- 具体的には、
 - ① 基礎年金国庫負担を1／2に引上げ
 - ② 保険料について上限を固定した上で引上げ（厚生年金：18.3%、国民年金：16,900円）
 - ③ これらにより固定された財源の範囲内に収まるように給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）を導入を行い、5年ごとに年金財政の健全性を検証することとされた。

・マクロ経済スライドは、「名目下限ルール」により、デフレ下では機能を発揮せず。
・給付水準の調整が遅れた結果、マクロ経済スライドによる調整期間が長期化。

社会・経済の変化や実態等を踏まえて、制度のファインチューニングを行う必要

・現行制度は、原則として20歳から60歳の40年間の保険料納付と65歳からの受給を予定。
・一方、この間、平均寿命は伸び、働く意欲のある高齢者も増加。老化は5～10年遅延との指摘も。

より望ましい年金制度への改革に向けた視点（31年財政検証に向けて）

「世代間の公平性」の確保

～マクロ経済スライドの在り方～

- マクロ経済スライドについては、「名目下限」を維持しつつ、未調整分を翌年度以降の好況時に調整する仕組みを導入。
- 一方、低成長が続く場合、未調整分は解消せず、工夫の余地があるのではないか。

「多様な働き方」の受容

～短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大～

- 一定規模以上や労使の合意のある企業等において適用拡大を実施。
- 短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、更に適用拡大を進めるべきではないか。

「人生100年時代」への対応

～高齢期の職業生活の多様性に
応じた年金受給の在り方～

- 働く意欲と能力のある高齢者の就労を促進し、将来の給付水準を確保するため、中長期的な国庫負担の水準に留意しつつ、支給開始年齢や保険料納付期間などについて見直すべきではないか。

「年齢」ではなく「能力」 に応じた給付と負担

～高所得者の年金給付・
年金課税の在り方の見直し～

- 老齢基礎年金は、老齢期の稼働能力喪失に対応する給付。
- 高所得者への基礎年金給付（現役世代からの仕送り）や、税負担の在り方を見直し、現役世代や将来世代の負担軽減に充てるべきではないか。

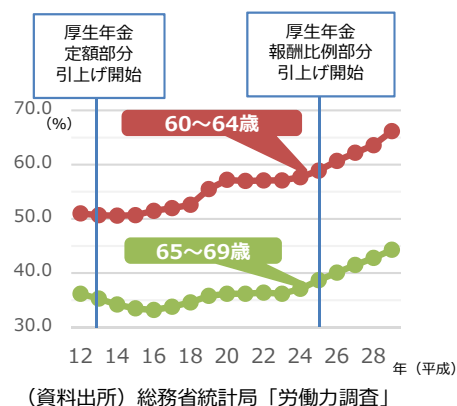
- 今後、いわゆる「人生100年時代」を迎えていく中、
 - ・ マクロ経済スライドが、これまではデフレ下で十分に機能を発揮してこなかった結果、年金財政を維持するための給付調整の影響が後世代（将来世代）に偏ってきていること
 - ・ 平均寿命は伸び、働く意欲のある高齢者が増加するとともに、実際にその就業率も上昇していること
 - ・ 支給開始年齢の引上げは高齢就労を促進する側面があること
 - ・ 高齢就労が促進され、保険料収入が増えれば、将来の年金給付水準の維持・向上にもつながること
- を踏まえれば、後世代の給付水準の確保や高齢就労の促進、年金制度の維持・充実といった観点から、支給開始年齢の引上げを検討していくべきではないか。

◆平均寿命と支給開始年齢

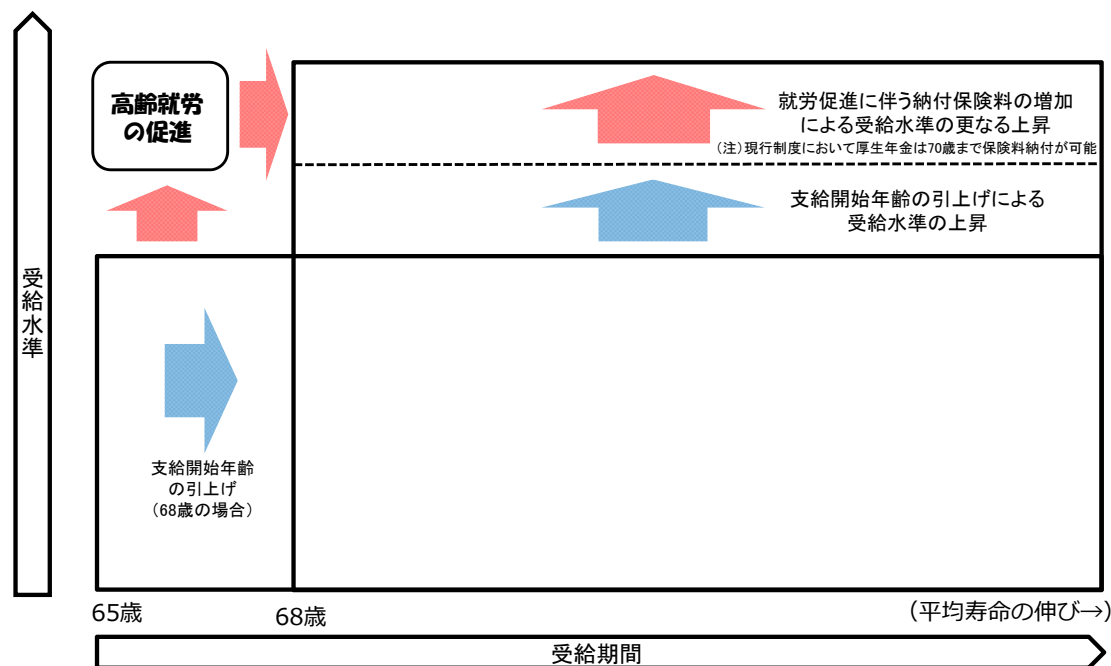
	男性の場合		
	平均寿命 (A)	支給開始年齢 (B)	差 (A)－(B)
1961年 国民年金創設	66.0年	国年:65歳 厚年:57歳	+1.0年 +9.0年
2030年	82.4年	国年:65歳 厚年:65歳	+17.4年
2050年	84.0年	国年:65歳 厚年:65歳	+19.0年

(出典)「日本の将来推計人口(平成29年推計)」
(国立社会保障・人口問題研究所)の死亡中位ケース

◆就業率の推移

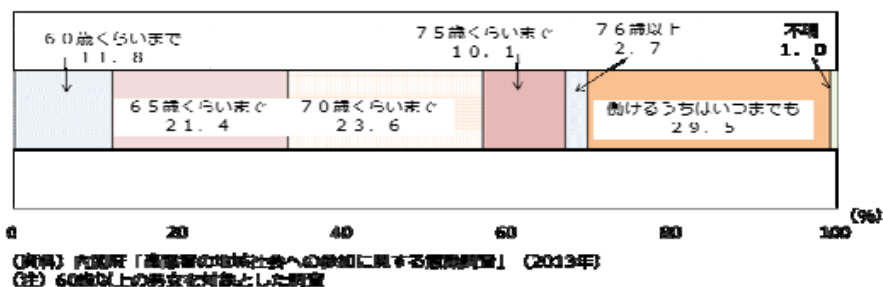


◆支給開始年齢の引上げによる受給水準の充実（イメージ）



(注) 年金給付総額への影響を模式的に示したものであり、個々の受給者の受給額への影響を示したものではない。

◆就労希望年齢（いつまで働きたいか）



【改革の具体的な方向性】（案）

- 支給開始年齢の引上げは、個人の人生設計や企業における雇用の在り方など大きな影響を与えるものであることから、十分に準備期間を設けて実施していく必要。
- 具体的には、現在、男性は2025年まで、女性は2030年までをかけて、65歳までの引上げを行っているところだが、2035年以降、団塊ジュニア世代が65歳になることなどを踏まえ、それまでに支給開始年齢を更に引き上げていくべきではないか。

- 老齢基礎年金は、老齢期における稼得能力の喪失に対応するためのものであり、その財源の1/2は国庫負担である。
- 高所得者に係る基礎年金給付については、社会保障・税の一体改革において、世代間の公平性の観点等から、その国庫負担相当分の支給を停止する制度が提案され、今後検討の上で、必要な措置を講ずるものとされている。

＜社会保障・税一体改革の政府原案に当初盛り込まれた改正案＞ 【3党協議の過程で検討事項とされた】

- 低所得者等への加算の導入と合わせて、世代内及び世代間の公平を図る観点から、高所得の基礎年金受給者の老齢基礎年金額について、国庫負担相当額を対象とした支給停止を行う(税制抜本改革の施行時期にあわせて施行(2015(H27)年10月))。
- 老齢基礎年金受給者について、所得550万円(年収850万円相当)を超える場合に、老齢基礎年金額の一部の支給停止を開始し、所得950万円(年収1300万円相当)以上の者については、老齢基礎年金額の半額(最大3.2万円)を支給停止する。

(注) 所得550万円(年収850万円)：標準報酬の上位約10%に当たる収入(老齢年金受給者のうち、上位約0.9%に当たる年収)
 所得950万円(年収1300万円)：標準報酬の上位約2%に当たる収入(老齢年金受給者のうち、上位約0.3%に当たる年収)

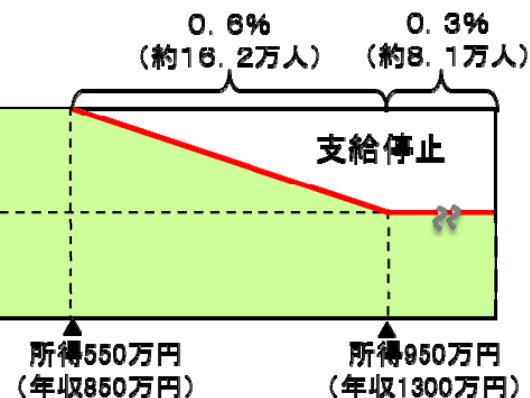
(支給停止のイメージ)

老齢基礎年金

6.4万円
(満額)

3.2万円
(満額の場合の国庫負担相当額)

所得550万円未満の者(老齢年金受給者の約99%)については、支給停止は行わない。



＜検討規定＞

- 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年12月13日法律第112号)

第六条

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

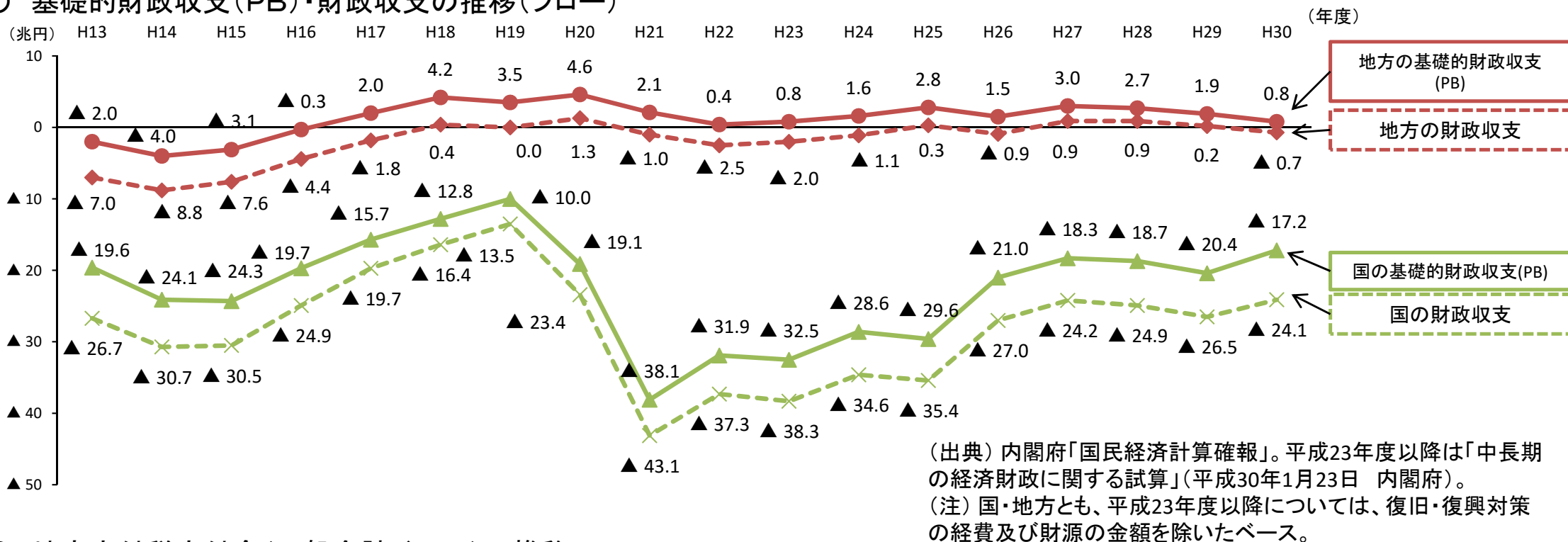
四 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

【改革の方向性】(案)

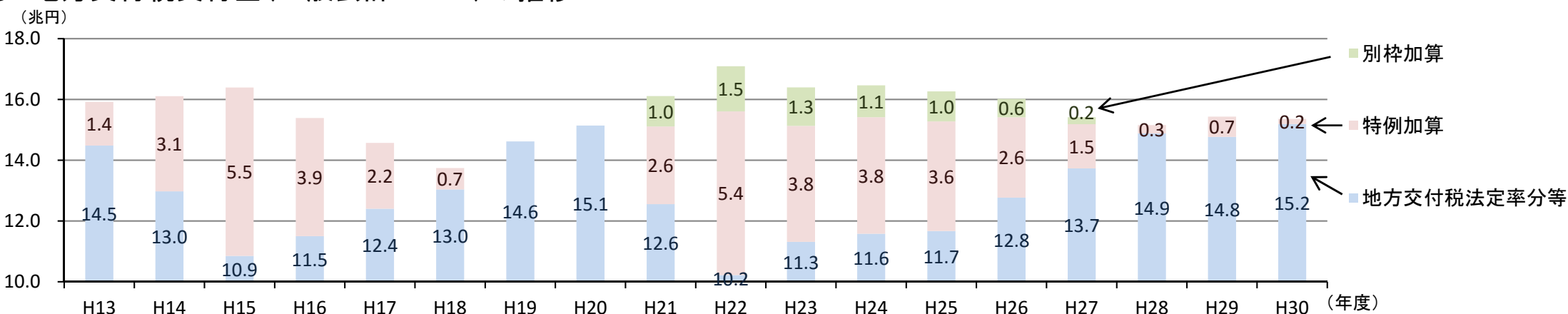
- 国庫や年金財政の支え手が減少していく中、「年齢」ではなく「能力」に応じた給付と負担にしていく観点等から、
 - ・ 現役世代と比べて遜色のない所得のある一定の高齢者に係る基礎年金の国庫負担相当分の給付停止や、年金課税の見直しについて検討し、
 - ・ 今後高齢化に伴い増加していく国庫への負担を軽減する措置の実施につなげるべきではないか。

○ リーマンショック後、国と地方との財政状況の不均衡が拡大。国と異なり、地方の足元の財政状況を見ると、基礎的財政収支(PB)は黒字が続き、財政収支もほぼ黒字となっている。

○ 基礎的財政収支(PB)・財政収支の推移(フロー)

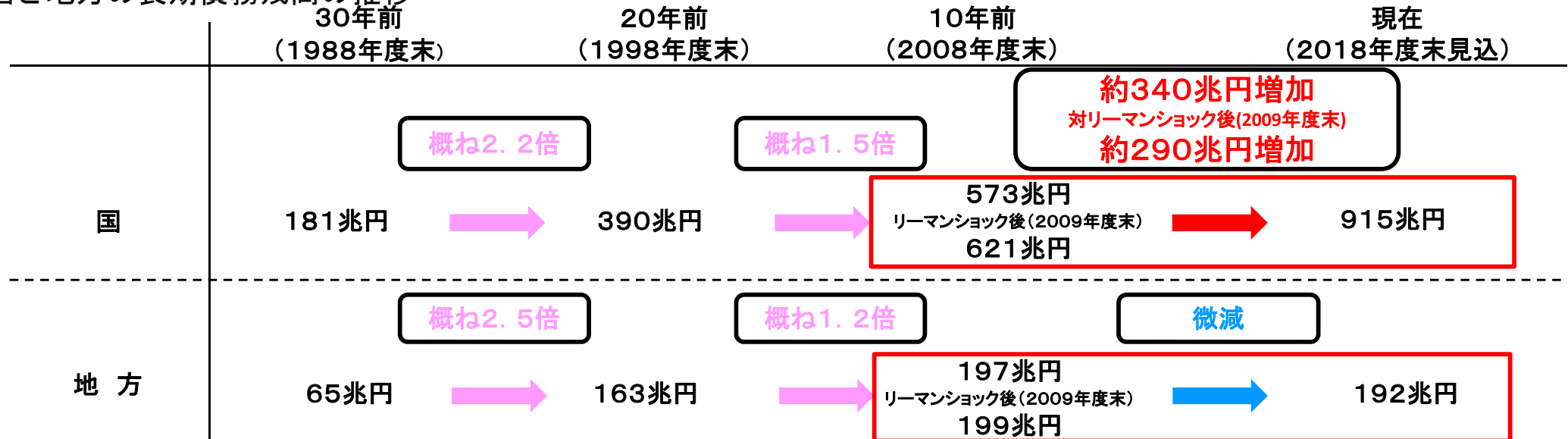


○ 地方交付税交付金(一般会計ベース)の推移



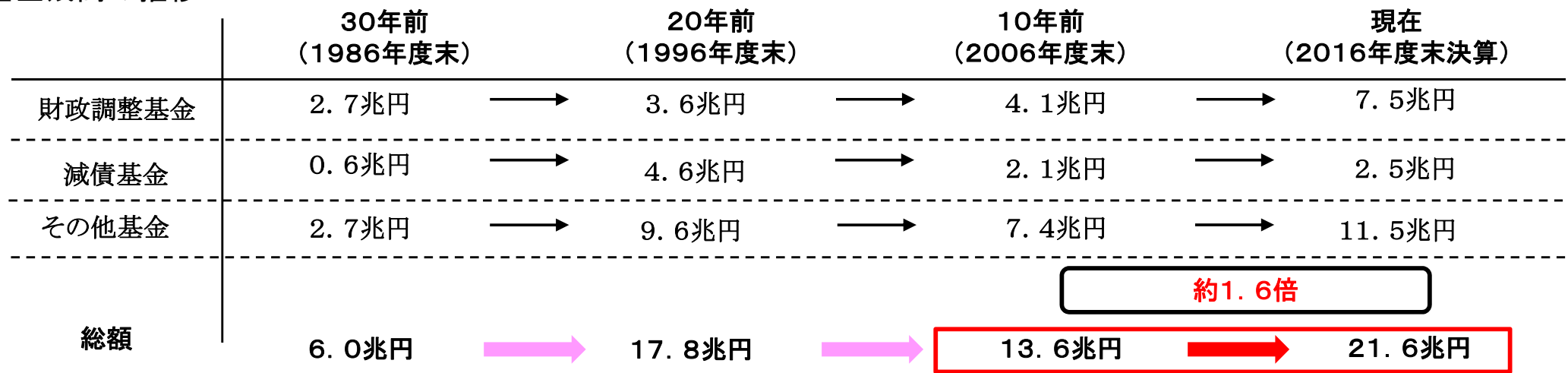
- 30年前から10年前までは、国及び地方のいずれにおいても長期債務残高が増加。
- 過去10年程度を見ると、国の長期債務残高は約340兆円増加している一方、地方は微減。
- 一方、地方の貯金である基金残高は過去10年間に約1.6倍に増加。

○国と地方の長期債務残高の推移



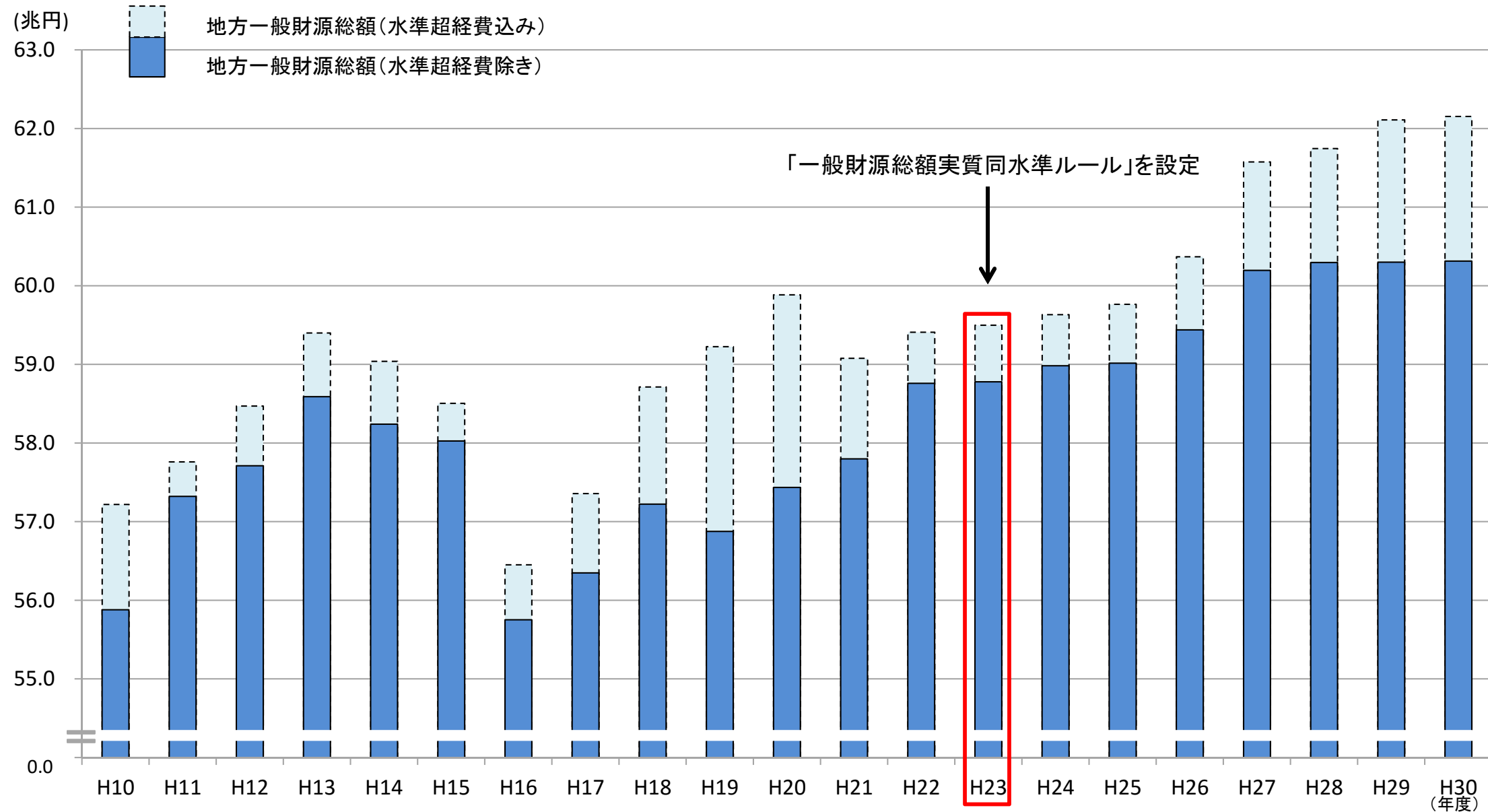
※ 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、2007年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、2007年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(2018年度末で32兆円程度)である。

○基金残高の推移

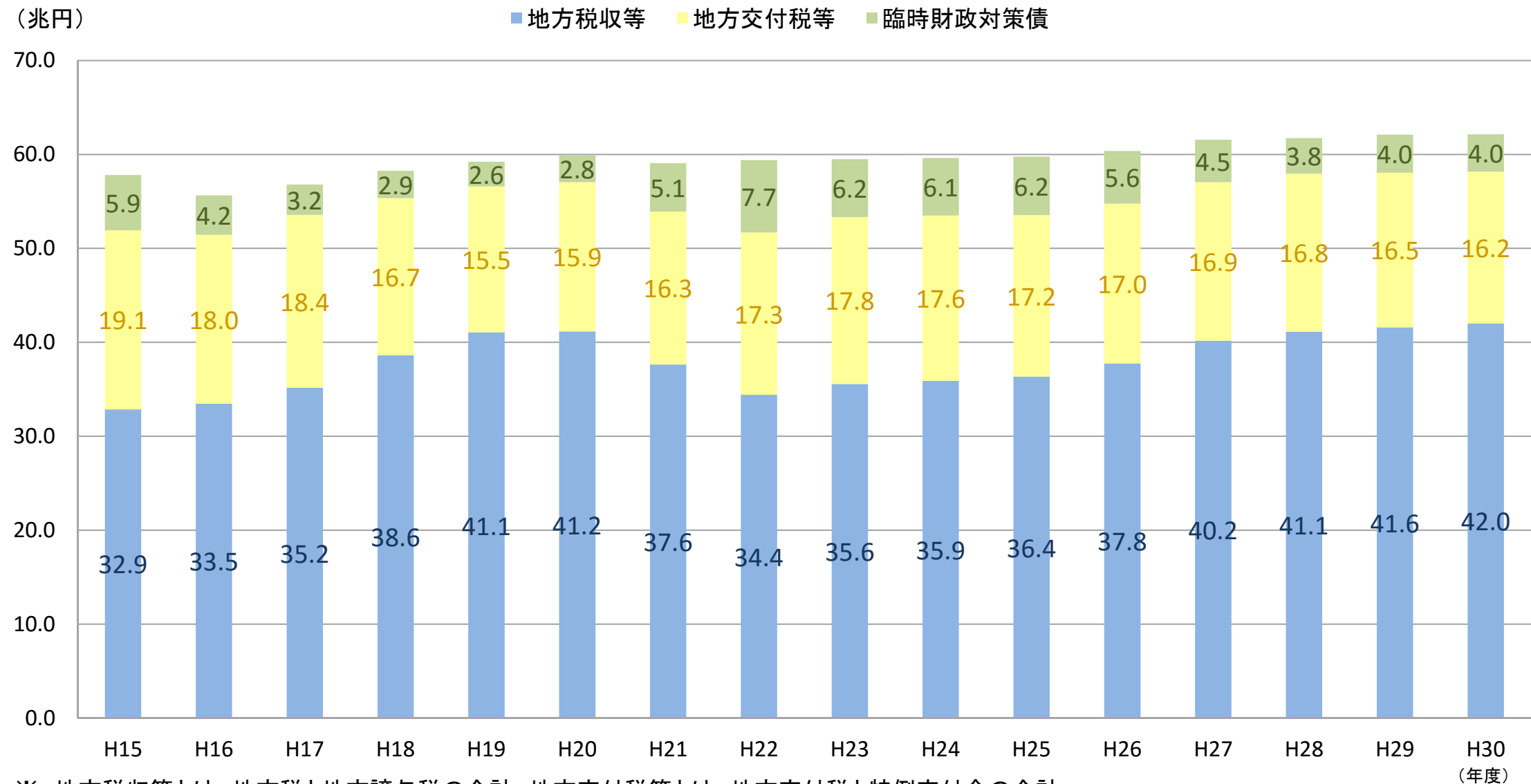


※ 2016年度末決算速報の基金残高については通常収支分。

- 平成23年度に一般財源総額実質同水準ルールを過去最高水準(水準超経費除き)で設定。
- その後、同水準は、消費税率の引上げ(5→8%。26年度初年度、27年度次年度、28年度平年度化)による増収分等を上乗せした水準で維持されている。



○ 一般財源総額実質同水準ルールが地方の安定的な財政運営に寄与する中で、地方税収等が増加し、地方交付税等及び臨時財政対策債が減少。

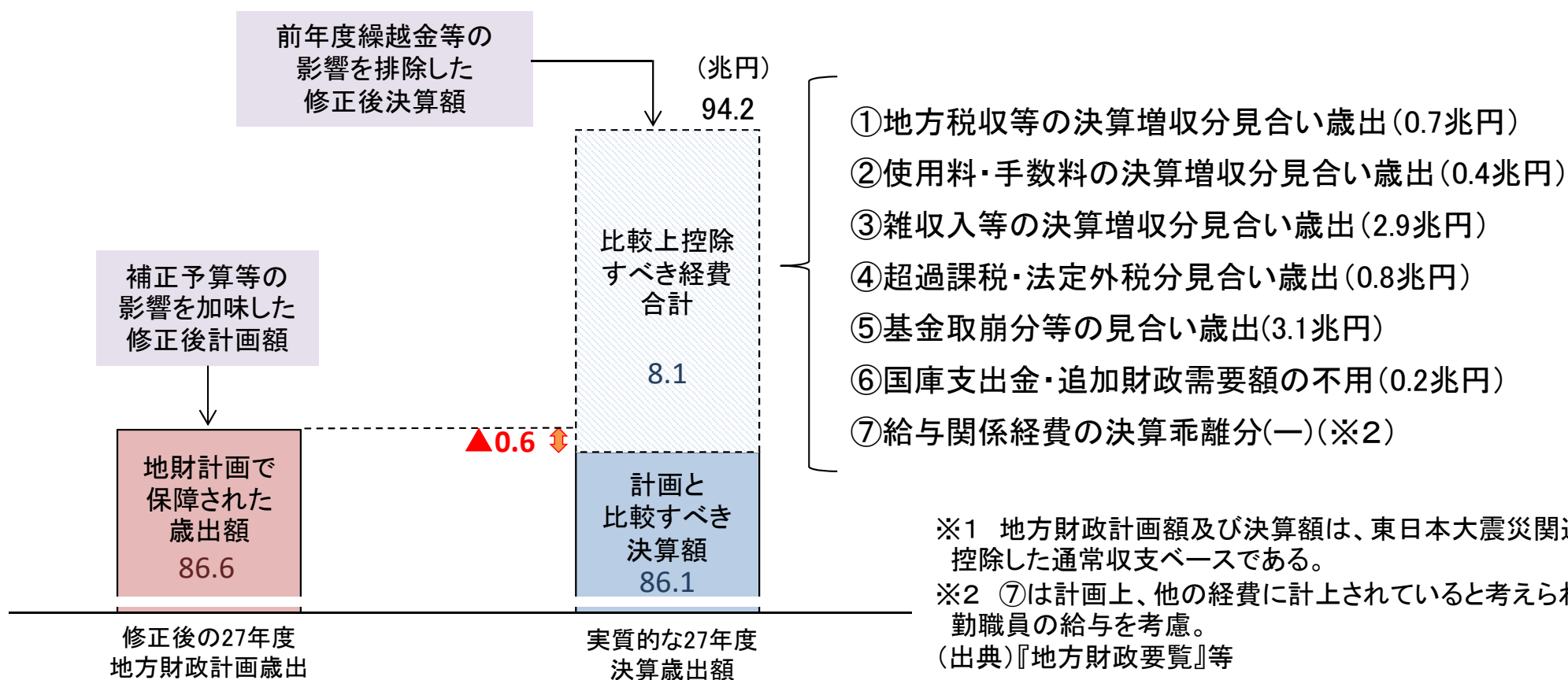


- 地方財政計画と地方歳出決算が比較可能となるよう、以下の通り試算を行ったところ、
計画歳出(86.6兆円)＞決算歳出(86.1兆円)（平成27年度）
 となり、計画歳出が決算歳出を上回っている。

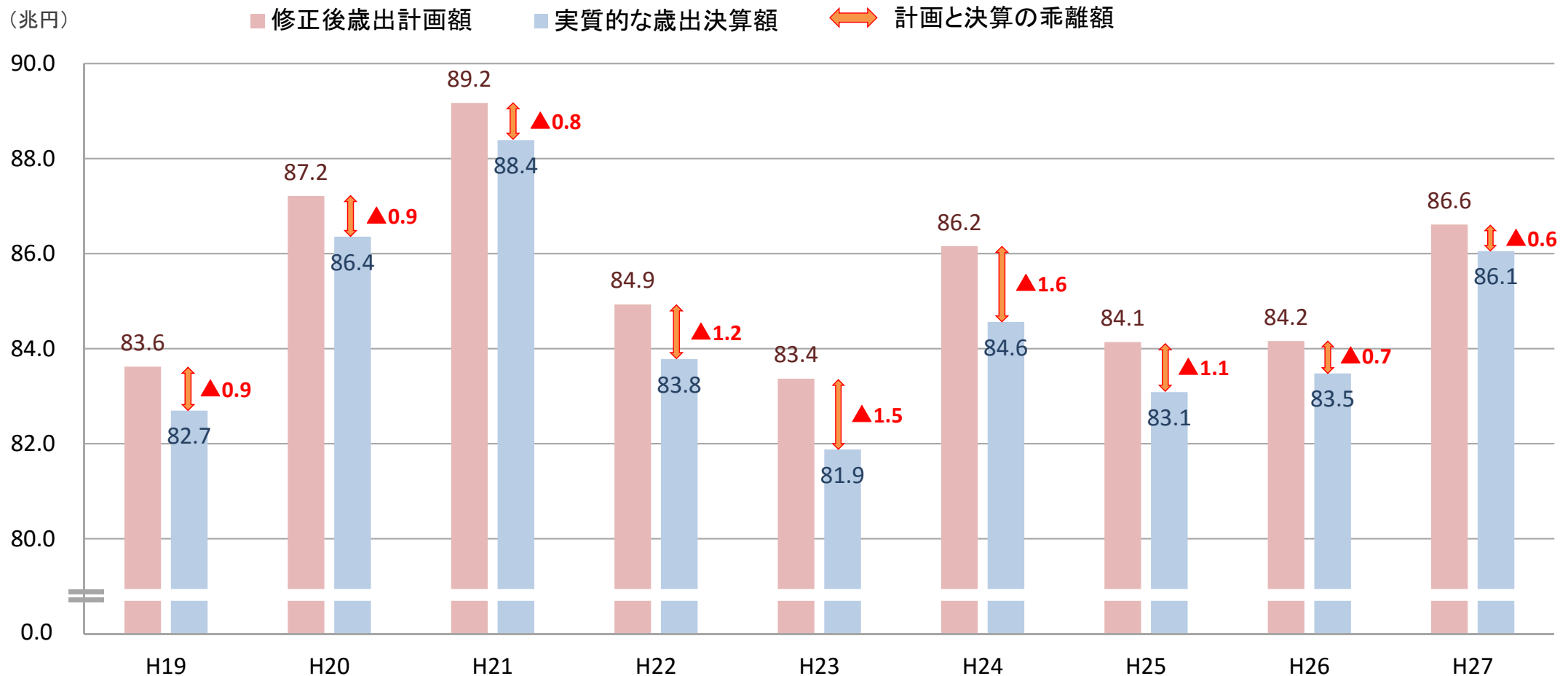
≪ 具体的な試算方法 ≫

まずは、(ア) 地方財政計画において補正予算等の影響を加味し、(イ) 地方歳出決算において前年度からの繰越金等の影響を排除。その上で、

- ・ 地方税収等の決算増、基金取崩、国庫支出金の不用に係る地方負担分の不用など、計画上予定されていない歳入等を財源とした歳出を地方歳出決算から控除、
- ・ 給与関係経費の決算乖離分を控除。



- 近年における決算歳出と計画歳出を比較すると、継続的に1兆円前後、計画歳出の方が決算歳出を上回るとの試算結果となる。
- 毎年度、国において赤字国債を発行して一般財源総額を確保していることを踏まえれば、各年度に必要な財源保障(移転)の適正規模については、より一層の精査が必要と考えられる。また、計画から上振れた歳入を財源とする歳出については、地方財政計画を通じての歳出規律が働かない状態であり、是正を検討する必要。



※ 試算上、計画に計上されていると考えられる非常勤職員の給与について、データの制約により、平成22年度以前は平成23年度から平成27年度の平均値としている。 (出典)『地方財政要覧』等

○ ただし、28年度におけるトップランナー方式の対象経費の割合は、全基準財政需要額のうち3.5%＋α（※）。

※ ＋αについては、包括算定経費に含まれる庶務業務分

【都道府県分】

※ 28年度におけるトップランナー対象業務部分にのみ黄色着色

警察費	土木費		教育費					厚生労働費			経済産業費		総務費	
	道路橋りょう費		小学校費	中学校費	高等学校費	特別支援学校費	その他の教育費	社会福祉費	衛生費	高齢者保健福祉費	農業行政費	商工行政費	徴税費	地域振興費
	河川費	その他の土木費						生活保護費			労働費			恩給費
	港湾費										林野行政費			
											水産行政費			
													地域経済・雇用対策費	
													地域の元気創造事業費	
													人口減少等特別対策事業費	

【市町村分】

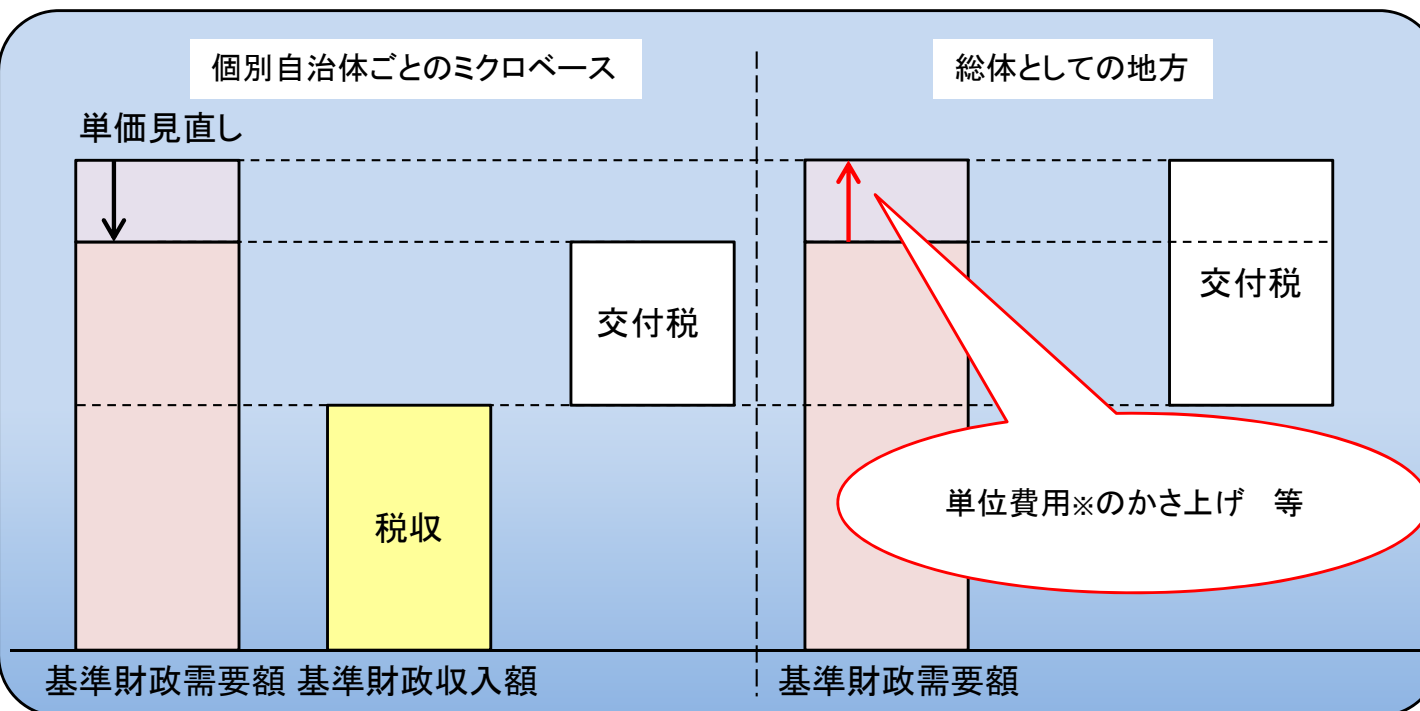
消防費	土木費				教育費			厚生費				産業経済費	総務費		地域の元気創造事業費	人口減少等特別対策事業費
	道路橋りょう費	都市計画費	下水道費	その他の土木費	小学校費	中学校費	その他の教育費	生活保護費	社会福祉費	保健衛生費	高齢者保健福祉費	清掃費	農業行政費	商工行政費	徴税費	地域振興費
	港湾費		公園費				高等学校費					林野水産行政費				
												戸籍住民基本台帳費				
															地域経済・雇用対策費	

（出典）総務省「平成28年度 普通交付税の算定結果」

- 歳出の効率化を図る観点からは、地方団体による自主的な改革を推し進めるとともに、PDCAサイクルを回し、これらを地方財政計画等に適切に反映させる必要がある。こうした考え方に基づき、原則、全ての行政分野を対象に、
- ・ 地方歳出の「見える化」を進めつつ、同規模の類似団体間における経費水準を比較し、
 - ・ これらにより判明した先進・優良事例の横展開を促進する
- こと等を通じて、歳出規模を効率的な団体の規模に合わせていくべきではないか。
- これらにより捻出される財源については、その一部は、地方団体の改革インセンティブを高める形で地方団体に配分しつつ、残りは国・地方の財政健全化に貢献させるべきではないか。

※ 現状のトップランナー方式については、基準財政需要額の単価の見直しが行われるのみであり、地方財政計画で措置された交付税を全額配分すべく、他の経費の単価アップ等の調整がなされれば、地方財政の効率化（地方財政計画の歳出規模の抑制）が地方団体へのインセンティブ付けにはつながっていないことになる。

トップランナー方式による効果



現状では、トップランナー方式による「効率化」分は、基準財政需要額の単位費用のかさ上げ等を通じ、各団体に薄まきされる形で配分されている。

※ 基準財政需要額=単位費用×測定単位
×補正係数×調整率(額)

- 人口減少社会に突入する中で、行政サービスを安定的・持続的に提供していくためには、効率的な行政運営に向け、広域連携を一層進めていく必要がある。
- 改革工程表においては、上下水道について、広域化等の検討を進めることとされており、後述するように、公営企業について広域連携をしっかりと進めていく必要。
- また、総務省の研究会による報告書(平成21年)では、従来広域連携があまり活用されてこなかった分野であっても、事務が定型的で裁量の余地が小さいもの、専門性が高いもの、一定の規模があることが望ましいもの等については、広域連携を進めることが可能であるとして、監査、会計管理・出納、情報公開等が例示されている。
- しかしながら、こうした分野について広域連携が進んでいるとは必ずしも言えないことから、その要因を分析するとともに、こうした業務について更なる広域連携を促す仕組みを検討していくべきではないか。

【共同設置制度の活用が期待できる領域として挙げられた部門】

(地方公共団体の事務の共同処理の改革に関する研究会報告書)

- 税務事務(特に滞納整理、資産評価)
- 国土調査 ○ 土木(設計・積算) ○ 職員研修
- 観光振興 ○ 保健福祉 ○ 監査 ○ 選挙管理
- 会計管理・出納 ○ 消費生活センター
- 配偶者暴力相談支援センター
- 情報公開・個人情報保護審査会等の不服審査会
- 国民健康保険(事務) ○ 保健所
- 生活保護(福祉事務所)
- 特定行政庁(建築確認等)
- 都道府県からの移譲事務

＜共同処理団体数の状況＞

	22年	28年	増減数
税の滞納処分	387	530	143
監査委員事務局	N.A.	27	
計算事務	N.A.	112	
消費生活相談	N.A.	134	
生活保護	68	74	6
情報公開・個人情報保護	31	57	26
国民健康保険	42	38	△ 4
職員研修	1,007	1,098	91
観光	170	200	30

(出典) 地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(総務省)

- 地方公営企業は、経営に伴う収入(料金)で経費を賄う独立採算制が原則。しかし、繰出基準を満たす一定の経費については、地方公共団体の一般会計等が負担することとされており、地方財政計画において「公営企業繰出金」として計上。このほかに、基準に基づかない繰出金(基準外繰出金)が、収支の赤字補填等のために公営企業会計に繰り入れられており、その額は0.7兆円に上る。
- 広域連携やPPP／PFI等による事業の効率化に加え、民営化や事業の廃止等を含む抜本的な改革を進め、赤字補填など必要性が認められない基準外繰出金については廃止していくべきではないか。

他会計繰入金の規模(28年度決算)

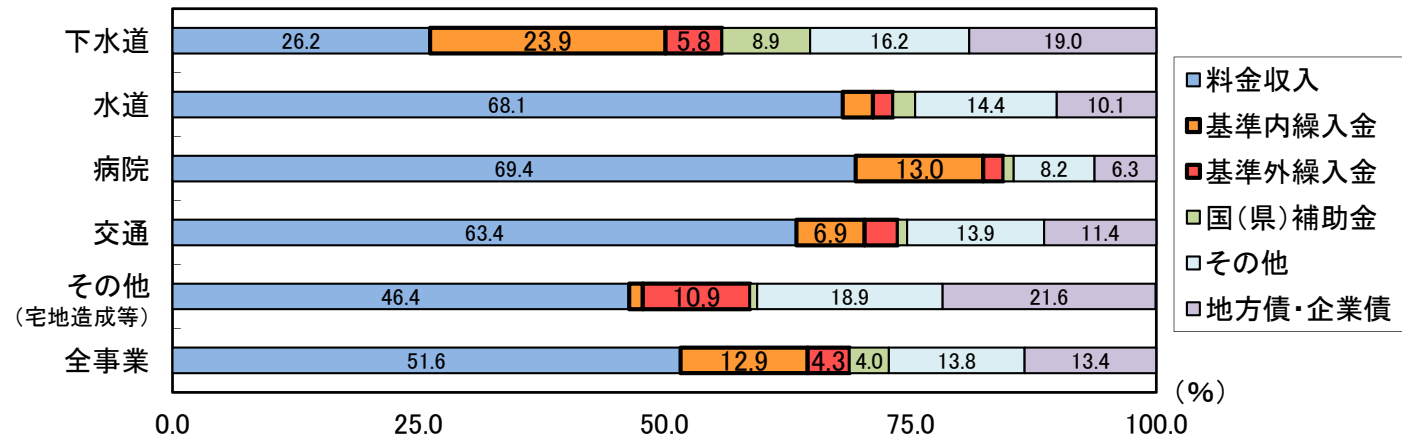
(兆円)

	他会計繰入金		
		うち基準内繰入金	うち基準外繰入金
下水道	1.8	1.4	0.3
水道	0.2	0.1	0.1
病院	0.7	0.6	0.1
交通	0.1	0.1	0.0
その他 (宅地造成等)	0.2	0.0	0.2
全事業	3.0	2.2	0.7

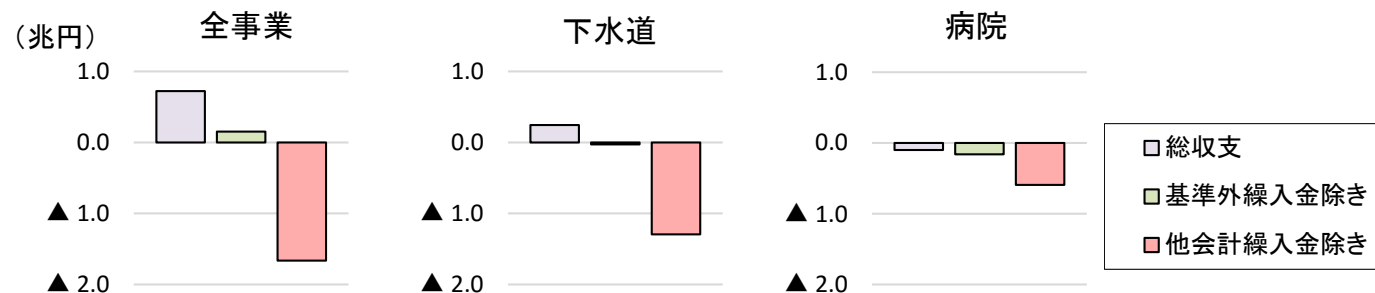
(出典)総務省「平成28年度地方公営企業決算状況調査」

(注)繰入金とは、公営企業側からみた場合の繰出金。

地方公営企業の総収入の内訳(28年度決算)



地方公営企業の総収支(28年度決算)



(出典)総務省「平成28年度地方公営企業決算の概況」

(注1)総収入は、総収益及び資本的収入の合計。

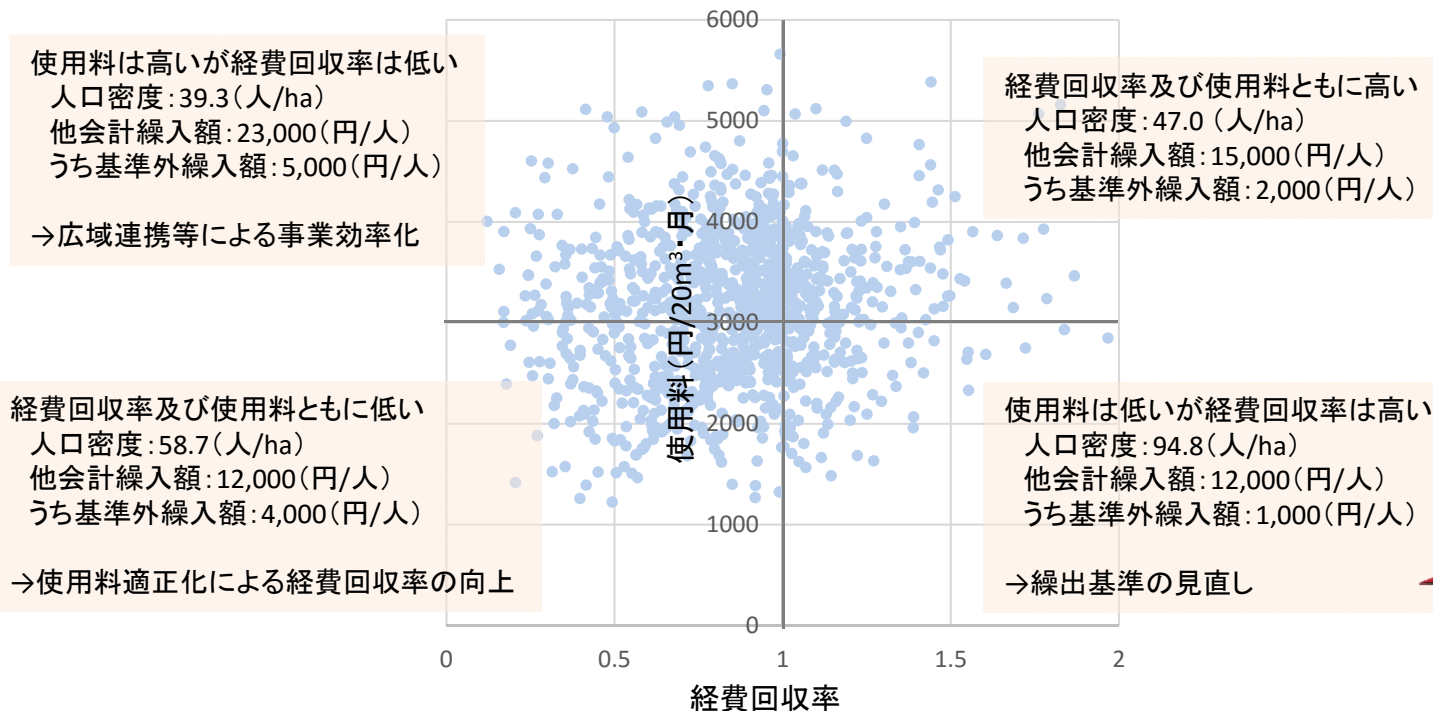
(注2)総収支は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支。

- 下水道財政の大原則は、「雨水公費・污水私費の原則」(注)。しかしながら、昨年秋の財審(社会資本整備)においても指摘したとおり、分流式下水道の污水資本費に対する公費負担など、原則とは異なる繰出が繰出基準において認められている。こうした繰出により、人口密度の高い団体において、使用料が低いにもかかわらず経費回収率が高くなっており、この公費負担の必要性は低いことから、繰出基準の見直しを行うべきではないか。

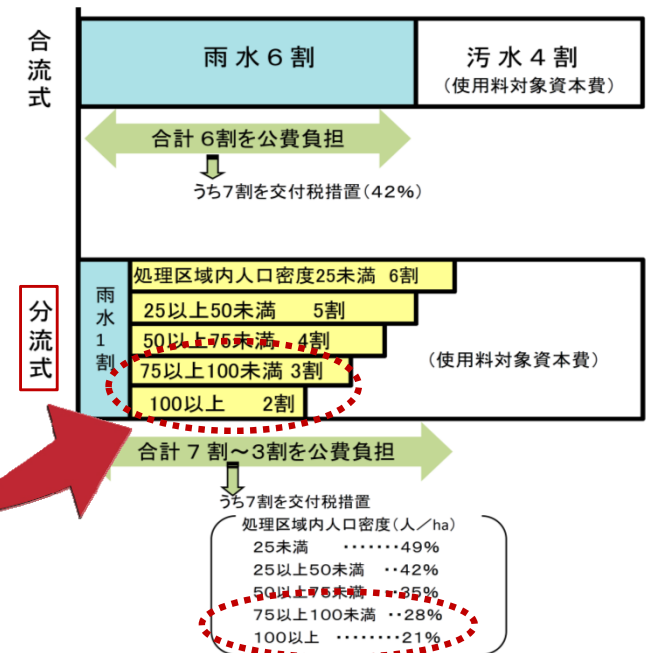
(注) 総務省「今後の下水道財政の在り方に関する研究会報告書」(平成18年3月)。なお、EU指令においては、「加盟国は、(中略)特に汚染者負担の原則に従って、水サービスに係る費用回収原則を考慮しなければならない」と規定。

- また、経費回収率が低いにもかかわらず使用料も低い団体が多数あり、上記原則を踏まえた使用料の適正化が図られるよう改革を行うべきではないか。

経費回収率と使用料の関係



污水处理施設の建設改良に係る地方財政措置



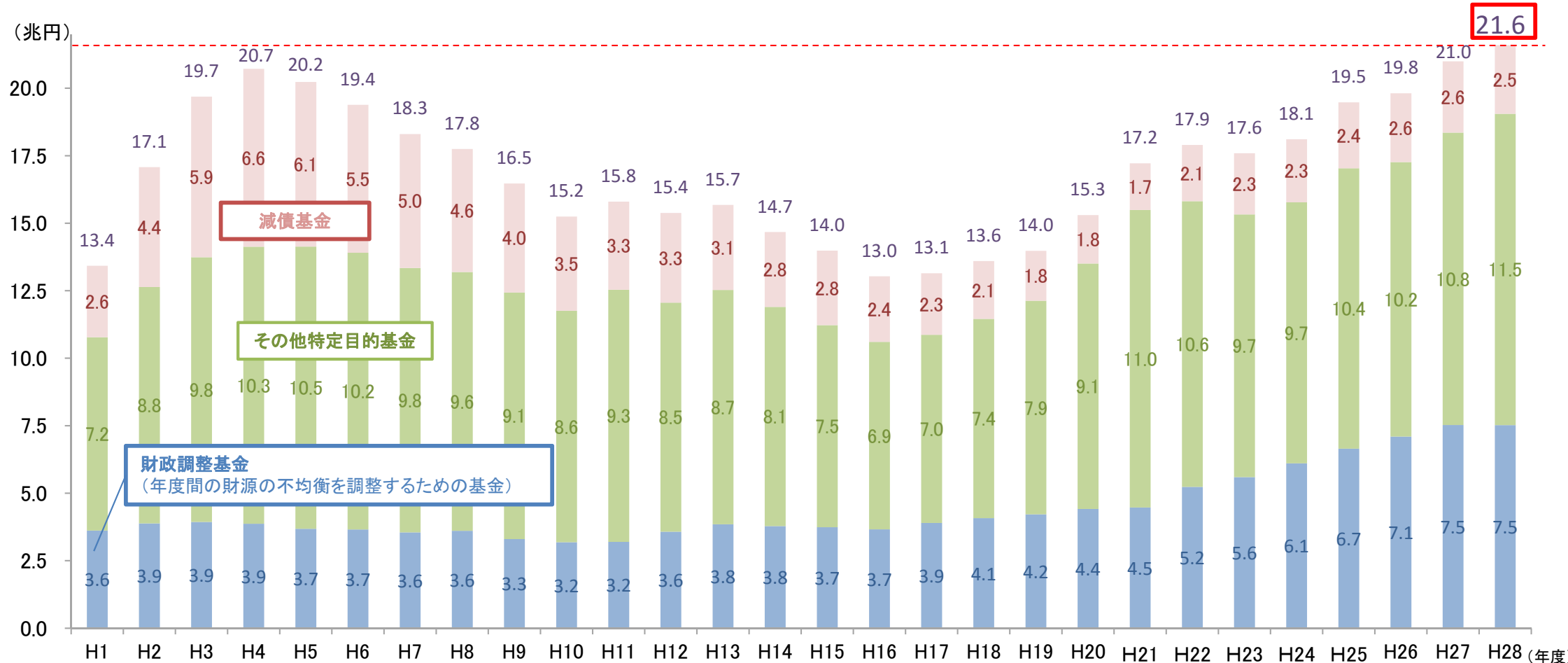
(出典) 総務省「平成28年度地方公営企業決算状況調査」

(注) 公共下水道(狭義)の実質的な使用料平均(料金収入/年間有収水量に20m³を乗じたもの)及び経費回収率(料金収入/污水处理費)。経費回収率とは、污水处理費のうち、繰出基準に基づき他会計が負担すべきとされる経費を除くもの、即ち、使用料により回収すべき経費を、使用料で賄っている割合。なお、使用料については、総務省公営企業課長等通知(平成26年8月29日)において、下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、使用料徴収月3,000円/20m³を前提として行われていることに留意することとされている。人口密度、他会計繰入額、基準外繰入額は、それぞれの象限における平均。

- 臨時財政対策債の残高が増加してきている中で、地方の基金残高は、21.6兆円と過去最高。
- その内訳を見ると、年度間の財源の不均衡を調整するための「財政調整基金」は、リーマンショック後の地方税収が減少した時期を含め近年ほぼ一貫して増加し、現在、7.5兆円と過去最高水準。
- 地方公共団体が特定の目的のために設置する「その他特定目的基金」も、近年大幅に増加し、現在、11.5兆円と過去最高。なお、同基金の中には、設置目的が「地域振興を図るため」、「産業振興を図るため」など、実質的に幅広い歳出に充てることが可能な基金があることに留意する必要。

(参考1) 地方債の償還のための「減債基金」には、満期一括償還のために基金に積み立てられているものは含まれていない。

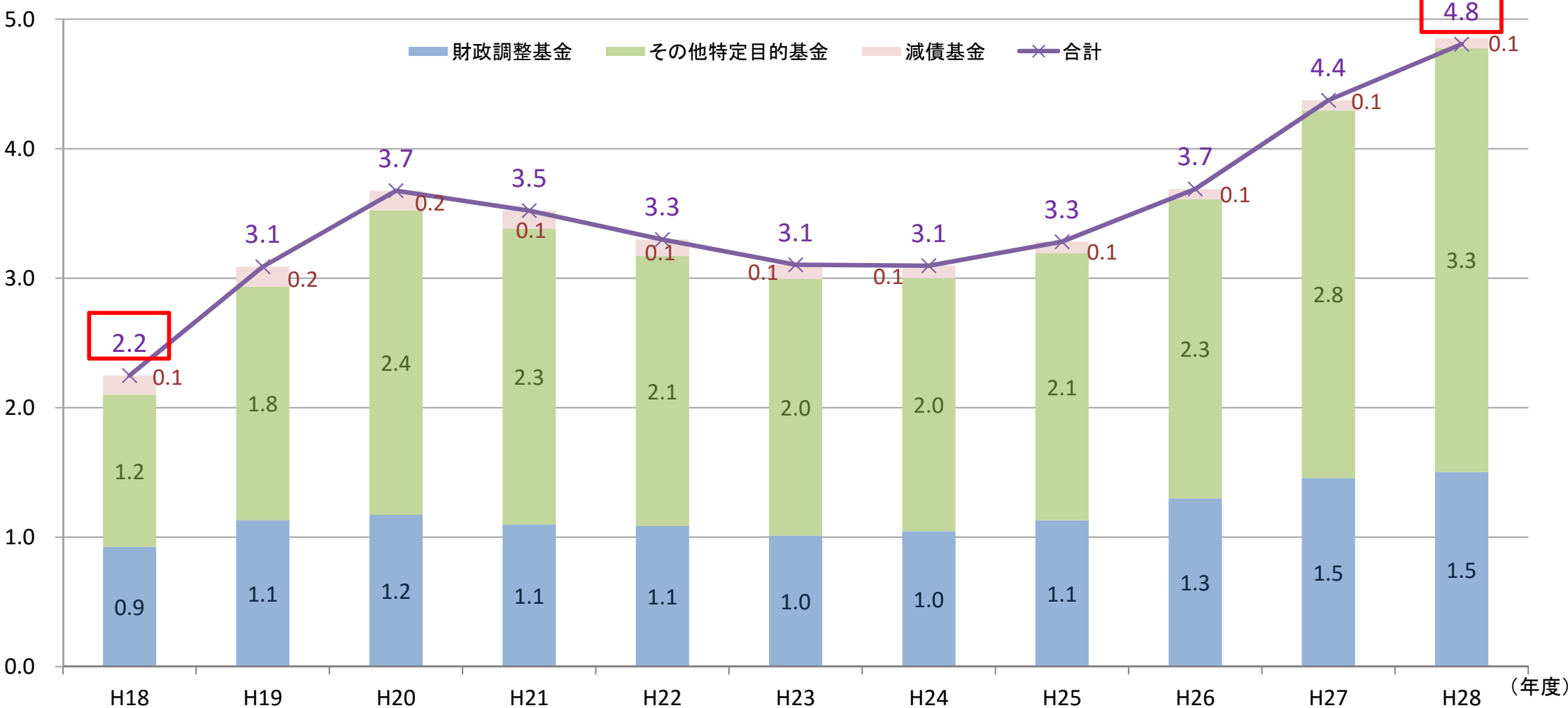
(参考2) 国庫支出金に伴い設置される基金の残高は平成28年度において1.1兆円(国費相当額は0.7兆円)。(※2)



○ 平成29年度における不交付団体のうち、平成18年度から一貫して不交付だった団体の基金残高の推移を見ると、10年間で2.6兆円増加(2.1倍に増加。毎年度平均約2,600億円増加)。リーマンショック後に残高が減少した時期もあるが、平成25年度以降、再び増加傾向にある(4年間で1.7兆円増加)。

○ なお、財政調整基金は10年間で約1.6倍に増加。その他特定目的基金は約2.9倍に増加し、近年の増加傾向が著しい。

(兆円)



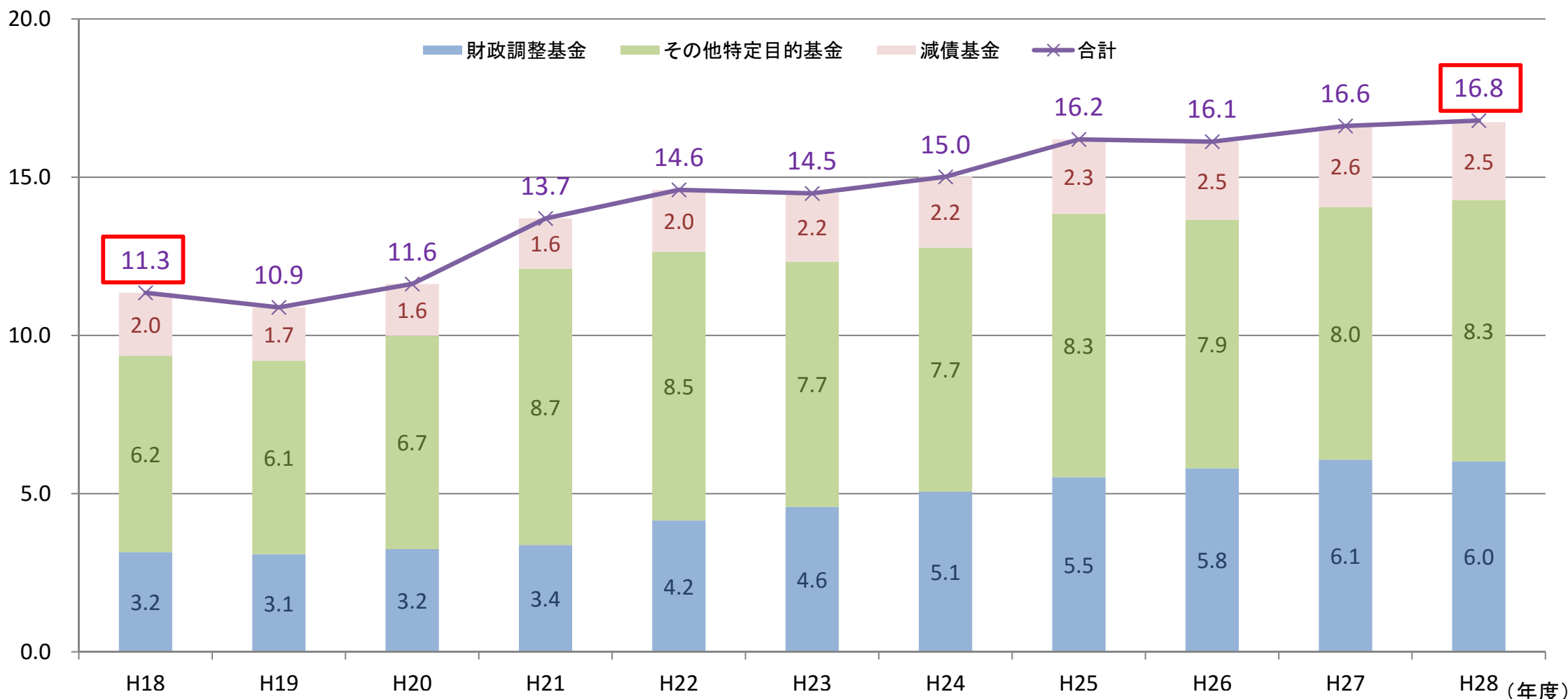
※1 基金残高は都道府県分と市町村分の合計である。
 ※2 不交付団体は、平成29年度時点の一本算定で不交付となった団体のうち、平成18年度以降、一貫して不交付だった38団体。合併した場合、合併前の団体も加味している。

(出典)総務省「地方財政状況調査」「平成29年度普通交付税の算定結果」等

○ 交付団体の基金残高の推移を見ると、10年間で5.4兆円増加（1.5倍に増加。毎年度平均約5,400億円増加）。リーマンショック後の時期を含めほぼ一貫して増加傾向にある。

○ なお、財政調整基金は10年間でほぼ一貫して増加し、約1.9倍となっている。その他特定目的基金は約1.3倍に増加。

(兆円)



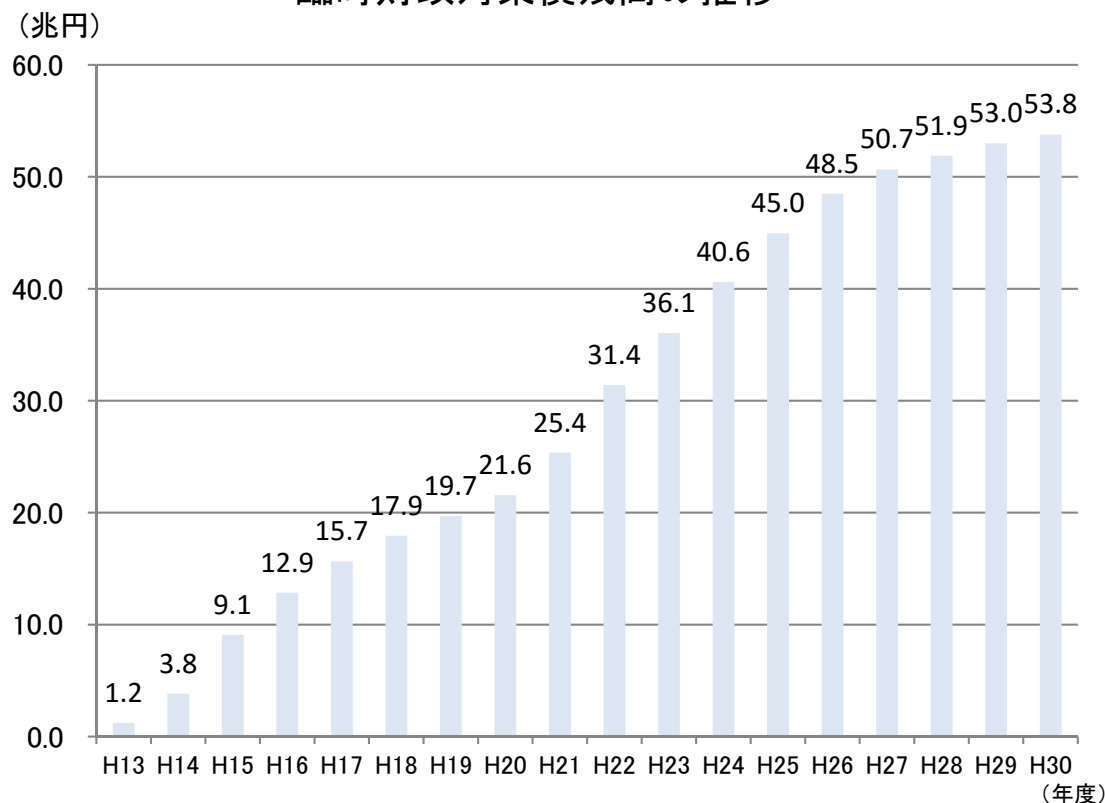
※1 基金残高は都道府県分と市町村分の合計である。

(出典)総務省「地方財政状況調査」「平成29年度普通交付税の算定結果」等

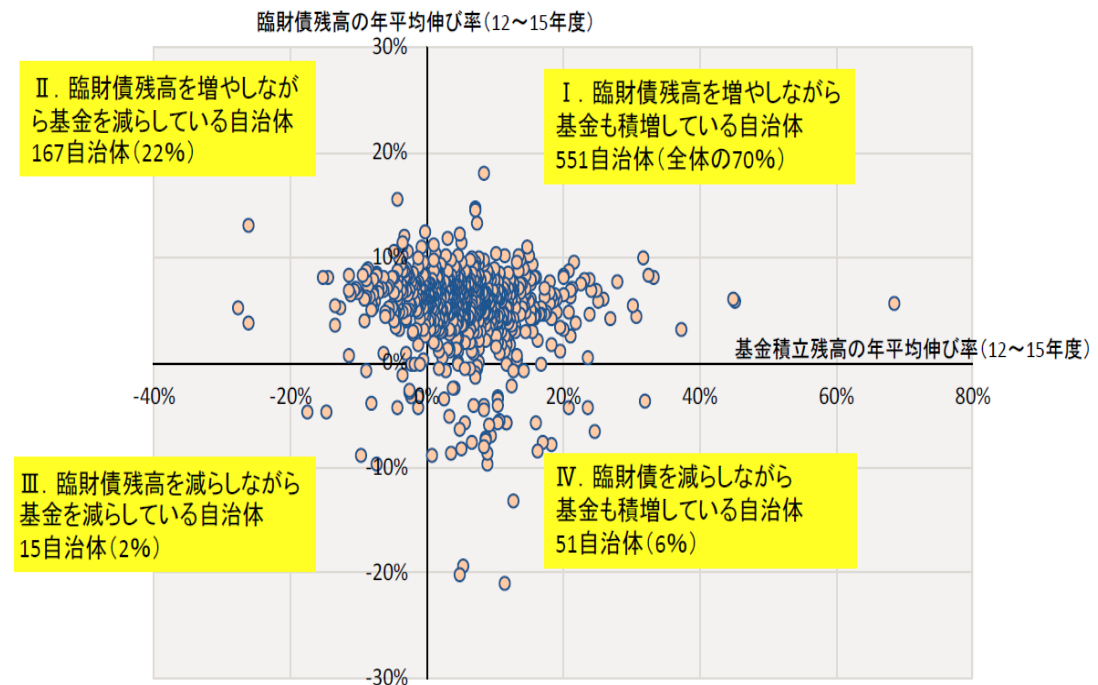
※2 交付団体は、平成29年度時点の一本算定で不交付となった団体のうち、平成18年度以降、一貫して不交付だった団体以外の団体としている。

- 地方全体では、臨時財政対策債の残高が増加してきている中で、基金残高が増加している。また、個別の団体を見ても、臨時財政対策債の残高を増やしながらか基金残高も増加している団体が7割に上っている。
- このように地方の基金残高と臨時財政対策債の残高が両建てで増加している中で、健全な財政運営に向けては、地方の債務残高の安定的な引下げを行っていくことが重要。こうした観点から、まずは、地方債の発行時期を工夫することにより、年度末において予算の執行状況等を踏まえ一定の決算黒字が見込まれる場合には地方債の発行取りやめを検討することなどを通じて、地方団体が自主的な財政運営を行う中で、財政の持続可能性を高めていくべきではないか。

臨時財政対策債残高の推移

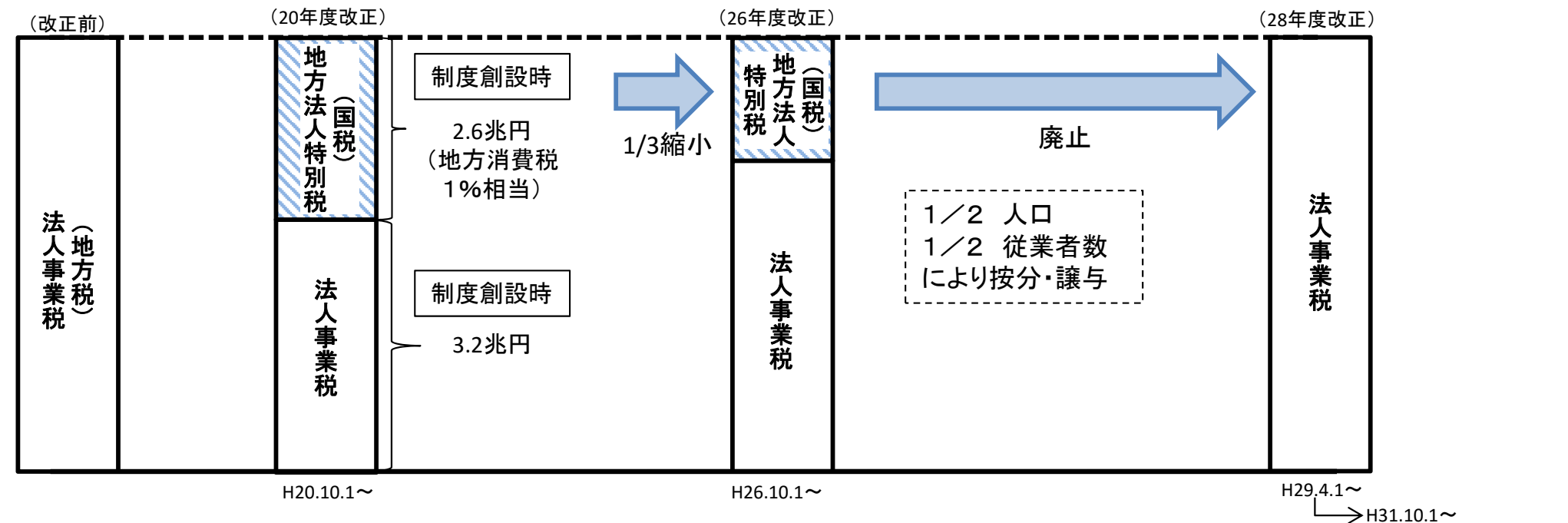


基金増加率と臨時財政対策債の増加率



(出典)総務省「地方財政の状況」「平成30年度地方財政計画関係資料」
(注)平成28年度までは実績、平成29年度及び平成30年度は地財対策時の年度末見込みによる。

(出典) 経済財政諮問会議 有識者提出資料(平成29年11月16日)

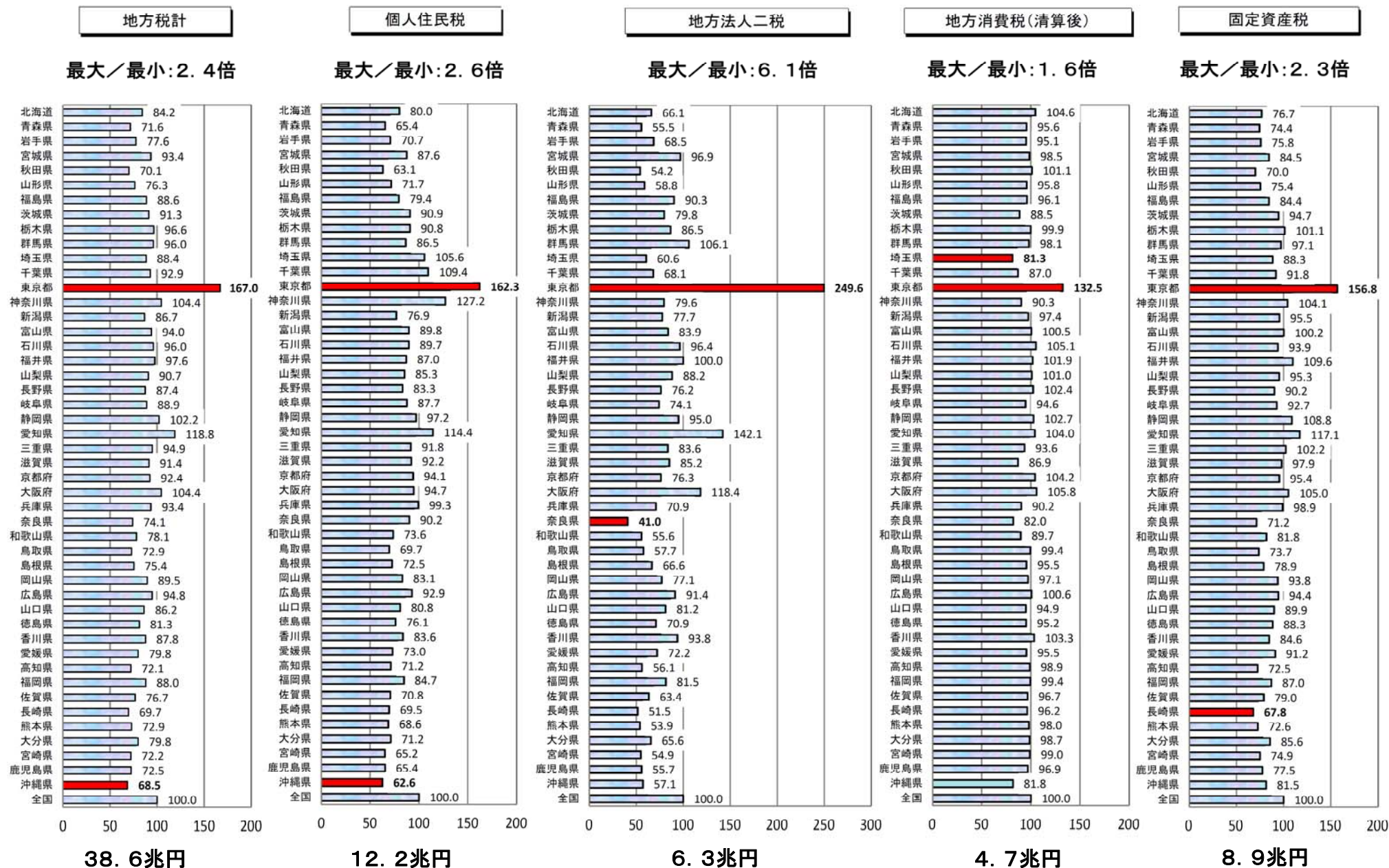


地域間での税収の格差

資料Ⅱ－2－17

人口一人当たり税収の偏在(最大/最小) 全国平均100、平成28年度決算額

総務省資料を加工



38.6兆円

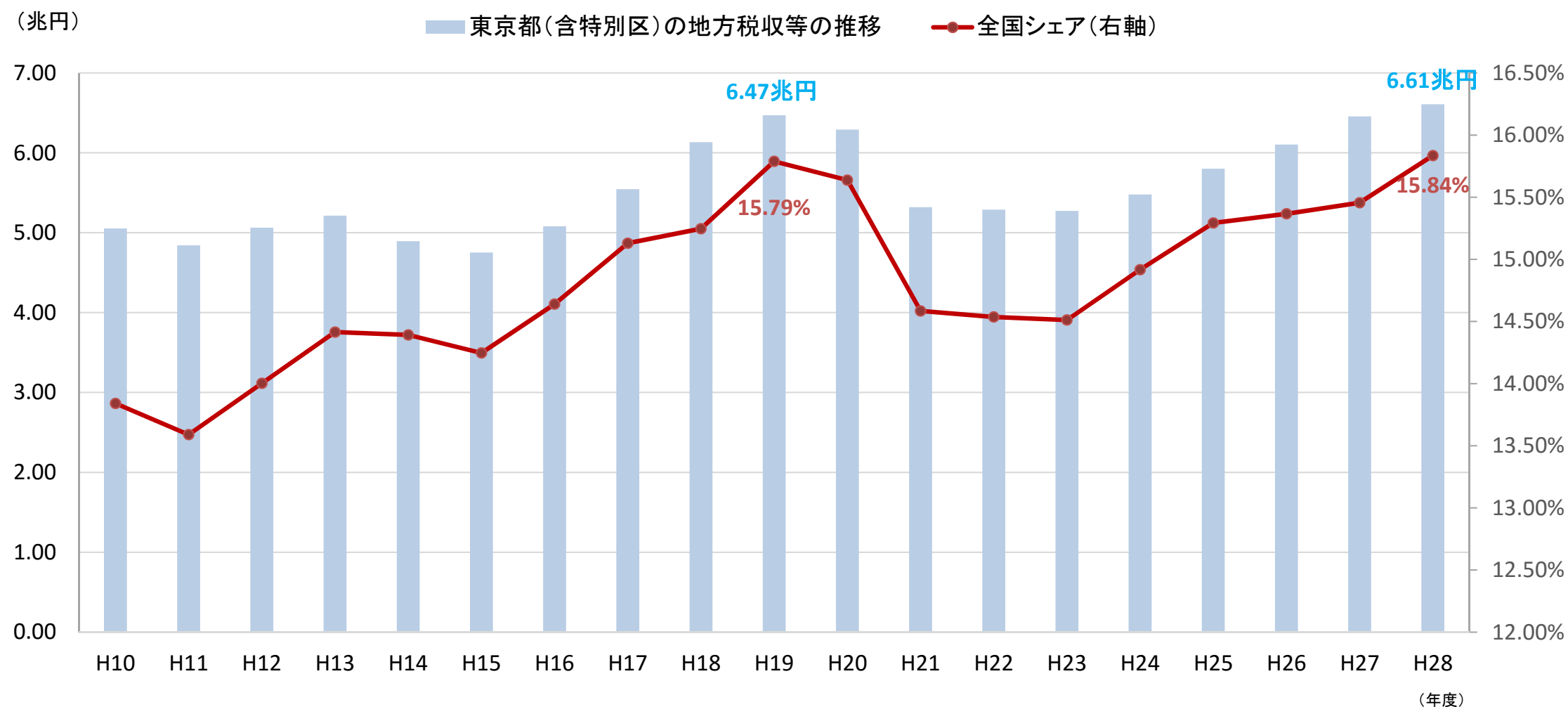
12.2兆円

6.3兆円

4.7兆円

8.9兆円

○ 地方税収等が過去最高水準に達する中で、東京都及び特別区の地方税収等も増加し、全国に占める地方税収等のシェアは近年で最高水準となっている。

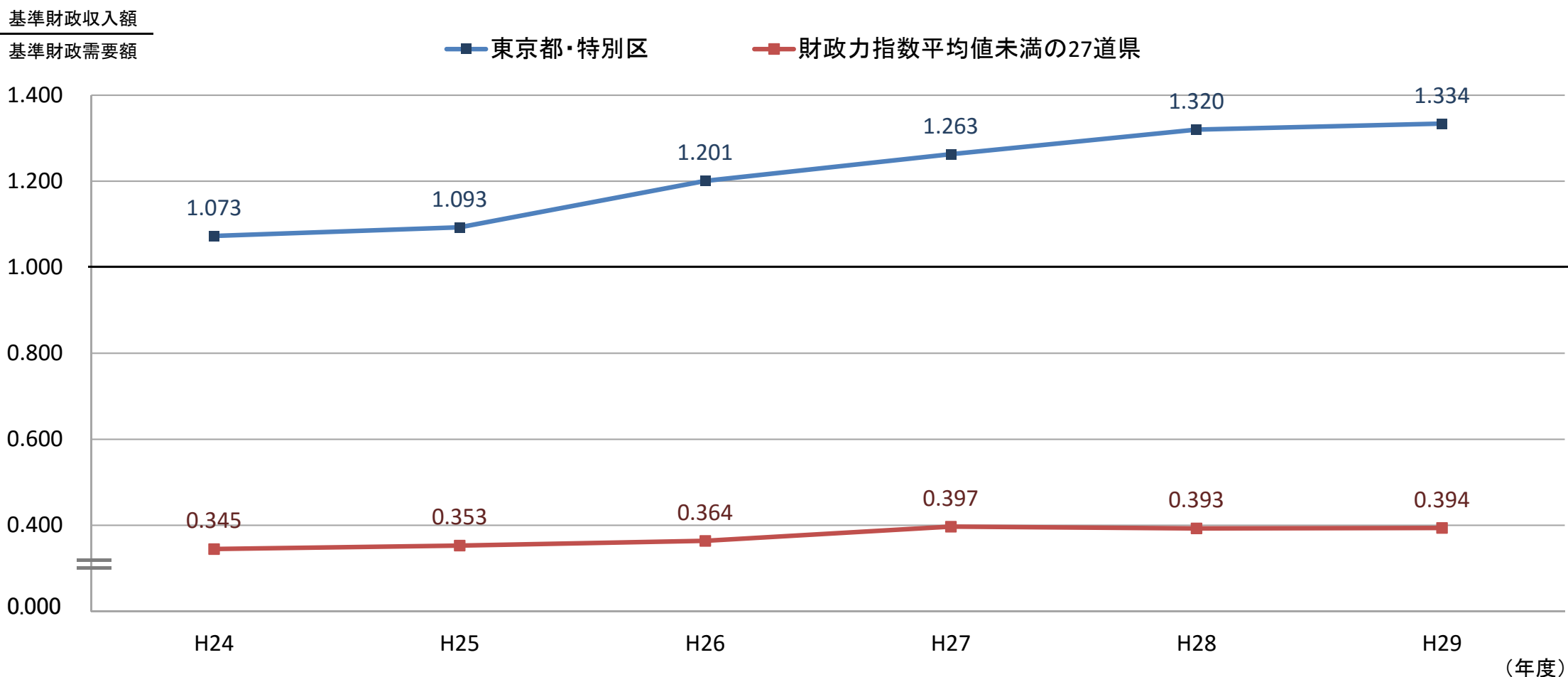


※ 地方税収等は、地方税収及び地方譲与税収の決算額(超過課税分、法定外税等を含む)。

(出典)総務省「地方財政状況調査」

○ 財政力の状況の推移をみると、東京都及び特別区は上昇傾向であるのに対し、財政力指数が平均値未満の団体（27道県）は横ばいとなっており、財政力格差が拡大している。

○ こうしたことを踏まえると、平成30年度与党税制改正大綱に沿って、地方法人課税における新たな偏在是正策についてしっかりと検討を行い、平成31年度税制改正で実現を図る必要。



※1 グラフの数値は、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値である。

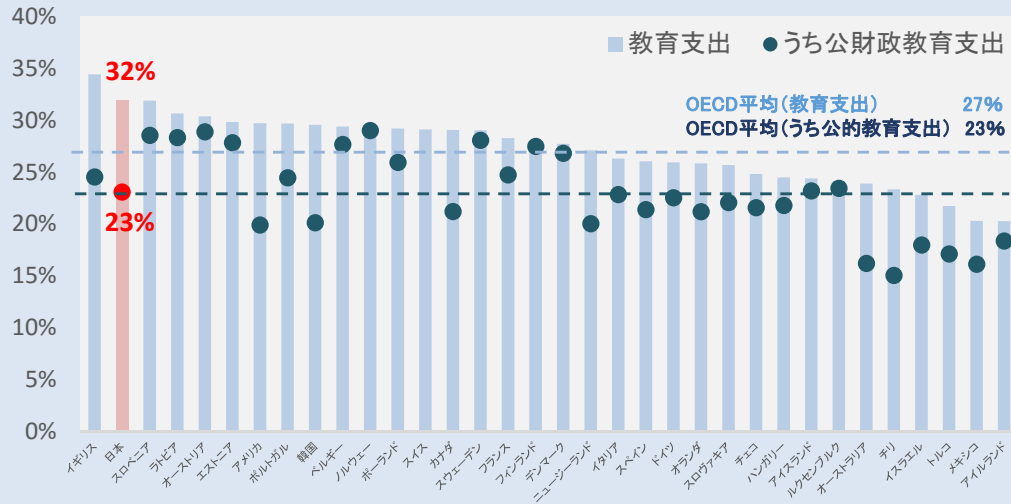
※2 財政力指数平均値未満の27道県の数値は、平成28年度（決算速報ベース）財政力指数が、平均値未満の27道県の基準財政収入額の合計値を27道県の基準財政需要額の合計値で除して得た数値である。

※3 東京都・特別区の数値は、都と区の基準財政収入額の合計値を都と区の基準財政需要額の合計値で除して得た数値である。

課題？：公財政教育支出対GDP比が小さい？

→しかし、一人あたりで見れば、OECD平均並み

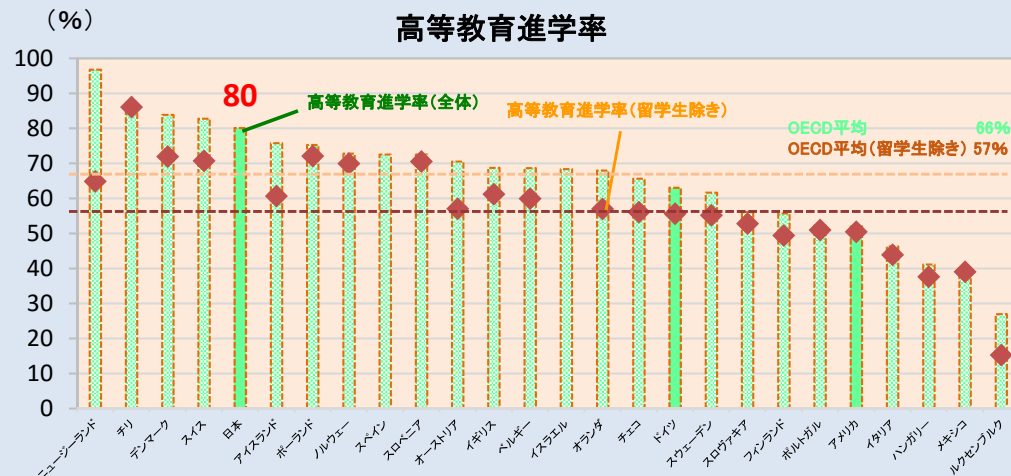
在学者一人当たり教育支出対一人当たりGDP
(全教育段階)



(出典) OECD「Education at a Glance 2017」

課題？：私費負担率が高く、教育機会が十分でない？

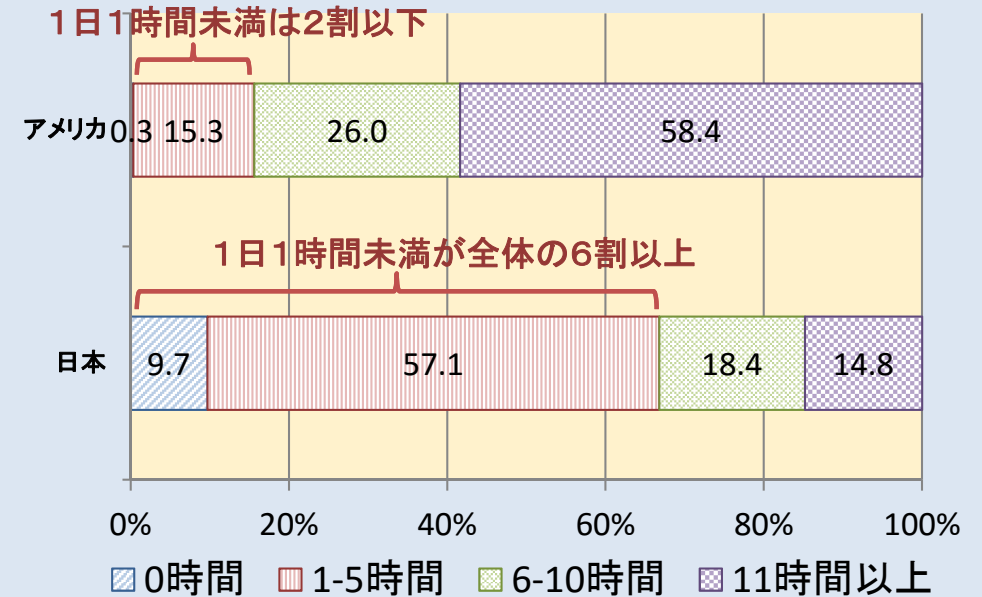
→しかし、全体として高等教育を修めた人の割合や進学率はトップクラス(引き続き、低所得世帯対策は講じていく必要)



(出典) OECD「Education at a Glance 2017」

→高等教育への進学率が高いが、学修を求める教育になっていない

大学生の授業外の学修時間の日米比較(1週間当たり)



(出典) 東京大学 大学経営政策研究センター「全国大学生調査2007年」等

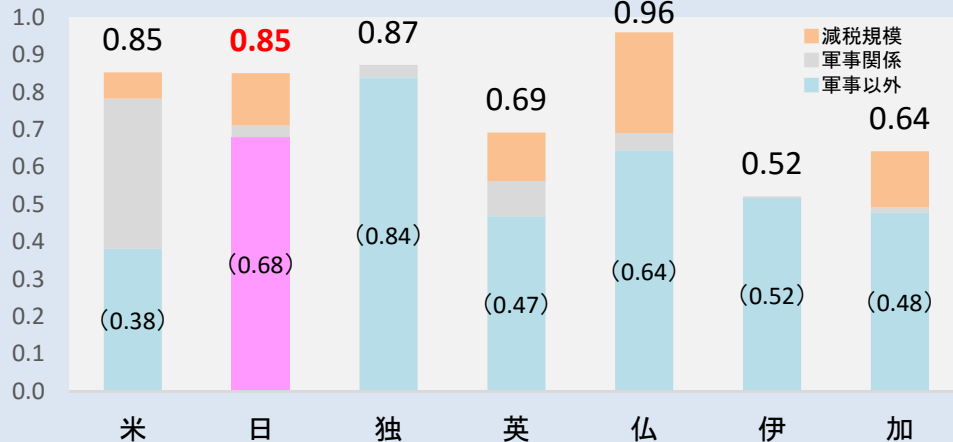


真の課題：高等教育の「質」の確保

課題？：科学技術の予算が増加していないから国際競争力が低迷？

→しかし、減税も合わせれば、主要先進国並みの公的支出

中央政府の科学技術関係予算と減税規模（対GDP比、2014年度）



(注) 上記の数値は、中央政府の科学技術関係予算であるが、ドイツは連邦及び州政府の科学技術関係予算の合計を計上。
(出典) OECD「Main Science and Technology Indicators」

→主要先進国並みの公的支出の規模にもかかわらず、質の高い論文数が少ない

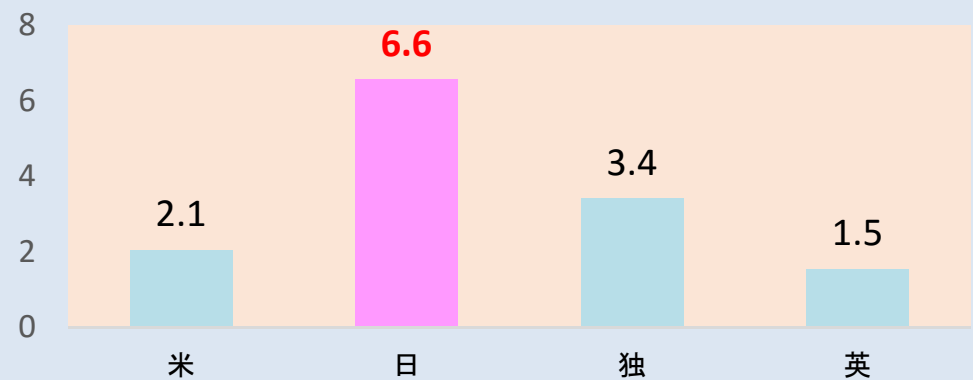
（万件） 高等教育部門におけるTop10%論文数



(注1) フランスは、データがないため記載せず。
(注2) 論文数は補正論文数であり、分数カウントベース。
(注3) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2017」、「第3期基本計画フォローアップ調査研究『日本と主要国のインプット・アウトプット比較分析』」に基づき、総論文数(2015年)に高等教育部門のシェア(2006年)を乗じて算出。

→その結果、ドイツの2倍の高コスト体質

高等教育部門におけるTop10%論文
1件当たりの研究開発費総額



(注1) フランスは、データがないため記載せず。
(注2) 論文数は補正論文数であり、分数カウントベース。
(注3) 高等教育部門の論文数は、文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2017」、「第3期基本計画フォローアップ調査研究『日本と主要国のインプット・アウトプット比較分析』」に基づき、総論文数(2015年)に高等教育部門にシェア(2006年)を乗じて算出。
(注4) 高等教育部門における研究開発費総額はOECD「Main Science and Technology Indicator」より作成。

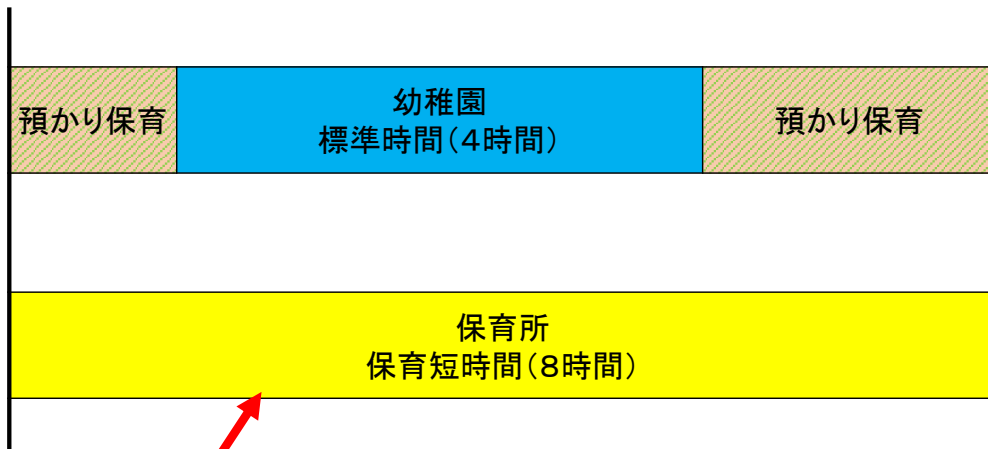
真の課題：研究開発の高コスト体質
＝研究開発の生産性の低さ

国民負担率が最低水準の中、予算の「量」の拡充より、「使い方」の改善が優先課題

幼稚園の預かり保育における「保育の必要性」

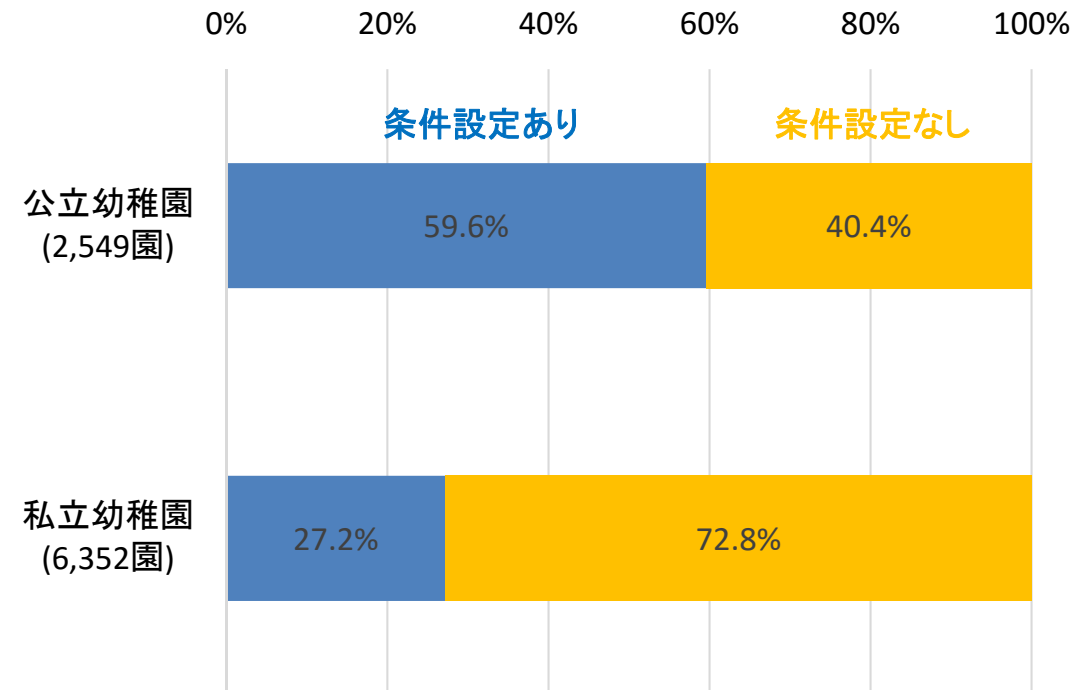
- 保育所を利用するためには、『保育の必要性』の認定が必要とされている。例えば、週3日×4時間勤務(週12時間、月48時間就労)をしている場合、「保育の必要性」が認定されることとされている。
- 一方、幼稚園においては、幼稚園の標準時間(4時間)に加え、その前後に園児を預かる「預かり保育」を実施しているが、必ずしも預かり保育を利用するための利用条件が設定されているわけではない。

幼稚園・保育所の利用時間



『保育の必要性』の認定が必要
＝月48～64時間就労（パートタイムを想定）

預かり保育の条件の設定の状況

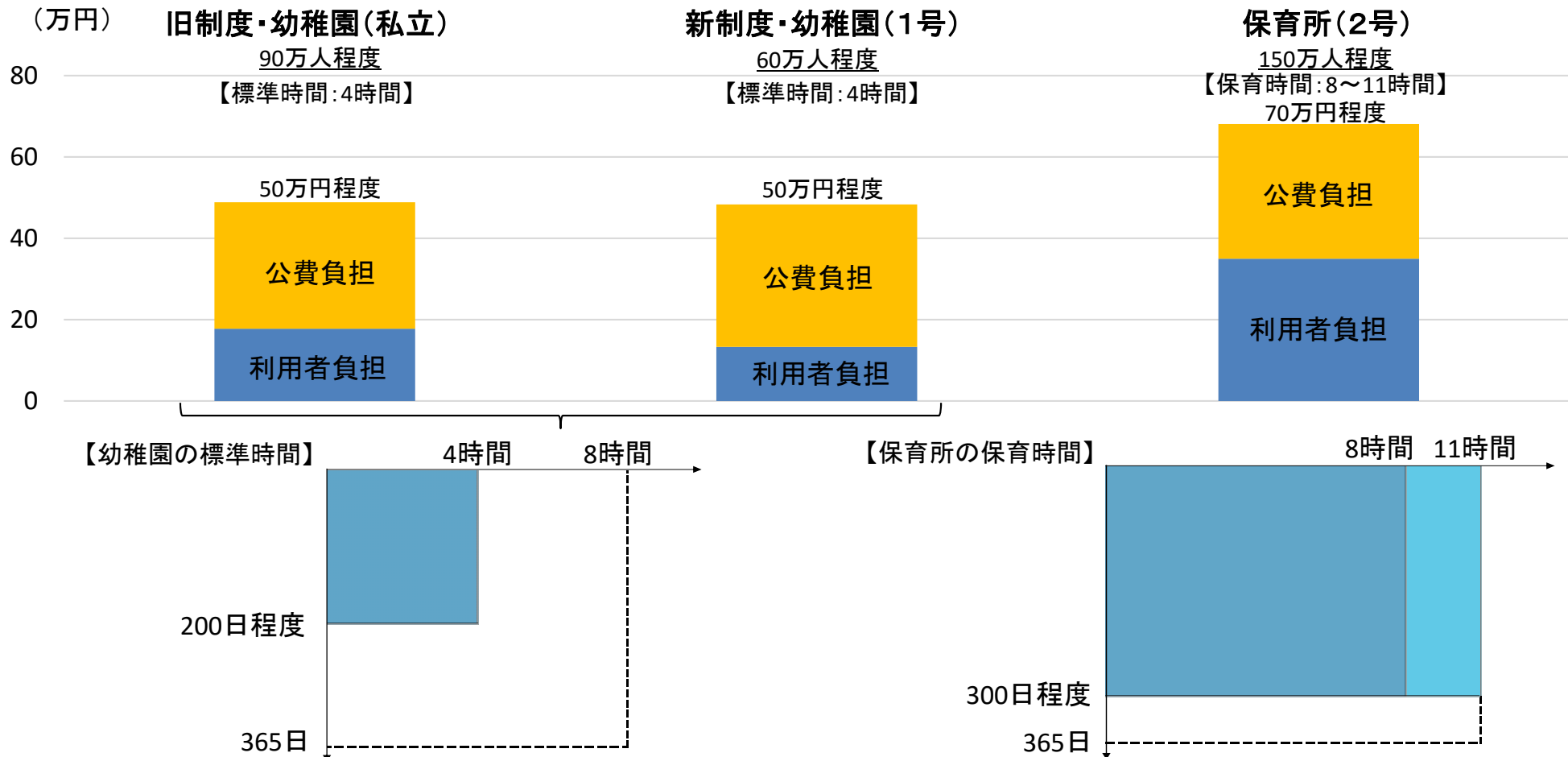


(出典) 文部科学省「平成28年度幼児教育実態調査」

幼稚園及び保育所における利用者負担及び公費負担

- 園児1人当たり利用者負担と公費負担の合計は、見かけ上、幼稚園の方が保育所よりも低い。
- しかしながら、幼稚園の標準時間は、保育所の保育時間より短いことを勘案する必要。

園児1人当たり利用者負担及び公費負担(年額)



(注1) 公費負担について、旧制度・幼稚園は私学助成(28年度確定額)及び幼稚園就園奨励費(29年度予算)の計数、新制度・幼稚園(1号)及び保育所(2号)は給付費等(29年度予算ベース)の計数である。

(注2) 利用者負担及び園児数(利用人数)については、29年度予算ベースの計数である。

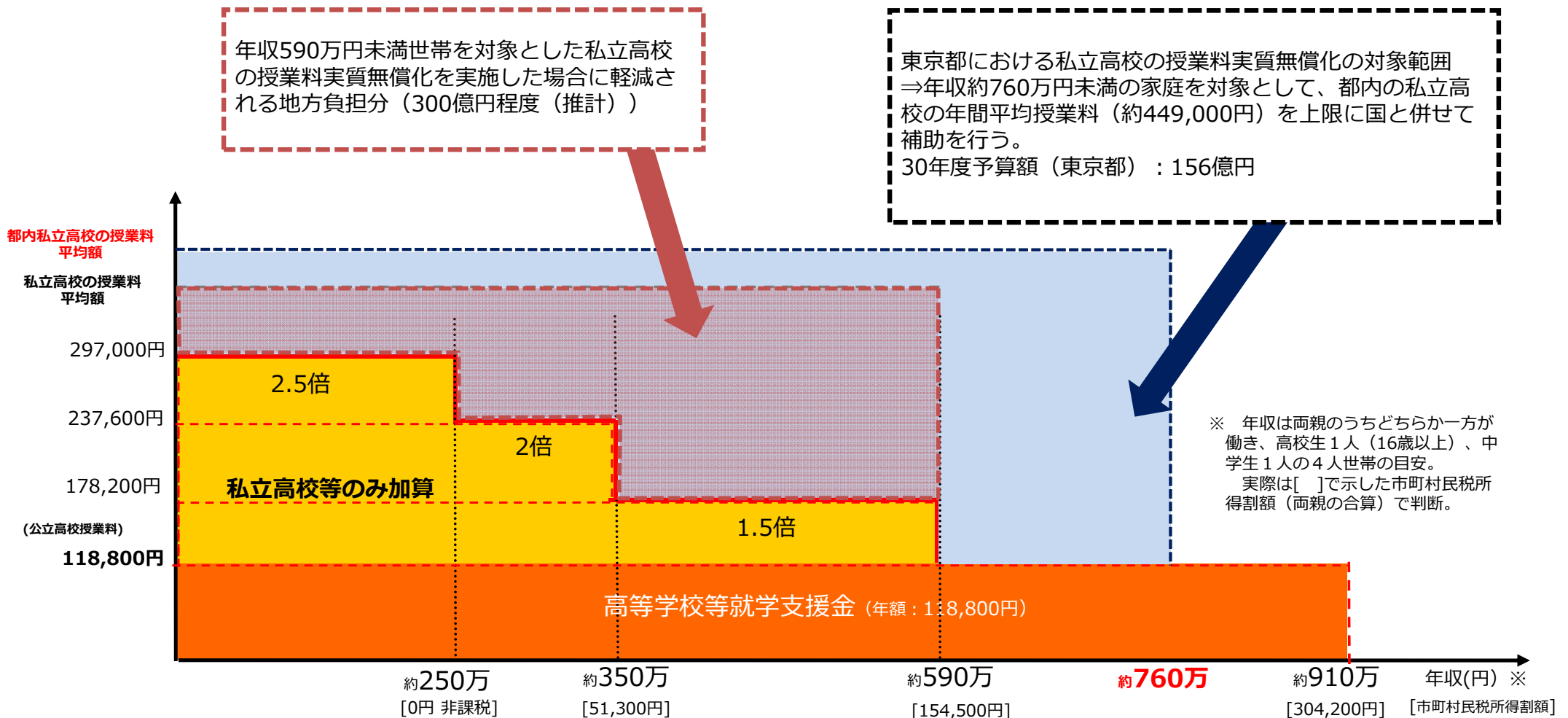
(※)ただし、幼稚園及び保育所の公立分については、いずれも推計値である。

(注3) 幼稚園教育要領において、「幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。」とされている。また、保育所の年間保育日数については、1ヶ月当たり25日を前提としている。

高校授業料の負担軽減

資料Ⅱ－3－5

- 現在、国は、公立高校については無償化を実現すると共に、私立高校については所得に応じた上乗せ措置による負担軽減を実施している。
- 今後、「新しい経済政策パッケージ」において、安定的な財源を確保しつつ、年収590万円未満の世帯を対象に私立高校の授業料を実質無償化することとされている。
 しかしながら、地方自治体が、地域における私立高校の役割等に応じて、国の支援に上乗せして私立高校の授業料を手厚く軽減している。

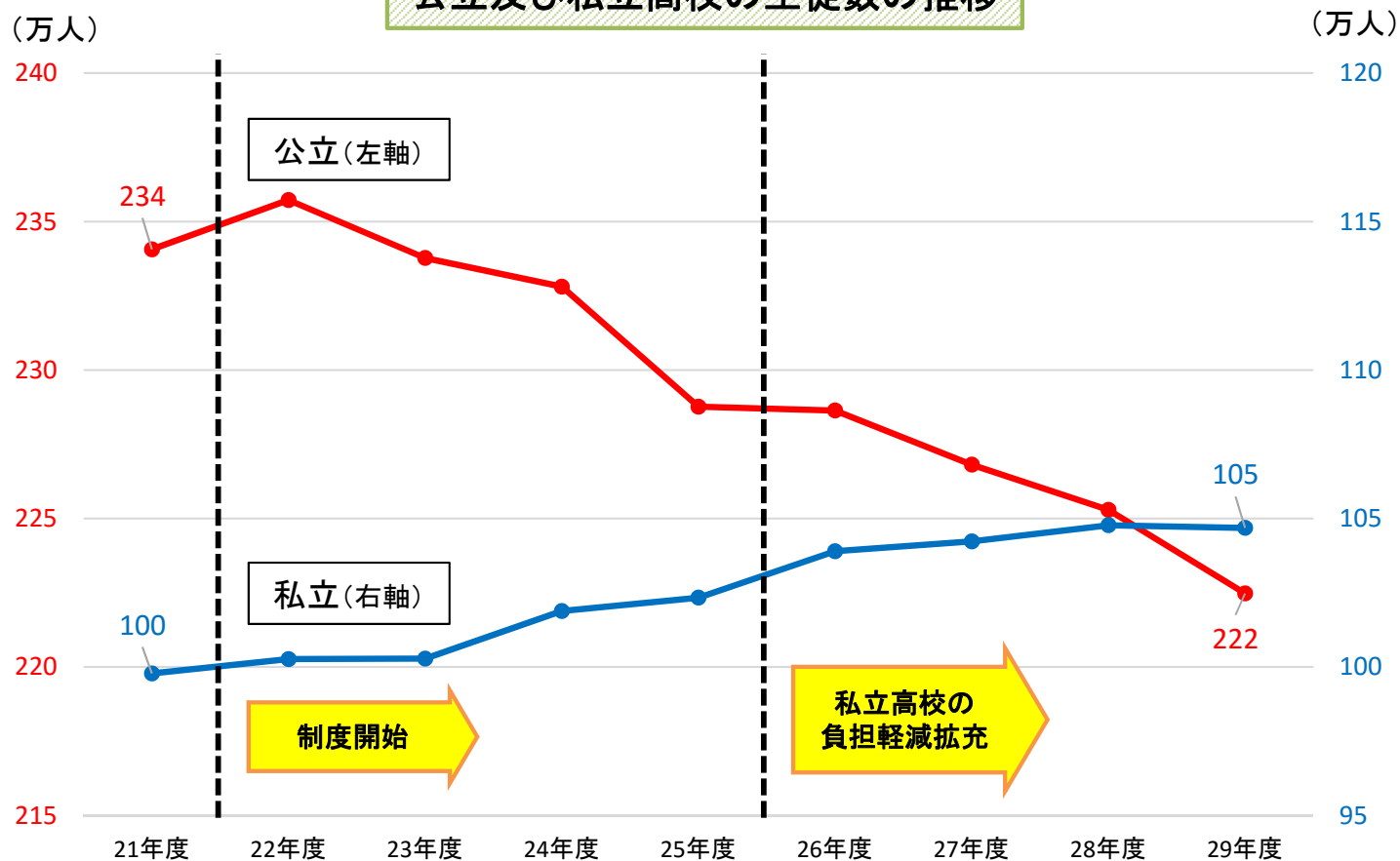


※家計の資産を勘案しておらず、所得算定においても税額控除を広く勘案。

私立高校授業料の負担軽減の公立高校への影響

- 私立高校の授業料の負担軽減（平成22年度進学者から適用）は、15歳以上人口が減少する中、私立高校の生徒数を増加させる一方、公立高校の生徒数を一層減少させる要因となっている。
- 特に、東京都は、全国平均と比較して、公立高校の生徒数が少ない。今後、さらに、公立高校の生徒数の減少が見込まれる。その結果、東京都の財政負担が一層軽減されることになる。

公立及び私立高校の生徒数の推移



(参考) 21年度から29年度の増減率 合計：▲2.0%（公立：▲5.0%、私立：+4.9%）
 (出典) 文部科学省「学校基本調査」

全国及び東京都の公立高校における生徒数の状況

	全国	東京都
公立	222万人 (68.0%)	13.7万人 (43.8%)
私立	105万人 (32.0%)	17.6万人 (56.2%)
公私計	327万人	31.4万人

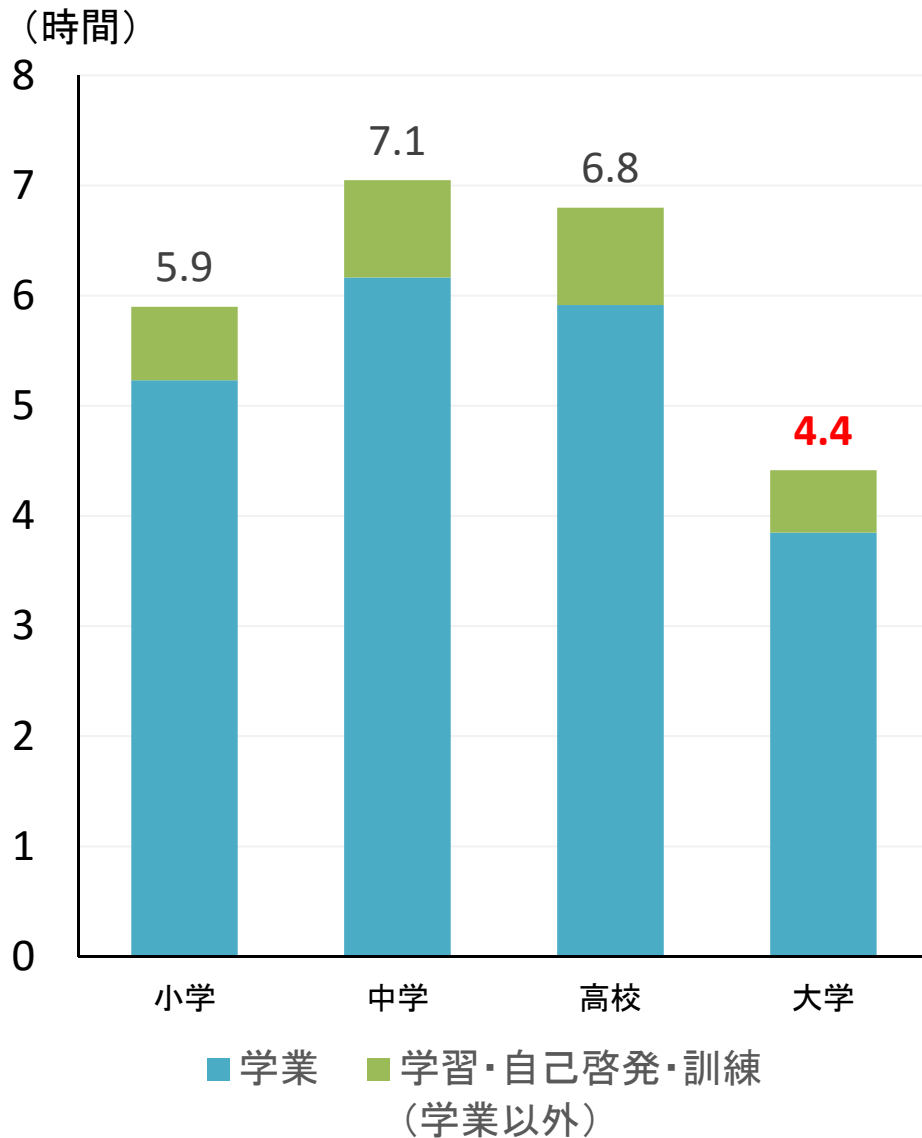
(出典) 文部科学省「平成29年度学校基本調査」、
 東京都「平成29年度学校基本統計」

大学生の学修時間

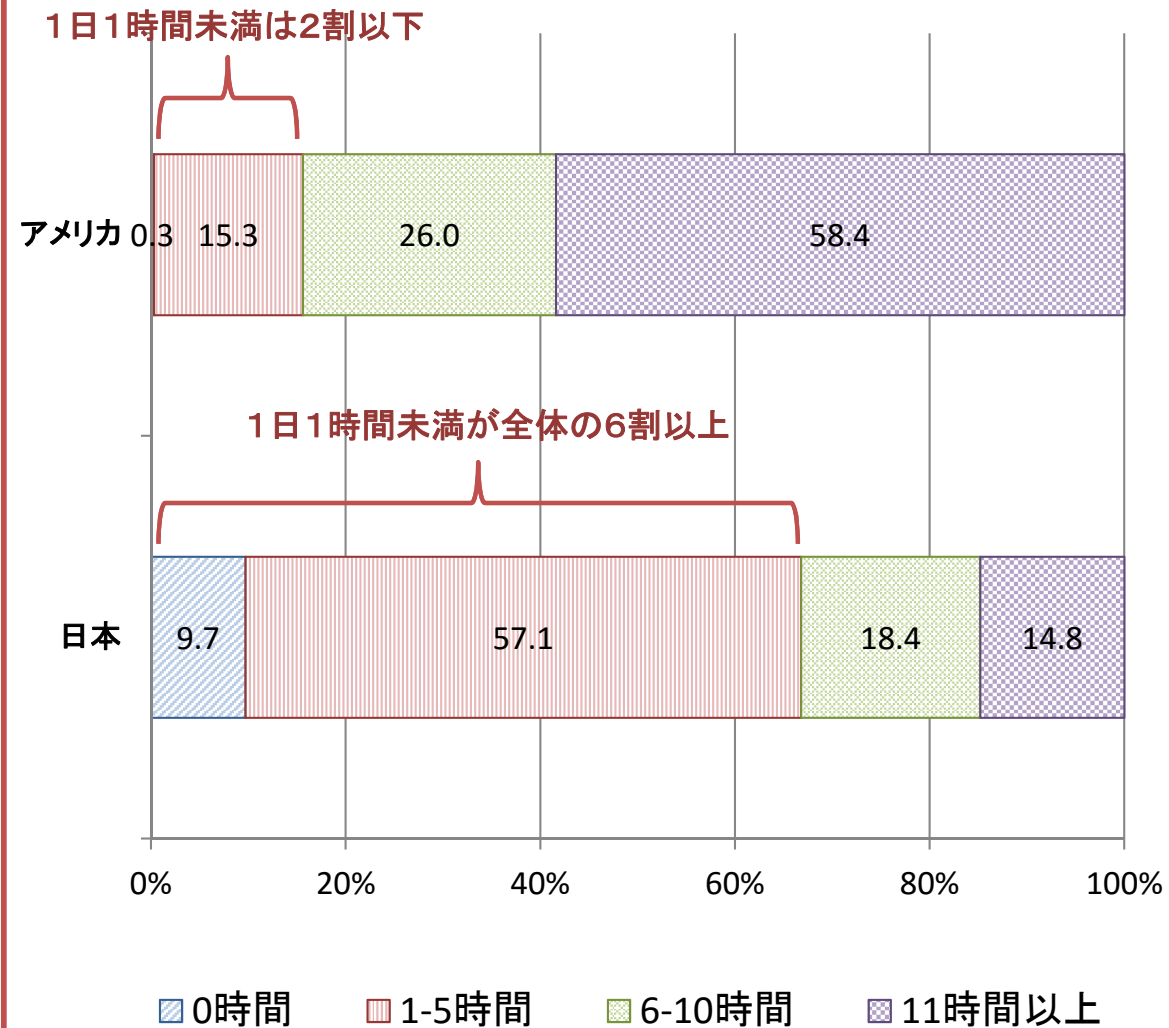
資料Ⅱ－３－７

○ 大学生の学修時間は、小学生よりも短い。また、授業外の学修時間が1日1時間未満の学生は全体の6割以上。

学校段階別の学修時間(1日当たり)



大学生の授業外の学修時間の日米比較(1週間当たり)



○ 就職率、定員充足率、経営状況見通しなどの経営・財務状況は、十分公開されている訳ではなく、必ずしも大学間での比較が可能な形にはなっていない。

1. 現行法に基づく情報公開

	私立学校法関係	私立学校振興助成法関係	学校教育法関係(教育研究活動等の状況)
作成義務文書	- 貸借対照表 - 収支計算書(資金収支計算書、消費収支計算書) ※私学助成対象法人の場合、学校法人会計基準に従い作成	- 公認会計士又は監査法人の監査報告書 - 収支予算書	- 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること - 教育研究上の基本組織に関すること - 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること - 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること - 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること - 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること - 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること - 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
公開対象者	当該学校法人の設置する私立学校に在学する者 その他の利害関係人	所轄庁(文部科学大臣等)に対し情報公開請求があった場合、大科目等を公開	刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法

2. 様々な「就職率」

	私立大学平均
①就職希望者数ベースの就職率 ※就職者／就職希望者(注1)	97.7%
②卒業者数ベースの就職率 ※就職者／(卒業者－進学者等)(注2)	87.9%
③卒業者に占める就職者の割合 ※就職者／卒業者(学校基本調査ベース)(注2)	81.3%



・卒業者数ベースの就職率は、比較可能な形式では公表されていない。

・私立学校法第47条に基づき作成する「事業報告書」において、卒業・終了後の状況(就職・進学等)を公表している学校法人は、56.7%。

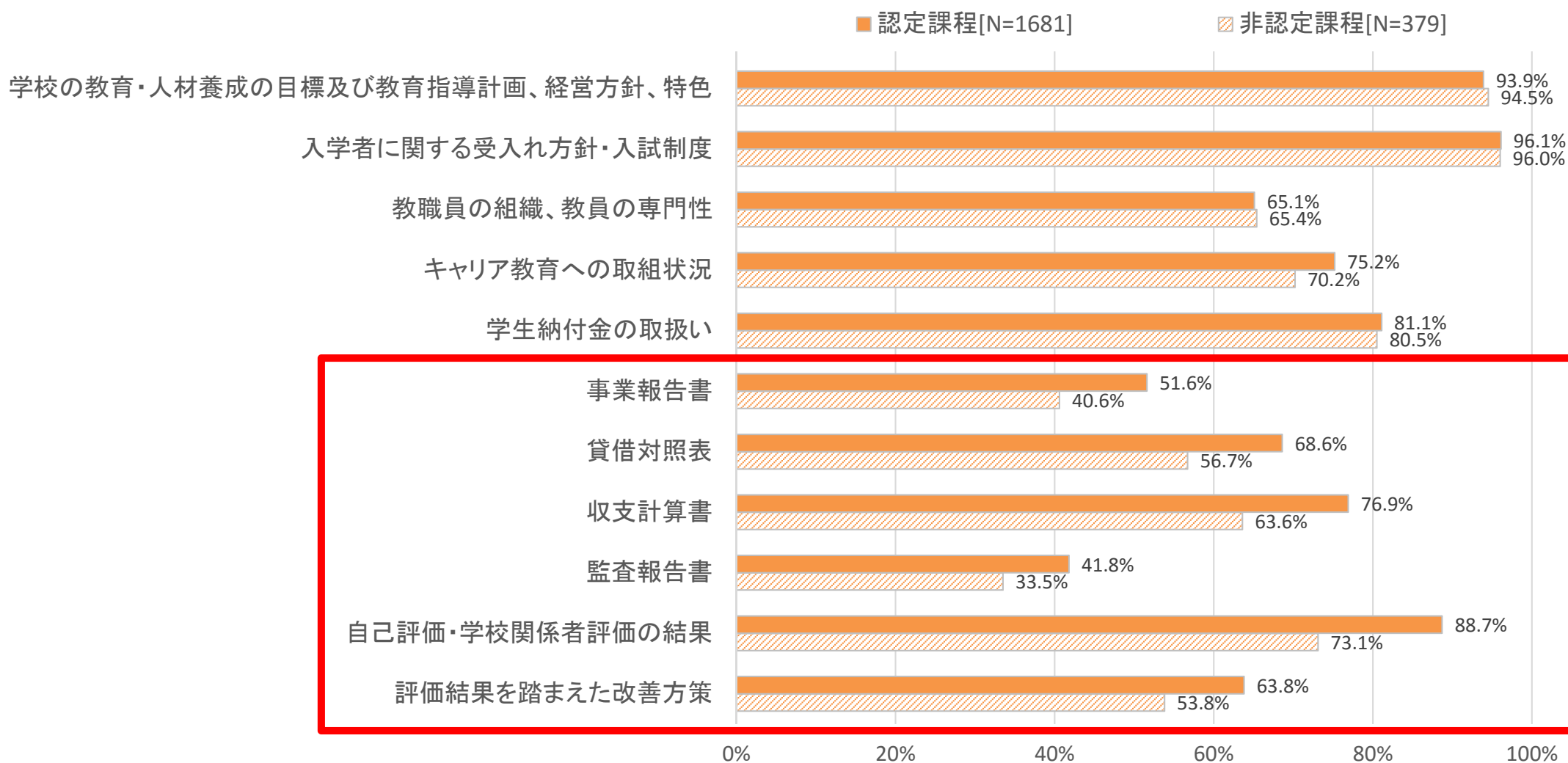
(注1) 「就職者」とは、正規の職員(1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいう。また、「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含まない。

(注2) 「就職者」とは、学校基本調査における就職者(給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事(自家・自営業を含む)に就いた者)である。また、「進学者等」とは、進学者、臨床研修医(予定者を含む)及び専修学校・外国の学校等入学者の合計。

(出典) 文部科学省「平成28年度大学等卒業者の就職状況調査」、「平成28年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について」、「学校基本調査」、文部科学省作成資料

- 専門学校においては、経営情報や財務情報について、公表が進んでいないものがある。
- 特に、職業実践専門課程の認定されていない課程においては、こうした経営情報や財務情報のみならず、学校評価の結果についても公表されていないところがある。

職業実践専門認定課程・・・専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を身につけられる実践的な職業教育に取り組む学科として文部科学大臣が認定している課程。認定要件として、学校関係者評価と情報公開等が求められる。

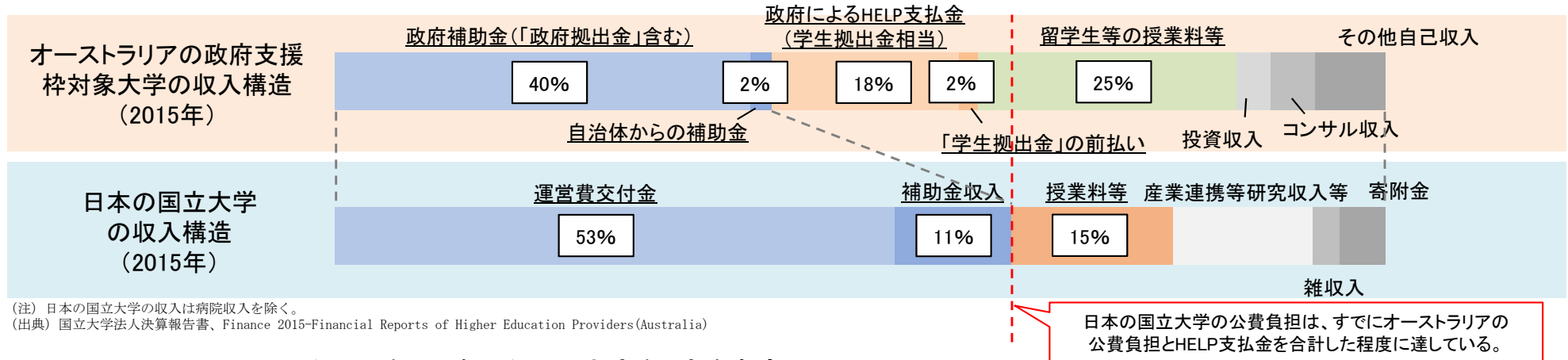


(注) 認定課程は2540課程のうちの1681課程、非認定課程は6309課程のうちの379課程から回答。

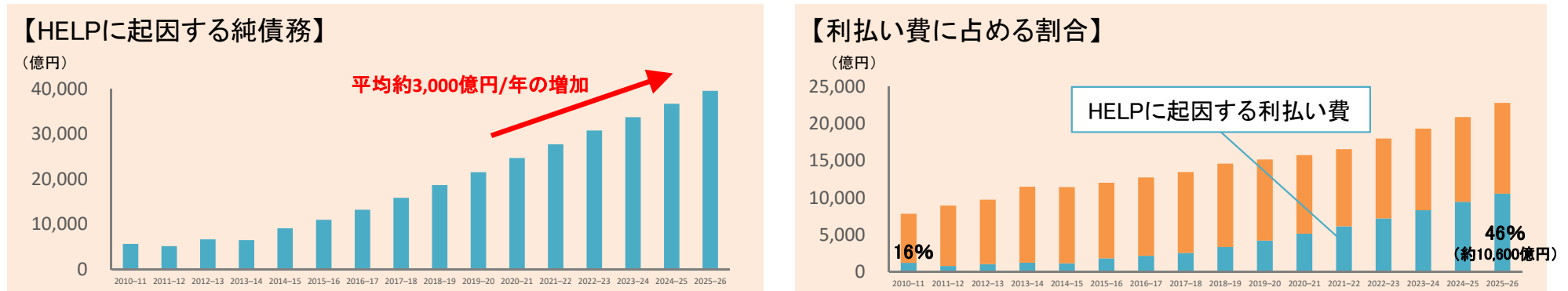
(出典) 文部科学省 「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」

○ オーストラリアのHECS制度は、以下の点に留意する必要。

- ① オーストラリアの大学型の高等教育機関は、**国公立大学がほとんど**であること(国公立37大学、私立2大学)。
- ② それまで授業料を徴収していなかった状態から、財源確保のために**授業料を徴収する政策へと転換**する中でとられた制度であること。



- ③ HELPローンの未回収率は2割程度とされ、**大きな財政負担**となっていること。



(注1) 上記の額は日本円換算したもの(1\$=82.33円)。

(注2) 2017年に、政府は大学に対する補助金を削減する改革を行うと同時に、大学に対して授業料設定の裁量を与える予定であるため、大学は補助金の削減分を賄うべく、授業料引き上げを行うと仮定。2018年度からは、大学が毎年2%授業料の値上げを行うと仮定。

(出典) Parliament of Australia Parliamentary Budget Office, 2016, "Higher Education Loan Program; Impact on the Budget"

- ④ 個人の**債務が物価でスライドして増加**することとなっており、実質的な利子負担があること。

【オーストラリア(HECS)】

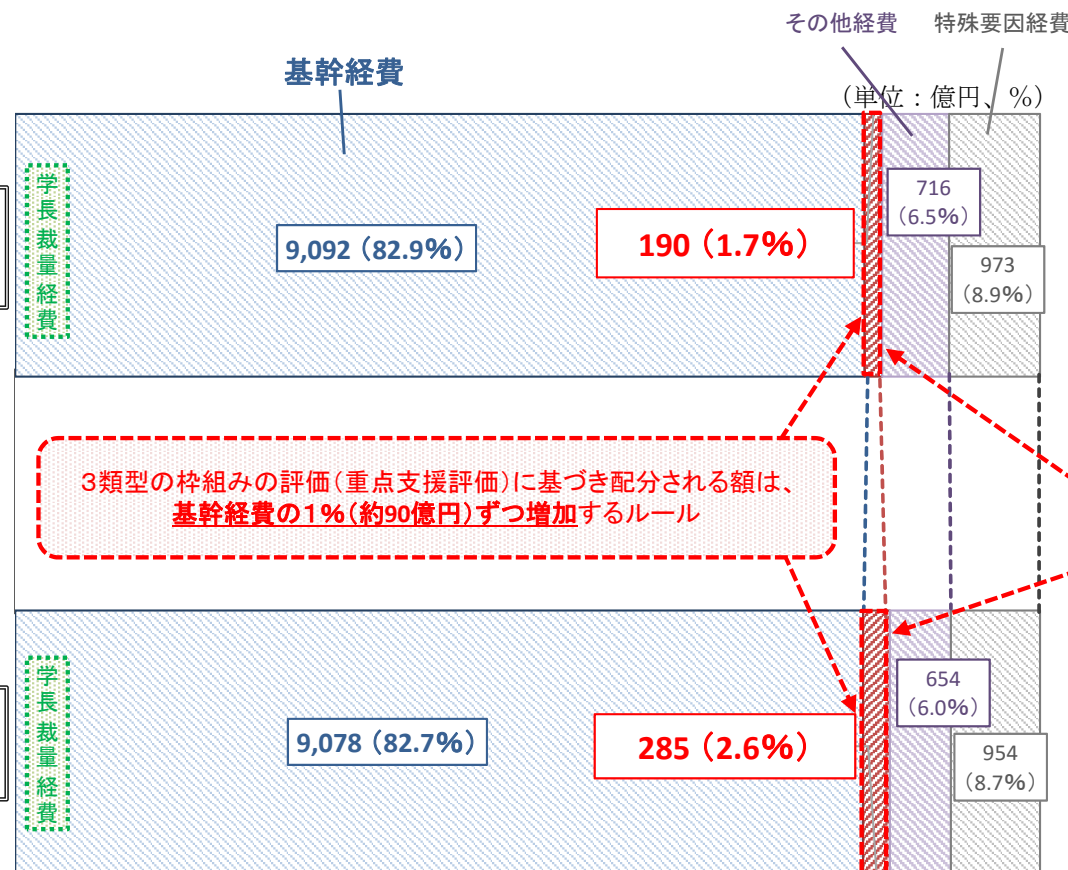
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
物価スライド	2.0%	2.6%	2.1%	1.5%	1.5%

【日本(所得連動返済型無利子奨学金)】

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利息	なし	なし	なし	なし	なし
保証料	0.693%	0.693%	0.693%	0.693%	0.589%

- 国立大学法人運営費交付金等の大宗を占める基幹経費(30年度:9,078億円)は、各大学に対して、原則として前年度同額で配分されている。
- 評価に基づき配分されている額は、毎年度、基幹経費の1%(約90億円)ずつ増加するにすぎない。
- 主な評価としては、「国立大学法人評価」と「重点支援評価」があるが、大学間を比較できる相対評価ではなく、学部別の評価でもない。

国立大学法人運営費交付金等の予算額推移(29→30年度)



(注1) 基幹経費▲14億円の内訳：機能強化促進係数による削減(▲94億円)、基幹経費への組替(基幹経費化)(+63億円)、授業料減免枠の拡大(+17億円)

(注2) 「3類型の枠組みの評価(重点支援評価)」に基づき配分される額については、便宜上、「国立大学法人機能強化促進補助金」(29年度：45億円、30年度：89億円)を含めて計上。

国立大学法人評価

【中期目標期間評価(6年毎)】

➢ 中期目標期間の業務の実績全体を評価
(項目)

- ①「業務運営の改善及び効率化」
- ②「財務内容の改善」
- ③「自己点検・評価及び情報提供」
- ④「その他業務運営(施設整備、安全管理、法令順守等)」
- ⑤「教育研究等の質の向上」

【年度評価(毎年度)】

➢ 年度計画の達成状況を踏まえた中期計画の進捗状況进行评估
(項目)

上記①～⑤と同様

3類型の枠組みの評価(重点支援評価)

➢ 中期計画に位置付けられた取組のうち、機能強化を実現するために必要な取組を予算上重点的に支援するため、大学が主体的に作成した「戦略」毎に、評価指標(KPI)の達成状況も踏まえた進捗状況を確認

評価に基づき重点的支援

大学のビジョン

戦略①

評価指標(KPI)

取組 取組

戦略②

評価指標(KPI)

取組 取組

「国立大学法人評価」の例

- X大学は、第2・3期中期目標に「世界大学ランキングトップ100を目指す」ことを掲げているが、世界大学ランキングは、2015年(第2期中期目標期間の最終年度)で「501－600位」であり、現状は「601－800位」と後退している状況。
- こうした状況であるにも拘わらず、第2期中期目標期間の評価結果は「達成状況が概ね良好」となっている。

X大学の第2・3期中期目標

第2期中期目標(2010～2015年度)	第3期中期目標(2016～2021年度)
○ 徹底した「大学改革」と「国際化」を全学的に断行することで国際通用性を高め、ひいては国際競争力を強化するとともに、世界的に魅力的なトップレベルの教育研究を行い、 世界大学ランキングトップ100を目指すための取組を進める 。	○ 徹底した「国際化」を全学的に実施することで国際通用性を高め、ひいては国際競争力を強化し、 世界大学ランキングトップ100を目指すための取組を進める 。

X大学の世界大学ランキング

	2010-2011	2012-2013	2014-2015	2015-2016	2016-2017	2017-2018
世界大学 ランキング	ランク外 (200位外)	ランク外 (400位外)	ランク外 (400位外)	501-600位	501-600位	601-800位

(出展) Times Higher Education

「教育研究等の質の向上の状況」の評価結果

評価項目	教育	研究	社会貢献・国際化等
中期目標の達成状況が非常に優れている			
中期目標の達成状況が良好である			
中期目標の達成状況が概ね良好である	○	○	○
中期目標の達成状況が不十分である			
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある			

(注) 上記は、X大学の第2期中期目標期間における評価結果

「国立大学法人評価」の結果

- 第2期中期目標期間において、「達成状況が不十分」、「重大な改善事項がある」と評価を受けたのは全体の3%程度の項目。
- 各国立大学法人の中期目標の達成状況を評価するのみで、大学間を比較できる相対評価にはなっていない。

国立大学法人の第2期中期目標期間の評価結果

「教育研究等の質の向上の状況」の評価結果(86大学)

(単位:大学、%)

評価項目	教育	研究	社会貢献・国際化等
中期目標の達成状況が非常に優れている	—	5(6%)	1(1%)
中期目標の達成状況が良好である	11(13%)	13(15%)	21(24%)
中期目標の達成状況が概ね良好である	74(86%)	67(78%)	64(74%)
中期目標の達成状況が不十分である	1(1%)	1(1%)	—
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある	—	—	—

602項目中、「不十分」「重大な改善事項がある」と評価されたのは、**19項目(3%)のみ**

「業務運営・財務内容等の状況」の評価結果(86大学)

(単位:大学、%)

評価項目	業務運営	財務内容	自己点検・情報公開等	法令遵守、施設整備等
中期目標の達成状況が非常に優れている	12(14%)	5(6%)	7(8%)	5(6%)
中期目標の達成状況が良好である	54(63%)	80(93%)	78(91%)	47(55%)
中期目標の達成状況が概ね良好である	17(20%)	—	1(1%)	21(24%)
中期目標の達成状況が不十分である	1(1%)	1(1%)	—	13(15%)
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある	2(2%)	—	—	—

国立大学の大学間予算配分に用いる「重点支援評価」の例

資料Ⅱ－3－14

- A教育大学は、目標として、学生が受験するTOEICの平均スコア500点（英検準2級程度）を設定している。
- しかしながら、
 - ・ 小学校英語教員に求められる英語能力は英検準1級程度とされており、また、高校卒業程度の英語能力は英検2級程度であるが、これらを下回る目標となっている。
 - ・ また、直近（平成28年度末）の実績値は、TOEIC445点となっており、目標設定時の実績（基準値）も目標も下回っている。
- こうした状況であるにも拘わらず、自己評価や改善状況は「A」評価、進捗状況は「B+」評価となり、これを前提に配分等が実施されている。

（参考） 日本英語検定協会によると、「大学上級程度：英検1級」、「小学校英語教員、大学中級程度：英検準1級」、「高校卒業程度：英検2級程度」、「高校中級程度：英検準2級」が目安とされている。TOEIC500点は、英検準2級程度（CEFR）の位置付け。

A教育大学の評価結果

戦略名（注）	評価指標（KPI）	基準値	目標値	実績値（28年度）
地域固有の教育課題への支援	TOEICの平均スコア	<u>450点</u> （H28年度）	<u>500点</u> （H33年度）	<u>445.3点</u> （H28年度末）

（注） A教育大学が掲げる3つの戦略（①実践力を身につけ、現代的課題に対応した高度な教員の養成、②地域固有の教育課題への支援、③「学び続ける教職員像」を実現するための現職教職員の再教育）のうち、「②地域固有の教育課題への支援」については、9つの評価指標を設定しており、上記はその中の一つの評価指標。

評価結果

自己評価	28年実績の把握	目標に向けた進捗状況	自己評価の判断理由	KPIの改善状況	戦略の改善状況	戦略の総合的な取組状況
<u>A</u>	A	<u>B+</u>	A	<u>A</u>	<u>A</u>	A

国立大学の大学間予算配分に用いる「重点支援評価」の結果

資料Ⅱ－3－15

○「重点支援評価」の結果はA評価に偏っており、特に「昨年度の評価を踏まえた対応」「進捗」については、全てがA評価となっている。

平成29年度の評価結果(86大学)

【評価項目毎の評点】

評価項目毎の評点	S評価	A評価	B+評価	B評価	合計
【評価項目①】 KPIの実績・現状を把握しているか	—	1,845	—	2	1,847
【評価項目②】 KPIが進捗しているか	65	1,474	285	23	1,847
【評価項目③】 KPIの自己評価が適当か	—	1,806	—	41	1,847
【評価項目④】 KPIにおける昨年度の評価を踏まえた対応	—	1,395	—	452	1,847
【評価項目⑤】 戦略における昨年度の評価を踏まえた対応	—	<u>296</u>	—	0	296
【評価項目⑥】 戦略が進捗しているか	—	<u>296</u>	—	0	296

(注) 評価項目①～④は「評価指標毎」に、評価項目⑤及び⑥は「戦略毎」に確認を行う項目

国立大学の大学内予算配分の公表

資料Ⅱ－3－16

- 国立大学法人は、会計基準のうち、「附属病院」、「共同利用・共同研究拠点」、「附属学校」等のセグメント情報しか開示されていない。
- セグメント情報が開示されていても、予算配分や予算管理には必ずしも活用されていない。

会計基準実務指針 Q40-1

- 2 国立大学法人に共通に開示すべきセグメント区分としては、学部、研究科、附属病院、附属学校等が考えられるところであるが、学内の資源配分(予算・人員配置・資産等)の可視化を促進する観点から少なくとも下記を有する全ての国立大学法人において「一定のセグメント情報」として共通に開示する取扱いとする。
- (1) 附属病院、(2) 共同利用・共同研究拠点、(3) 附属学校、(4) 産業競争力強化法第22条の規定に基づき国立大学法人等が行う出資事業等
- なお、附属病院、共同利用・共同研究拠点は、各拠点ごとに開示する必要があるが、附属学校は、複数の学校がある場合、それらを一括して「附属学校セグメント」とすることも差し支えない。
- 4 「一定のセグメント情報」に加えて、その他のセグメント区分を設定し開示することは妨げられるものではない。むしろ、注解36第1項の「国立大学法人等は、企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。」の趣旨に鑑み、各法人がそれぞれ適切と考えるセグメント区分を設定し、積極的に開示していく必要がある。

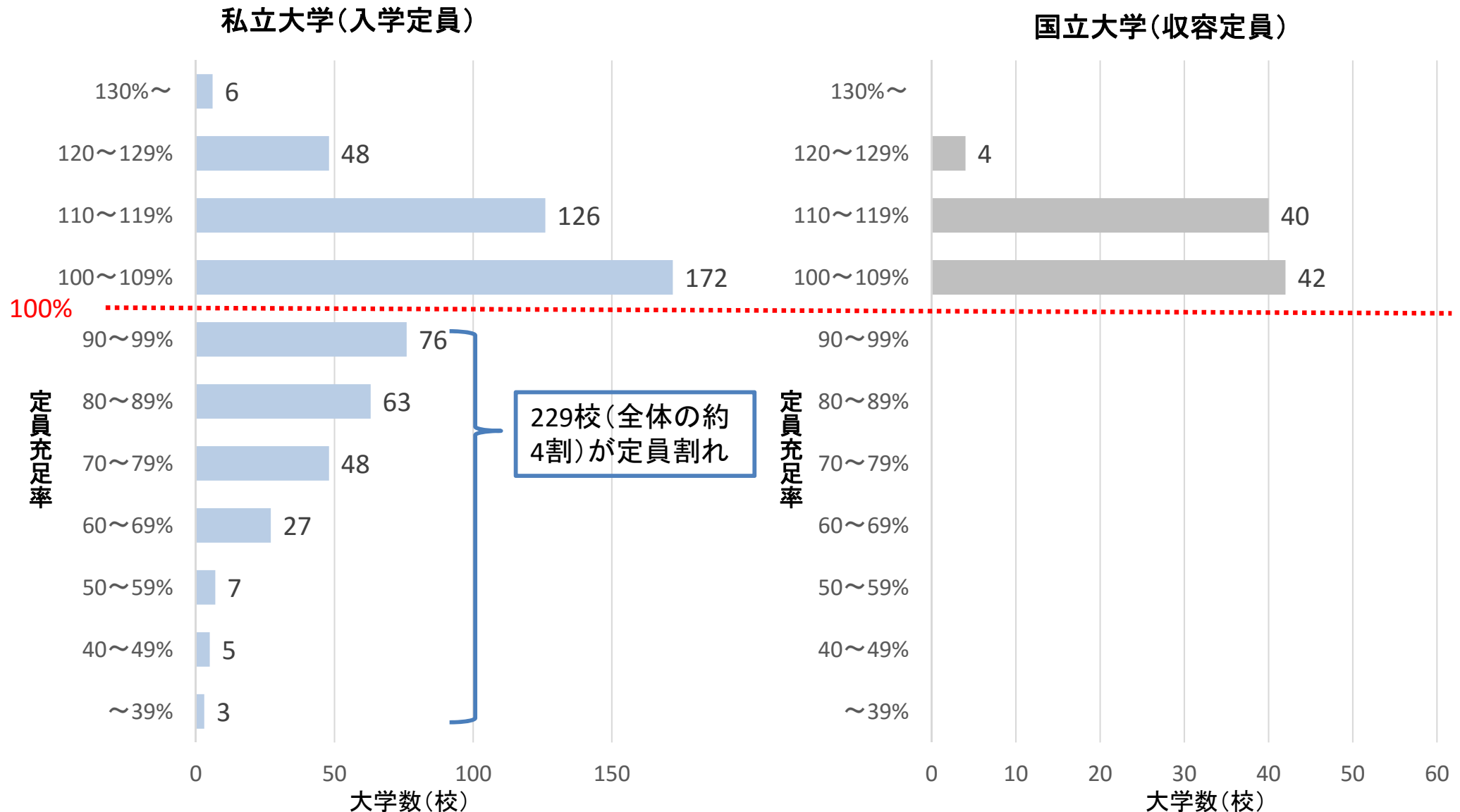
国立大学の財務諸表(附属明細書)の例

(19)開示すべきセグメント情報

(単位:千円)

区分	大学	医学部附属病院	医科学研究所 附属病院	附属学校	空間情報科学 研究センター
業務費用					
業務費	116,365,448	53,699,305	5,605,137	532,569	611,781
教育経費	9,240,549	13,563	519	45,411	172

○ 私立大学のうち、定員割れ大学は約4割を占める。



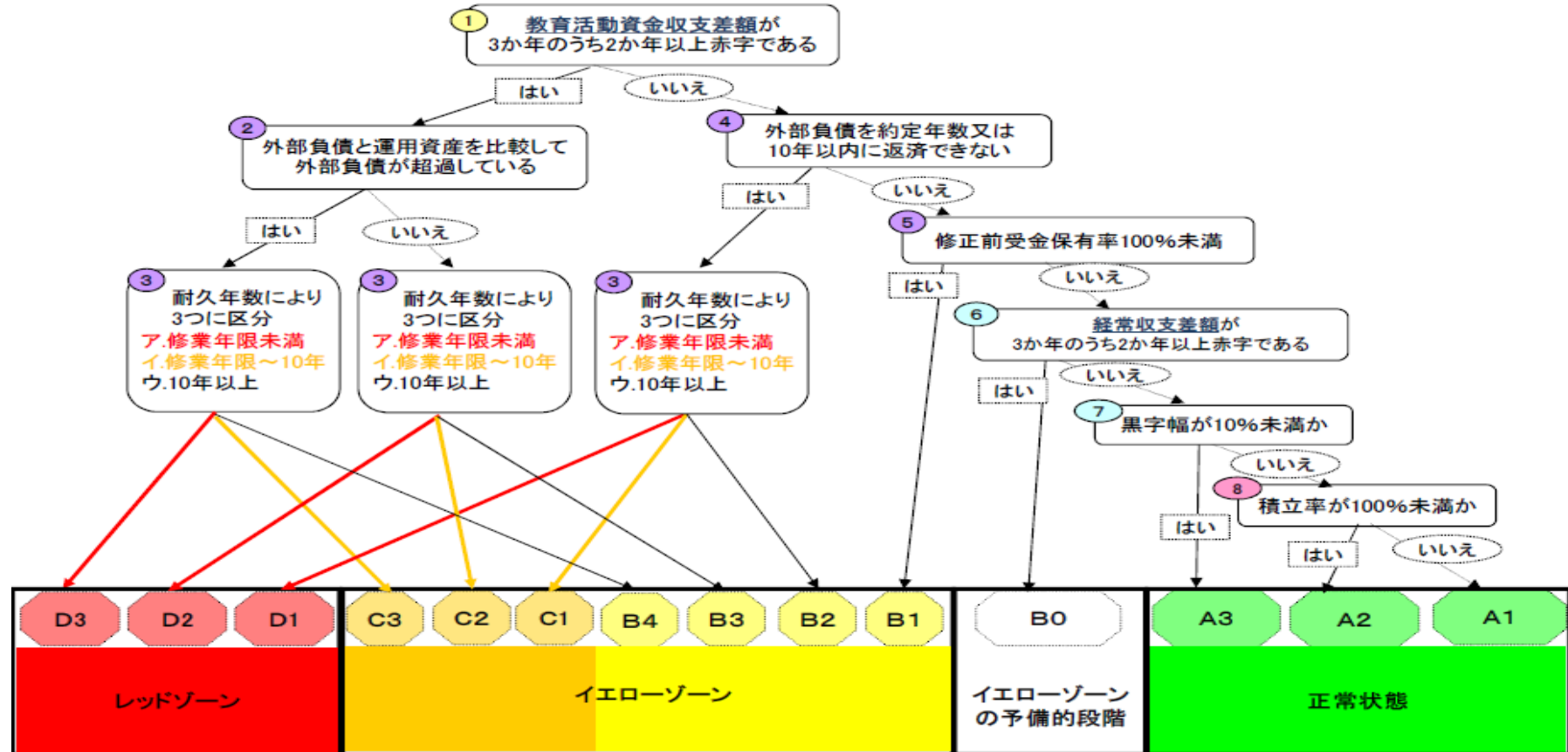
(注1) 私立大学は入学定員充足率(入学者数/入学定員数)(平成29年度)、国立大学は収容定員充足率(学生数/収容定員数)(平成28年度)。

(注2) 株式会社が設置する大学、通信教育部のみ設置する大学、募集停止の大学は集計外。

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「平成29年度私立大学・短期大学等入学志願動向」、文部科学省調査

- 日本私立学校振興・共済事業団の分析によれば、平成28年度時点で、今後経営の見直しを行わなかった場合に、資金ショートを起こすおそれがある経営困難な法人が103法人ある。

定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）



経営判断指標の分布（平成28年度決算ベース、短大・高専法人含む662法人を分析）

法人数	17法人	86法人	計:103法人	192法人	367法人
割合	2.6%	13.0%		29.0%	55.4%

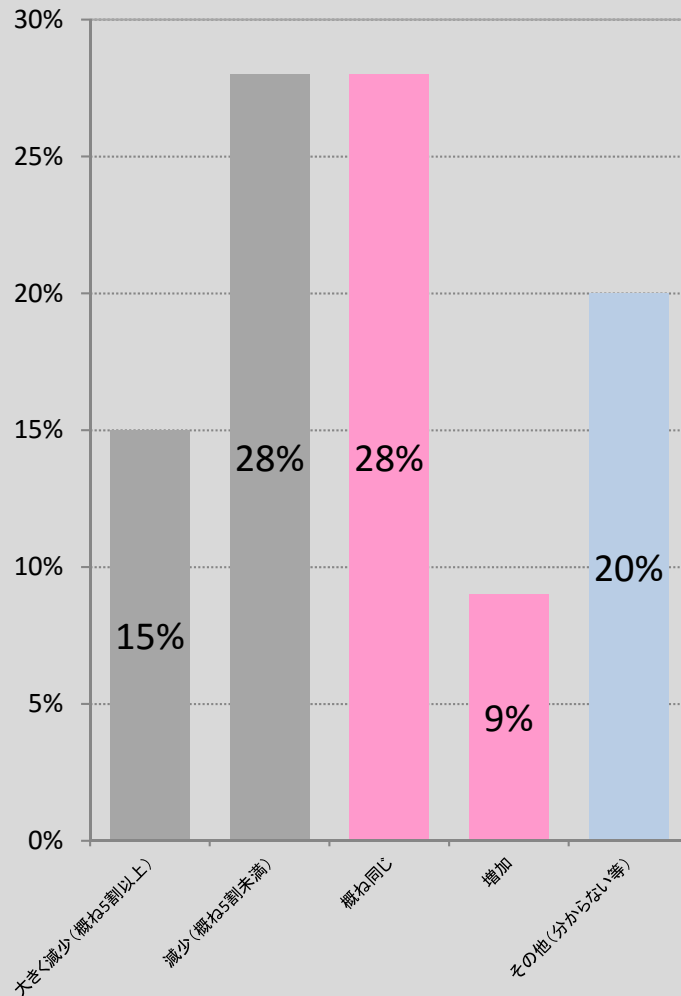
- 私立大学への公費負担が国立大学より少なく、不公平との指摘がある。
- しかしながら、国立大学と私立大学は、ガバナンス・予算・情報公開等の制度が全く異なる。私立大学は、国による予算統制等もされておらず、原則として独立採算を前提に、経費の増加は大学の判断でなされる。

	国立大学法人	私立大学
授業料等	国が標準額を設定(各大学は標準額の120%以内で設定可能)	各大学の判断により設定
目標・計画	中期目標(6年間)を文部科学大臣が策定 中期計画(6年間)を文部科学大臣が認可	各大学の判断により、学則・寄附行為に規定
予算	各大学は、中期計画の中で予算を作成し、文科大臣が認可 各年度の予算は、国の予算案とともに、各目明細書として国会に提出 文科大臣に届け出る年度計画にも掲載	各大学の判断により、各大学が作成 私学助成を受ける学校法人は、収支予算書を文部科学大臣に届出
決算の承認	財務諸表は文部科学大臣が承認	私学助成を受ける学校法人は、財務諸表を文部科学大臣に届出 (承認を受ける必要はない)
評価	国立大学法人評価委員会による評価＋認証評価 総務省の独立行政法人評価制度委員会も意見・勧告	認証評価のみ
人事	学長、監事は、文部科学大臣が任命	国は関与しない
情報公開	教育研究活動等に係る情報の公開のほか、以下の公開を法定 1. 組織に関する情報 2. 業務に関する情報 3. 財務に関する情報 4. 評価・監査に関する情報 5. 国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準 6. 大学の教員等の任期 国の情報公開制度に基づく開示請求の対象	教育研究活動等に係る情報の公開のほか、 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書を備付し 閲覧に供することを法定 役員報酬等及び職員の給与の水準の公開義務はない 国の情報公開制度に基づく開示請求の対象ではない
重要財産の処分	文部科学大臣の認可	各大学の評議員会の意見聴取
残余財産の帰属	国に帰属	寄附行為で定める者に帰属

- 教員の「個人研究費」が減少しているとの指摘がある。
- しかしながら、外部資金も合わせた「教員一人当たり研究費」は増加している。

10年前と比べた「個人研究費」^(注1) (アンケート)

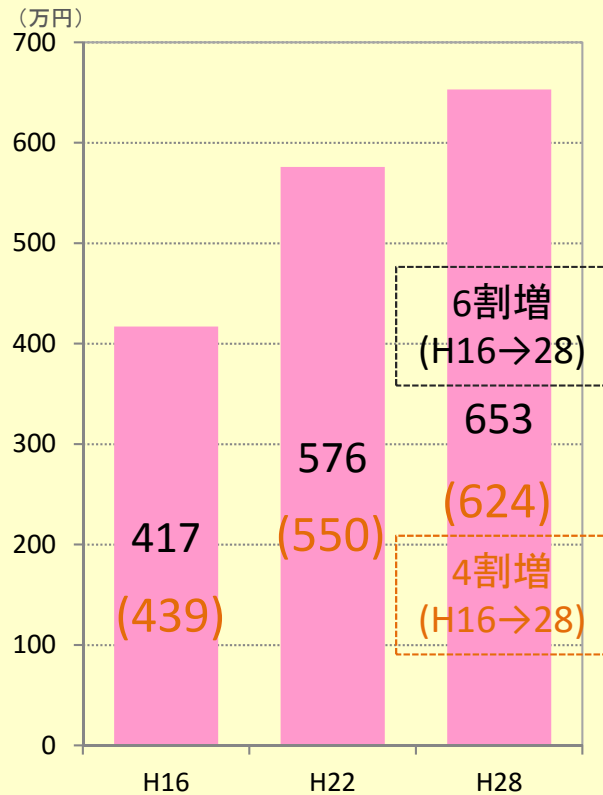
(注1)「個人研究費」は、所属機関から研究者に支給される資金。科研費等の外部資金を除くもの。



(出典) 文部科学省「個人研究費等の実態に関するアンケート」2016年8月

「教員一人当たり研究費」^(注2) (国立大学)

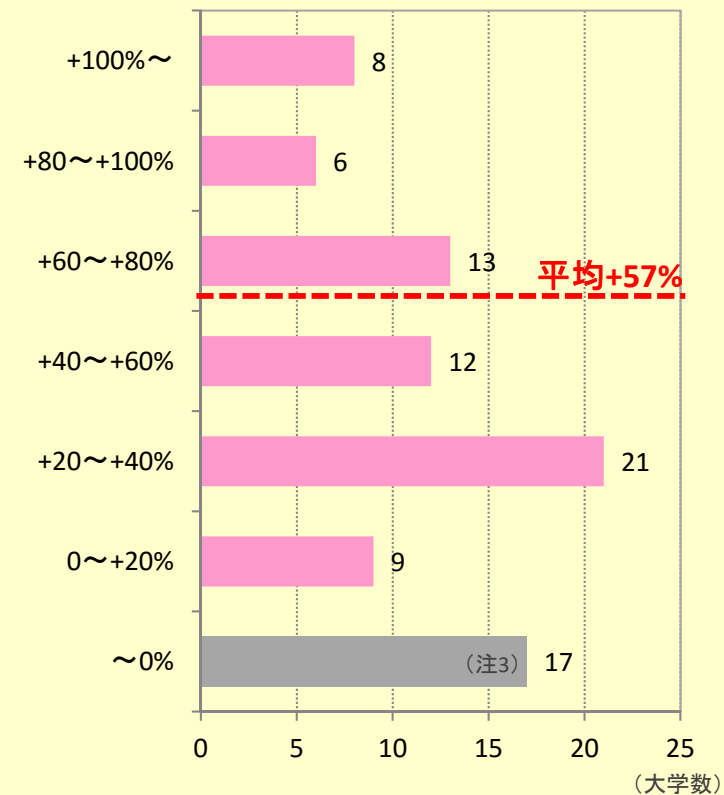
(注2)「教員一人当たり研究費」は、『財務諸表』の経常費用のうち、研究経費、受託研究費、共同研究費を合計したものを『事業報告書』の常勤教員数で除したもの。



括弧書きの計数は、
・ H16のみ未計上であった経費をH16に加算、
・ 全年度から光熱水費と租税公課を減額した研究費

(出典) 国立大学法人財務諸表、国立大学法人事業報告書

大学別の「教員一人当たり研究費」^(注2) の増加率(H16→28)(国立大学)



(注3) 減少している大学は、「教員数の増加」「受託研究費等の外部からの資金の減少」「教育経費の増加」が主な要因。

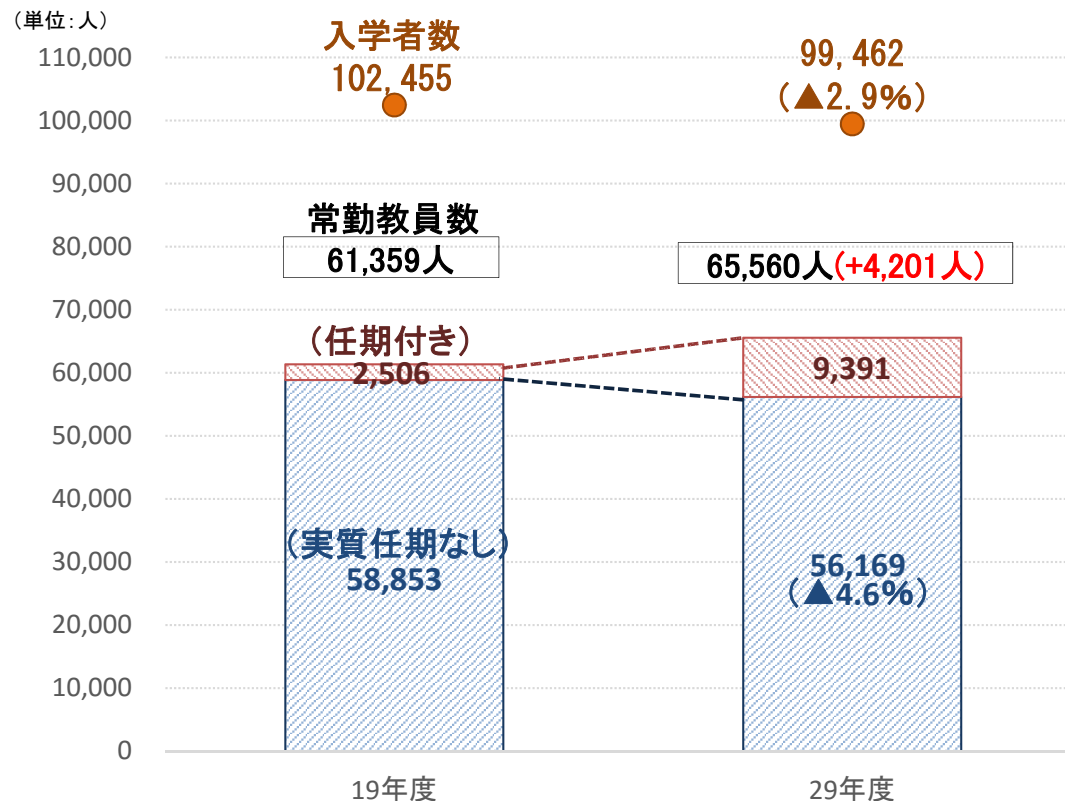
○ 40歳未満の教員について、「任期付き」が増加し、「任期なし」が減少しているとの指摘がある。

○ しかしながら、

- ① 入学者が減少している中で、常勤教員数を増加させていること、
- ② 教員の雇用や任期の判断が効果的になされてこなかったこと、
- ③ 定年延長をしてきたこと

などを鑑みれば、国立大学自身において、40歳未満の「実質任期なし」を改善させる余地があったのではないか。

① 常勤教員数



② 教員の業績評価の活用状況

【26年度】

業績評価結果を判断材料としている主な項目	活用している割合
① 賞与・報奨金等	67%
② 給与	58%
③ 教員の基盤的研究費	18%
④ 昇任	17%
⑤ 雇用継続・任期延長の判断	4%

【29年度】

業績評価結果を判断材料としている主な項目	活用している割合
① 年俸制の給与	88%
② 賞与	67%
③ 月給制の昇降給	64%
④ 任期・雇用更新等	31%
⑤ 研究費等予算配分	16%

(注) 26年度は国立大学の約95%が教員の業績評価を実施、29年度は全ての国立大学(86大学)において教員の業績評価を実施。

(出典) 26年度: 文部科学省委託調査「研究者等の業績に関する評価に関する調査・分析報告書(三菱総合研究所)」(平成26年度)、29年度: 文部科学省調査(29年10月現在)

③ 定年延長

(単位:大学)

定年年齢	15年度	16年度	19年度	22年度	25年度	29年度
61歳	1					
62歳	1	2				
63歳	28	25	24	18	10	9
64歳			2	3		
65歳	55	58	59	64	75	76
66歳						
67歳	1	1	1	1	1	1

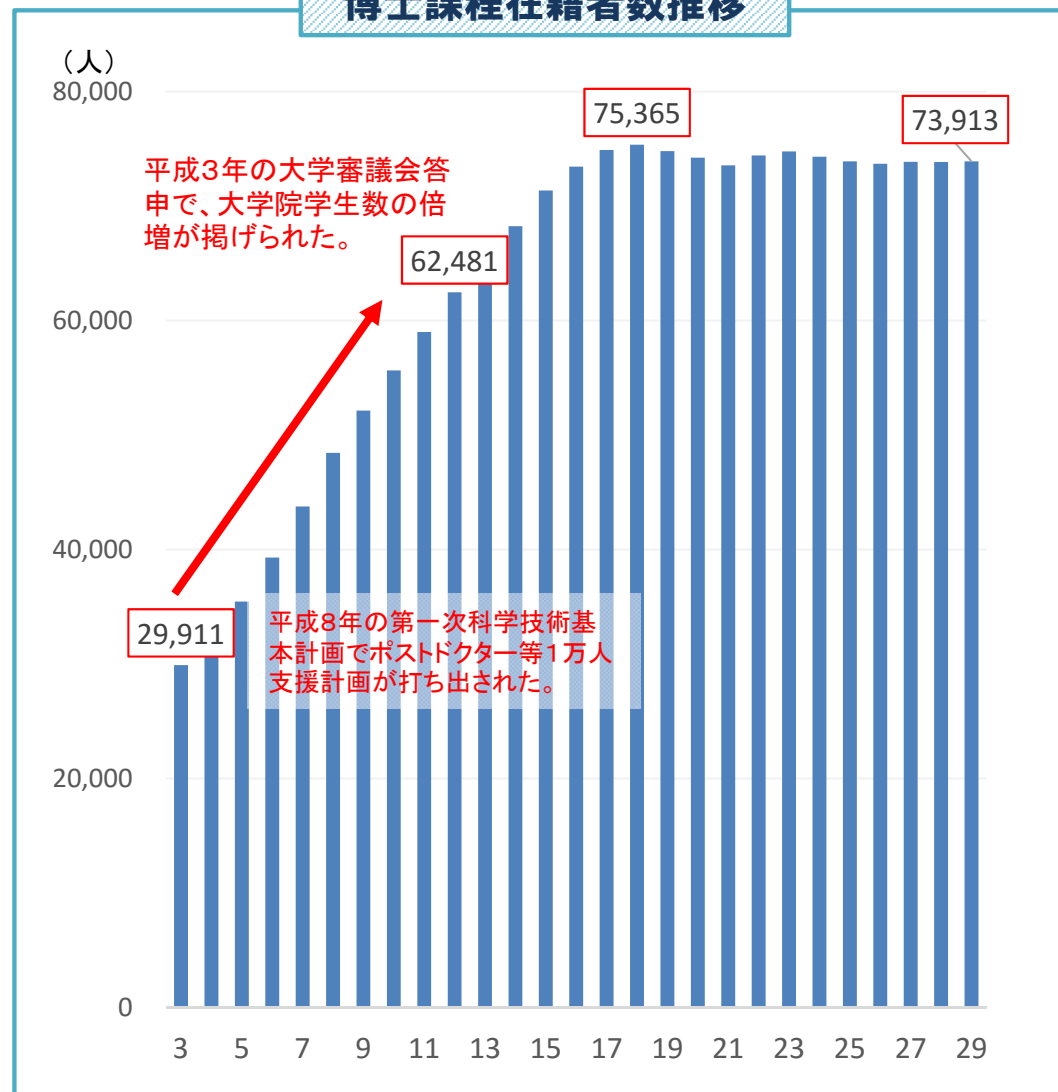
(出典) 文部科学省調査

(注) 「実質任期なし」教員数は、「任期なし」教員に再任を前提とした「任期付き」教員を含めた人数。

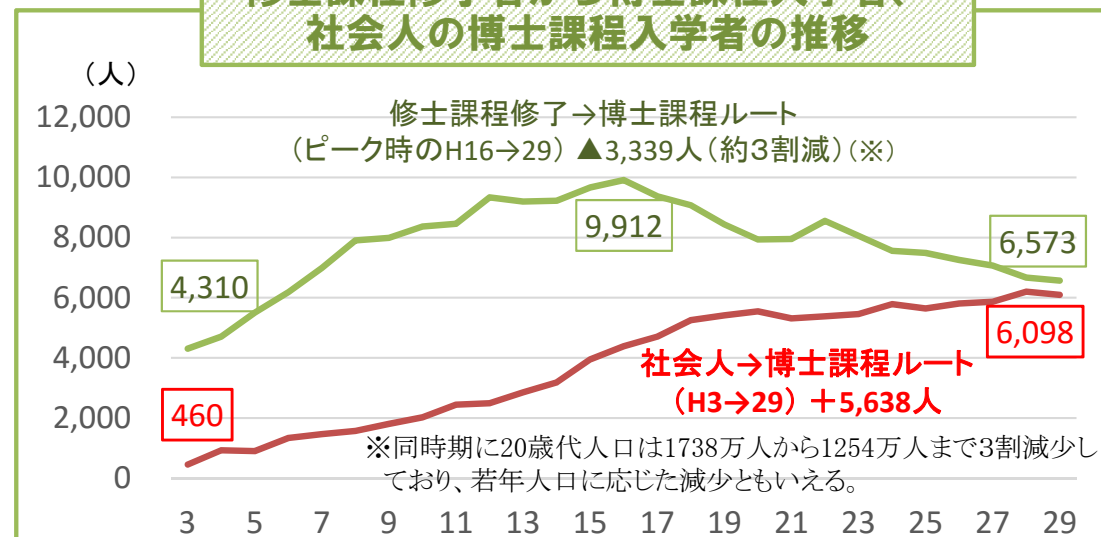
(出典) 文部科学省調査

- 博士課程の在籍者数が減少しているため、経済的支援を拡充すべきとの指摘がある。
- しかしながら、
 - ・ 博士課程の在籍者数は高止まりしていること、
 - ・ 社会人から博士課程に入学する者は増加しており、そのうち、在職中の学生は約6割を占めていることを勘案する必要。

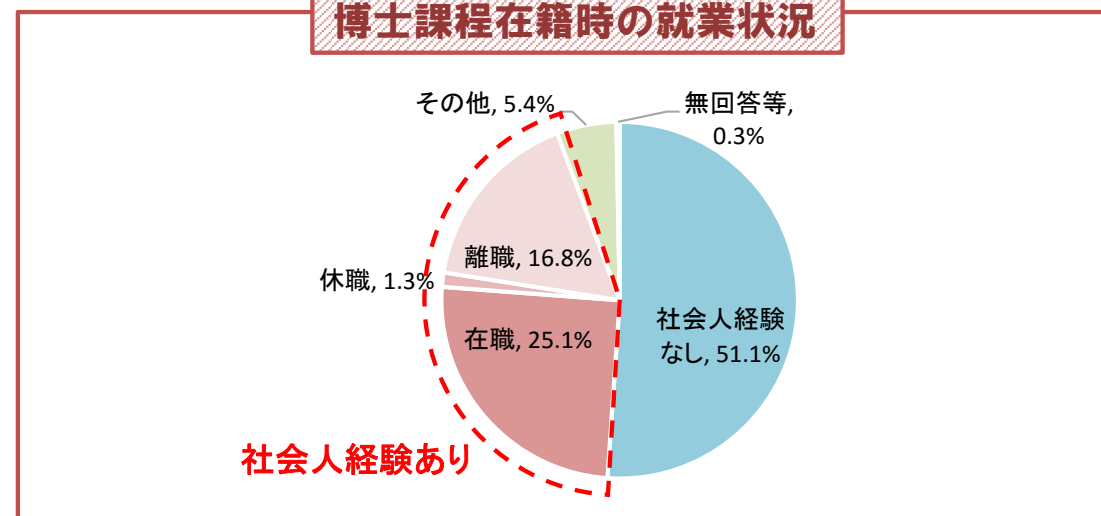
博士課程在籍者数推移



修士課程修了者から博士課程入学者、社会人の博士課程入学者の推移

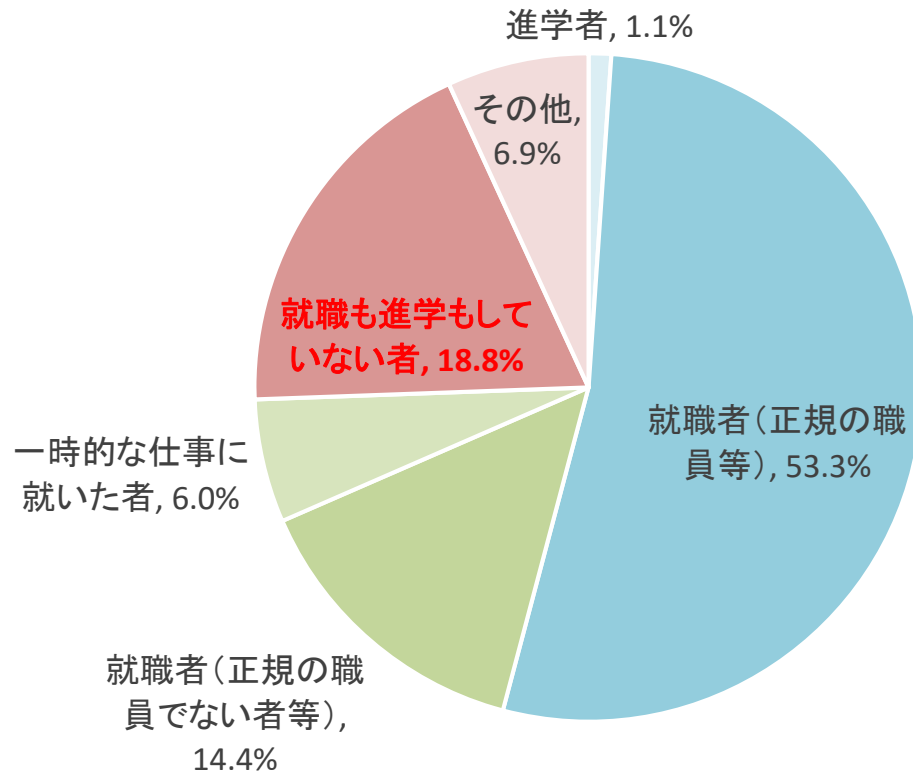


博士課程在籍時の就業状況

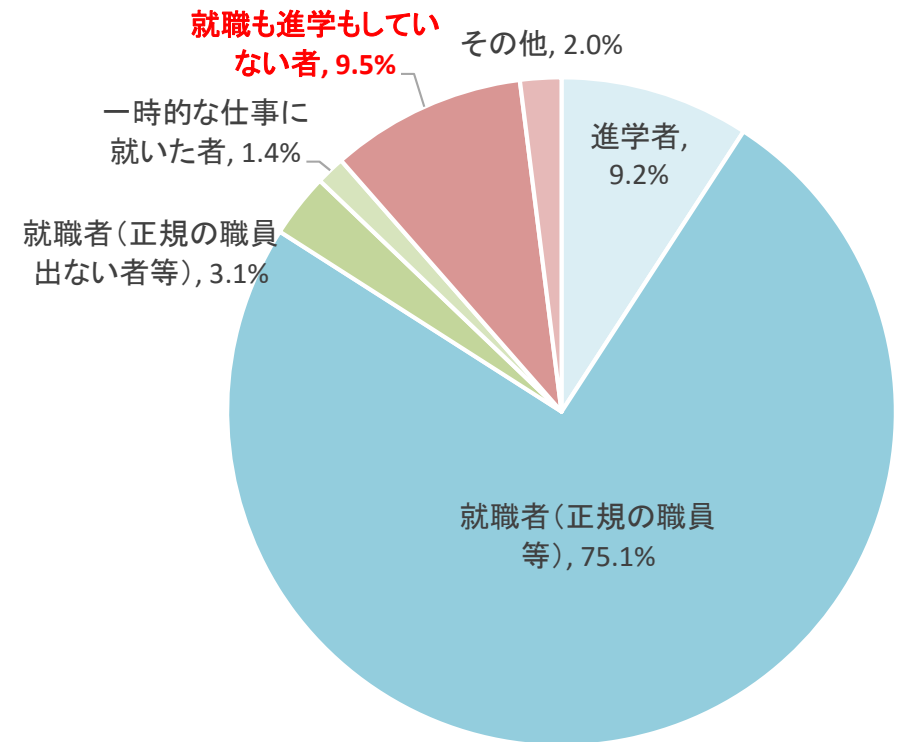


○ 博士課程修了者の進路における、「就職も進学もしていない者」の割合は、修士課程修了者より大きい。

博士課程修了者



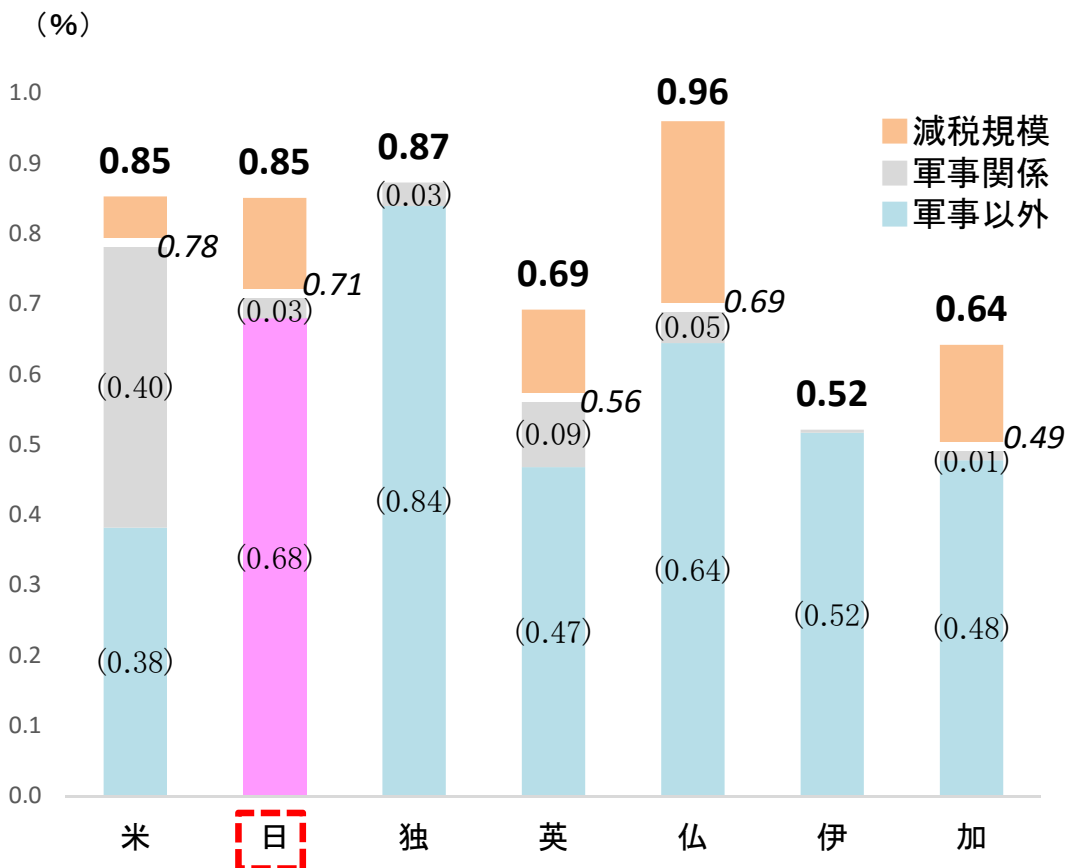
修士課程修了者



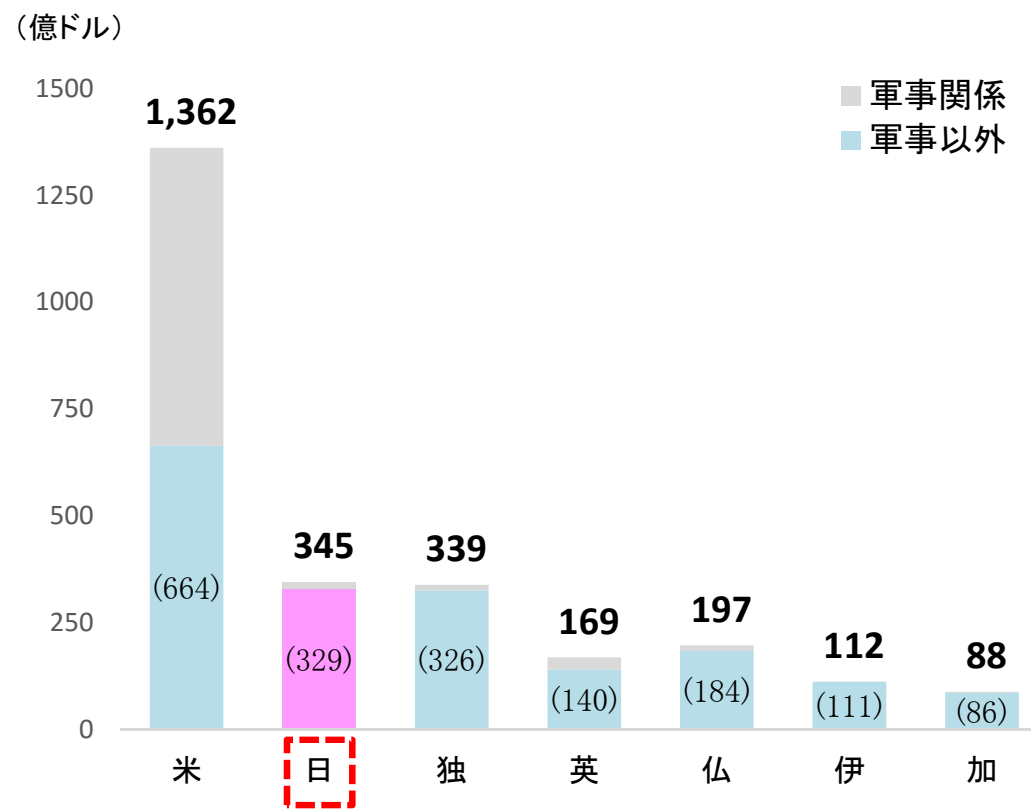
科学技術関係予算の規模

○ 我が国の科学技術関係予算は、対GDP比でも実額でも、主要先進国と比べて遜色のない水準。

中央政府の科学技術関係予算と減税規模（対GDP比、2014年度）



中央政府の科学技術関係予算（実額、2014年度）



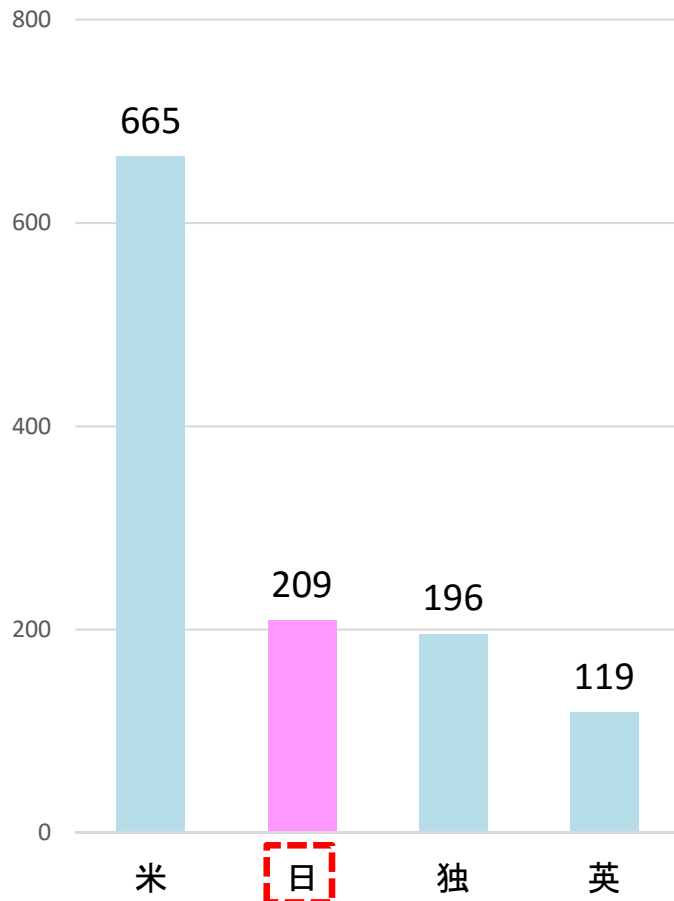
(注) 上記の数値は、中央政府の科学技術関係予算であるが、ドイツは連邦及び州政府の科学技術関係予算の合計を計上。

(出典) OECD「Main Science and Technology Indicators」

- 日本の高等教育部門における、
- ・「研究開発費総額」はドイツと遜色ない水準である一方、
 - ・「Top10%論文数」がドイツと比べて少ない
- ことから、Top10%論文1件を生み出すために必要な研究コストが高い＝研究開発の「生産性」が低い。

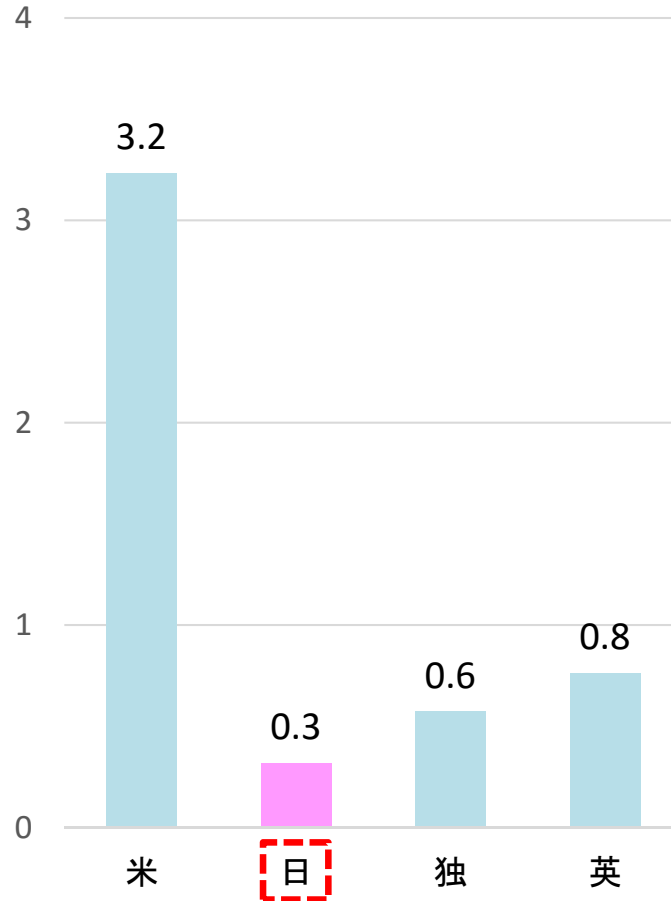
高等教育部門における
研究開発費総額

(億ドル)



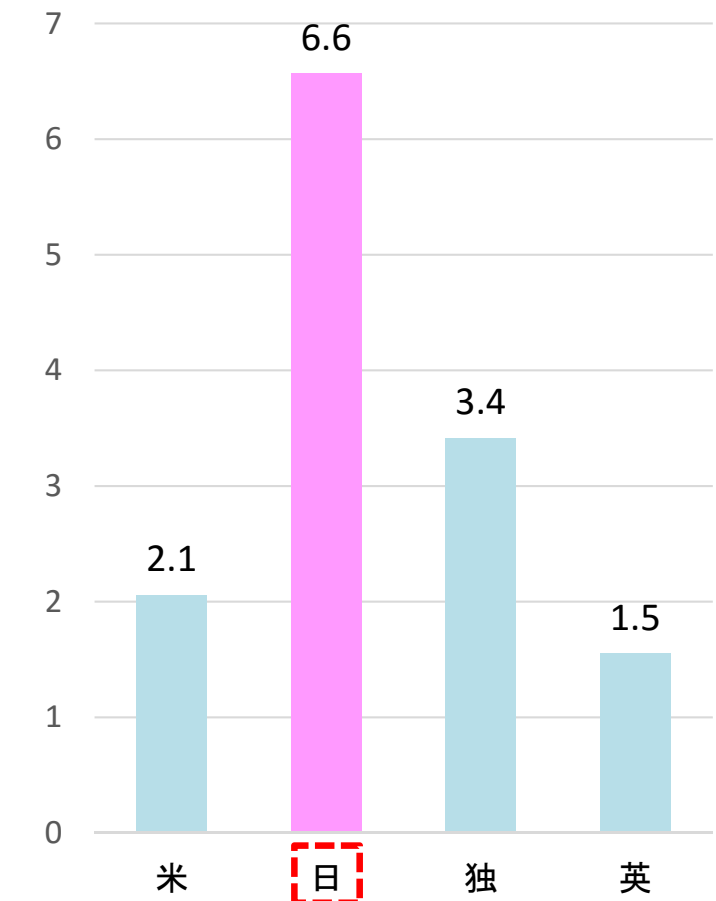
高等教育部門におけるTop10%論文数

(万件)



高等教育部門におけるTop10%論文
1件当たりの研究開発費総額

(百万ドル)



(注1) フランスは、データがないため記載せず。

(注2) 論文数は補正論文数であり、分数カウントベース。

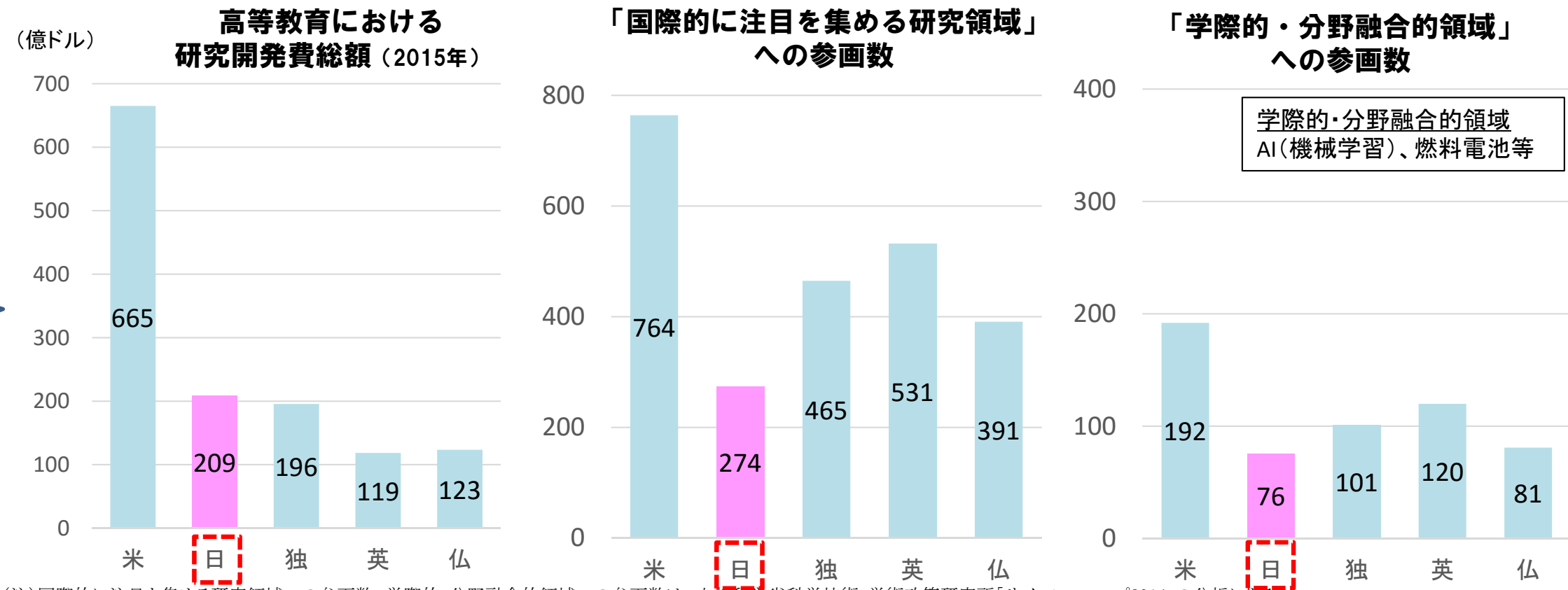
(注3) 高等教育部門の論文数は、文部科学省「科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2017」、「第3期基本計画フォローアップ調査研究『日本と主要国のインプット・アウトプット比較分析』」に基づき、総論文数(2015年)に高等教育部門にシェア(2006年)を乗じて算出。

(注4) 高等教育部門における研究開発費総額はOECD「Main Science and Technology Indicator」より作成。

研究開発の生産性の低さの要因

資料Ⅱ－3－26

- 我が国の高等教育部門における研究開発費総額は、ドイツと遜色ない水準。
- しかしながら、
 - ・ 「国際的に注目を集める研究領域」について、日本の参画数は274と、ドイツ(465)、英国(531)よりも少ない。
 - ・ そして、AI(機械学習)、ナノサイエンスといった「学際的・分野融合的領域」への参画数は、日本は76とドイツ(101)、英国(120)よりも少ない。
- 研究開発の生産性が低いのは、旧来分野から新たな分野への進出、新陳代謝が妨げられていることが要因である可能性。



(注) 国際的に注目を集める研究領域への参画数、学際的・分野融合的領域への参画数は、文部科学省科学技術・学術政策研究所「サイエンスマップ2014」の分析による。

・ 「国際的に注目を集める研究領域」は、2009年から2014年の論文の内、被引用数が世界で上位1%の論文を共引用関係を用いてグループ化したもの。

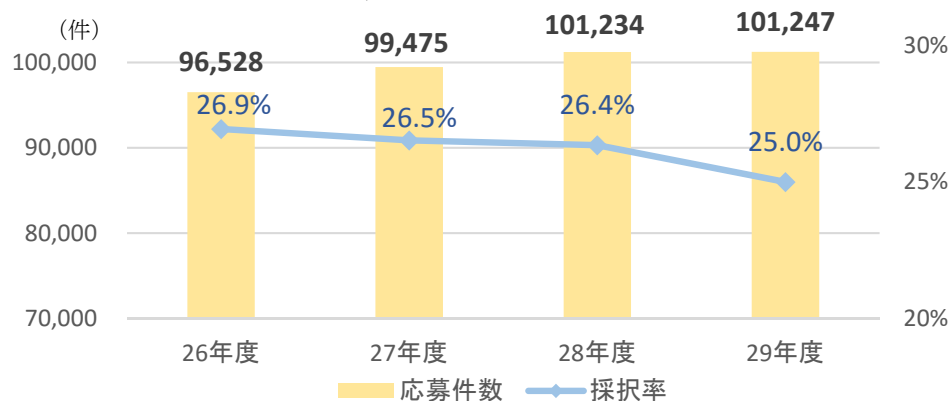
・ ある研究領域において、コアペーパー(トップ1%論文)に1以上関与していた場合、その領域に参画しているとみなす。

・ 「学際的・分野融合的領域」とは、化学、物理学などの伝統的な分野概念の枠内では捉えきれない分野。具体的には、論文の6割が伝統的分野の1分野に属するかどうかで判定する。

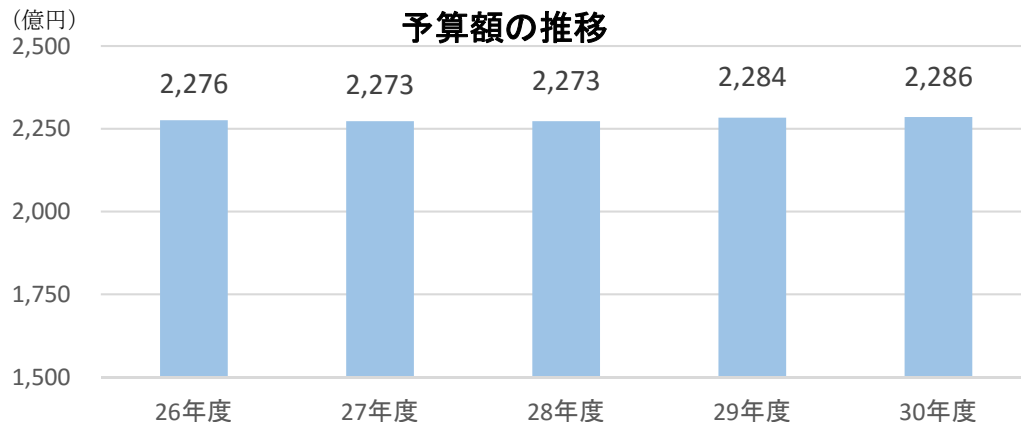
(注) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所、左: OECD「Main Science and Technology Indicator」、中央及び右: 「サイエンスマップ2014」(NISTEP REPORT No.169, 2016年9月)に基づき作成。

- 代表的な競争的資金である「科学研究費助成事業」（科研費）の採択率の増加を目標とすべきとの指摘がある。
- しかしながら、
 - ・ 研究の質の向上につながる目標設定とすべきであること、
 - ・ 大学が科研費の「申請」の増加を数値目標として設定することで、応募件数が増加している面があること
 から適切ではないのではないかと。
- また、「若手研究」の枠の採択率を向上させるべきとの指摘もあるが、例えば大型研究種目の枠の科研費の受給者の6割以上が他の事業における研究資金を受け取っていることを考慮した枠のメリハリ付けが考えられる。

応募件数及び採択率の推移



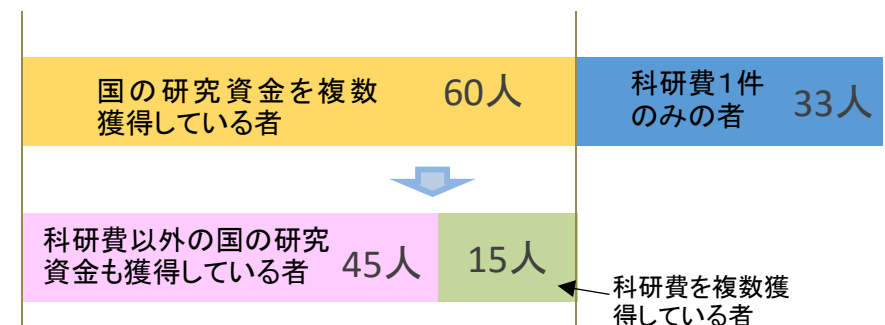
予算額の推移



応募件数に関する目標の一例

【A教育大学】平成28年度～平成30年度の平均の科学研究費助成事業への申請者の割合を応募資格者の70%とする

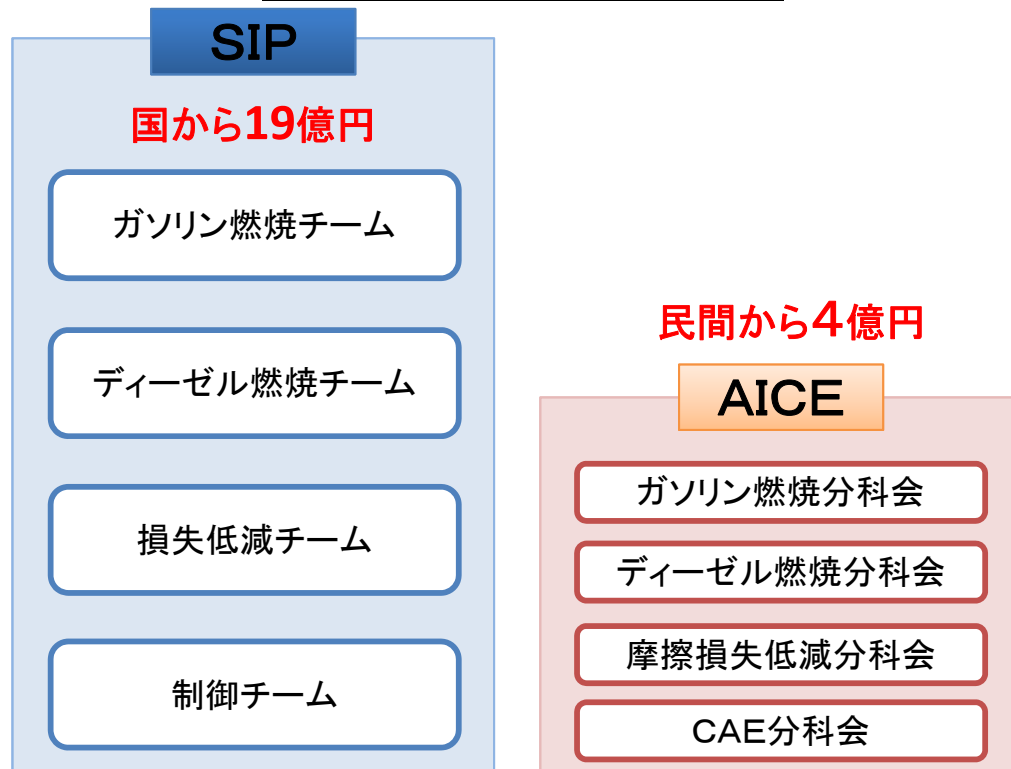
大型の科研費採択者(注)における国の研究資金獲得状況



(注) 29年度における特別推進研究及び基盤研究（S）の新規採択者

- 「戦略イノベーション創造プログラム」（S I P）では、プロジェクトの一つとして、乗用車用内燃機関（エンジン）の効率を向上させる研究開発を行っている。
- しながら、
 - ・ 30年度の期間終了後は、国内の自動車メーカー等で構成される自動車用内燃機関技術研究組合（AICE）を中心に研究開発が引き継がれる予定であり、極めて商品化に近いこと
 - ・ 自動車業界は、29年3月期の経常利益が4.8兆円にも上ること、また、0.2兆円の研究開発減税など、政策的な支援を既に相当程度受けていること
 といった現状を考慮する必要。

革新的燃焼技術の研究体制図

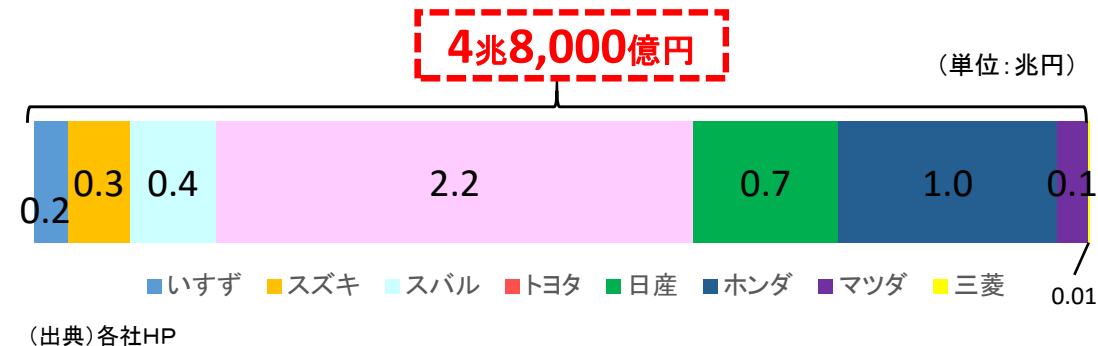


(注1) 上記計数は、28年度の見込額。

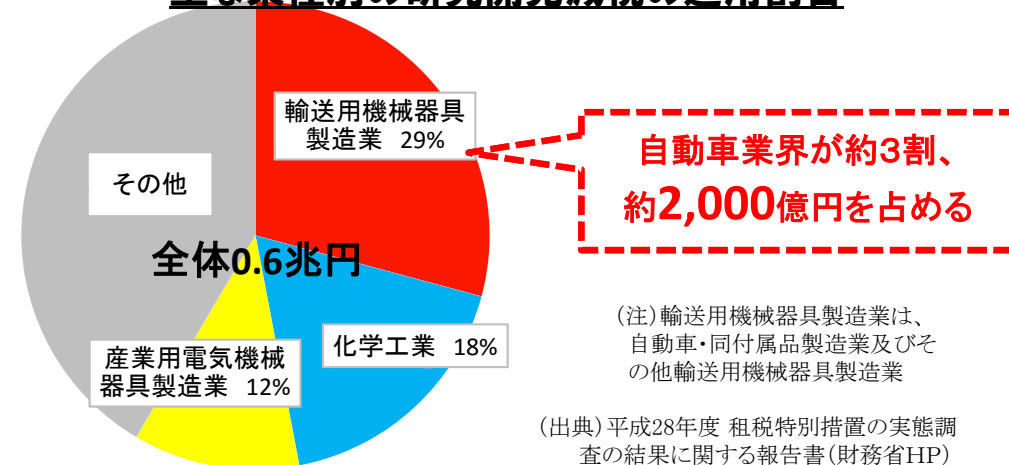
(注2) AICEの組合員

いすゞ自動車(株)、スズキ(株)、(株)SUBARU、トヨタ自動車(株)、日産自動車(株)、(株)本田技術研究所、マツダ(株)、三菱自動車工業(株)、国立研究開発法人産業技術総合研究所、(一財)日本自動車研究所

国内自動車メーカーの29年3月期の経常利益



主な業種別の研究開発減税の適用割合



- 「革新的研究開発推進プログラム」（I m P A C T）は、産業・社会にゲームチェンジ、パラダイム転換をもたらすようなハイリスク・ハイインパクトな研究開発を支援するもの。
- しながら、個別企業と共同研究を行うプロジェクトが存在するが、企業に資金拠出を求めているなど、産業界と国の役割分担に課題がある。

『超薄膜化・強靱化「しなやかタフポリマー」の実現』 の研究開発体制

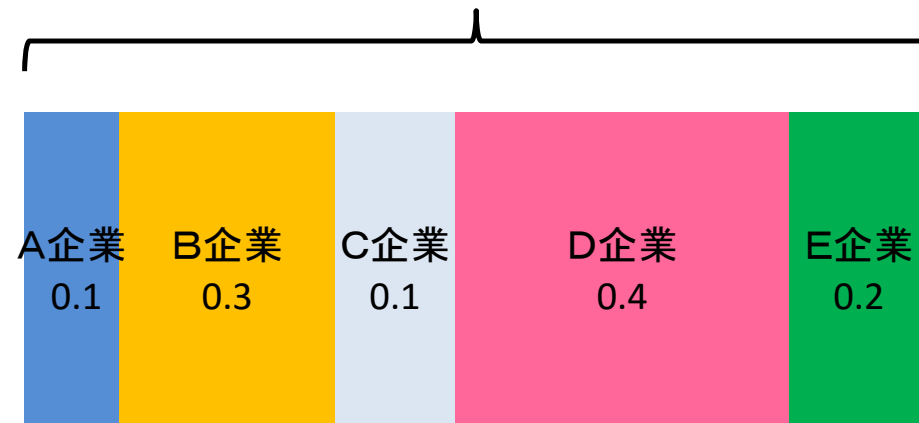
国から48.5億円 ↔ 民間企業に資金拠出求めている

企業

	燃料電池 電解質膜を 薄膜化	リチウム電池 のセパレータ を薄膜化	車体構造用 樹脂を30% 強靱化	タイヤゴムの 重量40%減	透明樹脂の 強靱化
	A企業 (窯業・土石製品)	B企業 (化学・化成品)	C企業 (紡績・繊維)	D企業 (自動車部品)	E企業 (化学・化成品)
九大	○	○	○	○	○
理研①	○	○	○	○	○
北大	○			○	○
名大	○		○		○
お茶ノ水大				○	
阪大			○		○
理研②	○				
山形大学	○	○	○		○
東大			○	○	○

主な共同研究相手企業の経常利益

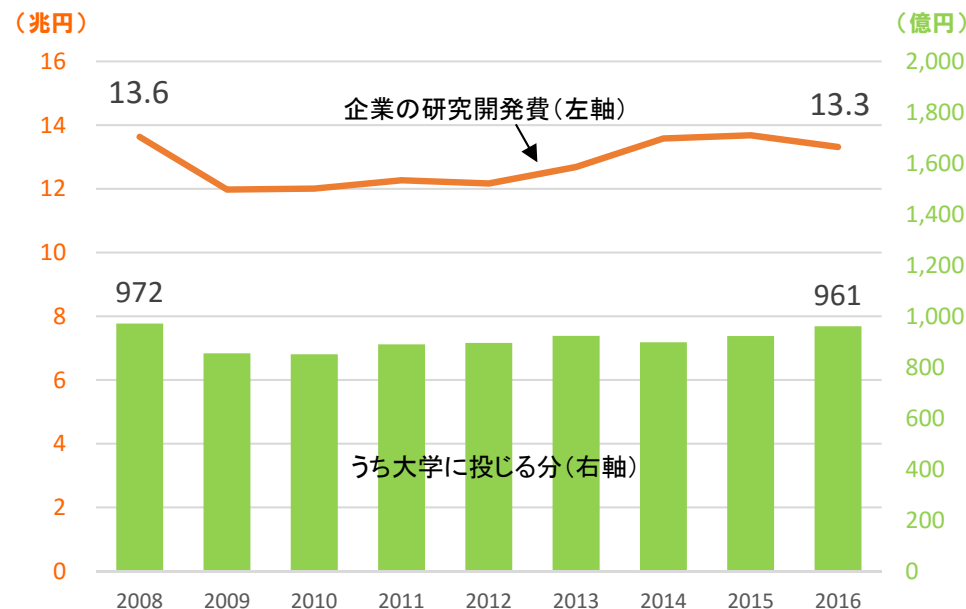
1兆1,000億円



(注) A企業、B企業は、29年12月期の経常利益
 その他は、29年3月期の経常利益
 (出典) 各社HP

- 企業が好業績にあり、企業の現金保有は過去最高水準にある中でも、企業が大学に投じる研究開発費は伸びず、諸外国と比べても低水準にある。

企業の研究開発費のうち大学に投じる
研究開発費の推移



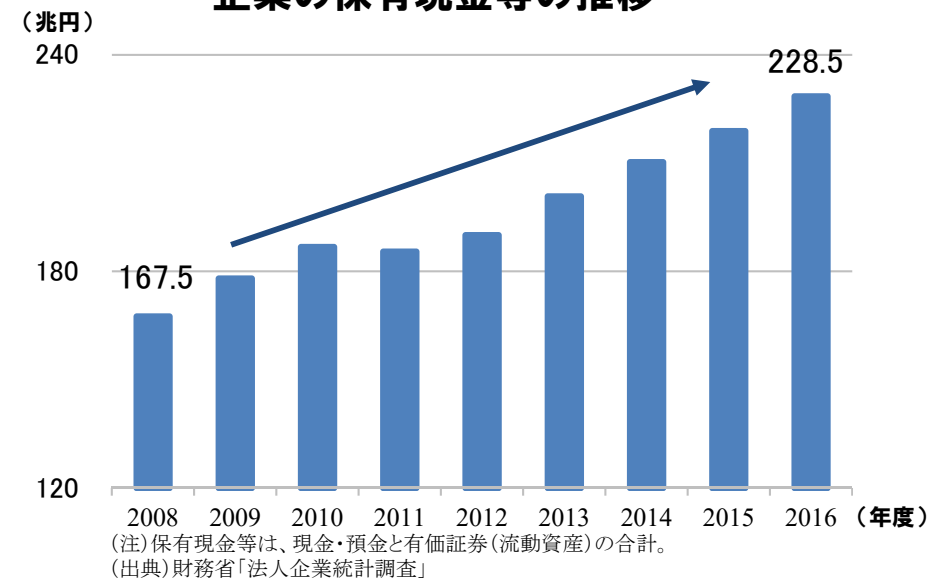
(出典) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2017」、総務省統計局「科学技術調査報告」より作成。

企業の研究開発費のうち大学に投じる
研究開発費の割合 (2014年)

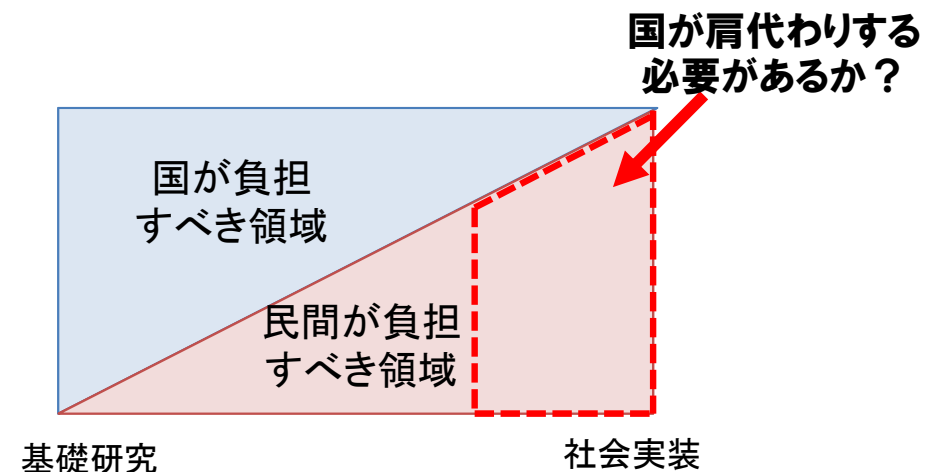
日	米	独	仏	英
0.7%	1.1%	3.8%	1.0%	2.3%

(注) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2017」に基づき作成。

企業の保有現金等の推移



国と民間の支援のイメージ



- 研究所が民間資金を獲得するインセンティブを与えるため、獲得した民間資金に応じて運営費交付金を配分するフラウンホーファーモデルを導入すべきとの指摘がある。

(注) フラウンホーファー研究所は、7つのグループの下に72のセンターを擁するドイツの応用研究組織。

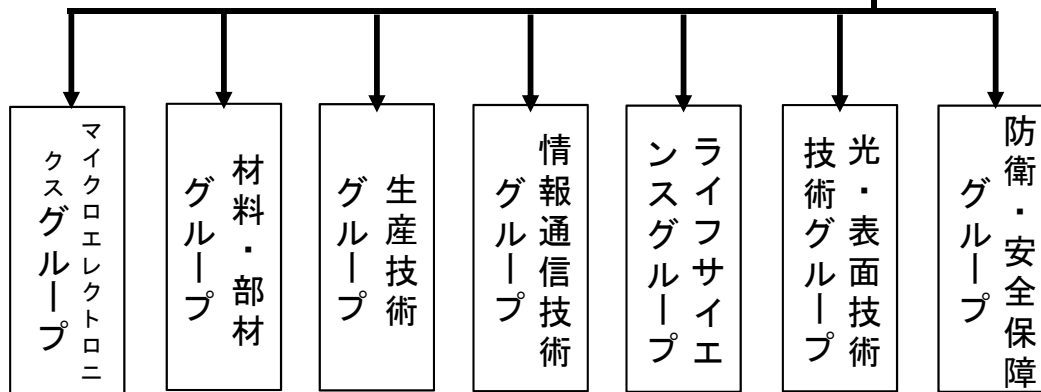
- しかしながら、フラウンホーファーモデルは、あらかじめ決められた運営費交付金の総額を研究所内の各センターが獲得した民間資金に応じて配分する仕組みであって、民間資金に応じて運営費交付金の総額が増加する仕組みではないことに留意が必要。

フラウンホーファー研究所

外部資金(€14億)

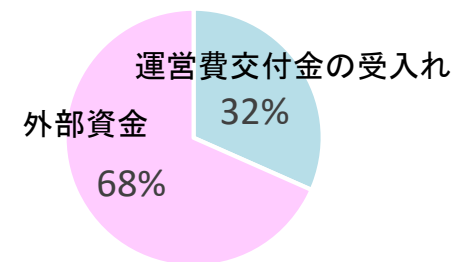
運営費交付金の受入れ(€7億)
一部(65%程度)

民間資金にリンクさせて配分

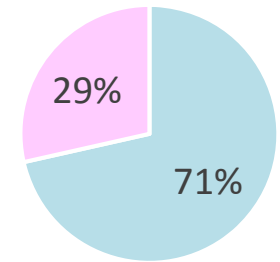


応用研究に軸足のある組織

フラウンホーファー研究所
(ドイツ)



産総研



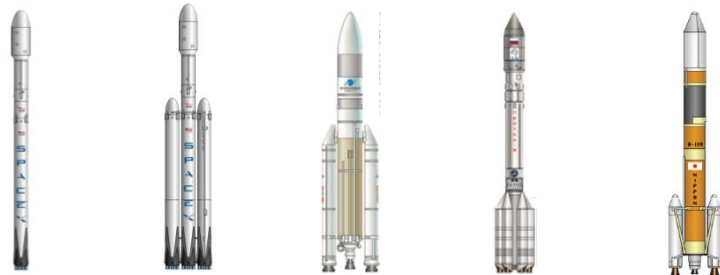
※産総研は、収入929億円のうち、664億円を運営費交付金に依存(71%)。

エネルギー・環境領域、生命工学領域、情報・人間工学領域、材料・化学領域等の7領域に、44の研究部門、研究センターが存在。

宇宙開発における効率化

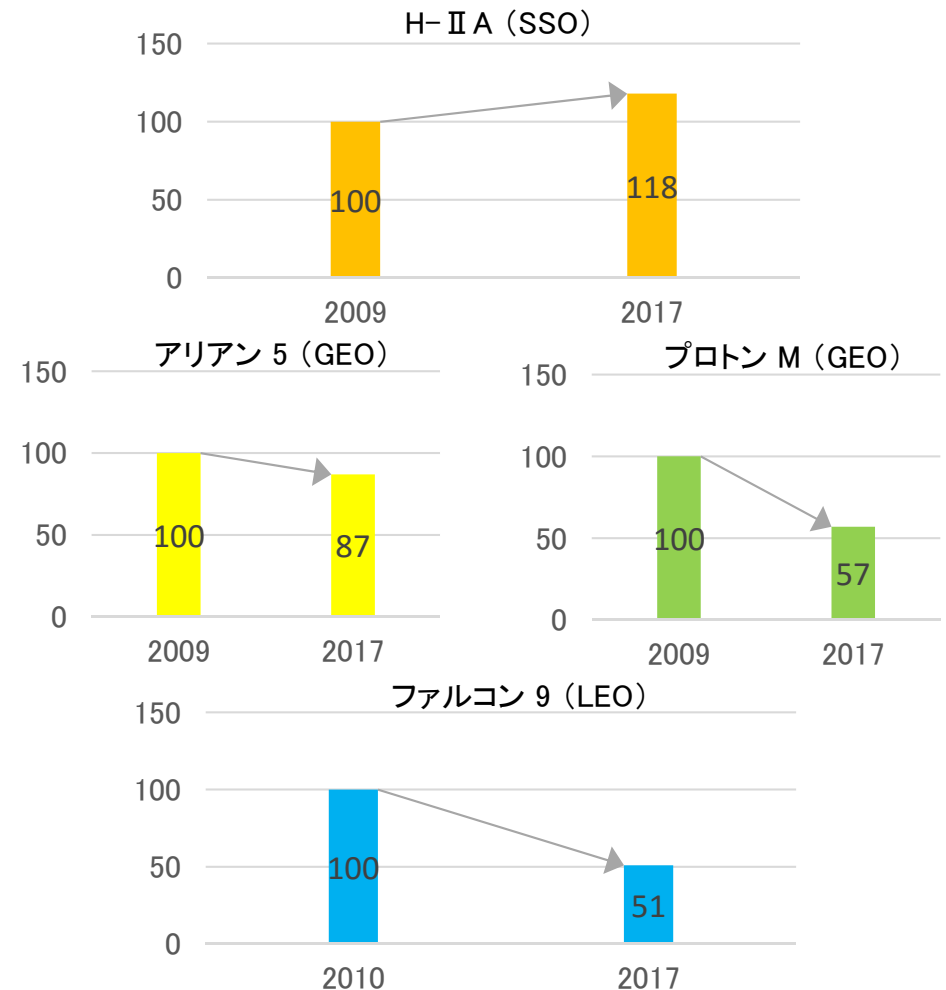
- 日本のロケット打上げサービス価格は、欧米に比し、安いとは言えない状況。価格の推移で見ると、欧米では低下しているが、日本は高止まりしている。

ロケット	ファルコン 9	ファルコン Heavy	アリアン 5	プロトン M	H-II A/B
提供企業	SpaceX	SpaceX	Ariane Space	Roscos Mos	三菱重工
国・地域	アメリカ	アメリカ	ヨーロッパ	ロシア	日本
打上件数	46	－	71 (ECA&ES型)	102	H-II A:37 H-II B:6
成功率	98%	－	99%	91%	H-II A:97% H-II B:100%
打上能力 (LEO:kg) (A)	22,800	63,800	21,000	23,000	10,000 ～ 16,500
打上価格 (B)	\$62M (使い捨て) \$49M (再利用)	\$90M	\$178M	\$65M	\$90M ～ \$112.5M
1kgあたり 打上価格 (B/A)	\$2,719 (使い捨て) \$2,149 (再利用)	\$1,411	\$8,476	\$2,826	\$6,818 ～ \$9,000



(注) LEO：高度2,000km以下の地球周回軌道
 (出典) 「GAO-17-609 Surplus Missile Motors(GAO)」
 ファルコン9・Heavy、打上件数、成功率は、「The Annual Compendium of
 Commercial Space Transportation 2018」(Federal Aviation Administration
 (FAA)) により加筆(打上件数・成功率は、LEO以外の軌道を含む)

ロケット打上げサービス単価の推移



(注) SSO：太陽同期軌道、GEO：静止軌道(高度約3.6万km)
 (出典) H-II A以外の打上げサービス単価：各年のFAAを基に作成、H-II Aの打上げサービス単価：各府省からの聞き取りを基に作成。2009、10年の各々の打上能力当たりの価格を100としたもの。

○ 多年度にわたる研究開発が安定的に進められるよう、研究機関のマネジメントによる運営費交付金を活用した継続的な取組み、後年度負担を見極めた上での中長期プロジェクトの採択、繰越制度の改善など、できる限り柔軟に対応しているところ。

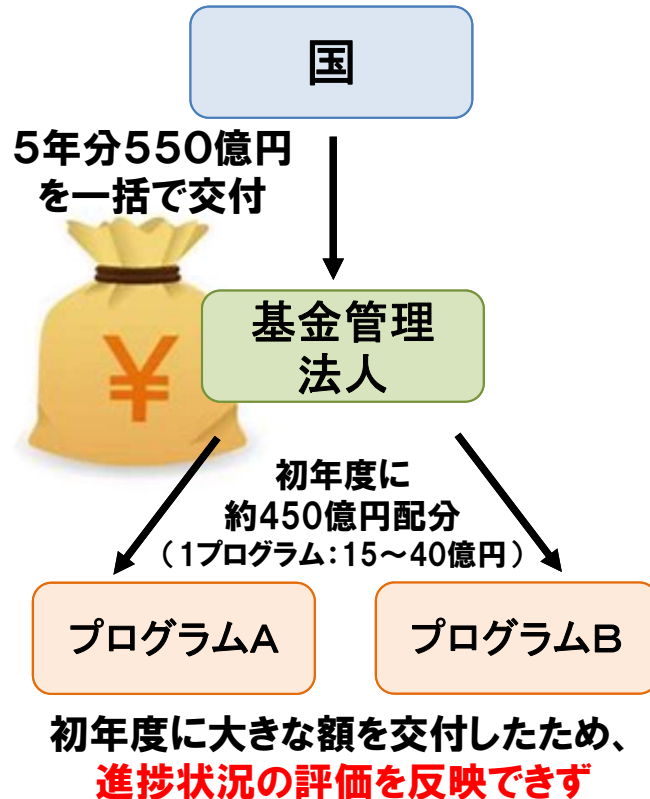
○ これらに加え、「基金」方式を用いて安定的な環境を整えるべきとの指摘がある。

しかしながら、例えば基金方式を採用する I m P A C T（革新的研究開発推進プログラム）では、下記のように、適正な執行管理ができない。

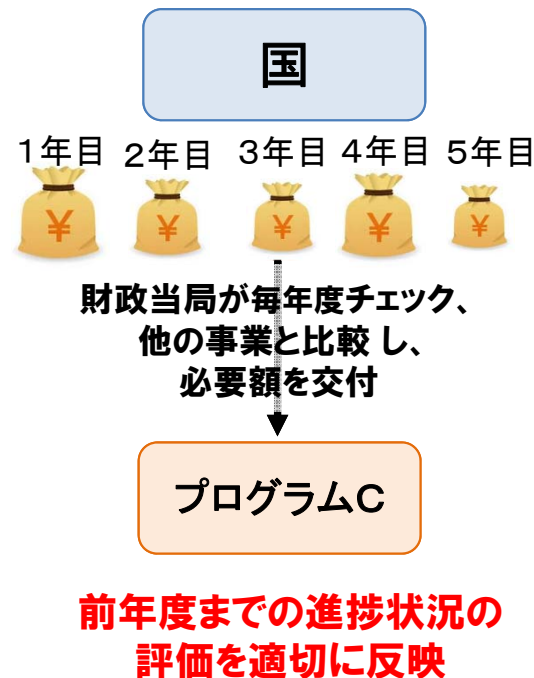
- ・ 外部専門家による進捗状況評価（S～D）を4年経過するまで未実施。
- ・ C評価で、内容の改善を求めるプログラムでも、減額ができていない。
- ・ 十分なエビデンスがない結果を公表してしまうという問題（注）が発生。

（注）BHQ問題（Brain Healthcare Quotient）：I m P A C Tの研究開発プログラム「脳情報の可視化と制御による活力溢れる生活の実現」において、十分なエビデンスがない段階で、29年1月に高カカオチョコレートに関し「脳の若返り効果」がある可能性を示唆する記者会見を開催した問題。

基金事業(ImpACT)のイメージ



基金でない通常の事業



進捗状況評価結果(30年2月)

（例）C評価を受けたあるプログラム

26年度当初：30億円 29年度時点：30億円

⇒C評価にも関わらず、26年度当初と同額措置。

「このままでは、産業や社会の在り方の変革に十分なインパクトを与えないことが懸念される。」

（出典）非公表の評価書より抜粋

S	A	B	C
1課題	5課題	9課題	1課題

（例）「脳情報の可視化と制御による活力溢れる生活の実現」⇒「一部批判報道では、国の研究プロジェクトでは当たり前の中間評価がImpACTには存在しないため、…批判を受けるような機会がなかったことが原因ではないかとの指摘がなされた」

（出典）「BHQチャレンジ等に関する外部専門家ヒアリングのとりまとめ報告書」（平成30年2月）

- 「基金」方式は、
 - ・ 適切な執行管理・評価がおろそかになる
 - ・ 国債で賄った財源を遊ばせてしまう
（不要な国債金利を負担している。国民貯蓄を有効活用せず、機会費用を生じさせている。）
 といった弊害もあり、国会でも厳しい批判を受けてきた経緯がある。

国会での議論（24、25年度補正において基金を多数計上したことを受けて）

- ・ 基金造成後の執行管理が十分になされていないのではないか。
- ・ 余剰な資金が無駄に積みあがっているのではないか。
- ・ 当初予算を小さく見せるために、粉飾気味の補正予算となっているのではないか。

国会での議論を踏まえた政府の方針

「基金は、利点もある一方で、執行管理の困難さも指摘されていることから、その創設や既存基金への積み増しについては、**財政規律の観点から、厳に抑制する**」（経済財政運営と改革の基本方針2014（26年6月24日閣議決定））

【基金の予算措置額等の推移】

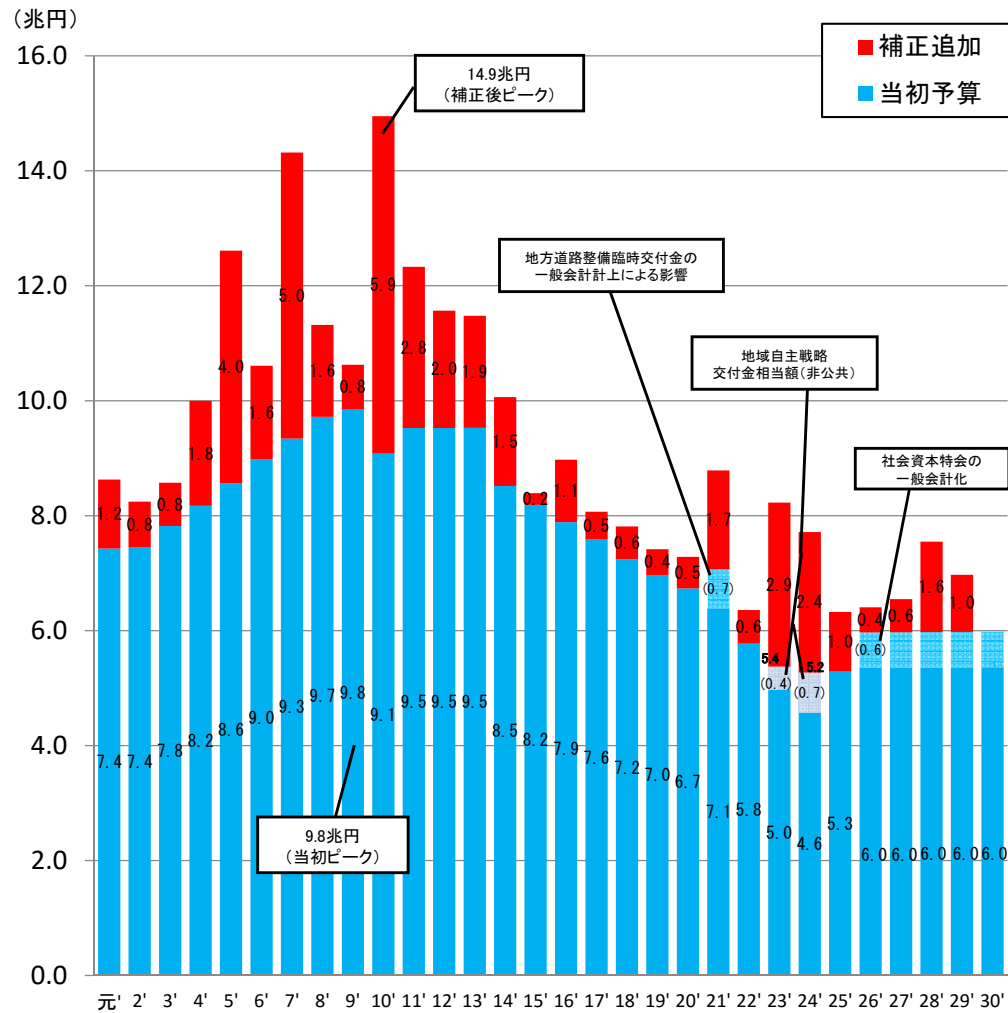
補正予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
措置額(国費)	1.6兆円	1.2兆円	0.5兆円	0.5兆円	0.4兆円	0.2兆円
基金数	56	50	14	19	14	10

【基金の対象となる事業の性質の明確化】

「複数年度にわたる事業であって、**各年度の所要額をあらかじめ見込み難く**、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの。」
（補助金適正化法施行令の一部改正（26年10月17日閣議決定））

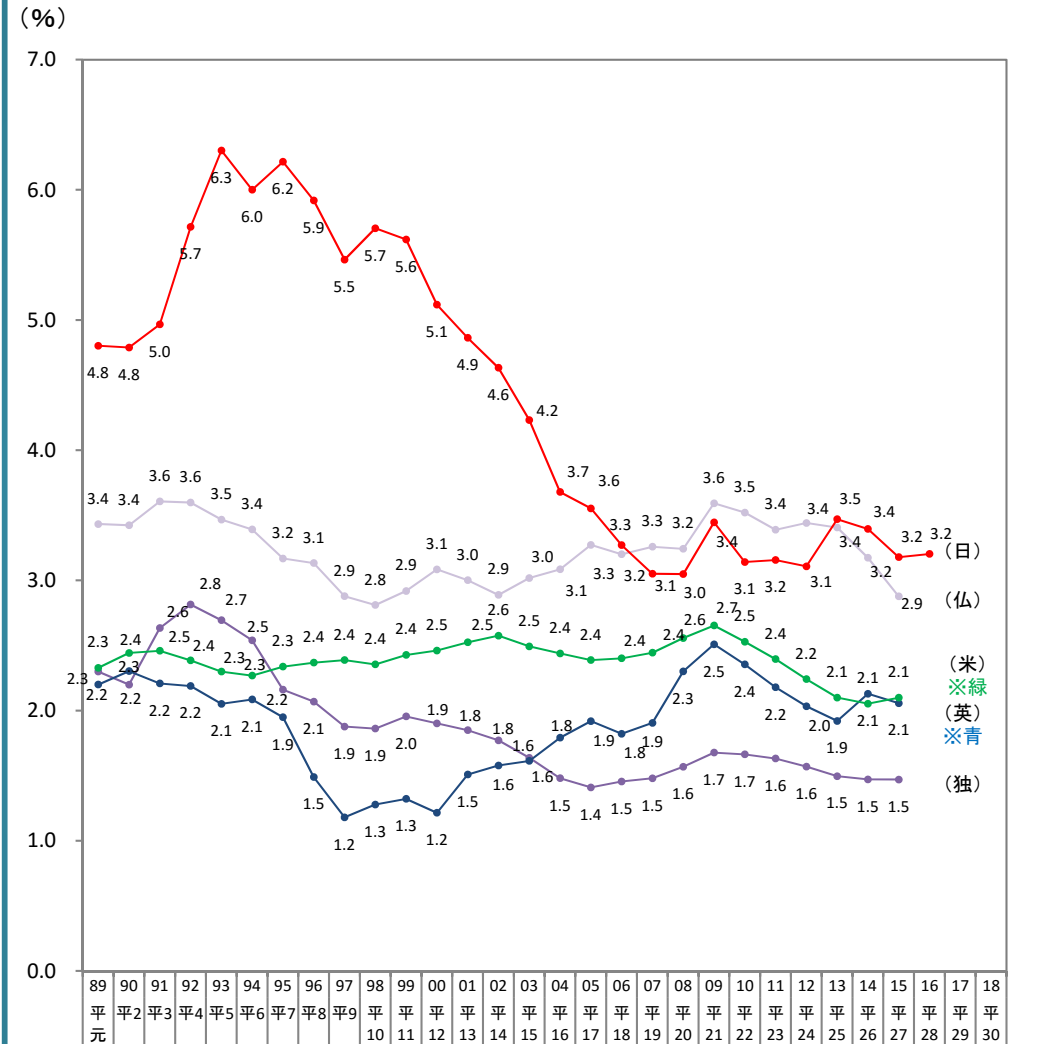
- 公共事業関係費の規模は、ピーク時に比して当初ベースで4割減、補正後ベースで半減の水準となっている。
- 他方、一般政府の総固定資本形成(対GDP比)を見ると、日本は、欧米諸国との比較で、引き続き高い水準にある。

公共事業関係費等の推移



(注) NTT-A、B(償還時補助等を除く)を含む。

一般政府の総固定資本形成(対GDP比)の推移



(注)

1. 日 本・・・内閣府「国民経済計算」に基づいて計算した数値。諸外国・・・OECD「National Accounts」等に基づいて計算した数値。
2. 日本は年度ベース、諸外国は暦年ベース。
3. 2008年までは旧基準(93SNAベース等)、2009年以降は08SNAベースのIGより研究開発投資(R&D)や防衛装備品分を控除。

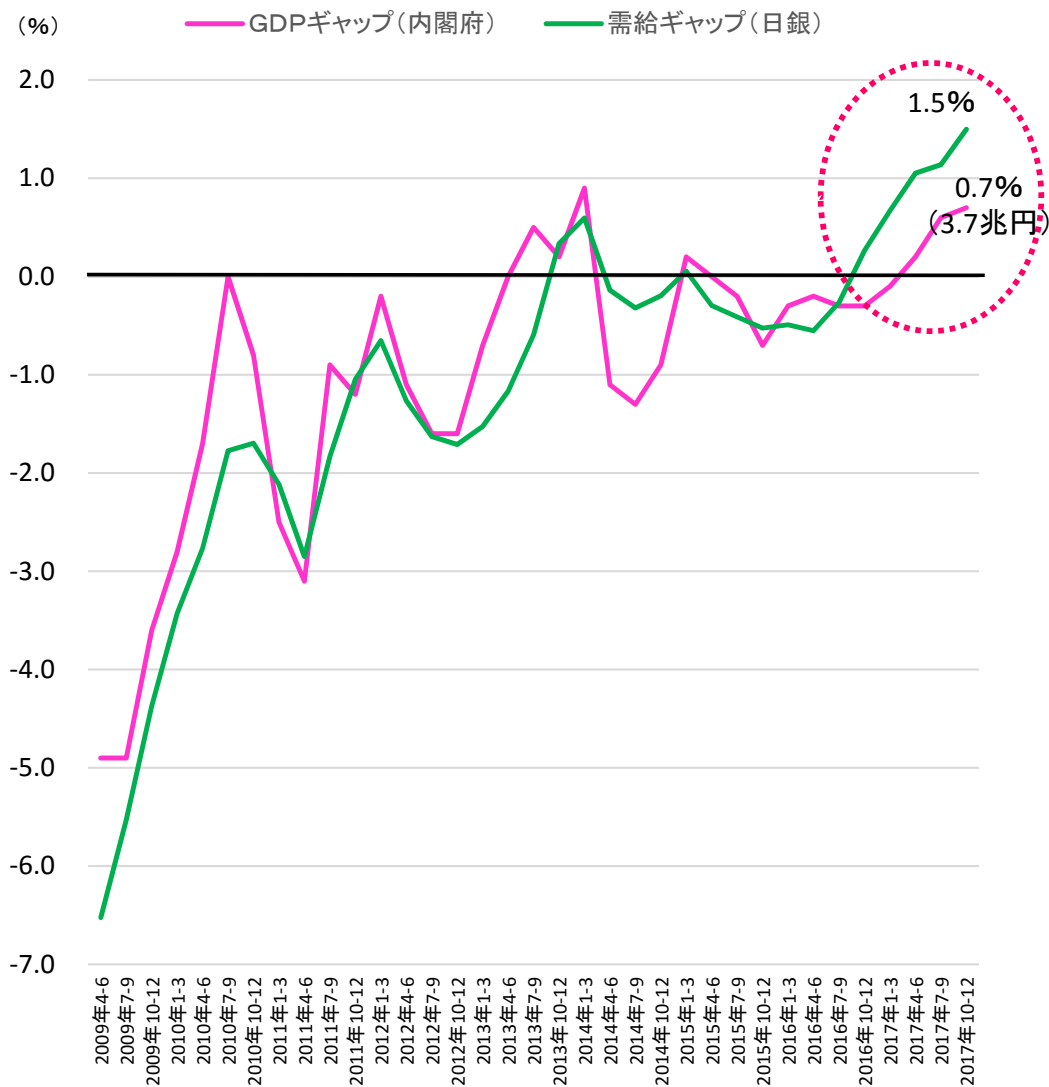
(暦年/年度)

今後の公共事業関係費の水準に関する留意点① ～需給ギャップの解消～

資料Ⅱ－4－2

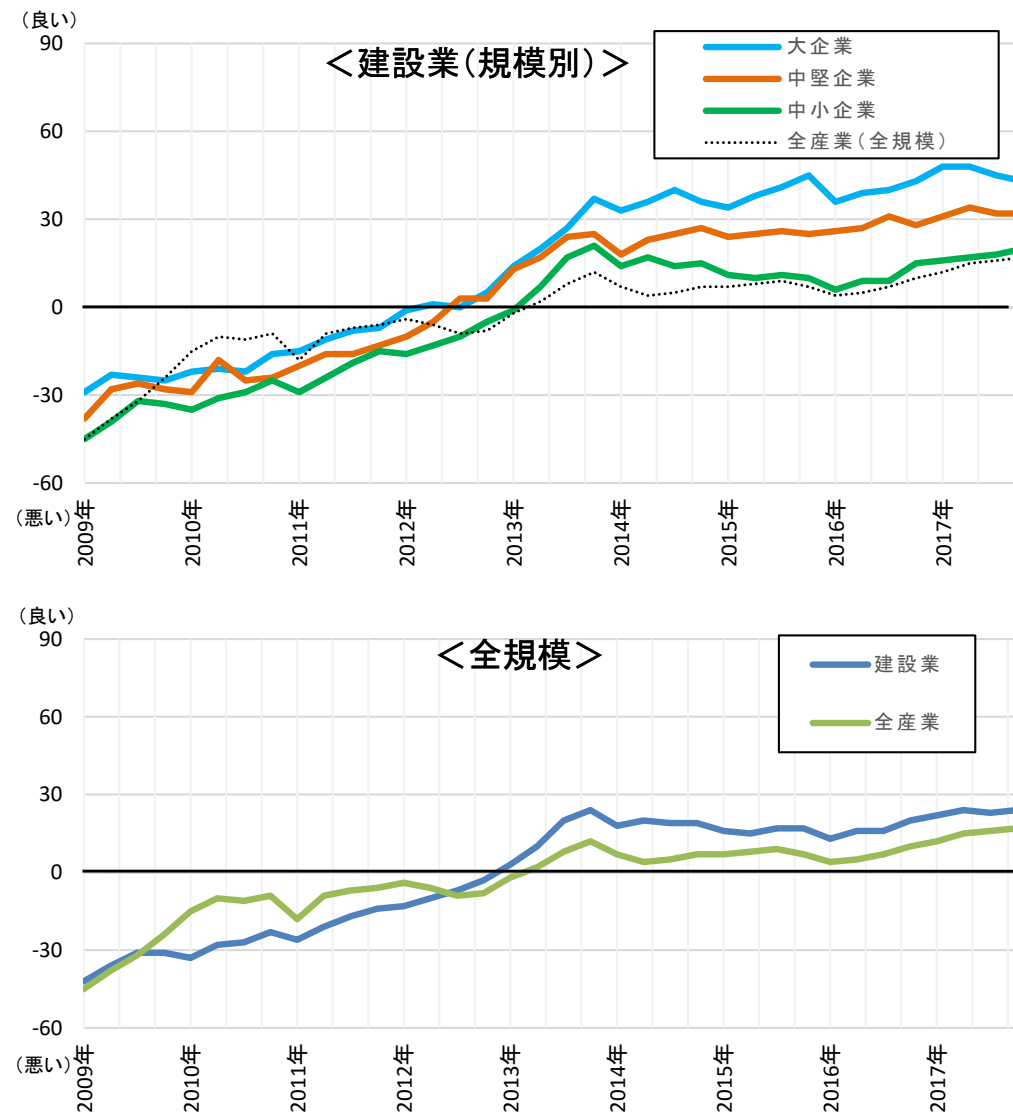
- 需給ギャップは、日銀試算で平成28年第Ⅳ四半期から、内閣府試算では平成29年第Ⅱ四半期から、解消。総需要不足という状況にはなく、供給面において生産性を高め、潜在成長率を高めていくことが重要な課題。
- 建設業の業況判断指数を見ても、中小企業を含め、全産業の平均を上回って、プラスの状況が継続。

GDPギャップ等の推移



出典：内閣府「国民経済計算」、「月例経済報告（月次）」、日本銀行「需給ギャップと潜在成長率」より作成

業況判断DIの推移(日銀短観)



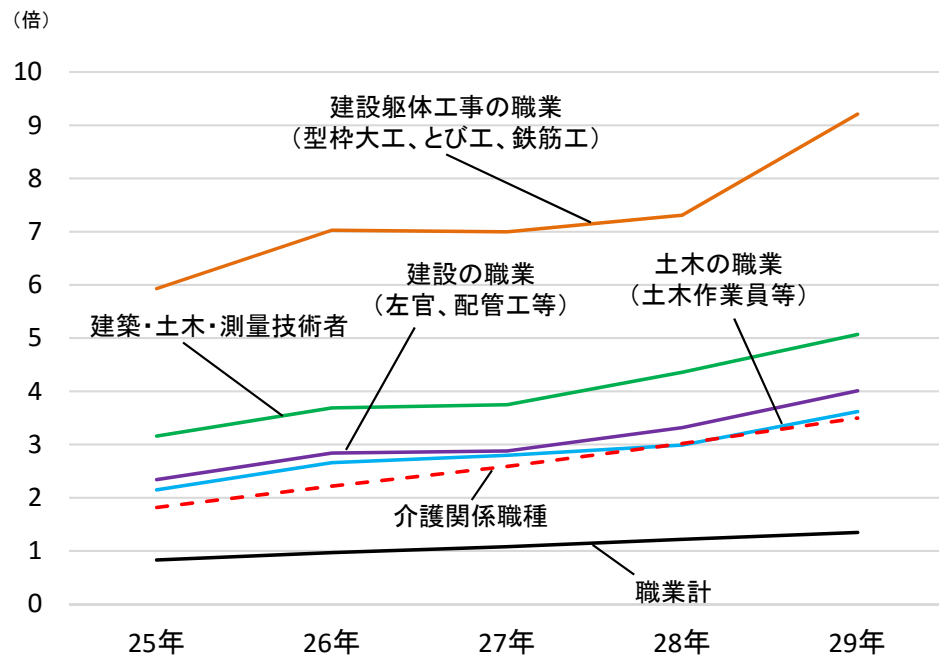
出典：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」より作成

今後の公共事業関係費の水準に関する留意点② ～人手不足による供給制約～

資料Ⅱ－４－３

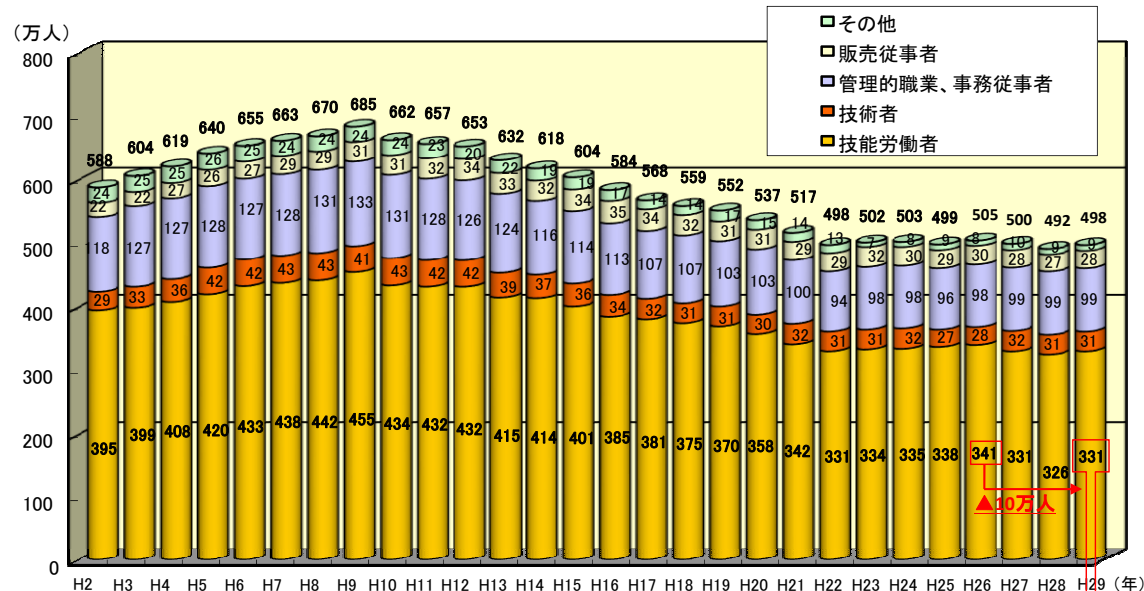
- 建設業の有効求人倍率(厚生労働省「一般職業紹介状況」)は、介護関係職種以上に高い状況が継続。
- 現場サイドの調査を見ても、建設技能労働者の過不足率が不足傾向となっており、高齢化と若手不足の中で、今後、人手不足による供給制約が高まるおそれ。

職業別有効求人倍率



出典：厚生労働省「一般職業紹介状況」(パートタイム含む常用)より作成

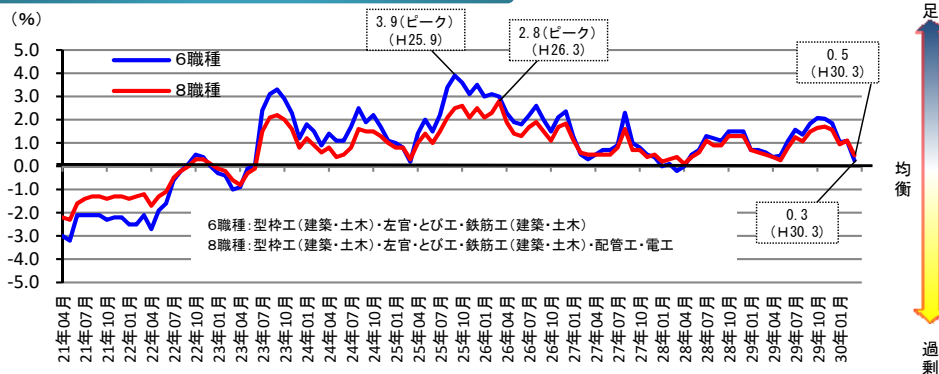
技能労働者等の推移



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)

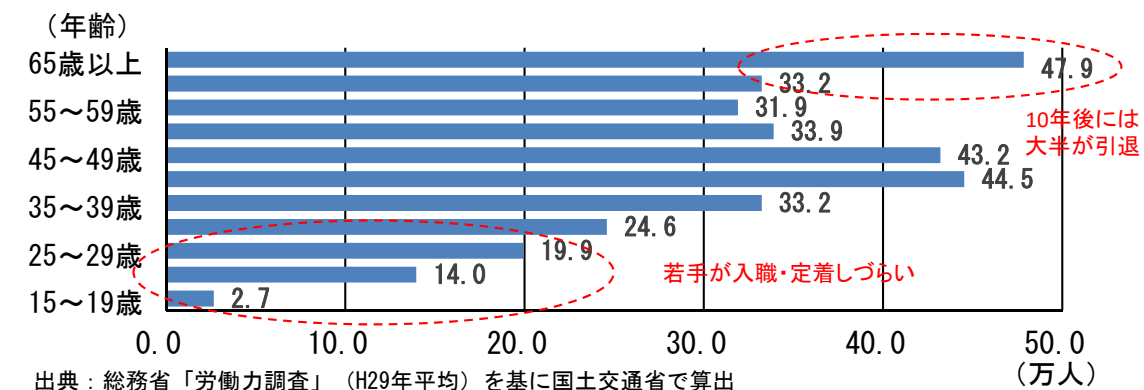
2025年度には216万人まで減少
(新規入職者がゼロであると仮定した場合)
※一般社団法人日本建設業連合会の推計

建設技能労働者の過不足率の推移



出典：「建設労働需給調査」より国土交通省作成

技能労働者の年齢構成



出典：総務省「労働力調査」(H29年平均)を基に国土交通省で算出

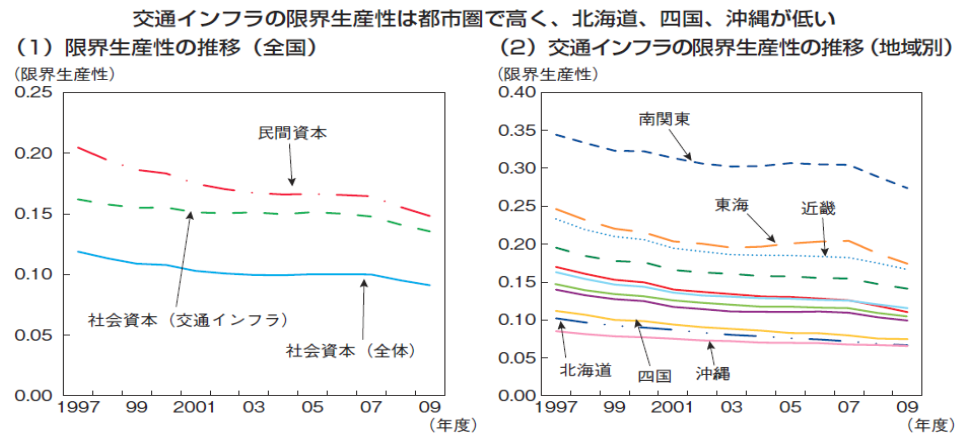
- 社会資本の整備水準の向上により、公共事業の投資効率(限界生産性)が低下傾向。
- 今後の社会資本整備に当たっては、日本の成長力の強化に向けて、費用便益分析(B/C)をはじめとする事業評価を徹底し、重点化・効率化を一層推進することにより、投資効率を向上させる必要。

国土交通省公共事業における新規採択箇所のB/C平均値の推移

	15年度 当初予算	16年度 当初予算	～	26年度 当初予算	27年度 当初予算	28年度 当初予算	29年度 当初予算	30年度 当初予算
河川	9.4	7.6	～	16.0	2.7	7.2	4.6	8.0
道路	2.8	3.4	～	1.9	1.9	2.0	2.2	2.6
港湾整備	4.0	2.2	～	3.5	2.7	4.6	4.6	3.2
住宅市街地 総合整備	1.6	1.5	～	1.2	1.0	1.4	1.2	1.3
都市公園等	5.9	5.5	～	4.2	4.1	2.9	—	2.8

※26～30年度については、22年度に創設された社会資本整備総合交付金等に個別補助の多くが移行したことから、母数である箇所数は減少している。このため、平均値の変動が大きくなっている。
(河川の例：15年度37箇所、16年度19箇所、26年度3箇所、27年度11箇所、28年度2箇所、29年度5箇所、30年度2箇所)

日本の社会資本の限界生産性(平成25年推計)

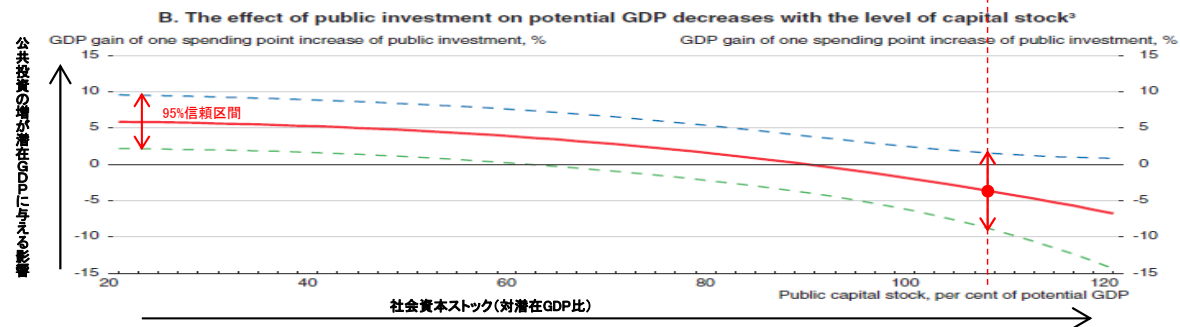
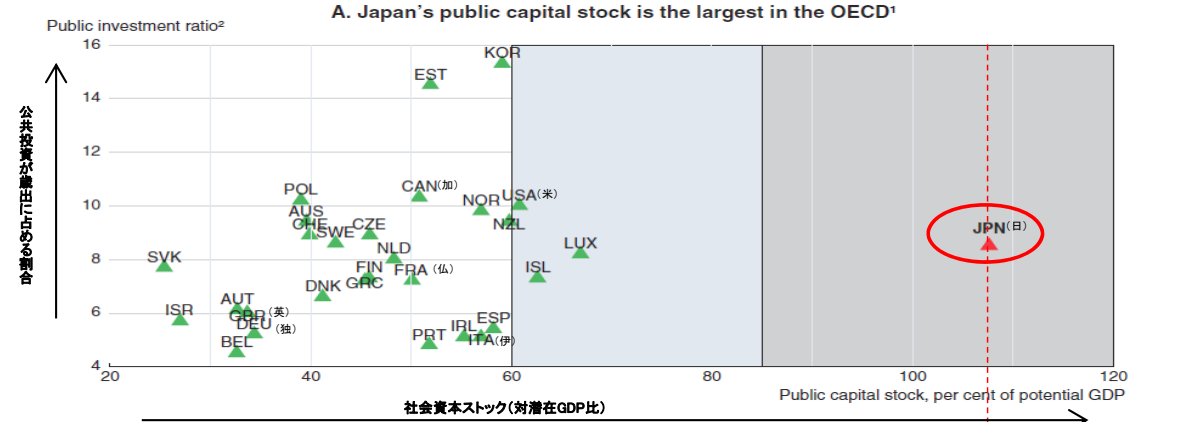


「OECD対日経済審査報告書2017年版」の概要

- ・日本の公的資本ストックは、G7の中で最も高い水準にあり、公共投資の限界生産性はマイナスと推計。
- ・地方公共団体は、人口減少を踏まえ、住民の福祉に適切に配慮しつつ、維持管理費を抑制する観点から、どのインフラを使用し続けるのかについて注意深く決定する必要。
- ・人口減少と厳しい財政状況を踏まえ、公共投資は生産性が最も高い事業に重点化する必要。

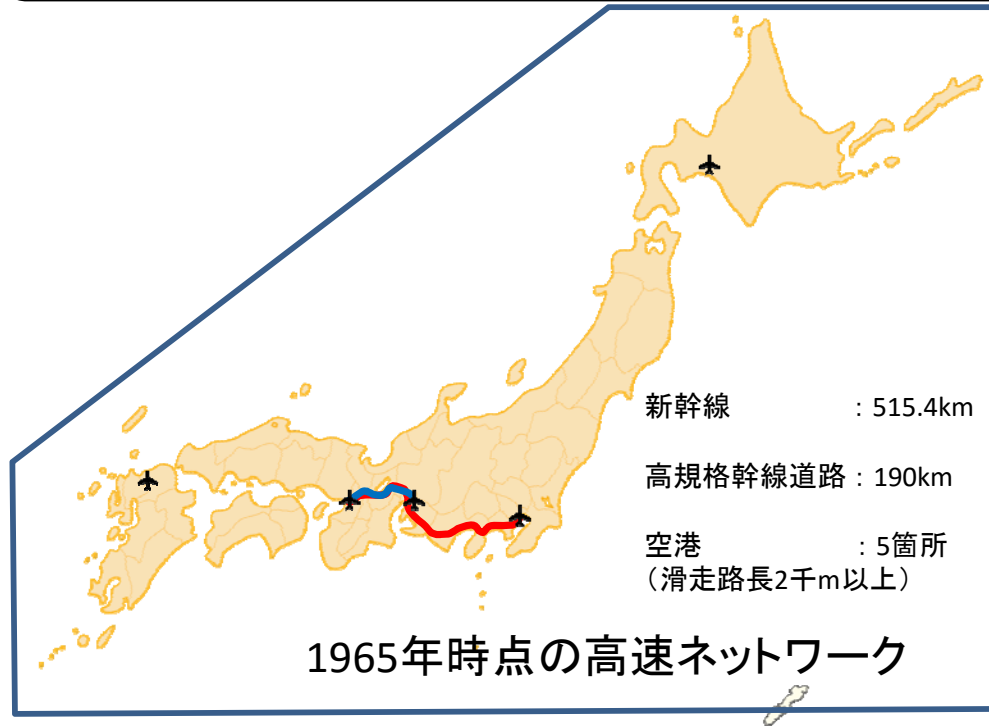
＜公共投資の増が経済成長に与える影響の推計(OECD)＞

Figure 2.25. The public capital stock in Japan is exceptionally large In 2013



1. The data on the capital stock, which are from the IMF, depend on the rate of capital depreciation. Japanese government estimates range from 77-96%. The light shading indicates a positive but not significant impact from the investment effect and the darker shading indicates a negative, but not significant effect based on the results in Panel B.
2. Public investment as a percentage of underlying primary public spending.
3. The dashed line indicates the 95% confidence interval.
Source: Fournier (2016).

- 高度成長期以降のインフラ整備により、高速道路、新幹線、空港、港湾、治水施設、生活関連施設等の社会資本の全国的な整備水準が飛躍的に向上し、社会インフラは概成しつつある。※概成：ほぼ出来上がること。(出典：三省堂「大辞林」第三版)
- 今後の整備に当たっては、各社会資本を総合的に捉え、既存ストックを最大限活用するとともに、新規採択を厳選し、長寿命化を図りながら最適な社会資本水準を維持することが重要。



現在の高速ネットワーク(2014年3月末時点)
(点線は事業中及び未事業区間)



- | 平成30年4月1日現在 | | | 平成30年度末
供用予定延長 | |
|-------------|---------|--------|-------------------|-----|
| 供用中 | 事業中 | 未事業化 | | |
| 11,604 km | 1,550km | 約900km | 11,922km | 85% |

○高規格幹線道路ネットワークの経緯

昭和41年 国土開発幹線自動車道建設法
予定路線7,600kmの路線を決定

昭和62年 第4次全国総合開発計画
高規格幹線道路14,000kmを決定

(参考) 高規格幹線道路の位置付け

全国的な自動車交通網を構成する
高規格幹線道路網については、高速
交通サービスの全国的な普及、主要
拠点間の連絡強化を目標とし、地方
中枢・中核都市、地域の発展の核と
なる地方都市及びその周辺地域等か
らおおむね1時間程度で利用が可能
となるよう、およそ1万4千キロメ
ートルで形成する。
(第4次全国総合開発計画より抜粋)

凡 例

供用中 6車線 4車線 2車線

事業中

調査中

その他主な路線

注1. 事業中区間のIC、JCT名称には仮称を含む
注2. 本路線図は、その他主な路線(は、地域における主要な道路網(事業中、開通区間を含む)を示したものである。従って、詳細な路線図に示す必要のない道路や道路網は省略されている。

- 整備新幹線については、国鉄民営化後に整備計画5路線の整備が進み、北陸新幹線の敦賀－新大阪ルート以外は、完成又は着工に至っている。また、九州新幹線の西九州ルートについて、フリーゲージトレイン(FGT)の技術開発の遅れ等を受けて、与党において再検討が行われている。
- 今後の整備に当たっては、人口減少社会や自動運転社会等の将来の経済社会状況を的確に見据えつつ、整備新幹線の着工5条件や財審建議等に沿った的確な対応を図るべき。

整備新幹線の着工5条件（政府与党合意）

1. 安定的な財源見通しの確保
2. 収支採算性
3. 投資効果
4. 営業主であるJRの同意
5. 並行在来線の経営分離についての沿線自治体の同意

去年の財政制度等審議会（H29.5.25） 指摘事項のポイント

① 新規投資に当たっての費用便益分析の徹底

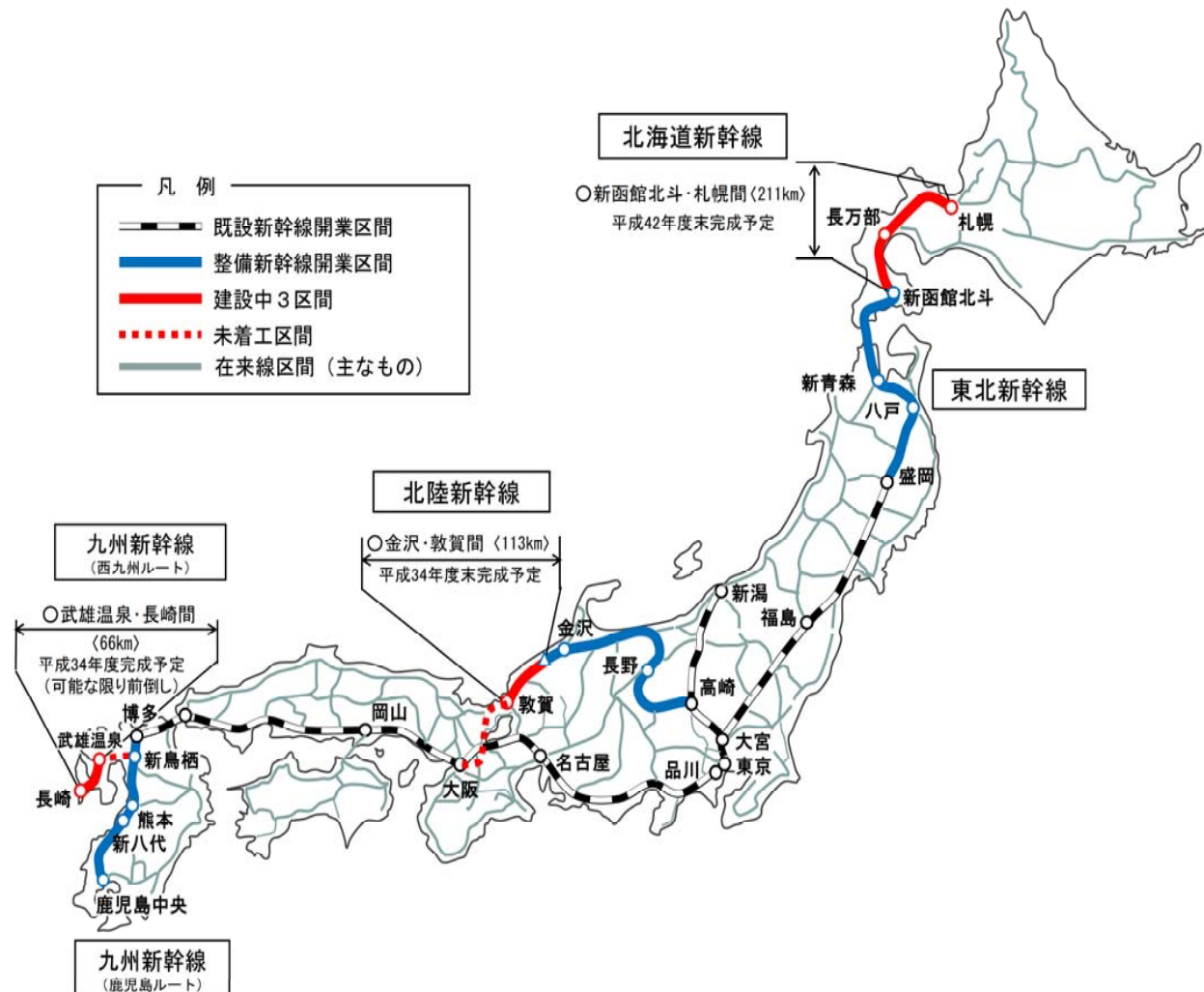
将来の建設費が上振れしないよう、丁寧な見積もり、慎重な費用対効果の評価を行うべき。

② 民間資金の最大限の活用

空港コンセッション等の他事業の先行事例を参考として、整備新幹線による受益を含め、貸付料を最大限確保して整備すべき。

③ 既存ストックを最大限活用した最適な交通ネットワークの構築

リニア後を見据え、直通運転が可能となるような全国的ネットワークを構築することで利便性向上・投資効果の最大化を図るべき。



- 九州新幹線（西九州ルート）については、平成34年度の対面乗換方式での開業以降の整備のあり方に関し、FGT、ミニ新幹線、フル規格新幹線の3ケースについて与党で検討が行われている。
- 検討に当たっては、従来からの着工5条件の確保は当然として、以下の観点からの検討を行うことが必要。

① 新規投資に当たっての費用便益分析の徹底

事業費の上振れが発現している状況を踏まえ、事業費増の要因を分析・公表した上で、抜本的なコスト削減策を講じるとともに、費用や工期の見通しについて、その適正性を厳格に精査すべき。

② 民間資金の最大限の活用

現在整備中の路線（武雄温泉～長崎間）を含め、収支改善効果を反映して貸付料収入を最大限確保する必要。

③ 既存ストックを最大限活用した最適な交通ネットワークの構築

山陽新幹線への乗り入れを考慮するのであれば、既存の鉄道インフラの活用によるコスト削減を徹底する必要。

【九州新幹線（西九州ルート）の整備のあり方について（比較検討結果）（平成30年3月30日国土交通省鉄道局）】

整備方式		フリーゲージトレイン (FGT)	ミニ新幹線※6		フル規格
			単線並列	複線三線軌	
駅の設定		新鳥栖-佐賀-肥前山口 -武雄温泉	新鳥栖-佐賀-肥前山口-武雄温泉		新鳥栖-佐賀市附近(佐賀) -武雄温泉
整備延長		約50km (アプローチ線等が整備の対象)	約50km		約51km
追加費用 (H29(2017)4価格)※1		—	約500億円	約1,400億円	約5,300億円
開業見込み / 想定工期※2		H39年度 / 約9年	H44年度 / 約10年	H48年度 / 約14年	H46年度 / 約12年
山陽新幹線への乗り入れ		なし	あり	あり	あり
所要時間 ※3	長崎・博多間 (対面乗換開業時 約1時間22分)	約1時間20分(△約2分)	約1時間20分(△約2分)※7	約1時間14分(△約8分)	約51分(△約31分)
	長崎・新大阪間 (対面乗換開業時 約4時間00分)	約3時間53分(△約7分)	約3時間44分(△約16分)※7	約3時間38分(△約22分)	約3時間15分(△約45分)
	佐賀・博多間 (対面乗換開業時 約35分)	約33分(△約2分)	約33分(△約2分)※7	約30分(△約5分)	約20分(△約15分)
	佐賀・新大阪間 (対面乗換開業時 約3時間13分)	約3時間6分(△約7分)	約2時間57分(△約16分)※7	約2時間54分(△約19分)	約2時間44分(△約29分)
投資効果(B/C)※4		—	3.1	2.6	3.3
収支改善効果(年平均)※5		△約20億円	約9億円	約2億円	約88億円

※1 FGTによる整備以降に必要となる費用。

※2 フル規格、ミニ新幹線の整備は、環境影響評価手続きを考慮し、平成35年度(2023年度)着工を想定。FGTについては、平成31年度(2019年度)着工を想定。

なお、FGTについては、今後、耐久性の確保等が必要となり、技術開発が全て順調に推移したとしても、導入は早くとも平成39年度半ばとなる見込み。ただし、JR九州は、技術評価委員会の評価結果を踏まえ、コスト面で収支採算性が成り立たないため、西九州ルートへの導入は困難と表明している。

※3 各区間の最速達タイプによる時分を表記。所要時間は、需要予測等のための想定であり、開業後の運行ダイヤは営業主体が決定する。

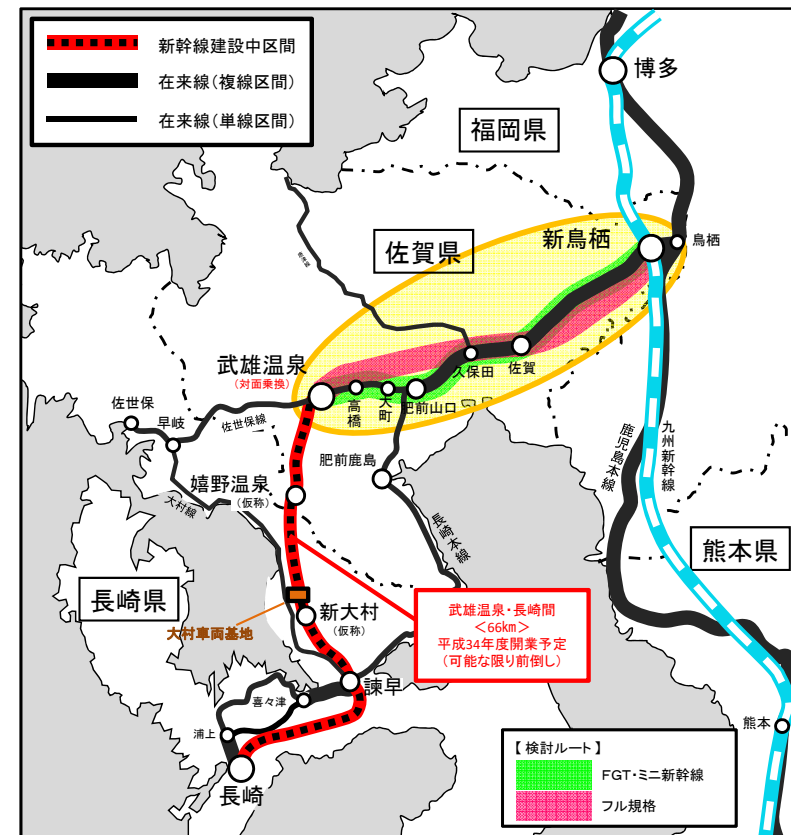
※4 投資効果は、新鳥栖・武雄温泉間について、平成34年度の対面乗換方式での開業からの費用を用いて、山陽新幹線(新大阪駅)への乗り入れのための新たな取組みが実現した場合の便益を考慮して算出(新たな取組みに要する費用は含んでいない)。

※5 収支改善効果は、現行(在来特急)と整備後の収支を比較して算出したものであり、貸付料計算の参考になる。

※6 単線で列車運行しながら施工した場合。工事期間中、列車の所要時間の増加や本数の減少などの影響がある。工事期間中に列車影響が生じないよう、仮線設置により列車を通常通り複線で運行しながら施工した場合の投資効果は、単線並列2.1、複線三線軌2.0となる。

※7 単線区間での行き違い時間を含む。

注：費用、工期等は、今後の精査、関係者間の調整により、変更となる可能性がある。

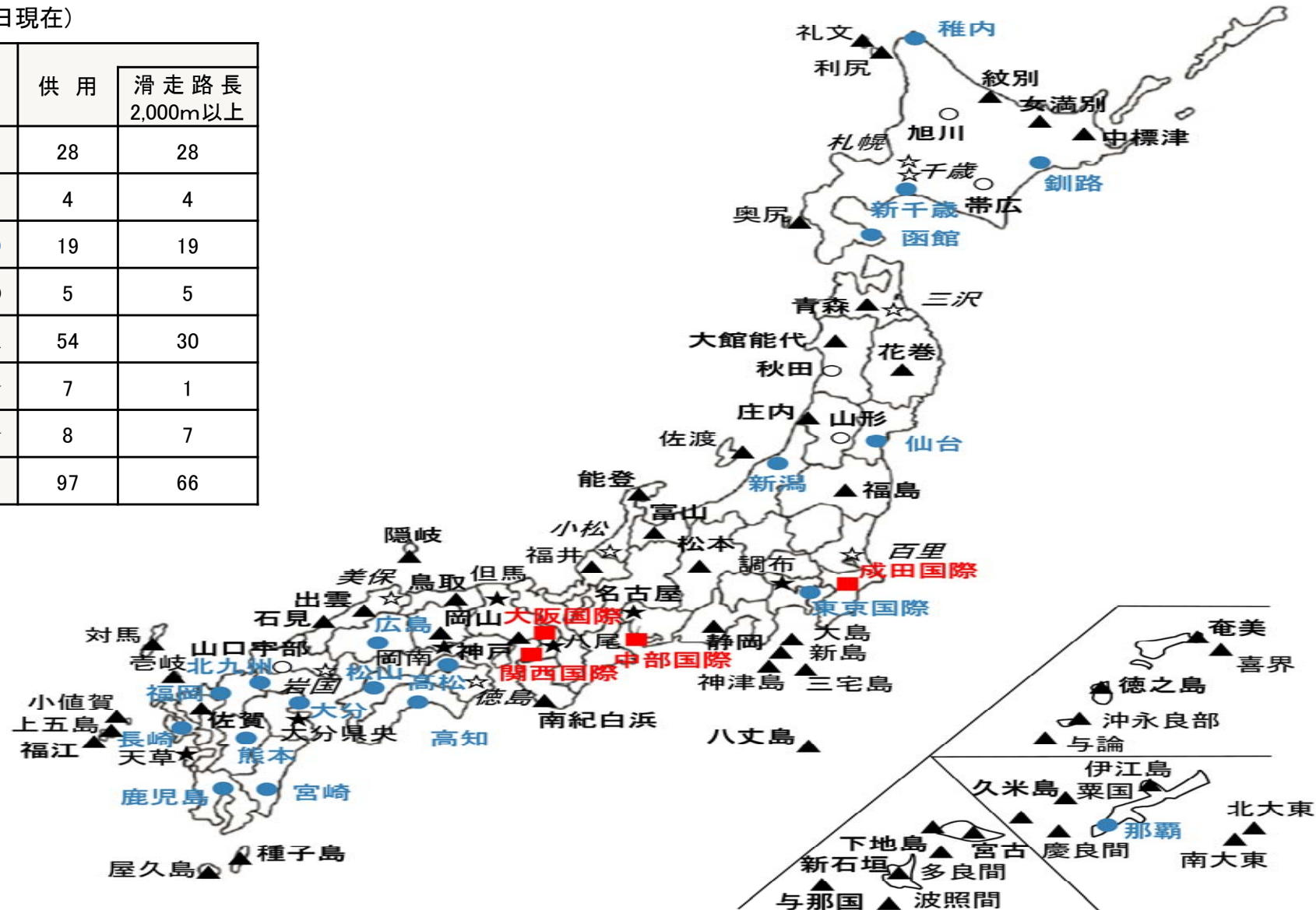


(注) 上記の追加費用のほか、現在整備中のフル規格区間（武雄温泉～長崎間）における1,200億円程度の費用増（精査中 5,009億円→6,200億円程度）などがある。

- 空港整備は、「配置的側面から見れば概成したものと考えられる。」（空港の設置及び管理に関する基本方針（国土交通省告示））。
- 今後は、コンセッションを原則的に導入し、空港の整備・運営を抜本的に効率化することにより、空港経営の自立化と空港整備勘定の収支改善を実現するとともに、コンセッション収入を適切に活用しつつ、既存ストックを最大限活用して、インバウンドへの対応や老朽化対策など必要な投資を行うべき。

■ 空港数一覧（平成30年4月1日現在）

種 別		供 用	滑走路長 2,000m以上
A	拠 点 空 港	28	28
	① 会 社 管 理 空 港	4	4
	② 国 管 理 空 港	19	19
	③ 特定地方管理空港	5	5
B	地 方 管 理 空 港	54	30
C	そ の 他 の 空 港	7	1
D	共 用 空 港	8	7
合 計		97	66



- 港湾整備については、水深14m以深の公共岸壁が平成2年度の7か所から77か所まで増え、近年は、船舶の大型化に対応した水深18m以深の岸壁やインバウンド対応も、官民で重点的に整備。
- 今後は、道路など他のインフラとの連携により整備効果を最大化しつつ、既存ストックや民間資金・ノウハウを最大限有効に活用し、港湾の国際競争力強化のために必要な投資を重点的かつ効率的に行うべき。

■ 港湾数一覧（平成30年4月1日現在）

区 分	総数	水深14m以深の 公共岸壁を有する 港湾（岸壁）	水深18m以深の岸壁を 有する港湾 （岸壁）	うち 民間岸壁
■ 国際戦略港湾	5	5(35)	2(4)	1(3)
◎ 国際拠点港湾	18	13(24)	1(1)	1(1)
● 重要港湾	102	17(18)	5(10)	5(10)

（注）実数は港湾数、括弧内は岸壁数

□ 国際旅客船拠点形成港湾（6港）

□ 国際バルク戦略港湾（10港）

- ※1）港湾名の記載があるものは、以下のいずれかに該当するもの。
- ・ 水深14m以深の公共岸壁を有する港湾
 - ・ 水深18m以深の公共岸壁もしくは民間岸壁を有する港湾
 - ・ 国際旅客船拠点形成港湾
 - ・ 国際バルク戦略港湾
- ※2）港湾名に括弧が付されている港湾は、水深14m以深の公共岸壁を有しない港湾を示す。
- ※3）本部港については地方港湾。

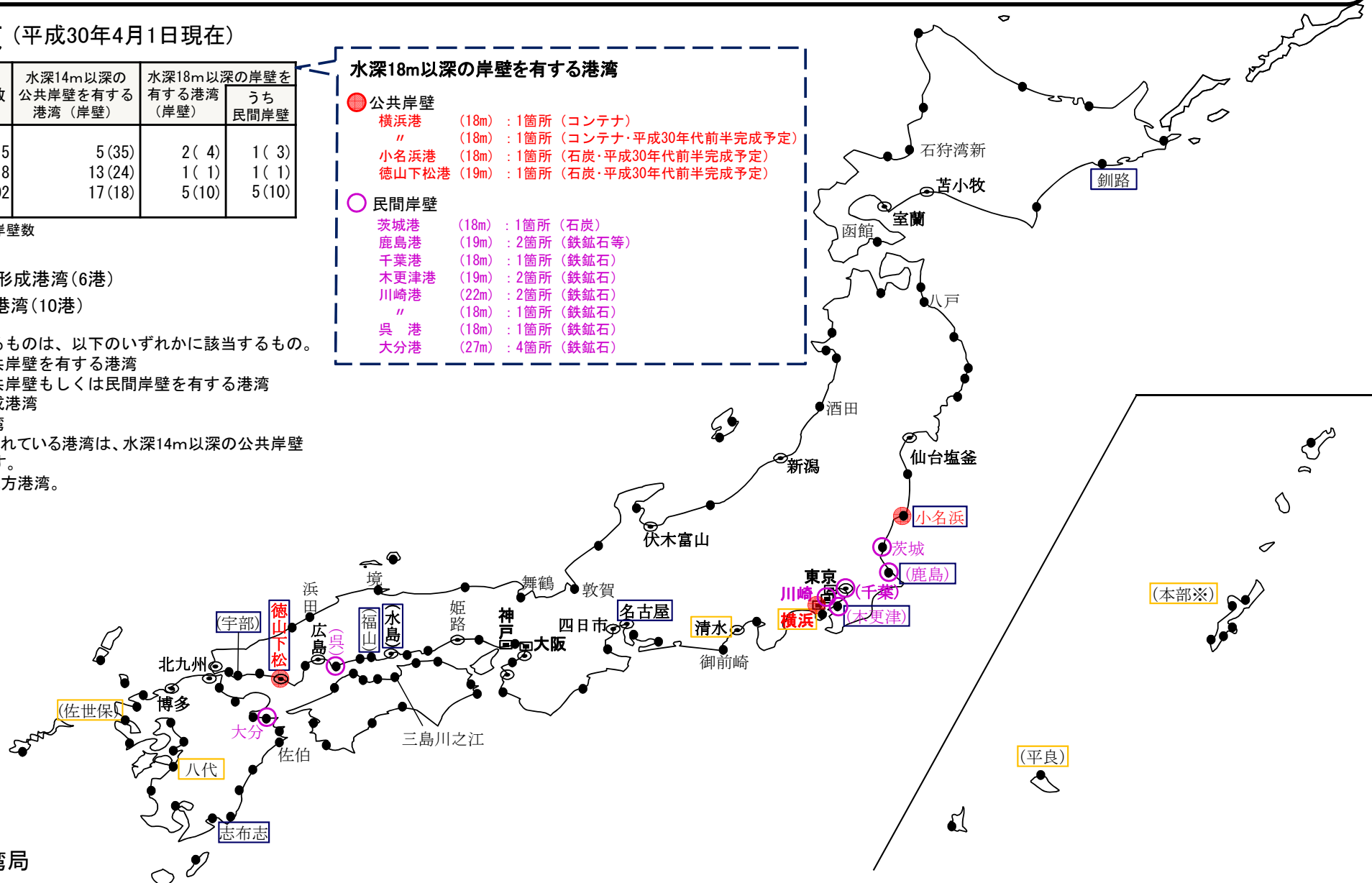
水深18m以深の岸壁を有する港湾

● 公共岸壁

横浜港 (18m) : 1箇所（コンテナ）
 " (18m) : 1箇所（コンテナ・平成30年代前半完成予定）
 小名浜港 (18m) : 1箇所（石炭・平成30年代前半完成予定）
 徳山下松港 (19m) : 1箇所（石炭・平成30年代前半完成予定）

○ 民間岸壁

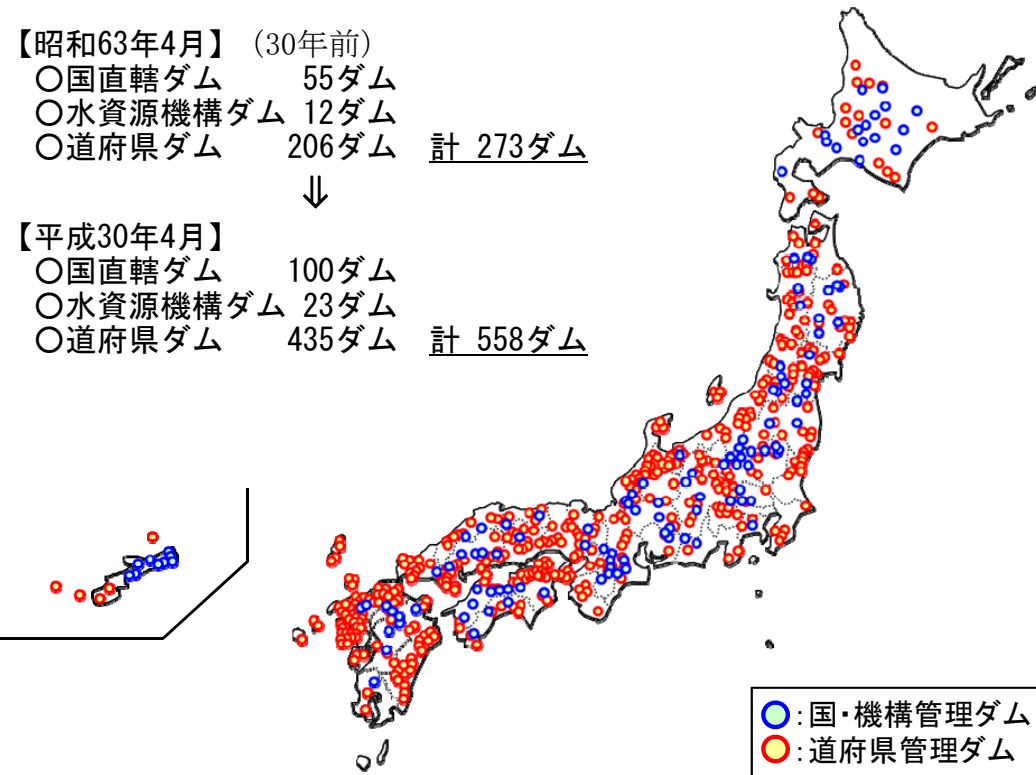
茨城港 (18m) : 1箇所（石炭）
 鹿島港 (19m) : 2箇所（鉄鉱石等）
 千葉港 (18m) : 1箇所（鉄鉱石）
 木更津港 (19m) : 2箇所（鉄鉱石）
 川崎港 (22m) : 2箇所（鉄鉱石）
 " (18m) : 1箇所（鉄鉱石）
 呉 港 (18m) : 1箇所（鉄鉱石）
 大分港 (27m) : 4箇所（鉄鉱石）



- 治水ダムは、平成30年4月時点で558か所に上り、30年前の2倍強の水準。これに、利水ダム892か所を加えると、全国で1450か所となる。
- 我が国の良好なダムサイトは有限であり、ダムの堤体は適切に施工・維持管理されれば半永久的に利用することが期待できることから、ソフト・ハード対策の両面から、既設ダムを最大限活用すべき。（※ ダムサイト：ダム本体が造られる場所）

国・水資源機構・道府県管理の治水ダム（※1）

【昭和63年4月】（30年前）	
○国直轄ダム	55ダム
○水資源機構ダム	12ダム
○道府県ダム	206ダム
	計 273ダム
↓	
【平成30年4月】	
○国直轄ダム	100ダム
○水資源機構ダム	23ダム
○道府県ダム	435ダム
	計 558ダム



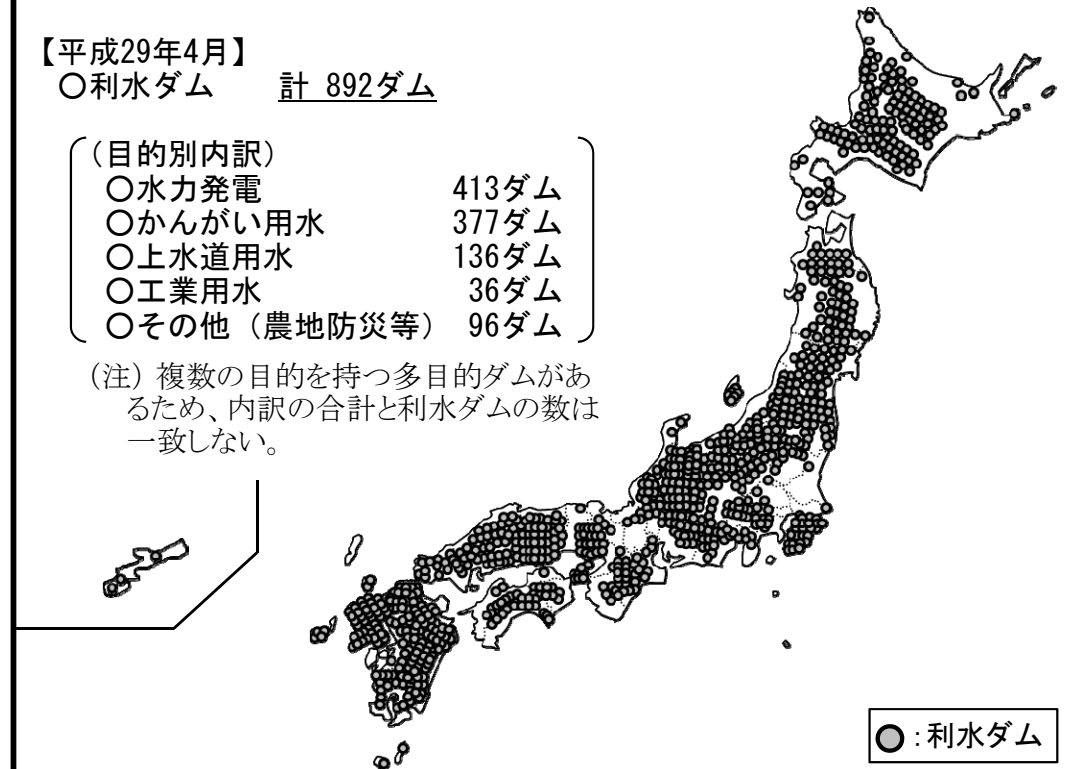
（※1）治水ダムとは治水専用ダム及び治水目的を持つ多目的ダム。

利水者管理の利水ダム（※2）

【平成29年4月】
○利水ダム 計 892ダム

（目的別内訳）	
○水力発電	413ダム
○かんがい用水	377ダム
○上水道用水	136ダム
○工業用水	36ダム
○その他（農地防災等）	96ダム

（注）複数の目的を持つ多目的ダムがあるため、内訳の合計と利水ダムの数は一致しない。



（※2）利水ダムとは「水力発電、かんがい・上水道・工業用水の供給」などを目的とするダムで、河川法に基づき国土交通省等が許可したダム。

【ダム再生ビジョン（平成29年6月 国土交通省）－抜粋－】

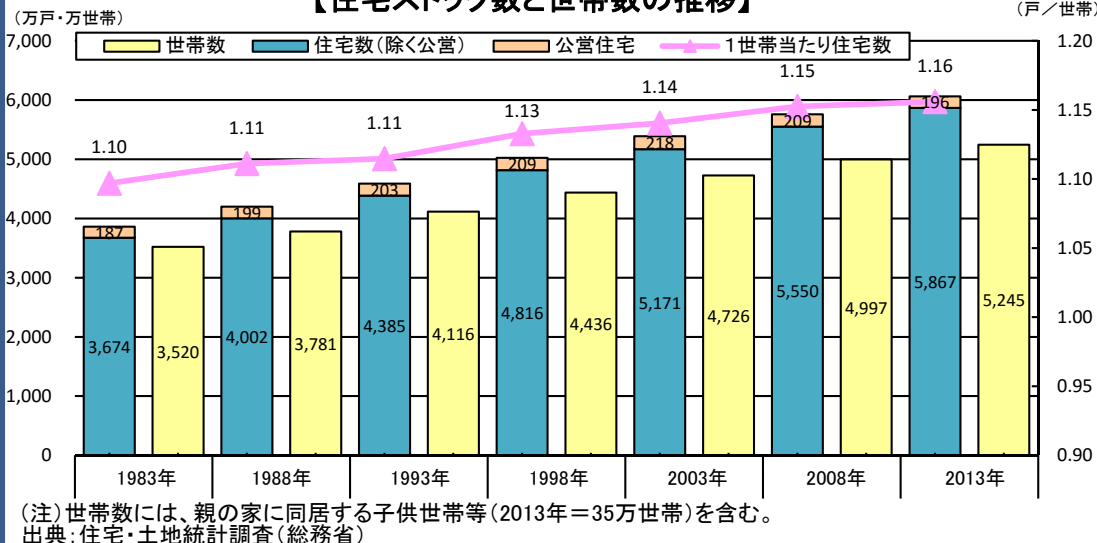
これまで、治水・利水の課題に対処するために流域の特性に応じてダムを整備してきたが、良好なダムサイトは我が国の国土において有限である。一方で、ダムの堤体は、適切に施工、維持管理されているものであれば、半永久的に健全であることが期待できることから、既設ダムを長期にわたって有効に、かつ持続的に活用を図ることが重要である。

流域の特性や課題に応じ、ソフト・ハード対策の両面から、既設ダムの長寿命化、効率的かつ高度なダム機能の維持、治水・利水・環境機能の回復・向上、地域振興への寄与など、既設ダムを有効活用する「ダム再生」を推進する。

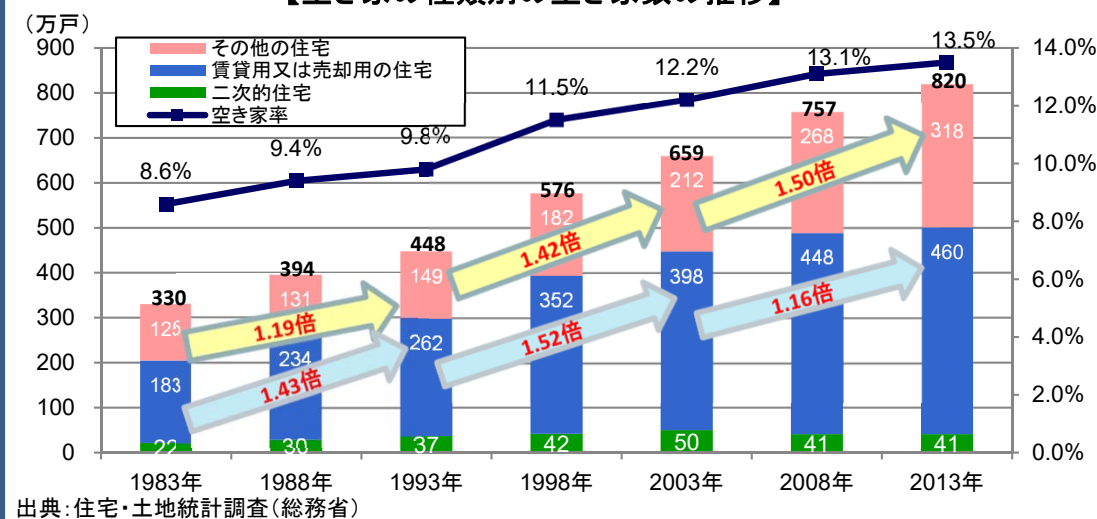
（注）上記位置図は、実際の設置箇所とは必ずしも一致しない。

- 住宅については、これまで居住の安定確保の観点から公営住宅等を整備してきたが、住宅数が世帯数以上に増加し、今後は、平成32年頃以降の世帯数の減少を見据え、空き家対策に重点を移していく必要。
- 水道施設は既に概成。汚水処理施設は、普及率が90%を超え、今後10年程度で概成の見通し。未普及の解消に当たっては、地域の将来人口を客観的に見据え、浄化槽をはじめ最も効率的かつ持続可能な手法で実施すべき。また、人口減少や老朽化に伴う更新投資等を見据え、広域化・共同化、民間活用、ICT活用等の推進により、水道及び汚水処理施設の運営効率化を徹底していく必要。

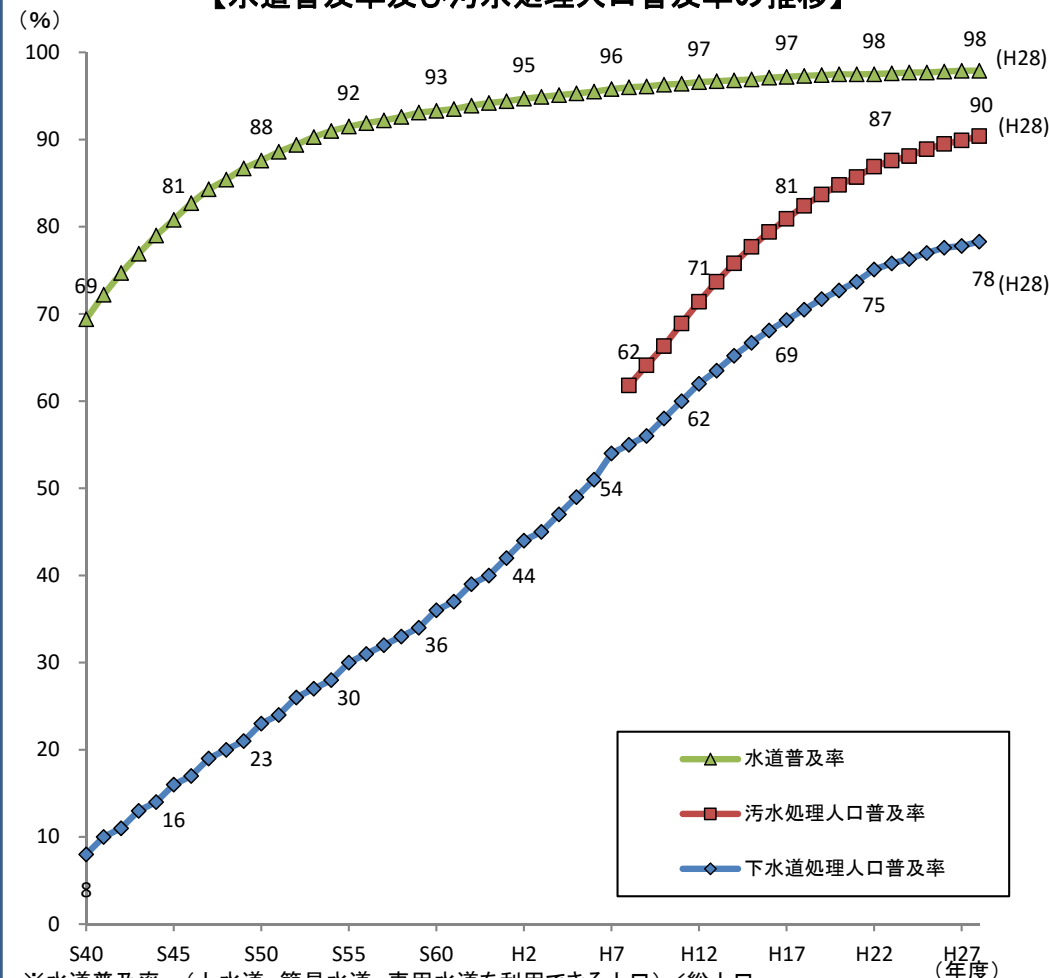
【住宅ストック数と世帯数の推移】



【空き家の種類別の空き家数の推移】



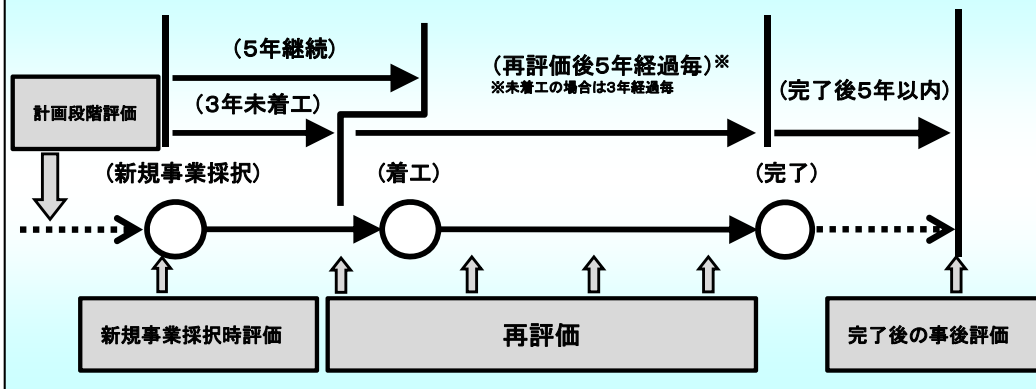
【水道普及率及び汚水処理人口普及率の推移】



- 公共事業分野では、平成10年度以降、費用便益分析を含めた事業評価を、維持管理や災害復旧等を除く公共事業に導入し、新規採択事業の重点化等を推進。
- これまでの実績等を検証し、EBPM(Evidence Based Policy Making)の観点から、貨幣換算が困難な効果を含め、事業効果の客観的な把握を推進し、PDCAサイクルの実効性を向上させるべき。

事業評価の流れ(国土交通省の場合)

<事業評価の流れ(公共事業(直轄事業等))>



<事業評価の評価手法>

- 多様な効果等を総合的に評価。

費用便益分析(B/Cなど)

- ・貨幣換算した総便益を総費用で除したもの
- ・貨幣換算手法が確立した便益のみが分析対象

例)【道路事業】

走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少に係る便益

【港湾整備事業】

輸送コスト削減、移動コスト削減等に係る便益

貨幣換算が困難な効果

- ・貨幣換算が困難な定量・定性的効果も含めて評価

例)【道路事業】

災害など社会全体への影響

【港湾整備事業】

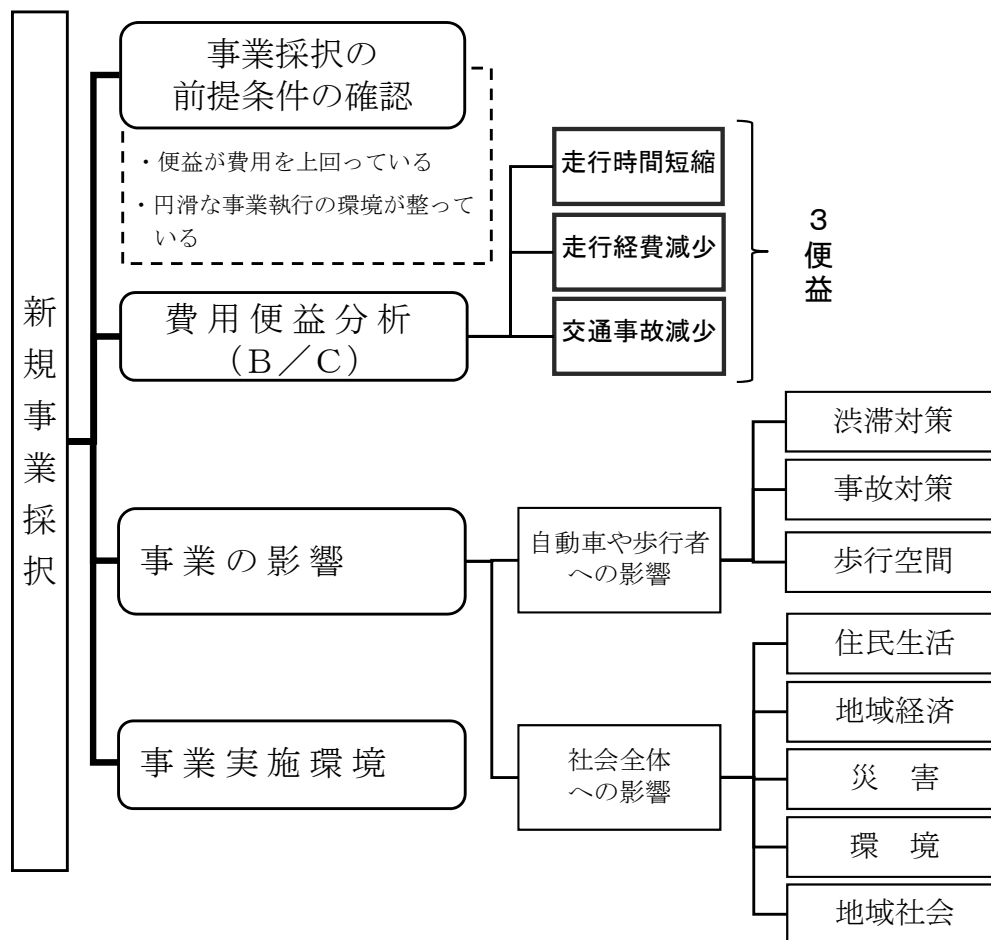
環境への影響

等を考慮

※上記のほか、事業実施環境、地元との調整状況など、様々な要素を考慮。

道路事業の例

- 事業採択の前提条件を確認した上で、費用便益分析(B/C)や事業の影響、事業実施環境を俯瞰し、採択の可否を判断。



- 直近の整備新幹線事業((独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構)において、事業評価のプロセスが十分に機能せず、適切なコスト管理が行われていない状況が認められた。
- これを踏まえ、全ての公共事業分野において、評価プロセスを検証し、事業評価の実効性を高めるとともに、適切なコスト管理を徹底すべき。あわせて、整備主体・手法等について、PPP/PFI等の事例も参考にしながら、最適な選択を行える環境を整える必要。

整備新幹線の再評価の概要

(単位：億円)

事業名	事業開始年度 (上段) 再評価年度 (下段)	当初総事業費 (上段) 再評価時総事業費 (下段)	当初 B / C (上段) 再評価時 B / C (下段)	再評価の視点	対応 方針
北海道 新幹線 (新函館北斗 ー札幌)	H24	16,700	1.1	・本線用地は、引き続き用地協議を進めている。 ・土木工事は順調に進捗。 ・明かり区間は発注工事に向けて調査・詳細設計を進めている。	継続
	H29	16,700	1.1		
北陸新幹線 (金沢 ー敦賀)	H24	11,600	1.1	・本線用地については、未取得用地について引き続き地元と用地協議を進めていく。 ・土木工事については、急速施工に取り組み、工期短縮を図っている(平成31年度末までに完了見込み)。 ・平成32年度から軌道、建築、電気等の設備工事を進める予定。	継続
	H29	11,800	1.01		
九州新幹線 (武雄温泉 ー長崎)	H24	5,009	1.1	—	評価 手続き 中*
	H29	—	—		

* 平成30年3月27日に開催された軌間可変技術評価委員会までフリーゲージトレインの導入時期が決定しなかったこと、平成30年3月30日の与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム九州新幹線(西九州ルート)検討委員会においても西九州ルートの整備のあり方が引き続き検討されていたことから、「評価手続き中」と整理。

出典：国土交通省鉄道局

最近の整備新幹線の事業費について

(単位：億円)

路線別	開業年	当初事業費	最新事業費	増減
東北新幹線 (八戸ー新青森)	H22.12	4,700 (57.5億円/km)	4,547 (55.6億円/km)	▲153(▲3%)
九州新幹線 (博多ー新八代)	H23.3	7,900 (60.8億円/km)	8,794 (67.6億円/km)	+894(+11%)
北陸新幹線 (長野ー金沢)	H27.3	15,660 (65.3億円/km)	17,801 (74.2億円/km)	+2,141(+14%)
北海道新幹線 (新青森ー新函館 北斗)	H28.3	4,700 (70.4億円/km)	5,783 (86.6億円/km)	+1,083(+23%)
九州新幹線 (武雄温泉ー長崎)	建設中	5,009 (75.9億円/km)	6,200程度 (94億円/km程度) <精査中>	+1,200程度 (+24%程度) <精査中>

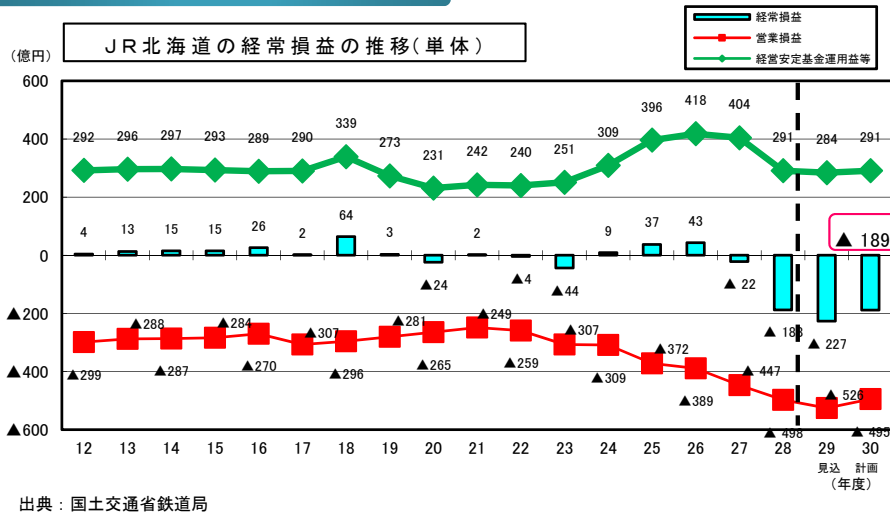
出典：国土交通省鉄道局

他分野・海外におけるコスト縮減等の参考例

高速道路	高コスト構造等への対応として、道路公団の民営化を実施。民営化後10年で、建設事業費について約7,000億円のコスト縮減を達成。
空港 コンセッション	VFM(value for money)により、整備主体・手法の市場化テストを実施。高松空港では、50億円の運営権対価を提案した事業者が選定。
韓国的高速鉄道	京江線(原州ー江陵間:120.7km) 総事業費3兆7,597億円ウォン(約3,760億円、1km当たり約31億円)

- 北海道新幹線(新青森－新函館北斗)では、開業前の想定(新幹線▲47億円、並行在来線等＋49億円)に比べ、赤字が大幅に拡大しており、JR北海道の経営状況を一層悪化させ、地域交通網の維持に影響を及ぼすおそれ。
- これを踏まえ、整備新幹線の着工5条件を含め、公共事業の事業採択に当たっては、客観的な見通し策定を制度的に担保し、こうした事例が繰り返されないようにする必要。

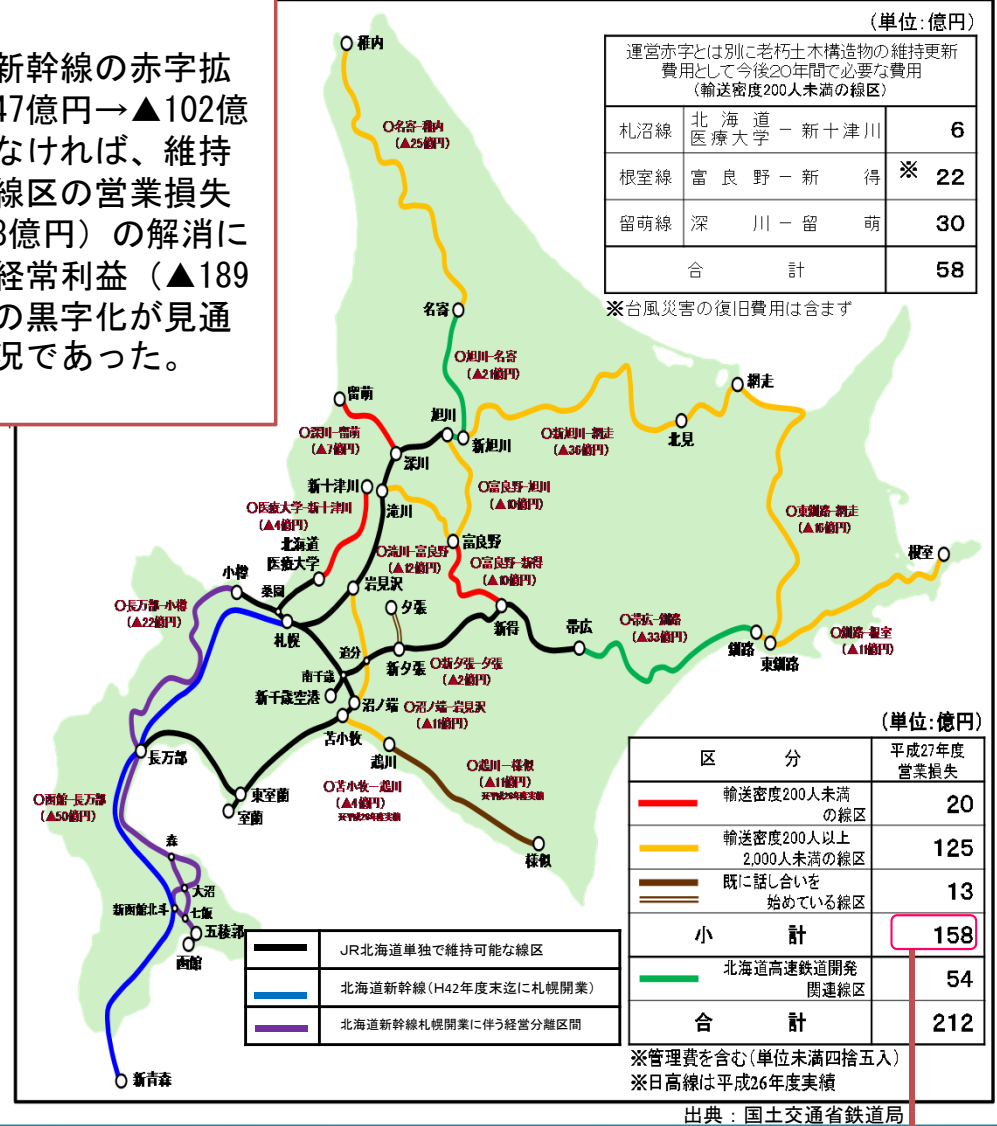
JR北海道の計上損益の推移



JR北海道単独では維持困難な線区について

(平成28年11月JR北海道発表資料より作成)

北海道新幹線の赤字拡大(▲47億円→▲102億円)がなければ、維持困難な線区の営業損失(▲158億円)の解消により、経常利益(▲189億円)の黒字化が見通せる状況であった。



JR北海道の新幹線と在来線等の営業損益の推移

(単位:億円)

	27年度実績	28年度(開業前想定)	28年度実績	29年度見込	30年度計画
新幹線	—	▲47	▲54	▲103	▲102
在来線等(並行在来線等)	▲447	▲398(+49)	▲444	▲426	▲393
営業損益全体	▲447	▲446(新幹線効果+1)	▲498	▲526	▲495

(注1) 在来線等の営業損益は、営業損益全体から北海道新幹線に係る営業損益を除いたもの。

(注2) 28年度(開業前想定)の営業損益は、貸付料算定時の営業損益の影響額を27年度実績に加えたもの。

出典: 国土交通省鉄道局

- IoTを活用した危機管理型水位計の開発により、1/10～1/100のコストダウンが実現されるなど、新技術活用によるコスト削減の余地は非常に大きい。
- こうした先行事例では、現場ニーズに基づいた要求水準を明示することで、企業間の競争と民間開発投資が誘発され、加えて、短期間で実装と普及が進むことにより、コストも加速度的に削減している。
- 平成30年度予算において導入した新技術導入促進経費を活用し、技術開発を担う経済産業省等との連携を強化しながら、最先端技術の現場実証を推進するとともに、施工等の基準の見直しや総合評価方式の活用等を通じて現場実装を促進し、全てのインフラ分野で新技術を活用した建設・維持管理コストの大幅削減を早期に実現すべき。

河川分野での新技術活用

危機管理型水位計

課題

- ・初期投資がかかる
 - ・維持管理コストがかかる
- 水位計普及の障壁

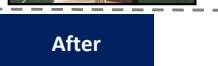
低コストの水位計を実用化し普及を促進

Before (365日、24時間対応)



価格
約1500万円

サイズ
小屋が必要



1/100～1/10
コスト
ダウン

20～100万円

サイズ
ダウン

手のひらサイズ
(洪水時に特化)

全国約1万箇所の設置に
向け予算措置済

水害危険箇所毎に水位情報を提供

陸上・水中レーザードローン

課題

- ・現在のドローン測量では植生下は×
- ・赤色レーザーでは水面下の測量は×

面的連続データによる河川管理へ

Before

価格
約2億円強

重量
100kg強



1/20
コスト
ダウン

1000万円台

1/50
サイズ
ダウン

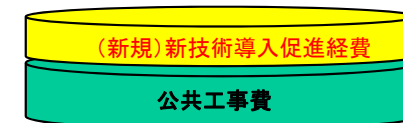
1.8kg

+より高性能化(水底も可視化)

測量マニュアルを更新・現場導入へ

3次元データによる変状把握等管理の高度化

新技術導入促進経費の活用(平成30年度予算:11.8億円)



新技術の現場実証

イノベーション指向
の事業に転換

関係府省との連携

- 次世代社会インフラ用ロボット開発・導入検討会を活用し、ロボット開発を担う経済産業省と現場実証を担う国土交通省の連携を強化。

構造部点検ロボットシステム



ドローンで橋梁の写真を撮影し、橋梁全体の3次元又は2次元画像を作成して、損傷箇所・程度を把握。

走行型高速3Dトンネル点検システム



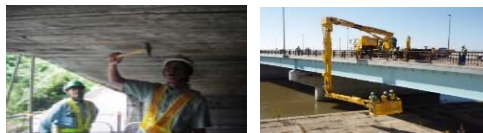
トラックに搭載したカメラやレーザーでトンネル壁面の形状を撮影・計測し、トンネルの形状や損傷箇所等を把握。

- 海外展開を見据え、インフラ・メンテナンスが産官学による成長分野と位置付けられ、点検などの老朽化対策を中心に、新技術の活用によるコスト削減の取組が進められている。
- 新技術の活用にあたっては、点検・補修・長寿命化というプロセスを一体的にとらえ、複数の新技術を連携させて、最適な補修方法の選択・優先順位付けを通じて、コスト削減効果を最大化すべき。
- また、地方公共団体に先進事例を横展開し、長寿命化計画、更には、地方交付税の積算根拠に反映すること等により、長期的に、維持管理・更新コストの大幅な削減につなげるべき。

橋梁のコンクリートのうき・剥離の点検

《橋梁のコンクリートのうき及び剥離》

従来の方法



目視及びハンマーによる打音検査

橋梁点検車による点検

新技術を活用した方法

非破壊検査(赤外線調査)によるスクリーニング※
※異常が疑われる箇所に対して打音検査を実施



(H29年度約270橋で試行)

コスト削減の試算例

(コンクリートのうきを調べる非破壊検査技術)

非破壊検査導入前後の検査費用の比較
＜全国の橋梁の平均橋面積(218㎡)あたりの検査費用＞



※土木設計業務等標準積算基準、建設物価(2017.1)、H29技術者単価、H29労務単価より算出
※非破壊検査によるスクリーニング率を3%と仮定(H27年度試行結果より)
出典:第61回 道路分科会 基本政策部会資料 平成29年4月

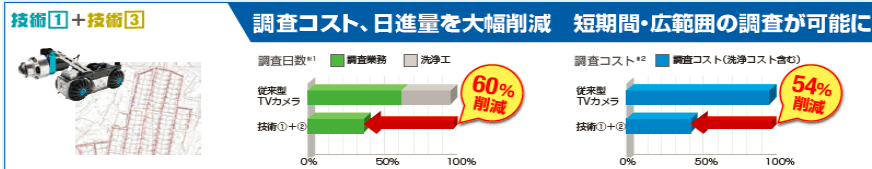
下水道管路の点検・補修

技術概要・メリット

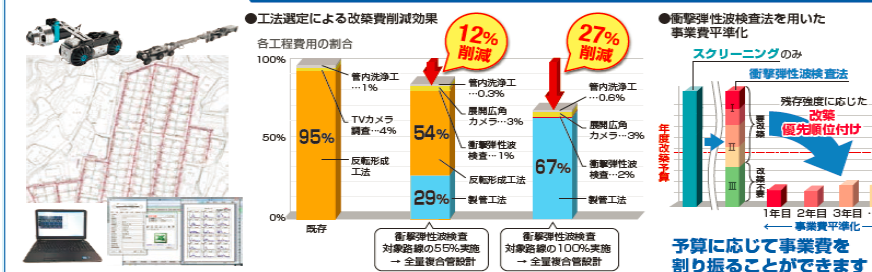
主な技術	特徴	メリット
技術① スクリーニング調査 展開広角カメラ 調査機器	●洗浄無しで高精度の調査が可能 ●展開画像のため簡単に閲覧可能 ●TVカメラと比較して、 ※調査スピード1.6倍 ※調査費用40%削減	●広域調査のスピード実現 ●長寿命化計画へ直結
技術② 精密診断 衝撃弾性波検査 調査機器	●管体を打撃し、その振動を受信することで目視では見えない残存強度を算出可能	●改築事業費の平準化 ●対策工法の適正化 ●目視による誤診の再評価
技術③ 施設情報管理システム ASSYS システムイメージ	●膨大な調査結果を画面上で一元管理 ●調査結果に基づく対策路線自動判定	調査、維持管理から 改築に至るまで 一連の業務を 効率的にサポート

※H25年度 国土省 B-DASH事業での実証結果より。

導入効果 ※大阪府河内長野市での実績、および試算結果



技術①+技術②+技術③ 改築方法の決定から事業費削減、実行可能な事業計画立案を支援



※流量・残存強度によっては自立管設計となる場合があります。

出典:積水化学工業(株)「スクリーニング調査のすすめりーフレット」より
(注)下水道は全て地方公共団体が管理している。

道路管理者別の橋梁数

約73万橋 (726,190橋)

国、高速道路会社
約6.2万橋(8%)

都道府県・政令市等
約18.6万橋(26%)

市町村(特別区含)
約47.8万橋(66%)

※29年3月末時点

河川管理者別の樋門・樋管数

約2万6千施設

国 : 約 8千施設 (32%)
都道府県等 : 約 18千施設 (68%)



※29年3月末時点

- 社会インフラの長寿命化や施設の縮減について、内閣府の試算では、一部の地方公共団体で目標としている取組を全国で徹底した場合には、費用の増加が相当程度抑制される姿が示されている。
- 抑制率が高い団体並の効率化を目指して費用抑制を徹底するとともに、インフラ・データを的確に管理・活用しつつ、PPP/PFIや新技術の導入により対策を強化すれば、現在の予算の水準でもインフラ老朽化への対応が可能な姿が見通せる。
- さらに、本格的な人口減少社会の到来を見据え、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方も踏まえ、社会インフラの統廃合についても、長寿命化計画の中にしっかり反映すべき。

「インフラ維持補修・更新費の中長期展望」(内閣府) (平成30年3月29日 経済財政諮問会議提出資料)より

図3 公共施設等総合管理計画における削減効果

(単位:百万円/年)

	将来の費用 (対策なし)	将来の費用 (対策あり)	削減額	削減率 (削減額/対策なし)
分析の対象とした189団体【※1】	1,653,470	1,264,567	388,903	24%
長寿命化による効果 (95団体)【※2】	1,028,576	797,044	231,532	23%
施設の縮減による効果 (60団体)【※2】	258,976	217,231	41,745	16%

※1. 平成29年3月31日時点の公共施設等総合管理計画において、「将来(30年以上)」を記載している団体のうち、「将来(対策あり)」「将来(対策なし)」の両方を記載している189団体の費用を合計。189団体の費用算出期間の加重平均は約40年。
※2. 189団体の中で、公共施設等総合管理計画から「長寿命化による効果」「施設の縮減による効果」が読み取れる団体の費用を合計。読み取れない一部の団体の費用のため、合計は189団体の削減額と一致しない。また、読み取れない団体の中には、取組の検討を行っていたり、効果が盛り込まれている団体も存在することに留意が必要。
※3. 189団体の削減率を長寿命化による削減額(231,532百万円)と施設の縮減による削減額(41,745百万円)で按分した。

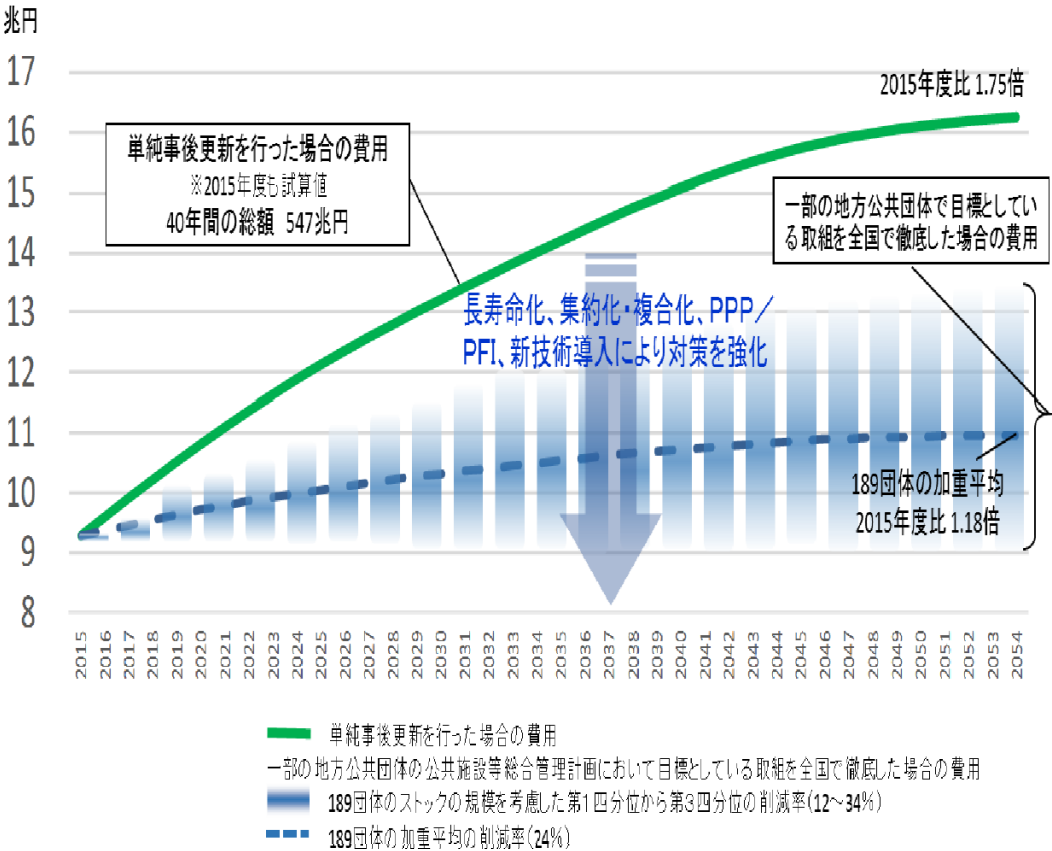
(2) 公共施設等総合管理計画における取組

対策前後の費用を明示している189団体の地方公共団体の公共施設等総合管理計画を分析した。

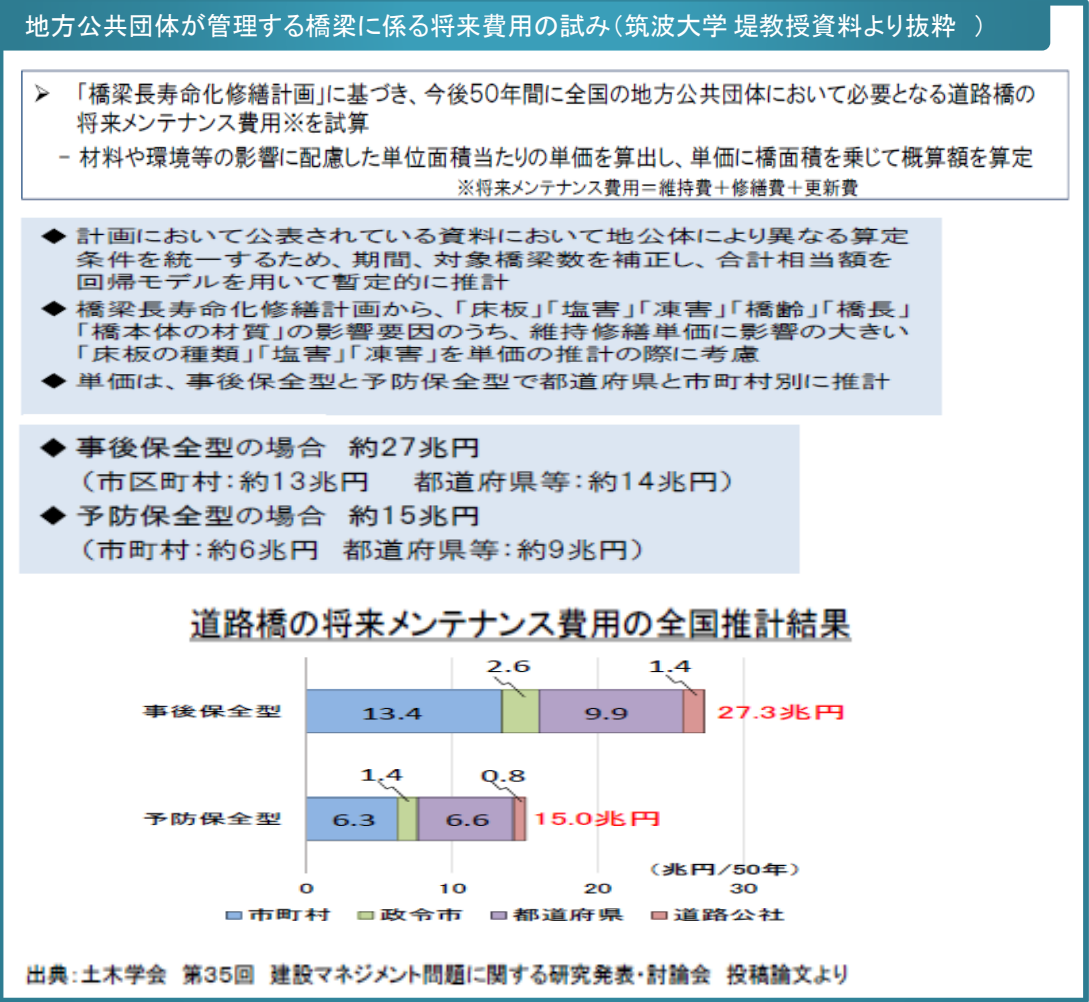
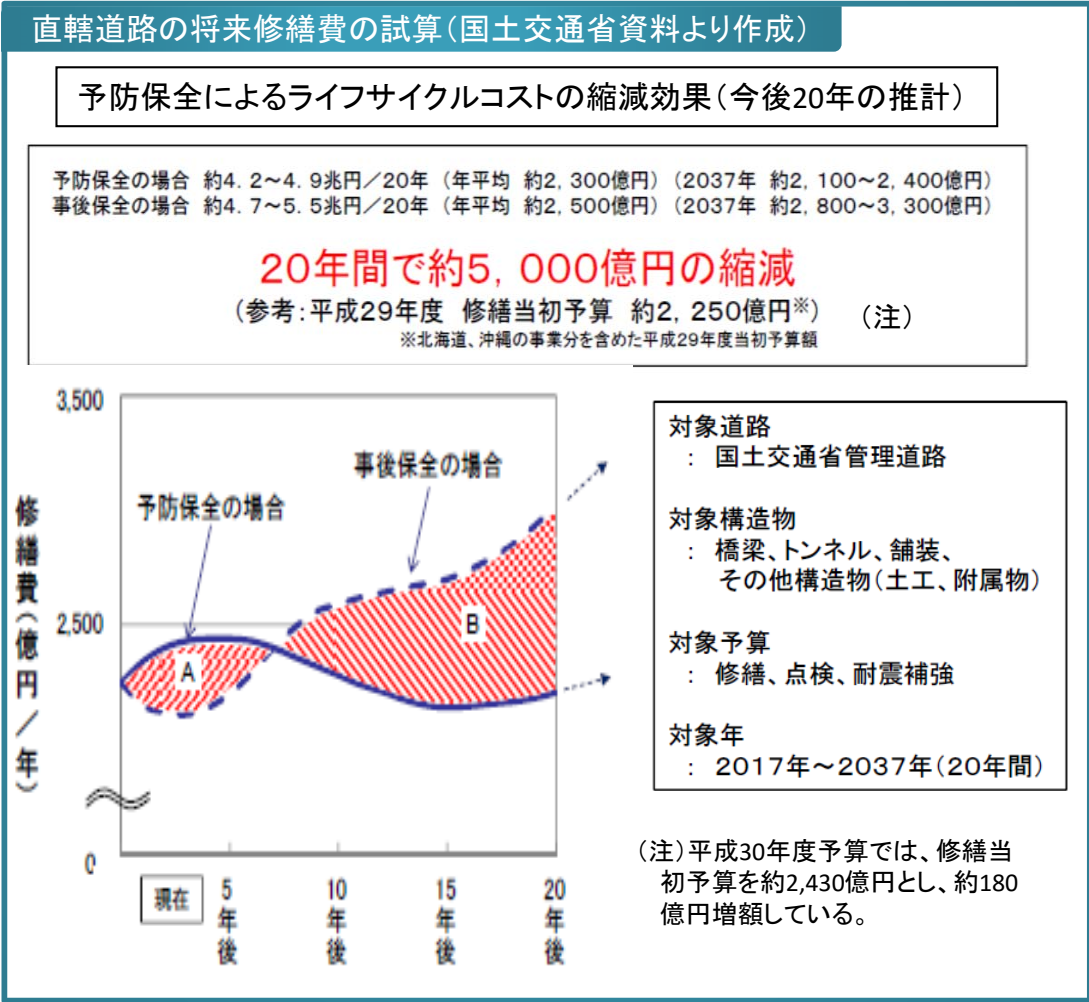
- 長寿命化は多くの団体で検討され、公共建築物・土木インフラ双方を対象とするため、大きな削減額が期待できる。
- 統廃合等による施設の縮減は、効果額を記載している団体が比較的小なく、対象も公共建築物に限定されるため、全体に対する削減率は一定程度にとどまる。

➡ 長寿命化とそれを補完する施設の縮減によって、相当程度、費用の増加抑制が期待される

図4 長寿命化等による維持補修・更新費の増加抑制のイメージ

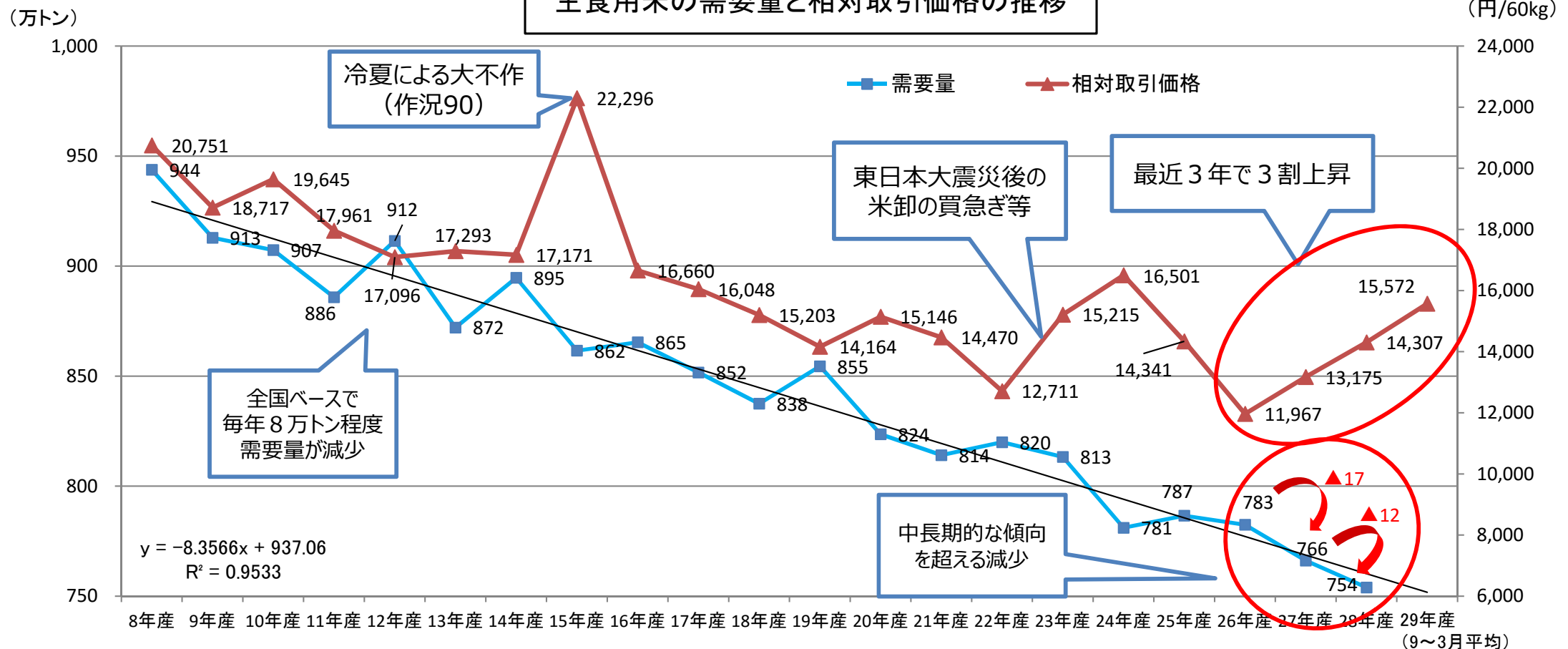


- 直轄道路については、国土交通省において、予防保全によるライフサイクルコストの縮減効果を20年間で約5,000億円と試算した上で、将来の修繕費の見通しが示されている。他の直轄事業についても、徹底した予防保全によるライフサイクルコストの縮減効果と、将来の修繕費の見通しを示すべき。
- 地方公共団体管理の橋梁についても、地方公共団体で公表されている資料を前提として、予防保全型の維持修繕を実施した場合の費用が試算されている。
- 防災・安全交付金の重点配分対象となる老朽化対策については、平成30年度から費用の見通し等の記載を要件化。国土交通省において、こうした仕組みを活用して、地方公共団体についても予防保全によるライフサイクルコストの縮減効果と将来の修繕費の見通しをとりまとめるとともに、類似団体間の比較等により、効率化の徹底を図るべき。



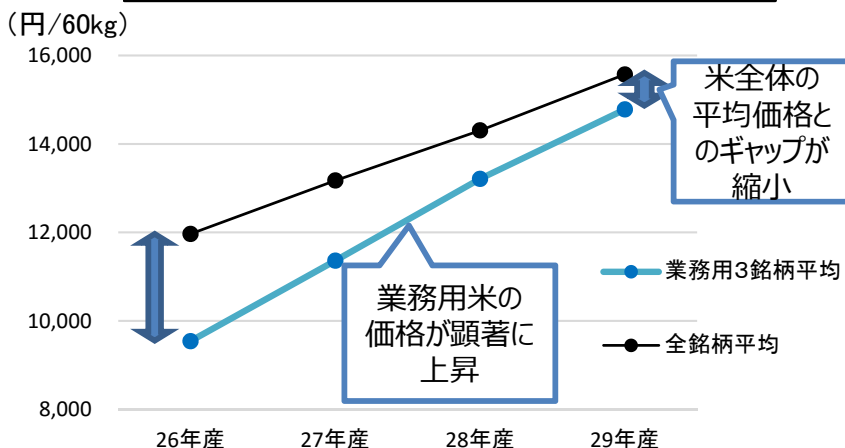
- 主食用米の需要は、食生活の変化や高齢化により中長期的に減少傾向(▲8万トン／年)。
- 恒常的な米の供給過多が続いてきたが、水田活用の直接支払交付金の影響もあり、主食用米の生産が需要を下回る状況を実現。
- しかし、足元の状況を見ると、主食用米の価格は最近3年で3割上昇し、消費者や中食・外食事業者の買い控えが進み、需要量の減少ペースが加速。

主食用米の需要量と相対取引価格の推移



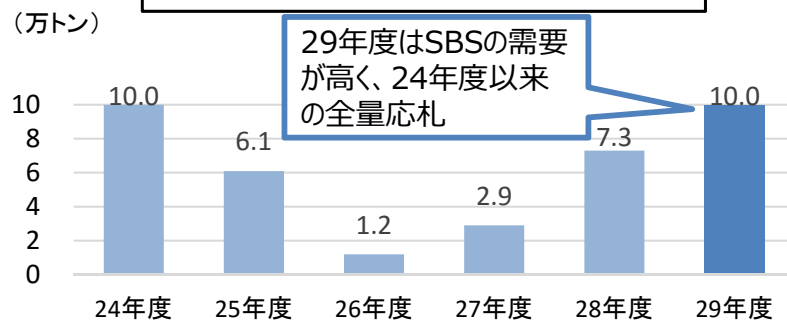
- 主食用米全体で価格が上昇する中、特に業務用米の価格の上昇は顕著。業務用米と代替関係にあるSBS米(外国産米)の需要が急激に高まっており、中食・外食ユーザーが求める価格帯とミスマッチが生じている。
 - 中食・外食事業者での価格転嫁もなされている。需要減の固定化や大型農家への影響を心配する声もある。
- (注)中食・外食でニーズがある比較的低価格の主食用米は、業務用米と呼ばれている。

業務用銘柄の価格の推移
(全銘柄平均価格との比較)



(注)業務用銘柄は青森県産まっしぐら、栃木県産あさひの夢、千葉県産ふさがねの3銘柄を抽出し試算。
資料:農林水産省「米に関するマンスリーレポート(平成30年4月号)」を基に作成

SBS米の応札状況



(注)SBS米とは、ミニマムアクセス米の一部(最大10万トン)を主に主食用として輸入する外国産米。アメリカ産中粒種やオーストラリア産短粒種が多い。
資料:農林水産省「輸入米に係るSBSの結果概要」を基に作成

業務用米不足に関する報道

- 業務用米、不足に悩む中食・外食産業
(2018年1月6日 日本経済新聞電子版ニュース)(抜粋)

苦境に耐えきれず企業の値上げも相次ぐ。佐藤食品工業は主力の**包装米飯「サトウのごはん」の一部商品を昨年11月から値上げ**した。値上げ幅は1パックあたり2～10円で、1988年の発売以来初めてだ。牛丼チェーン「すき家」も11月から**牛丼の中盛り以上を10～50円値上げ**した。

- こっそり値上げ、見破る消費者(2018年3月26日 日本経済新聞)(抜粋)

米菓では、亀田製菓が4月9日出荷分から、主力ブランド「ハッピーターン」や「揚一番」など6商品を**内容量を減らして実質的に値上げ**する。

業界ヒアリングの結果

- (公社)日本炊飯協会

業務用需要米の不足に対して、麺やパンで代替できる中食・外食産業もいる。**米の需要が落ちて最も影響を受けるのは、結局は大型稲作農家。**

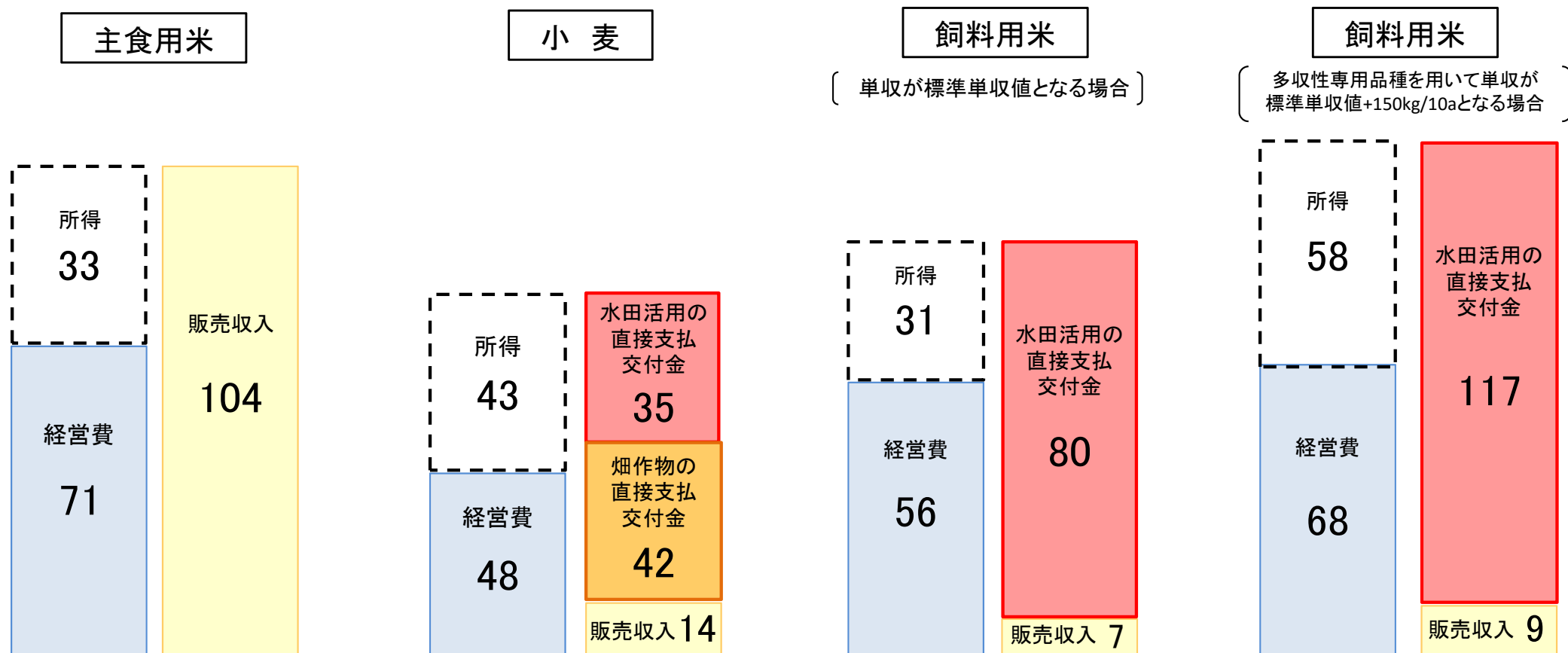
- (株)神明

足元で米の供給が落ちている中で、高米価により需要が縮小して、需給の帳尻が合っている現状。**一度縮小した需要を回復させるのはかなり難しく、米市場全体が縮小していく。**

主食用米・転作作物の所得比較

資料Ⅱ－5－3

○ 米の転作に対しては、主食用米を作付した場合との所得差が生じないようにすることを基本として、助成している。収入に占める交付金の割合が極めて高く、農業経営体の営農判断に大きく影響を与えている。



(単位: 千円/10a)

- (注1) 主食用米、小麦の販売収入は、平成27年産生産費統計の5ha以上層の平均の粗収益を用いている。
- (注2) 主食用米、小麦の経営費は、平成27年産生産費統計の5ha以上層の平均の支払利子・地代算入生産費から、家族労働費を控除している。
- (注3) 飼料用米の販売収入は、取組事例のデータを用いて算定。
- (注4) 飼料用米の単収が標準単収値と同じとなる場合の経営費は、主食用米の機械を活用するため、5ha以上層の平均のデータを用いて主食用米の経営費から農機具費及び自動車費の償却費を控除。
- (注5) 飼料用米について、多収性専用品種に取り組み、単収が標準単収値+150kg/10aになった場合、多収性専用品種での取組による1.2万円/10aの産地交付金の追加配分が加算され、戦略作物助成の収量に応じた上限単価10.5万円/10aが適用されるとして算定。また、経営費は、標準単収値の経営費から、150kgあたりの施肥及び収穫・調製等に係る費用を加えて算定。

- 交付金が農業経営体の営農判断に与える影響が大きいことから、麦・大豆より多くの農業所得が見込め、かつ市場価格の変動等のリスクも少ない飼料用米生産への誘導効果が過剰に働いていないか。その結果、需要に見合った農産物の生産が妨げられているのではないか。

農業経営体ごとの農業所得

	経営概況	経営規模	粗収益	＋ 交付金収入	－ 経営費	＝ 農業所得
モデル1	主食用米のみを生産する家族経営	経営耕地 10ha 〔 主食用米 10ha 〕	1,058万円	—	714万円	344万円
モデル2	主食用米、小麦をブロッコローテーションで生産する家族経営	経営耕地 10ha 〔 主食用米 5ha 小麦 5ha 〕	575万円	380万円	618万円	337万円
モデル3	全経営耕地で多収品種による飼料用米生産を行う家族経営	経営耕地 10ha 〔 飼料用米 10ha (多収品種) 〕	91万円	1,170万円 ※飼料用米 117,000円/10a	834万円	426万円
モデル4 (参考)	地域の農地を集積し、水稻の生産から販売まで行う大規模法人経営	経営耕地 100ha 〔 主食用米 60ha 飼料用米 20ha 小麦 20ha 〕	6,455万円	3,120万円 ※飼料用米 80,000円/10a	6,441万円	3,134万円

(注1) 主食用米の粗収益は、「農業経営統計調査(平成27年)」における作付規模別の10a当たり粗収益を用いて算定。飼料用米、小麦の粗収益は、「経営所得安定対策等の概要(平成29年度)」(農林水産省)のデータを用いて算定。

(注2) 交付金収入は、飼料用米については表中に掲げられた単価により算定。モデル3の飼料用米の交付金単価は、最高単価105,000円/10aに多収品種の取組12,000円/10aを加えたもの。なお、交付金を最高単価で交付されている経営体は全体の約5%。小麦については、水田活用の直接支払交付金及び畑作物の直接支払交付金(ゲタ)が含まれている。

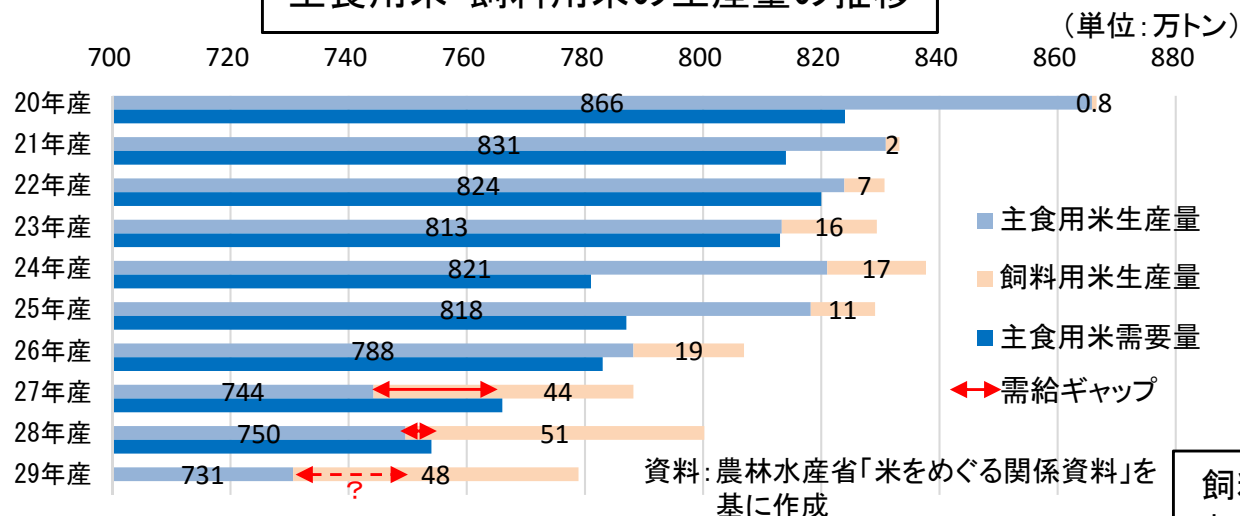
(注3) 主食用米の経営費は、「農業経営統計調査(平成27年)」における作付規模別の10a当たり経営費を用いて算定。飼料用米の経営費は、交付金単価80,000円/10aの場合は、主食用米の機械を活用するため、主食用米の経営費から農機具費及び自動車費の償却費を控除。交付金単価117,000円/10aの場合は、施肥・収穫・調整等の費用や労働時間コストとして1.2万円/10aを加えて算定。小麦の経営費は、「経営所得安定対策等の概要(平成29年度)」(農林水産省)のデータを用いて算定。

主食用米・飼料用米の生産量と水田の利用状況

資料Ⅱ－５－５

○ 平成22年から本格的に飼料用米等への助成を行うことにより、近年、主食用米の作付は、飼料用米やWCS用稲の作付に振り替えられている。その結果、生産数量目標を下回る水準まで抑制され、主食用米の需要に見合った生産ができていない状況。

主食用米・飼料用米の生産量の推移

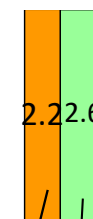


(参考) WCS用稲
(Whole Crop Silage、稲発酵粗飼料)

稲の実と茎葉を一体的に収穫し、発酵させた牛の飼料



(平成25年)



飼料用米
+7.0万ha

WCS用稲
+1.7万ha

水田の利用状況

(平成29年)



「水田活用の直接支払交付金」の対象

(単位:万ha)

田本地面積 228.4

主食用米 備蓄米 米粉用米・加工用米 輸出用米 飼料用米 WCS用稲 飼料作物 麦 大豆 野菜等 その他(不作付地を含む)

(注1) 平成25年は交付金の交付実績ベース。平成29年は作付計画ベース。

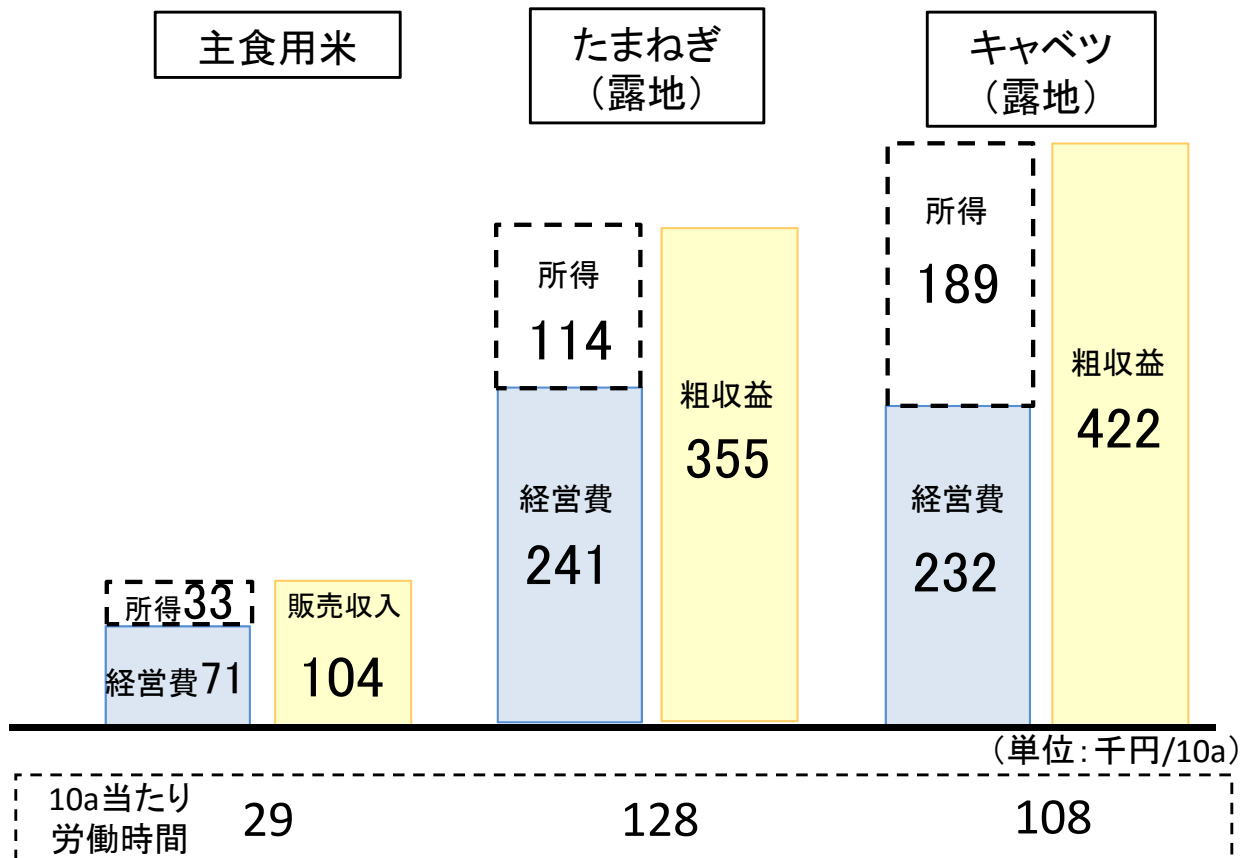
(注2) 野菜等については、産地交付金の対象となっている水田面積を合計したもの。その他(不作付地を含む)は交付金の対象外となっているもの。

論点① 高収益作物への転換による競争力強化

資料Ⅱ－5－6

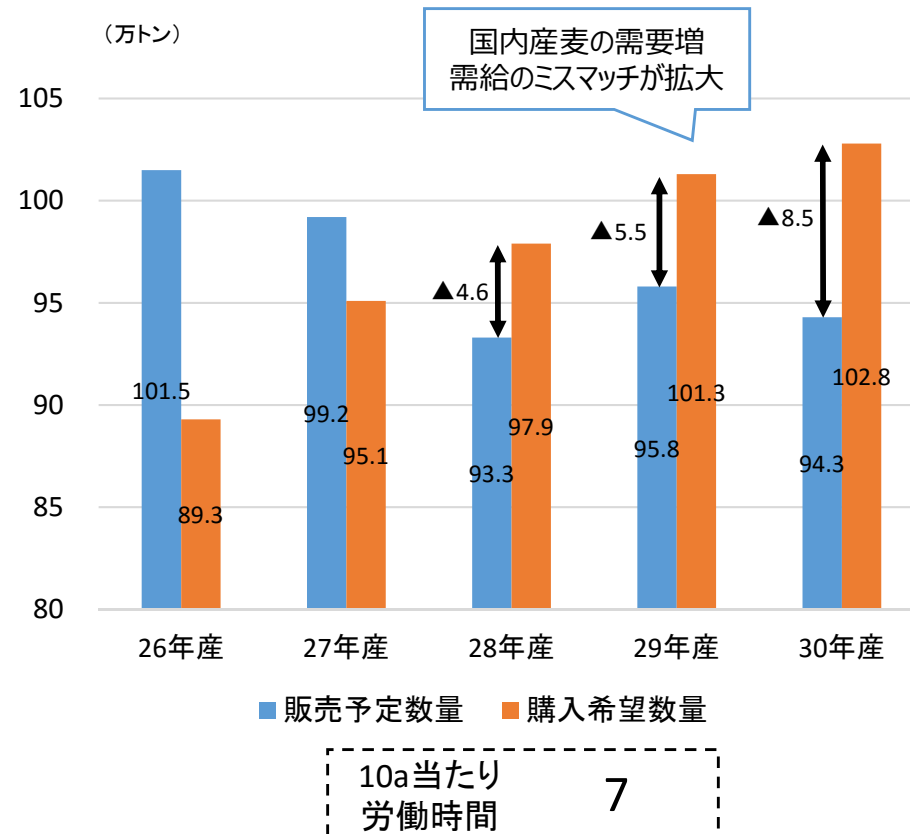
- 野菜は、労働時間を多く要するが、主食用米と比較して高収益であり、経営面積の一部を野菜などに転換すべきではないか。
- 労働力の制約により野菜等への転換が難しい場合でも、国産麦への需要が拡大している現状を踏まえれば、麦生産をより拡大すべきではないか。

主食用米と野菜の所得比較



(注) 主食用米の所得、経営費、販売収入は、前掲のデータ。それ以外については、「農業経営統計調査(平成27年)」。

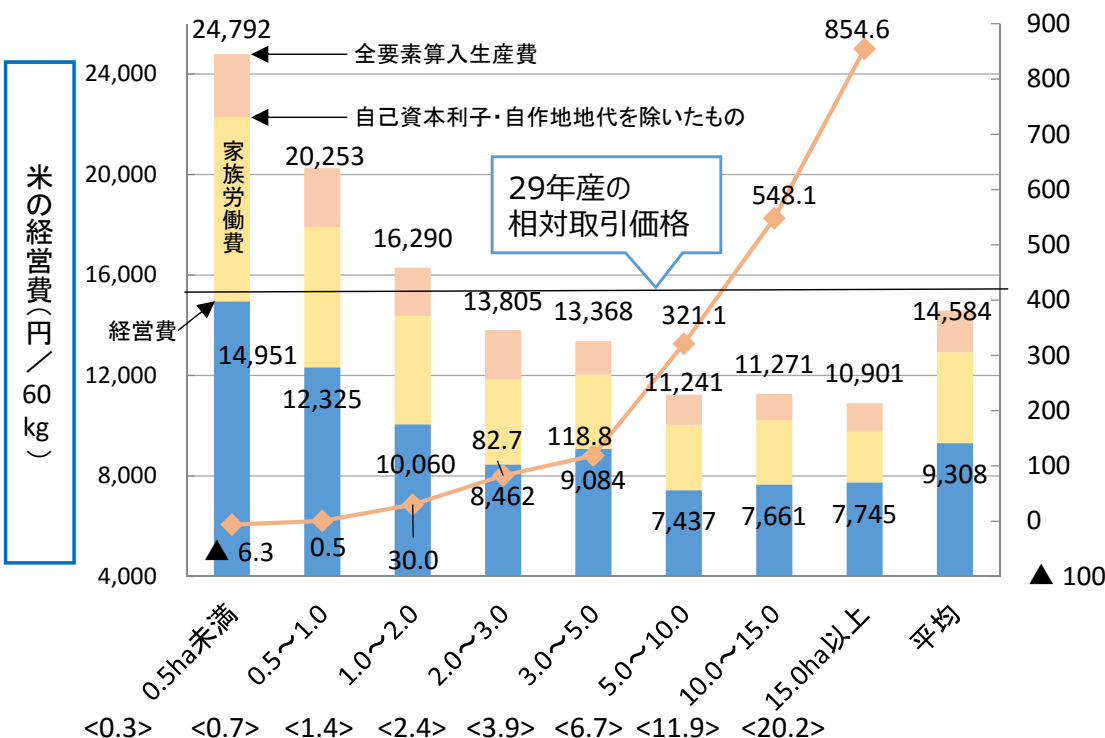
民間流通麦(国産)の
販売予定数量・購入希望数量の推移



資料: 民間流通連絡協議会資料を基に作成

- 作付規模の拡大による米の生産コストの削減は10haを超えると緩やかになる。更なるコスト削減には、直播栽培、多収品種の導入など新たな取組が不可欠。
- 生産調整下で生産量を制限された中で、食味の向上による価格の引上げを目指した従来のビジネスモデルから、多収品種の飼料用米の導入を契機として、多収による業務用米、加工用米や輸出用米の生産という新たなビジネスモデルの創出を目指していくべきではないか。

水稲作付面積別の経営費と所得



水稲作付規模(ha/経営体) <>内は、各規模階層の平均水稲作付面積

資料：農林水産省「農業経営統計調査 米及び麦類の生産費」(平成28年産)

注：経営費＝資本利子・地代全額算入生産費－家族労働費－自己資本利子－自作地地代

所得＝粗収益－(物財費＋雇用労働費＋支払利子＋支払地代)

なお、粗収益には助成額は含まれていない。

飼料用米の低コスト生産の研究

飼料用米生産費 主食用の半減可

(2018年3月25日 日本農業新聞)(抜粋)

東京農業大学の信岡誠治教授は、10年以上にわたる同大学での飼料用米栽培試験から、**生産コストを主食用米の5割程度に低減することは「可能」とまとめた**。多収性品種に堆肥の投入を組み合わせ増収させ、化学肥料は使わず手間もかけずコストを抑える。

輸出用米に関する報道

コメ農家がもうからなくても輸出をする理由

(2017年2月号 Wedge)(抜粋)

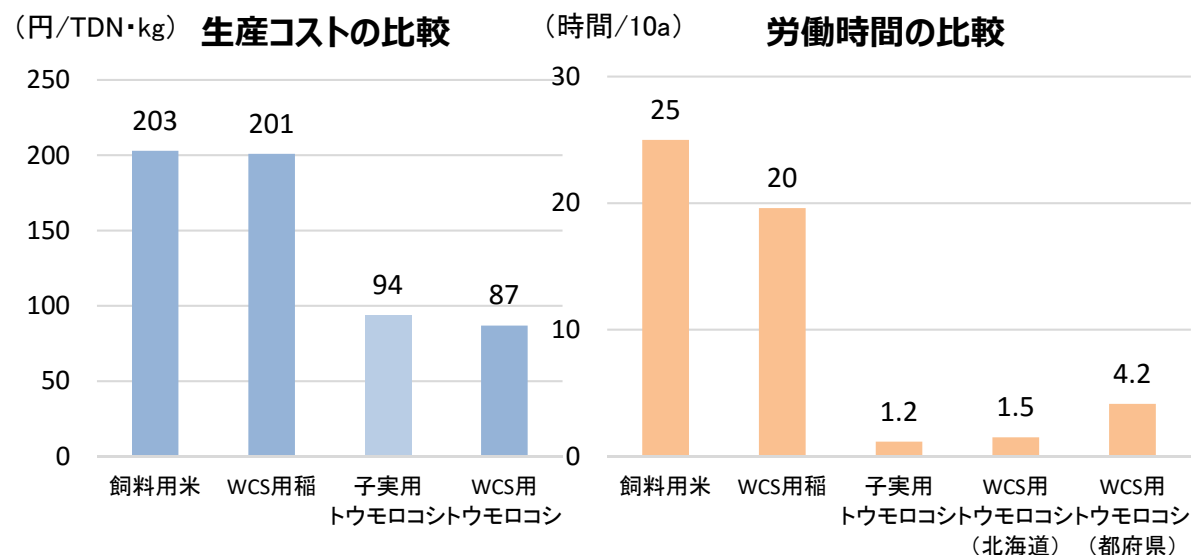
「**輸出用は最終的に、国内で売る場合の3割安くらいにしないといけないのではないか**。それでも量は増やしていきたい。」

社長の柴田為英さん(※)は、周辺地域の過疎高齢化で耕作面積が年々増加しており、**増加分の販路として輸出を有望視**している。

(※)やまだアグリサービス(秋田県湯沢市)

- 水田での飼料生産が飼料用米（濃厚飼料）やWCS用稲（粗飼料）として拡大。飼料として需要がある場合には、生産コストや労働時間の面で優れるトウモロコシへ転換し、飼料作物の増産を図るべきではないか。
- その際、畜産農家や飼料生産組織が飼料作物の生産に直接取り組むことを支援するなど、耕種・畜産の生産全体で収益を確保することを目指すべきではないか。

飼料用トウモロコシ生産の優位性



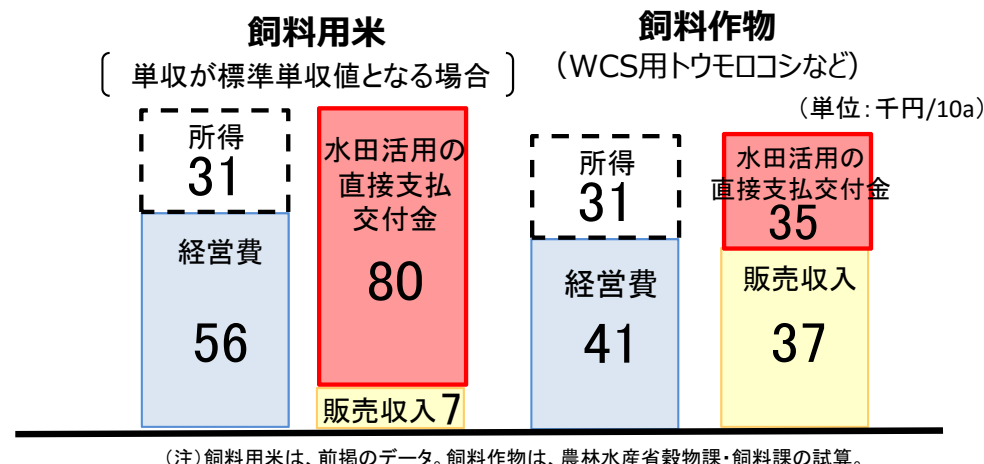
WCS用トウモロコシは丸ごと収穫

子実用とうもろこしは子実のみ利用



- (注1) TDN (Total Digestible Nutrients) とは、家畜が消化できる養分の総量のことであり、カロリーに近い概念。
- (注2) 飼料用米、WCS用稲、WCS用トウモロコシの生産コストは、千田雅之・恒川磯雄「水田飼料作経営成立の可能性と条件—数理計画法適用による水田飼料作経営の規範分析と飼料生産コスト—」における試算。
- (注3) 子実用トウモロコシの生産コストは、北海道農業試験場 吉田邦彦「子実用とうもろこしの田畑転換圃(泥炭土)における機械収穫・栽培の実証及び経済性評価」におけるデータを基に円/TDN・kgに換算したもの。
- (注4) 飼料用米の労働時間は、農林水産省「経営所得安定対策等の概要(平成30年度)」における試算。
- (注5) WCS用稲の労働時間は、「農産物生産費統計(平成28年)」を基に、米の労働時間から刈取脱穀及び乾燥の労働時間を差し引いたものとして算定。
- (注6) 子実用トウモロコシの労働時間は、農研機構 菅野勉「国産濃厚飼料の可能性を探る」に掲載されている岩手県盛川農場での調査事例(昆2017)。WCS用トウモロコシの労働時間は同レポートによる。

飼料用米と飼料作物の所得比較



畜産農家による飼料生産への取組事例

福澤秀雄氏(青森県十和田市)

肉用牛繁殖経営 飼養頭数 38頭

飼料用稲 14.5ha(うち飼料用米12.0ha)、飼料作物14.4ha

取組のポイント

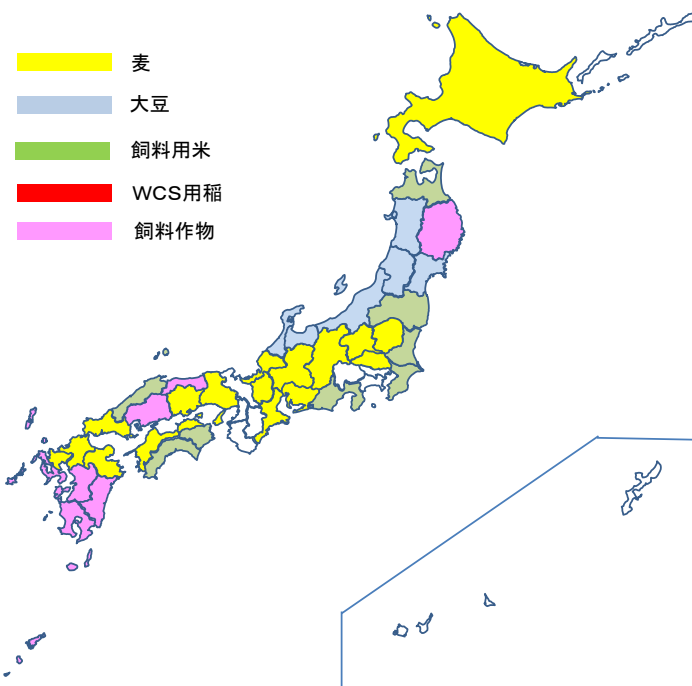
- 飼料用米専用品種を用いて、直播栽培に取り組み、**飼料用米生産の低コスト、省力化を実現**
- 飼料用米を稲SGS(※)に加工・調整し、配合飼料の代替として利用することにより、**購入飼料費を従来の約4割に低減。**

(※) 稲SGS(稲ソフトグレインサイレージ)：破砕した粳米に乳酸菌を添加、加水して乳酸発酵させた飼料

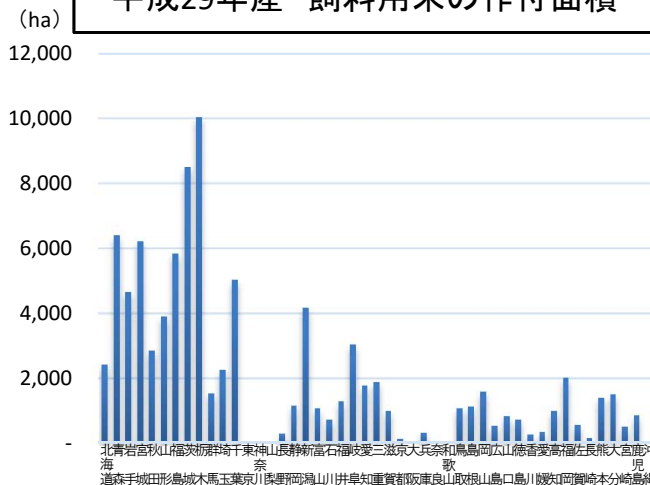
青森県 意欲溢れる攻めの農林水産業賞(平成27年度)資料より

- 転作作物は、気候、土壌、消費地との距離、畜産地域との距離など様々な条件によって地域差が大きい。
- 生産調整を念頭に国が全国一律で交付金単価を決めるだけではなく、各都道府県において、農地バンク等も活用して、地域の強みを活かした産地づくり計画を策定し、国は計画実現のための交付金を取組等に応じて配分した上で、交付金単価も各都道府県においてその計画を支援するように自主的に決めることができるようにしていくことも必要ではないか。

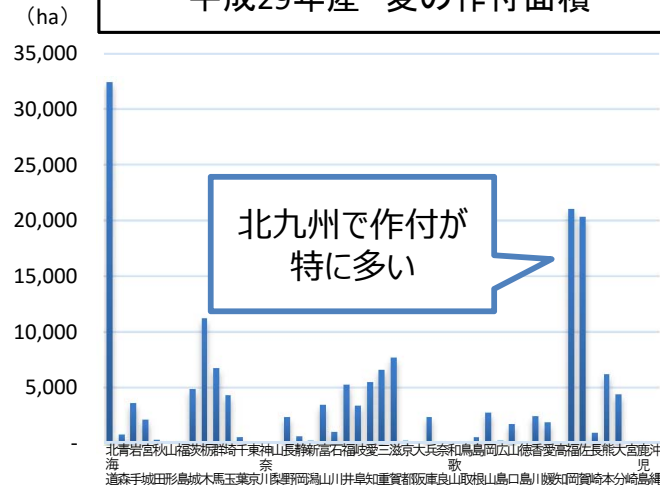
都道府県別 作付面積第1位の転作作物



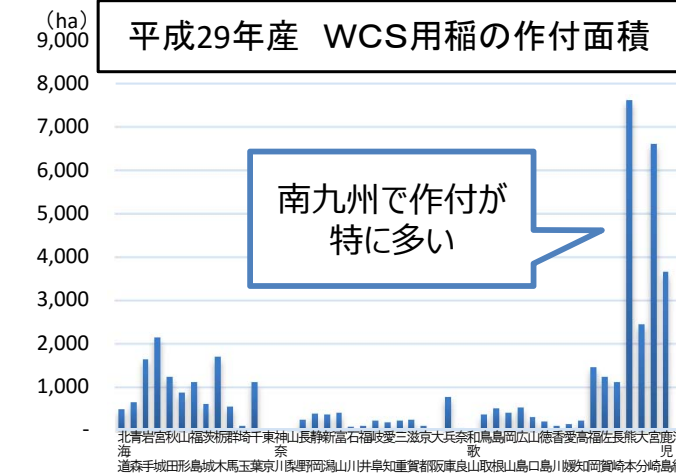
平成29年産 飼料用米の作付面積



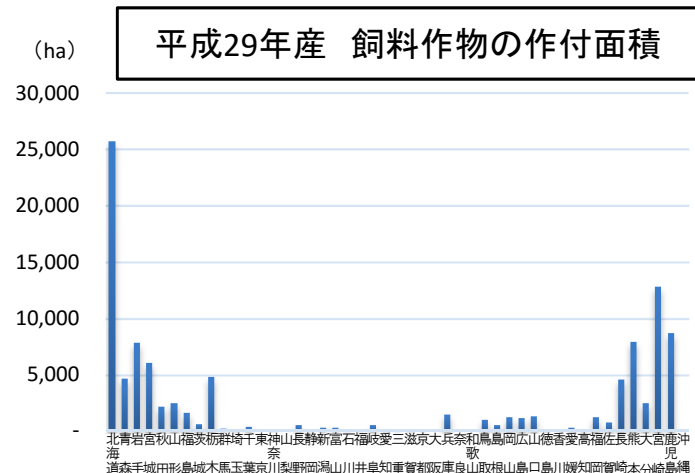
平成29年産 麦の作付面積



平成29年産 WCS用稲の作付面積



平成29年産 飼料作物の作付面積

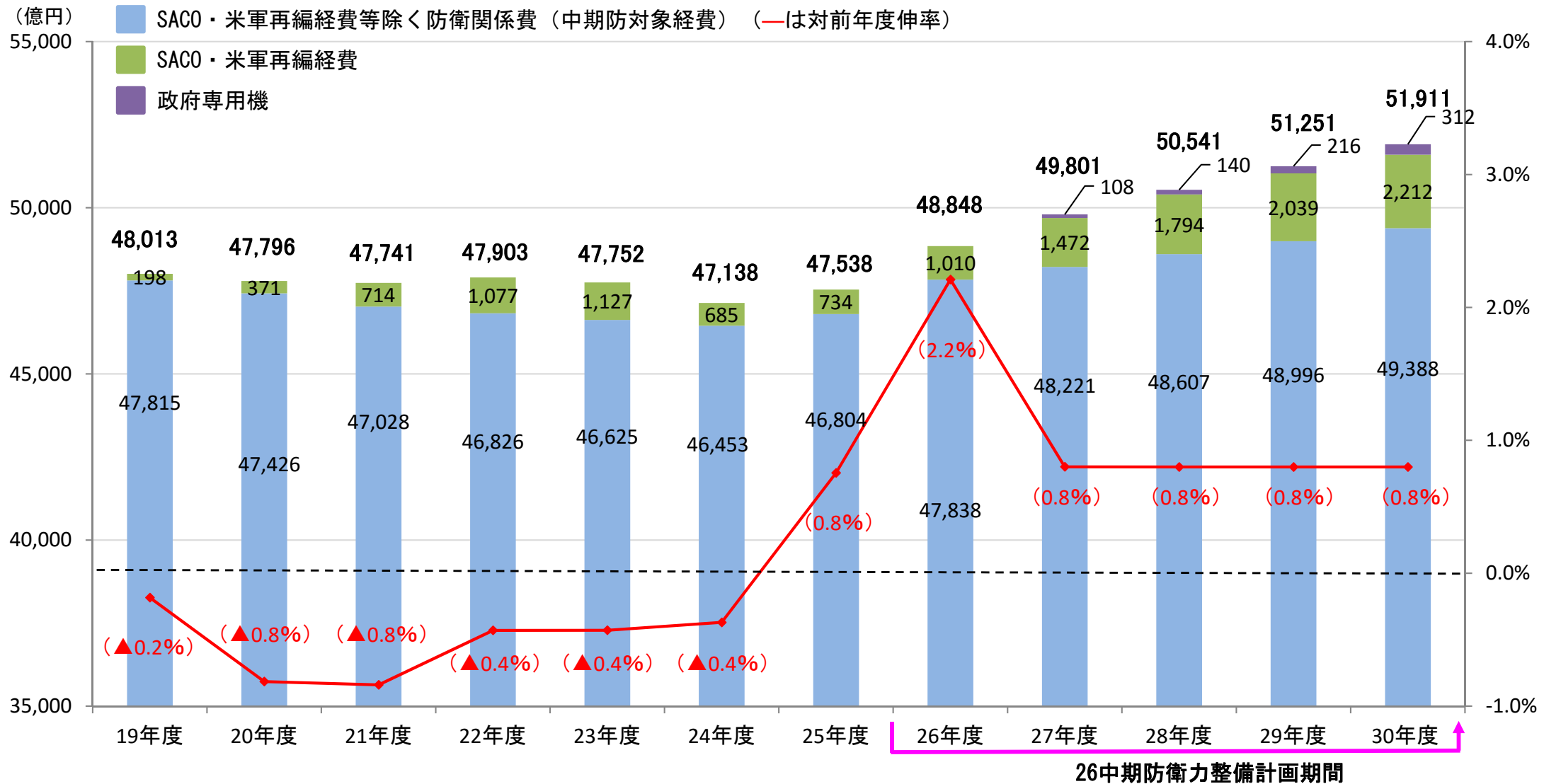


(注1) 二毛作としての作付面積も含めて第1位作物を判定している。
 (注2) 転作作物(麦、飼料用米、大豆、WCS用稲、飼料作物)の作付面積合計が1,000a以下の都府県については、白抜きとしている。

防衛関係費の推移

資料Ⅱ－6－1

- 平成25年度以降、防衛関係費は増加。「中期防衛力整備計画」では、26年度から30年度まで平均実質0.8%の伸率による所要経費の総額（23兆9,700億円）の枠内とすることを規定。
- 厳しい財政状況の中、SACO・米軍再編経費を含め、防衛関係費をメリハリある予算としていく必要。



注1:SACO(Special Action Committee on Okinawa)は、平成7年11月に設置された、在日米軍に係る土地・施設の返還、訓練・運用改善による沖縄県の負担軽減等についての日米協議に係る特別委員会の呼称。

注2:米軍再編は、平成18年5月に日米安全保障協議委員会で承認された「再編の実施のためのロードマップ」に基づいて実施する、在日米軍の日本国内外の再編に係る事業。

- 「中期防衛力整備計画」では、調達改革等を通じ、おおむね7,000億円程度の実質的な財源を確保することとされており、調達改革は極めて重要な課題。
- 平成30年度予算では、予算編成プロセスを通じて調達改革に取り組んだ結果、原価の精査等により700億円程度削減し、5年間の累計で7,000億円を上回る財源を確保。

施策の例	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
長期契約を活用した装備品等 及び役務の調達	—	417億円	148億円	110億円	50億円
維持・整備方法の見直し (ロジスティクスの改革)	81億円	336億円	432億円	540億円	685億円
民生品の使用・仕様の見直し	250億円	423億円	455億円	582億円	166億円
装備品のまとめ買い	331億円	350億円	465億円	467億円	371億円
原価の精査等	—	—	—	345億円	701億円
単年度計	660億円	1,530億円	1,500億円	2,040億円	1,970億円
累計	660億円	2,190億円	3,690億円	5,730億円	7,710億円

(注) 長期契約とは、財政法上5箇年度が上限である国庫債務負担行為について、「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法」(平成27年4月成立)により、5箇年度を超える長期契約が可能となったことで、自衛隊の装備品等の調達及び整備をより安定的かつ効率的に実施できるもの。

- 装備品を選定又は研究開発する以前の段階として、防衛省・自衛隊では、部隊での運用や必要性を考慮しつつ、要求性能や開発・取得方法の検討を行っている。

例：C－1 輸送機後継機（C－2 輸送機）の検討経緯

- ✓ 「中期防衛力整備計画（平成8年度～平成12年度）」（平成7年12月15日閣議決定）に基づき、「輸送機（C－1）の後継機に関し、検討の上、必要な措置を講ずる」こととされていた。
- ✓ 平成12年当時、主力輸送機であったC－1 輸送機の減勢が見込まれており、後継機の研究開発に着手する必要があった。
- ✓ 平成4年以降、カンボジア、モザンビーク、ゴラン高原、東ティモール等で、航空自衛隊の部隊が輸送、補給等の面での支援活動を実施しており、引き続き、国際協力任務に対応する必要があった。



以上を踏まえ、「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）」（平成12年12月15日閣議決定）において輸送機（C－1）の後継機の研究開発を推進することとされ、平成13年度予算からC－1 輸送機後継機の研究開発費が計上された（研究開発期間は平成13年度から平成28年度まで）。

（C－1 輸送機後継機の要求性能の検討内容）

項目	C－1 輸送機の性能	検討時の要求性能	備考
最大貨物搭載量等	8 t	約26 t (室内長15 m以上、室内幅4 m以上、室内高3.9 m以上)	大型の装備品を搭載するために搭載量の増加及び貨物室スペースの拡充が必要
航続距離	約2,200 km (6.5 t)	約6,500 km (12 t)	国際緊急援助活動の主な対象地域と想定されるアジア太平洋地域に迅速に派遣するために、距離の伸長が必要
巡航速度	マッハ0.53	マッハ0.8以上	民間航空機が飛行する高高度航空路につき、適正な管制間隔を維持して飛行できる速度が必要

※併せて、固定翼哨戒機（P－3C）の後継機との機体構造等の一部共用化を図ることにより、開発や量産にかかる経費の低減を検討

C－2輸送機と他機種との比較

資料Ⅱ－6－4

- C－2輸送機の性能は、他機種と比較して優れているものの、近年価格上昇が著しい。そのため、C－2輸送機のみを取得し続けるよりも、費用対効果に優れる機種に代替することも検討すべきではないか。

	C－2	C－130J－30	オスプレイ
貨物室床面積（貨物扉部を除く）	約63m ²	約53m ²	約11m ²
航続距離（貨物重量）	約4,500km(36t) 約7,600km(20t) 約9,800km(0t)	約3,150km(16t) 約6,400km(0t)	約370km(9t) 約2,600km(0t)
最大速度	マッハ0.82	マッハ0.58	マッハ0.4
ライフサイクルコスト（LCC）（※1）	18,208億円	—	6,541億円
1機あたりLCC	約607億円	—	約385億円
1機1年あたりLCC（※2）	約20億円	—	約19億円
1機あたり機体価格	（※3）208億円	（※4）93億円	（※3）98億円
不整地離着陸機能（※5）	×	○	◎
取得方法	国内製造	—	FMS

（参考）

- 25大綱における取得予定機数

C－2：約30機 オスプレイ：17機

- 自衛隊におけるC－130シリーズの運用機数

22機（海自：6機、空自：16機）

- 国内外における総生産数

C－130シリーズ：約2,500機 オスプレイ：約350機

（※1）取得プログラムの分析及び評価（防衛装備庁平成29年8月31日公表）に基づく

（※2）取得プログラムの分析及び評価の運用年数（C－2：30年、オスプレイ：20年）に基づき算出

（※3）30年度予算単価（初度部品を含まない。なお、初度部品を含む場合のC－2の1機あたり価格は約236億円）

（※4）米空軍予算（FY2017）における1機あたりの価格に支出官レート（112円）を乗じて算出

（※5）路面状態（くぼみの直径や深さ等）が特定の条件以内に収まる、人為的に舗装されていない路面において、航空機を運用（離着陸）することを指す。



- ファミリー化とは、装備品について、基本的な構成部品を共通化させつつ、機能、性能等にバリエーションを持たせることで異なる運用要求に応えるようにすること。
- これにより、①補給整備性の向上、②ライフサイクルコストの低減、③研究開発の効率化が期待される。

《ファミリー化の例》

ボクサー系列（ドイツ）



標準



装甲戦闘車



多目的車



衛生車

チェンタウロ系列（イタリア）



近接戦闘



回収



人員輸送



機動迫撃砲

○ 当初見積時と取得戦略計画におけるライフサイクルコストを比較し、1機あたりのライフサイクルコスト（LCC）を算出すると、P-1は約1.4倍（約326億→約449億）、C-2は約1.4倍（約432億→約607億）となっている。また、1機1年あたりで換算したLCCを比較すると、P-1は約1.3倍（約16億円→約20億円）、C-2は約1.8倍（約11億円→約20億円）となっている。

《P-1 哨戒機》

当初見積時

《C-2 輸送機》

平成20年度ライフサイクルコスト管理年次報告書

平成21年度ライフサイクルコスト管理年次報告書

ライフサイクルコスト	22,850
構想段階（H4～H19）	553
開発段階（H13～H23）	2,474
量産段階（H20～H30年代）	8,928
運用・維持段階（H13～H60年代）	10,895
廃棄段階	見積もらず

（単位：億円）

1機あたり
LCC約326億円

1機1年あたり
LCC約16億円

ライフサイクルコスト	17,296
構想段階（H5～H12）	6
開発段階（H13～H20年代）	2,038
量産段階（H23～H30年代）	5,492
運用・維持段階（H17～H70年代）	9,760
廃棄段階	見積もらず

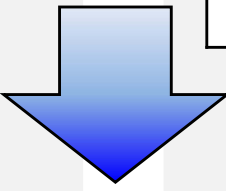
（単位：億円）

1機あたり
LCC約432億円

1機1年あたり
LCC約11億円

- ・ H20年度に4機、以後H30年代までに約70機を取得するものとし、期間を1機あたり約20年として想定
- ・ 物価変動は考慮せず、為替レートは113円/ドルを使用
- ・ 計数は、四捨五入による。

- ・ H23年度に取得を開始し、合計約40機を取得するものとし、運用期間を1機あたり約40年として想定
- ・ 物価変動は考慮せず、為替レートは103円/ドルを使用
- ・ 計数は、四捨五入による。



取得戦略計画（平成29年8月31日公表）

ライフサイクルコスト	31,405
構想段階（H3～H20）	0
開発段階（H4～H24）	3,101
量産段階（H20～H30年代）	13,989
運用・維持段階（H13～H60年代）	14,315
廃棄段階（H40年代以降）	0

（単位：億円）

1機あたり
LCC約449億円

1機1年あたり
LCC約20億円

ライフサイクルコスト	18,208
構想段階（H3～H12）	0
開発段階（H5～H20年代後半）	2,497
量産段階（H23～H30年代）	4,833
運用・維持段階（H23～H60年代）	10,877
廃棄段階（H50年代以降）	0

（単位：億円）

1機あたり
LCC約607億円

1機1年あたり
LCC約20億円

- ・ H20年度から約70機（27年度までの取得分34機を含む）を取得し、運用期間を1機あたり23年として想定
- ・ 物価変動は考慮せず、為替レートは110円/ドルを使用
- ・ 計数は、四捨五入による。

- ・ H23年度から約30機（27年度までの取得分8機を含む）を取得し、運用期間を1機あたり約30年として想定
- ・ 物価変動は考慮せず、為替レートは110円/ドルを使用
- ・ 計数は、四捨五入による。

- システム関連経費について、一者入札が大半を占めており、価格競争が十分に働いていない。
 （28年度に納期を迎えた各種システム経費の約97%は一者応札）
- 中でも、システム関連の技術支援費については、平成25年度以降、特定企業による一者入札が続いている状況であり、入札による価格競争が働いていない。

システム関連の技術支援費（統合幕僚監部所管分）

事業名	主な実施内容	30年度 予算額	入札者数 (H25年以降)	受注企業
COE（※1）に 係わる技術支援役 務	第三者的立場で技術的評価の実施、改修・更新に係る 計画の策定等。	2.5億円	一者入札 (H25～29年)	(株)三菱総合研究所
	技術導入に係る影響分析・提供支援、COE部品の不 具合修正等。		一者入札 (H25～29年)	(株)シーキューブドア イシステムズ（※3）
DII（※2）の 整備（維持設計 等）（技術支援）	DIIの将来事業検討。	6.4億円	一者入札 (H25～29年)	(株)三菱総合研究所
	換装を予定する加入システムに対する技術支援、障害 発生時の対処。		一者入札 (H25～29年)	富士通(株)
中央指揮システム の全体維持	稼働状況の調査・分析、障害発生時の障害発生源の特 定、各システム間の整合性の確保。	8.7億円	一者入札 (H25～29年)	日本電気(株)（2契約）
中央指揮システム に係る技術支援	システム稼働状況の技術的妥当性の分析・提案、シス テムの形態変更を確認・改善策の提案等。	1.2億円	一者入札 (H25～29年)	(株)三菱総合研究所
サイバー防護対処 分析業務の維持	脅威情報の収集・整理。サイバー攻撃手法の分析支援 等。	4.2億円	一者入札 (H25～29年)	NTTコミュニケーションズ(株)
	演習シナリオに応じた模擬プログラムの作成、セキュ リティパッチ等の適用に関する作業支援等。		一者入札 (H25～29年)	(株)日立製作所（3契 約）
	操作及び環境設定の改善、問題予見のための監視方法 改善策検討・提案・実施等。		一者入札 (H26～29年)	富士通(株)
	システム設計等の技術的妥当性に係る助言、改修に係 る調達方針の検討支援等。		一者入札 (H26～29年)	(株)三菱総合研究所
サイバー情報収集 装置の整備	システムの運用支援、サイバー攻撃の影響度評価の支 援・対策立案支援等。	2.9億円	一者入札 (H26～29年)	NTTコミュニケーションズ(株)
防衛省・自衛隊ク ラウド構築のための 技術支援	移行・運用段階における技術的リスクの分析、他事業 との連携を円滑に行うための体制や計画の策定等。	2.2億円	一者入札 (H28, 29年)	(株)NTTデータ

※1 COE（Common Operating Environment）とは、構造、設計、構築手法を共通化し、全自衛隊が情報システムにおいて使用するソフトウェア。

※2 DII（Defense Information Infrastructure）とは、情報の共有、通信回線の有効利用等を目的とした全自衛隊共通のネットワーク。

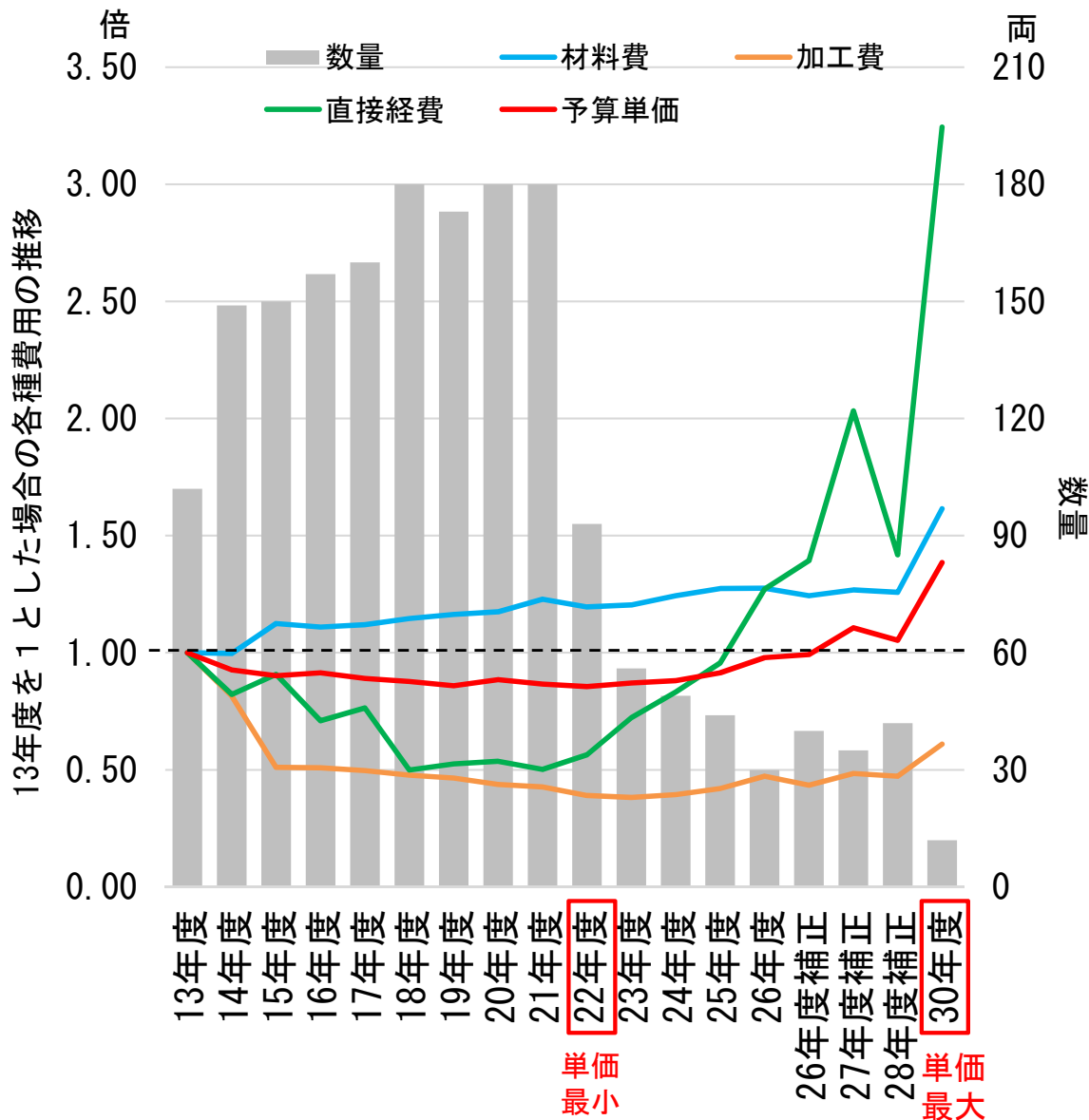
※3 日本電気・富士通・日立製作所等の出資による合併会社。

計数については四捨五入によるので、計と符合しないことがある。

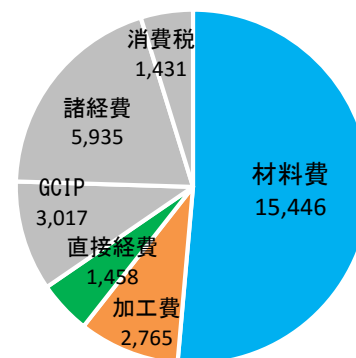
軽装甲機動車（L A V）の各種費用の推移

資料Ⅱ－6－9

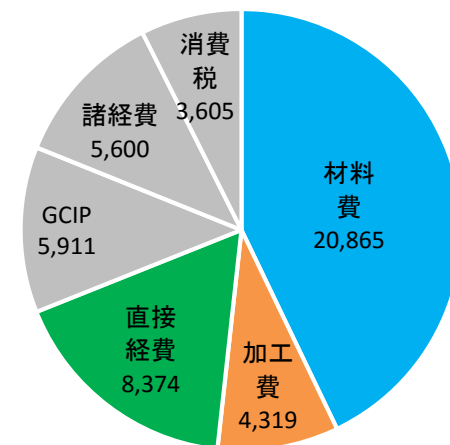
- 軽装甲機動車の加工費及び直接経費は、当初は製造経験の蓄積とともに減少していたが、近年は調達数量の減少等により上昇に転じている。
- このように、年度の調達数量は取得単価に大きく影響を及ぼすため、中長期的な取得年度及び数量の計画に沿って効率的な取得を行うべきではないか。



22年度単価の内訳
[単位：千円]



30年度単価の内訳
[単位：千円]



計 4,867万円

1.6倍



性能

乗員：4名

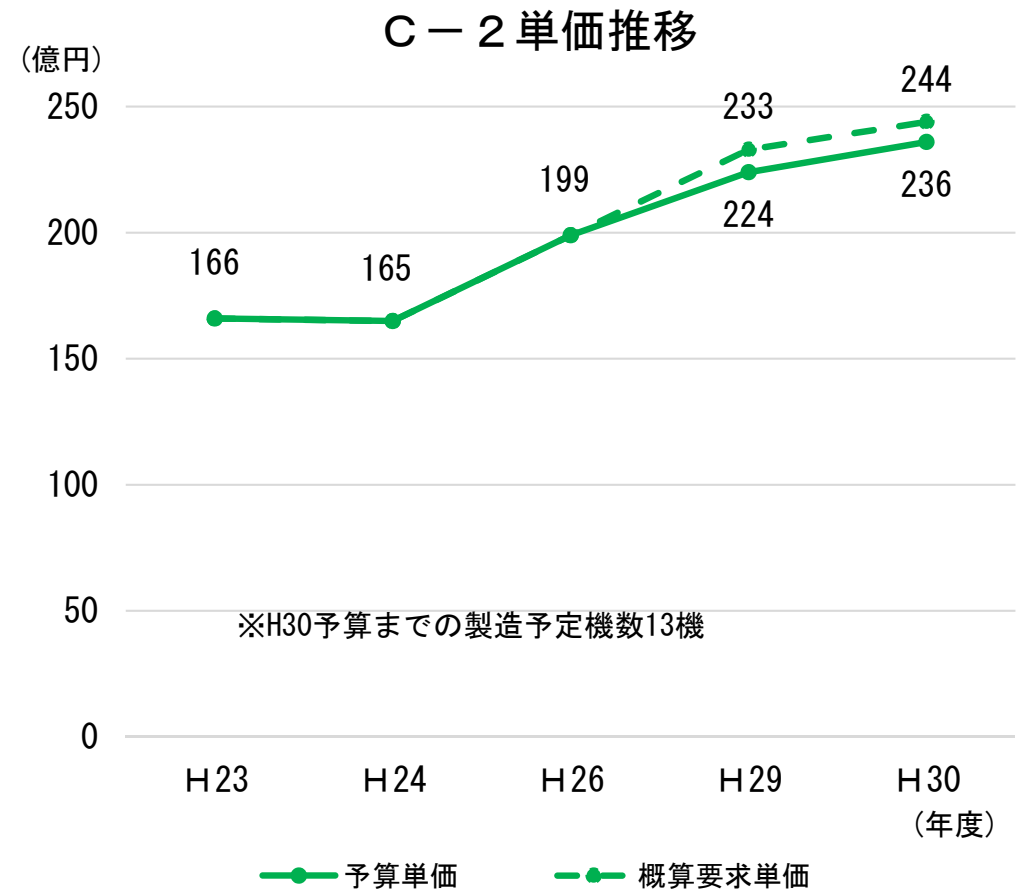
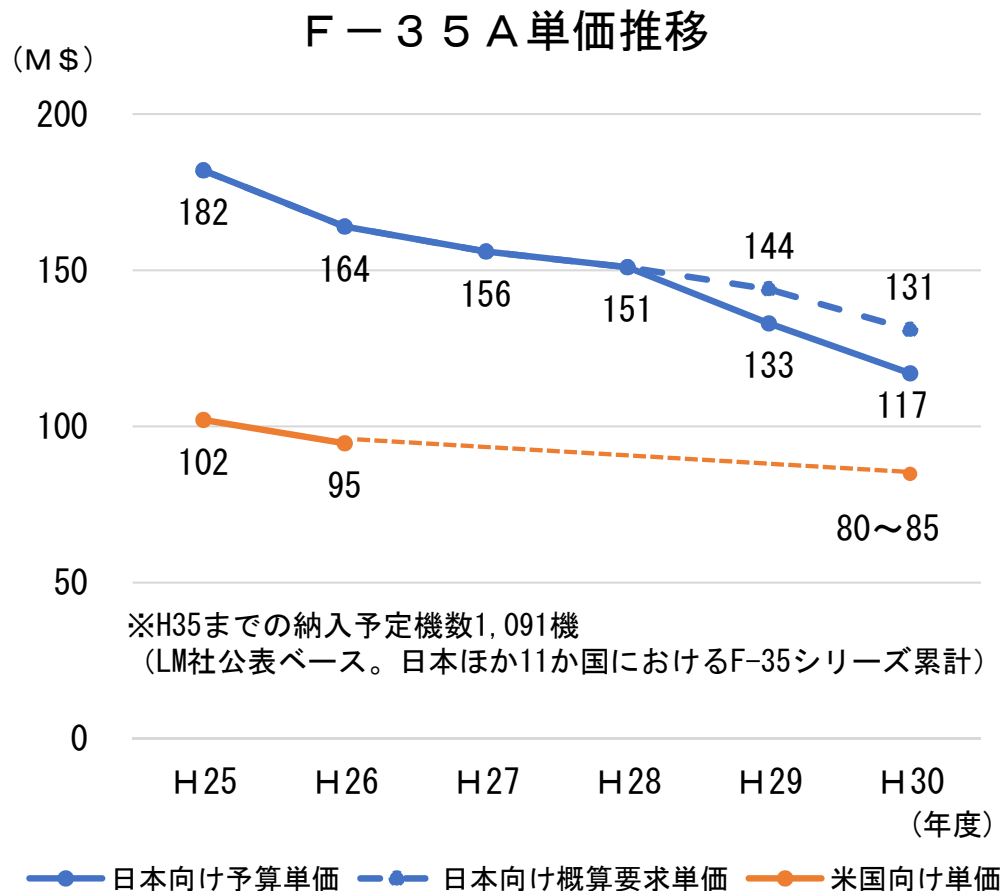
重量：約4.5t

最高速度：100km/h

製作

小松製作所

- 世界規模で調達されているF-35A戦闘機については、製造経験の蓄積に伴う作業の効率化に連動して、年々価格が低減しているが、C-2輸送機ではむしろ高騰している。
- 受注の少ない国内企業であっても、調達数量の増加に伴い、適切に単価低減が図られるよう取り組むべきではないか。



※ 米国向け単価は機体とエンジンだけの価格であり、日本向け単価は国内企業の製造参画に伴う経費等を含む価格である。

※ 米国向け単価について、H25、26は公表価格、H27以降はBlueprint For Affordability（米国政府及び製造企業による価格低減施策）に基づく目標価格。

※ H25、27、28は機体の取得なし。

※ H29は、H28に取得したエンジン等を加味した単価。

- 弾薬の種類は多岐にわたり、各種弾薬ごとに製造企業が分かれている。また、弾薬は主に弾丸（弾頭部）、薬きょう（容器）、火薬（発射薬）などから成るが、プライム企業（下掲10社）が全てを製造しているわけではなく、各種業種に属する複数のベンダー企業が各部位の製造、加工、填薬、組立を分業していることが多い。

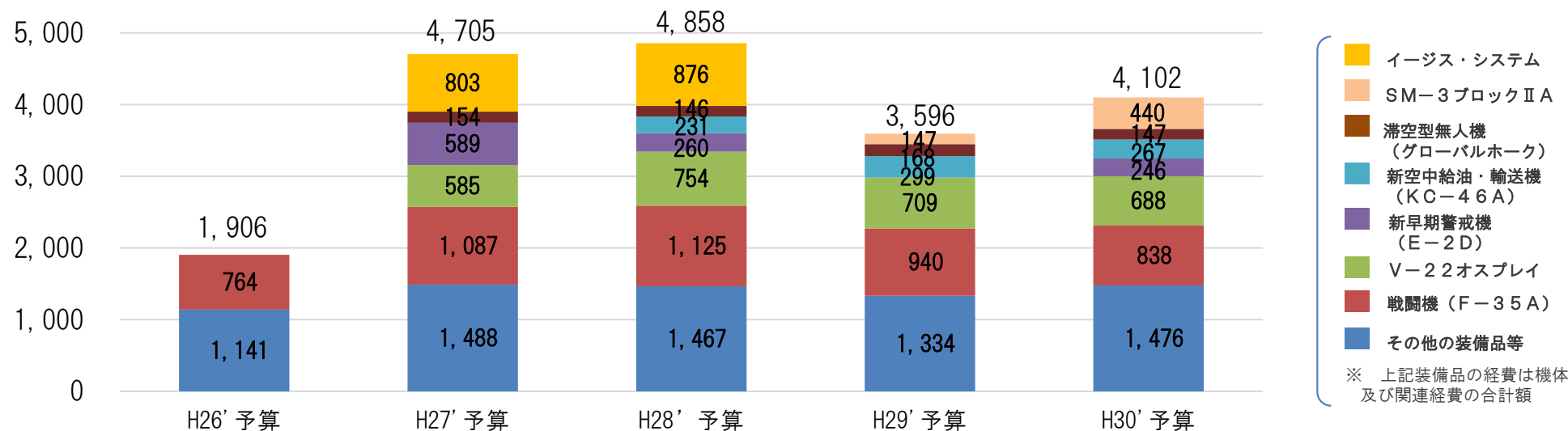
製造企業	小火器弾	機関砲弾	無反動砲弾	迫撃砲弾（81mm）	迫撃砲弾（120mm）	戦車砲弾（徹甲弾）	（戦車戦車榴弾）弾	榴弾	ロケット弾	対戦車誘導弾	地雷	信管（機械式）	信管（電気式）	発射装薬	製造企業
旭精機工業 （非鉄金属・金属製品）	●														旭精機工業 （非鉄金属・金属製品）
ダイキン工業 （設備機器・部品）		●	●	●		●									ダイキン工業 （設備機器・部品）
小松製作所 （建設農業機械・産業車両）					●		●	●							小松製作所 （建設農業機械・産業車両）
IHIエアロスペース （宇宙機器※）									●						IHIエアロスペース （宇宙機器※）
川崎重工 （産業機械）										●					川崎重工 （産業機械）
石川製作所 （産業機械）											●				石川製作所 （産業機械）
旭化成 （化学）														●	旭化成 （化学）
リコーエレメックス （情報機器※）												●			リコーエレメックス （情報機器※）
横河電子機器 （防衛関連機器※）													●		横河電子機器 （防衛関連機器※）
日本工機 （防衛用弾薬類※）		●													日本工機 （防衛用弾薬類※）

（注）表中の●は、プライム企業を示す（出典：自衛隊装備年鑑 2017-2018）。
業種は、会社四季報（東洋経済）に記載の業種（※は各社ホームページ記載）による。

- FMS (Foreign Military Sales) は、米国の安全保障政策の一環として、同盟諸国等に対して装備品を有償で提供する仕組みであり、一般では調達できない軍事機密性の高い装備品や米国しか製造できない最新鋭の装備品等を、米国企業との豊富な契約実績を持つ米国を通じて調達可能なほか、米国等との共同購入によるスケールメリットも期待。
- 防衛省は、防衛計画の大綱及び中期防に基づき、FMSを通じた最新鋭の装備品の導入を含め、防衛力の強化を図っており、平成30年度予算においては4,102億円のFMS予算を計上。

○ FMSによる装備品等の取得に係る予算額（当初予算）の推移 ※契約ベース

（単位：億円）



○ 【参考】FMS調達の代表例 ※FMSの金額



イージス・システム
搭載護衛艦 (8,200トン型)
(イメージ)
H28年度：876億円※
※イージス・システム等の金額



SM-3 ブロックII A
【レイセオン】
H30年度：440億円※
※弾薬の取得経費のみ



グローバルホーク
【ノースロップ・グラマン】
H30年度：147億円※
※組立経費等



KC-46 A
【ボーイング】
H30年度：1機267億円



E-2 D
【ノースロップ・グラマン】
H30年度：1機246億円



V-22 オスプレイ
【ベル/ボーイング】
H30年度：4機688億円※
※関連経費を含む



F-35 A
【ロッキード・マーチン】
H30年度：6機838億円※
※関連経費含む

米国

<航空機>

ボーイング

マクドネル・ダグラス

・ロックウェル、ヒューズ（衛星）等

【6社集約】

ボーイング

ロッキード

マーチン・マリエッタ

・ジェネラル・ダイナミックス（戦闘機）、ローラール等

【14社集約】

ロッキード・
マーチン

ノースロップ

グラマン

・ウェestingハウス（防衛、電子）、リットン等

【12社集約】

ノースロップ・
グラマン

レイセオン

ビーチ

・テキサス・インスツルメント（防衛）、
ヒューズ（防衛）、BAe（ジェット・ビジネス事業）

レイセオン

欧州

<航空機>

【25社集約】

BAe（英）

サーブ

マルコーニ

・その他機器メーカー等

BAeシステムズ

エアロバス
（仏）

マトラ（仏）

ダッソー（仏）

DASA（独）

CASA（西）

エアバス

エアバス

【5社集約】

アレニア（伊）

アグスタ（伊）

ウェストランド（英）

レオナルド
（旧フィンメカニカ）

民生分野も担当する企業

日本

<航空機>

三菱重工業

川崎重工業

富士重工業

三菱重工業

川崎重工業

SUBARU

<艦艇>

三菱重工業

IHI

住友重機械
工業

日立造船

日本鋼管

IHIMU

ユニバーサル
造船

JMU

三井造船

川崎重工業

三井造船

川崎重工業

5. 防衛生産・技術基盤の維持・強化のための諸施策

（4）防衛産業組織に関する取組

我が国の防衛産業組織の特徴としては、欧米のような巨大な防衛専門企業は存在せず、また、企業の中での防衛事業のシェアは総じて低く、企業の経営トップへの影響力は一般的に少ない状況にあり、欧米諸国と比べて、企業の再編も進んでいない。他方で、企業によっては収益性・成長性等の観点から防衛事業から撤退しているところもあり、防衛生産・技術基盤のサプライチェーンの維持の観点からの問題が懸念されている状況となっている。そのような状況下において、企業の経営トップが、防衛事業の重要性・意義を理解することを促進し、また、企業にとっては、他社と相互に補完し合うことによる国際競争力の強化、防衛省にとっては調達の効率化・安定化という観点から事業連携、部門統合等の産業組織再編・連携（アライアンス）は有効な手段であるところ、その防衛産業組織の在り方について、今後検討していく必要がある。